

避難しやすい環境（避難を促進する環境）
の整備に係るアンケート
報告書

平成27年3月

一般財団法人消防科学総合センター

避難しやすい環境（避難を促進する環境）の整備に係るアンケート
報告書

目次

I.	調査概要	1
1-1	調査目的	1
1-2	調査設計	1
1-3	回収結果	1
1-4	調査内容	1
1-5	報告書の見方	1
1-6	調査結果の概要・考察	2
II.	基本的な情報	5
2-1	自治体	5
2-2	人口	7
2-3	面積	7
III.	避難に関する情報の伝達について	9
3-1	住民への避難に関する情報の伝達手段	9
3-2	フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況	13
3-3	映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況	15
3-4	映像の伝達方法	17
3-5	登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況	19
3-6	住民の内での登録者の割合	21
3-7	登録制の防災メールを配信するに当たって留意している点	23
3-8	緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況	25
3-9	日本語を解さない外国人のための、英語等の併記	27
3-10	緊急速報メール・エリアメールを配信するに当たって留意している点	29
3-11	避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況	31
3-12	避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化	35
3-13	避難行動を促すための、情報伝達上の工夫	39
IV.	避難誘導について	41
4-1	消防団員等による避難誘導の実施状況	41
4-2	避難誘導を行う人	43
4-3	平成24～26年の3年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例	45
4-4	その時の課題や教訓	47

4-5	夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること	49
4-6	避難を助けるための避難バスの運行	51
4-7	避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況	53
4-8	避難誘導の工夫	55
V.	指定緊急避難場所について	57
5-1	指定緊急避難場所として指定している場所（施設）	57
5-2	災害の種類毎に避難場所としての適否の明示	65
5-3	住民の避難促進に効果があると考ええるもの（上位3つ）	67
5-4	特徴的な指定緊急避難場所	69
VI.	指定避難所について	71
6-1	指定避難所として指定している施設	71
6-2	指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合	79
6-3	指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合	81
6-4	指定避難所の内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合	83
6-5	指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合	85
6-6	指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合	87
6-7	指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合	89
6-8	指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合	91
6-9	指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合	93
6-10	指定避難所の内、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合	95
6-11	住民の避難促進に効果があると考ええるもの（上位3つ）	97
6-12	住民の避難促進に効果があると考ええるもの（上位3つ）	99
6-13	地域・企業・学校等との連携	103
VII.	避難しやすい環境づくりについて	105
7-1	避難しやすい環境づくりの工夫・意見・悩み・疑問点等	105
VIII.	調査結果	109
IX.	巻末資料	131
9-1	官民協働事例 「地区防災委員会」（大阪府箕面市）	132
9-2	避難所運営マニュアルの策定、利用（東京都狛江市）	133
9-3	震災後の避難所運営マニュアルの改訂（宮城県仙台市）	134
9-4	避難所マニュアルの策定（宮城県亘理町）	135

9-5	個別避難所運営マニュアルの策定（宮崎県宮崎市）.....	136
9-6	避難所運営図上訓練（香川県東かがわ市）.....	137
9-7	宿泊型の防災体験学習（北海道千歳市）.....	138
9-8	総合防災訓練、応急救護所設置・運営訓練、応急医療救護体制訓練 （千葉県船橋市）.....	139
9-9	全市一斉総合防災訓練（岐阜県関市）.....	140
9-10	地震感知式自動解錠ボックスの導入事例 （和歌山県有田市、東京都稲城市、茨城県龍ヶ崎市）.....	141

I. 調査概要

1-1 調査目的

避難しやすい環境（避難を促進する環境）づくりについて全国各地の状況を調査し、その結果を全国に紹介することで、市区町村における避難対策を進めるための基礎資料となることを目的に調査を実施した。

1-2 調査設計

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 調査対象 | 1, 741市町村 |
| (2) 調査手法 | 郵送によるアンケート形式 |
| (3) 調査期間 | 平成27年2月10日（火）～平成27年2月27日（金） |

1-3 回収結果

811市町村（回収率46.6%）

1-4 調査内容

- ・ 基本情報
- ・ 避難に関する情報の伝達について
- ・ 避難誘導について
- ・ 指定緊急避難場所について
- ・ 指定避難所について
- ・ 避難しやすい環境づくりについて（自由回答）

1-5 報告書の見方

- ・ 調査数（n = Number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。
- ・ 回答の構成比は百分率で表記し、小数点第2位を四捨五入して算出している。従って、回答比率の合計が100%にならない場合がある。
- ・ 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超える。
- ・ 図および文章中で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。

1-6 調査結果の概要・考察

【避難に関する情報の伝達について】

◆調査結果の概要

- 住民への避難に関する情報の伝達手段として、7割以上の市町村で整備されているものは、「エリアメール・緊急速報メール」(95.1%)、「同報系防災行政無線（屋外拡声方式）」(79.8%)、「ホームページ」(78.1%)である。
- 同報系防災行政無線の放送が聞き取れなかった人たちのための避難情報確認のフリーダイヤルや映像での災害情報の伝達は、多くの市町村で未整備である。
- 登録制防災メールの整備は6割の市町村で行われているが、住民の登録状況は7割近くの市町村で1割以下である。
- ほとんどの市町村では緊急速報メールやエリアメールによる災害情報伝達の仕組みが整備されているが、日本語を解さない外国人のための英語等の表記は行われていない。
- 避難行動要支援者に対して、個別に直接電話で避難情報を伝達する市町村（必要な場合や状況によって行うを合わせて）は41.3%と半数に満たない。
- 避難情報伝達の対象地域の細分化については、「自治会」を単位としている市町村が最も多く（32.0%）、次いで「行政区」を単位としている市町村が多い（26.2%）。

◆調査結果に関する考察

アンケート調査の結果から、住民の避難に関する情報の伝達手段としては、登録制防災メール、緊急速報メール・エリアメール、屋外拡声方式の防災行政無線、そしてホームページによるものが主流であるが、住民によるメールの登録がなされていない、雨風の音により屋外拡声器からの情報が聞き取れないといった課題がある。また、緊急速報メール・エリアメールの英語表記（日本語を介さない外国人向け対応）や、避難行動要支援者への個別対応については、早急に検討が求められる。

【避難誘導について】

◆調査結果の概要

- 大雨などで避難勧告・指示が発令された際、市町村の8割が消防団等による避難誘導を行うことにしている。具体的には、「消防団員」が避難誘導を行うことになっている市町村が91.2%で最も高く、次いで「自主防災組織役員（もしくは自治会役員）」(67.5%)、「行政職員」(64.9%)となっている。
- しかし実際に避難誘導の経験を有する市町村は多くはなく、平成24～26年の3年間で、消防団員等による避難誘導を行った市町村は24.8%である。
- 夜間における避難誘導を助ける取り組みを行っている市町村は35.7%である。

- 住民の避難を助けるための避難バスの運行を実施している市町村は全体の 1 割である。
また、避難行動要支援者の避難を助けるための送迎を実施している市町村は全体の 2 割程度である。

◆調査結果に関する考察

住民の避難誘導については、8 割の市町村で、消防団員・自主防災組織役員・行政職員などにより、避難誘導を実施することになっている。しかしながら、実際に避難誘導した経験がなく、ここ 3 年間で避難誘導の経験のある市町村は、4 団体中 1 団体という結果となった。また夜間の避難誘導に関しても、6 割弱の市町村が取り組みを行っていない結果となった。こうした課題に対しては、日中のみならず夜間の避難誘導訓練を実施するなどの措置が必要である。また、避難情報の伝達と同様に、避難誘導に関しても避難行動要支援者への対策を練る必要がある。避難バスの運行や避難行動要支援者の送迎などは、その対策の一例として考えられるものであるが、一部の市町村にとどまる。事業者や NPO などとも連携しながら、市町村の実状に応じて具体的な避難誘導対策を整備していくことも、今後の検討課題であると考えられる。

【指定緊急避難場所・指定避難所について】

◆調査結果の概要

- 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）は、「小中学校施設（体育館等）」が 63.4%で最も高く、次いで「小中学校校庭」が 62.9%、「公園・広場」が 62.3%となっている。
- 指定緊急避難場所について、住民の避難促進に効果があると思うものは、「避難スペースが広いこと」が 69.2%で最も高く、次いで「自宅からの距離が近いこと」が 68.2%、「風雨を避けられること」が 42.8%となっている。
- 指定避難所として指定している施設は、「小中学校施設（体育館等）」が 94.9%で最も高く、次いで「公立のコミュニティセンターや公民館」が 83.2%、「公立の体育館」が 65.9%となっている。
- 指定緊急避難場所の指定が済んだ市町村の中で、指定避難所と指定緊急避難場所を兼ねているのが 7 割以上ある市町村は約 4 割である。一方、指定避難所が指定緊急避難場所をほとんど兼ねていない市町村は約 2 割ある。
- 指定避難所のうち、テレビやラジオがある避難所の割合は、「7 割以上」が 54.2%で最も高く、次いで「5～6 割」が 12.0%、「1～2 割」が 8.3%となっている。
- 指定避難所のうち、Wi-Fi などの無線 LAN 設備が整備されている避難所の割合は、「ほとんどない」が 69.6%で最も高く、次いで「1～2 割」が 8.7%、「7 割以上」が 4.9%となっている。

- 指定避難所のうち、洋式トイレが整備されている避難所の割合は、「7割以上」が41.3%で最も高く、次いで「5～6割」が14.6%、「3～4割」が10.8%となっている。
- 指定避難所のうち、冷房設備が整備されている避難所の割合は、「ほとんどない」が21.3%で最も高く、次いで「7割以上」が20.6%、「1～2割」が20.3%となっている。
- 指定避難所のうち、暖房設備が整備されている避難所の割合は、「7割以上」が45.4%で最も高く、次いで「1～2割」が12.5%、「5～6割」が11.0%となっている。
- 指定避難所のうち、厨房設備が整備されている避難所の割合は、「7割以上」が32.3%で最も高く、次いで「3～4割」が16.2%、「1～2割」が14.6%となっている。
- 指定避難所のうち、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合は、「ほとんどない」が26.6%で最も高く、次いで「1～2割」が24.1%、「7割以上」が23.0%となっている。
- 指定避難所のうち、遊具（囲碁、将棋、ボードゲーム等）や週刊誌等の図書がある避難所の割合は、「ほとんどない」が44.2%で最も高く、次いで「1～2割」が16.2%、「3～4割」が5.8%となっている。
- 指定避難所について、住民の避難促進に効果があると考ええるものは、「生活環境設備（冷暖房設備等）が充実していること」が53.4%で最も高く、次いで「自宅から避難所までの距離が近いこと」が51.5%、「避難スペースが広いこと」が43.4%となっている。

◆調査結果に関する考察

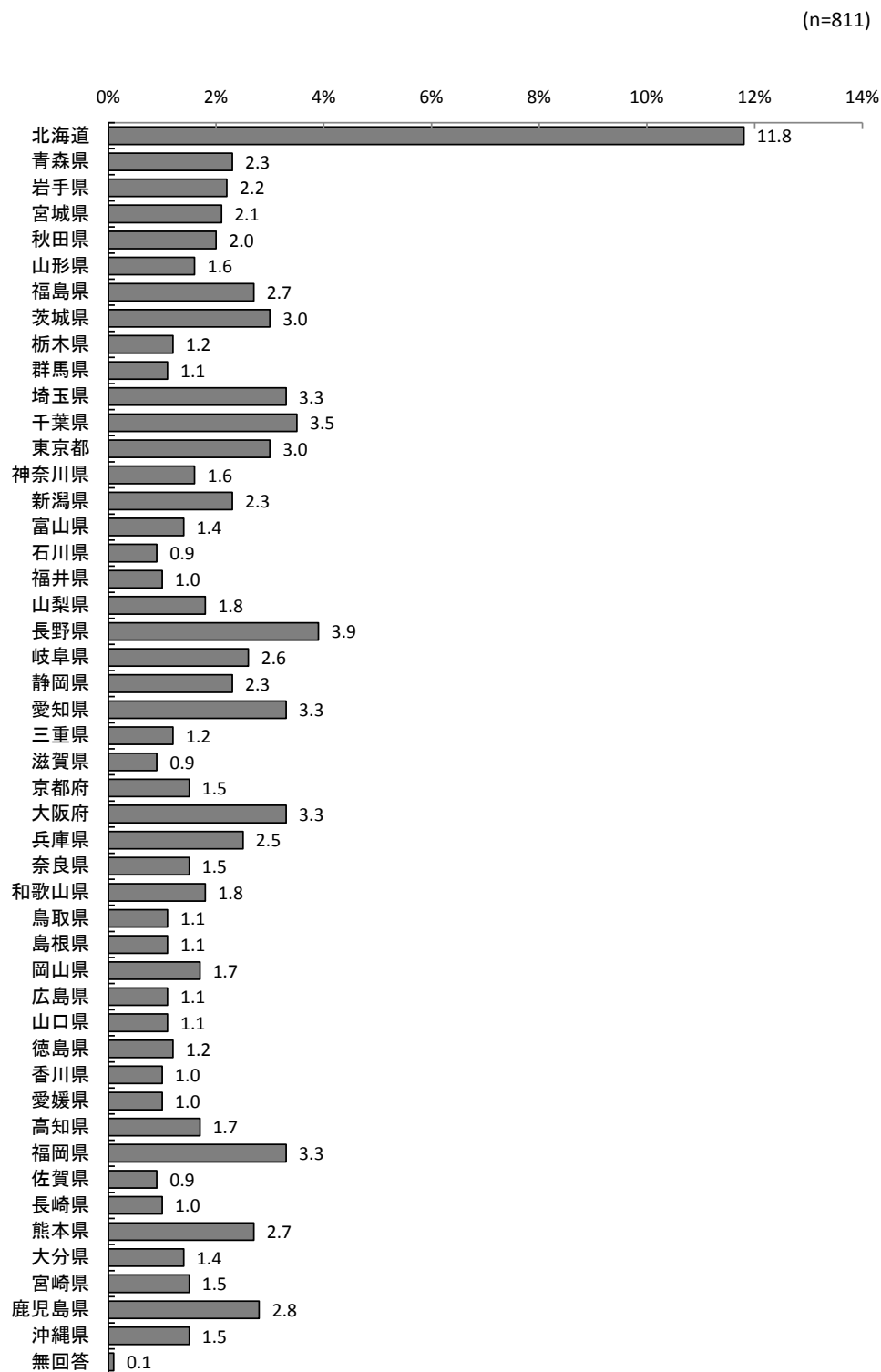
指定緊急避難場所については、小中学校施設や小中学校校庭、そして公園・広場といった公立の施設が指定される傾向にある。また指定避難所についても、小中学校施設、公立のコミュニティセンターや公民館、そして公立の体育館といった、公立の施設が指定される傾向にある。ただし指定避難所については、これら施設の多くで、避難に際し必要な設備が十分に整備されるとは言い難い状況にある。テレビやラジオは比較的用意されている傾向にあるが、Wi-Fi環境や冷暖房の設備、備蓄品の用意などは不十分な指定避難所も多い。こうした傾向から、市町村にとっては、住民の避難の促進と指定避難所の設備の充実が、まだ十分に結びついてはいないと考えられる。住民が率先して避難しようとするためにも、指定避難所の設備の充実を図ることが、市町村の今後の課題である。

Ⅱ． 基本的な情報

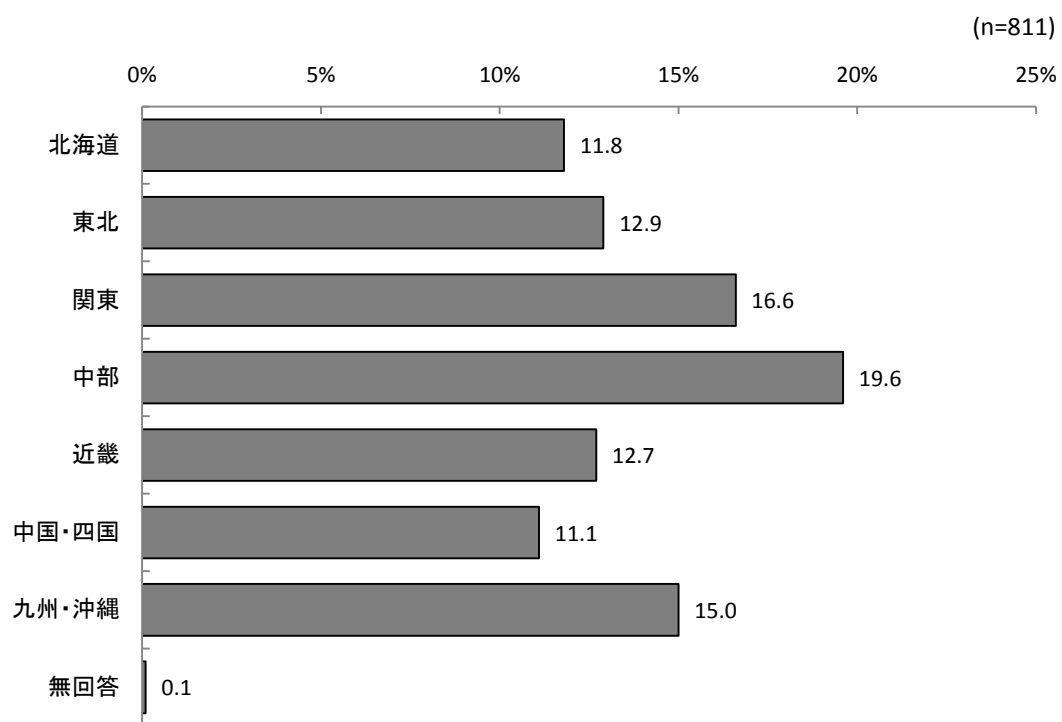
2－1 自治体

問 1 貴団体の名称及びご連絡先を以下にご記入ください。

※記載された市町村名から都道府県別、地域別に集計した



<図 2－1－1 都道府県別>

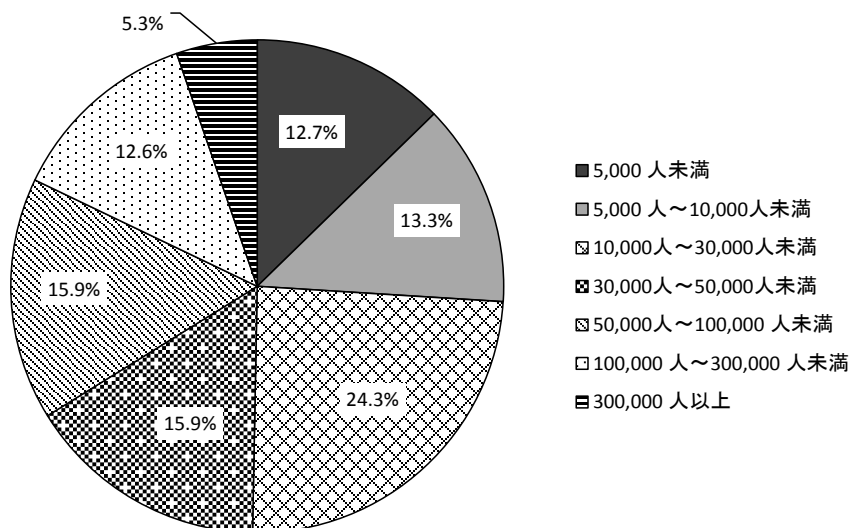


< 図 2 - 1 - 2 地域別 >

2-2 人口

問2 貴団体の人口（平成27年1月1日時点）について、以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

(n=811)

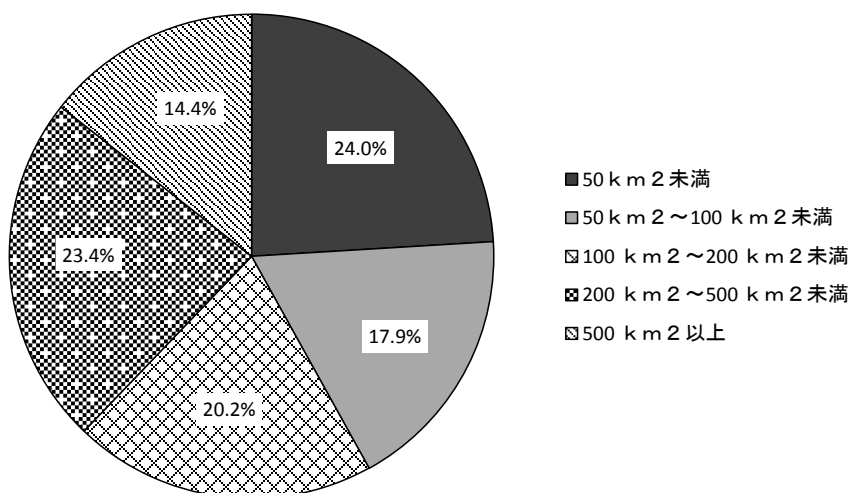


<図2-2 人口>

2-3 面積

問3 貴団体の面積について、以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

(n=811)



<図2-3 面積>

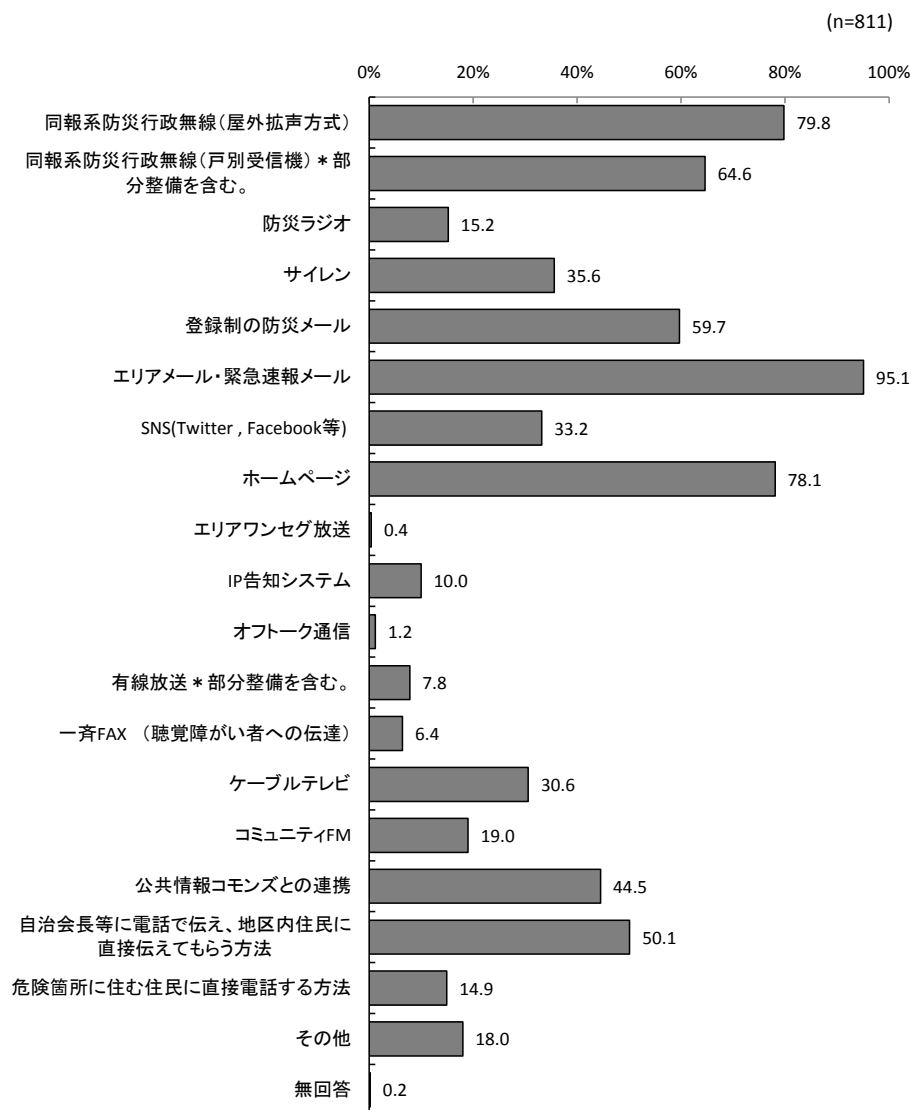
Ⅲ．避難に関する情報の伝達について

３－１ 住民への避難に関する情報の伝達手段

問４ 貴団体では、住民のみなさんへの避難に関する情報の伝達手段として、どのようなものを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

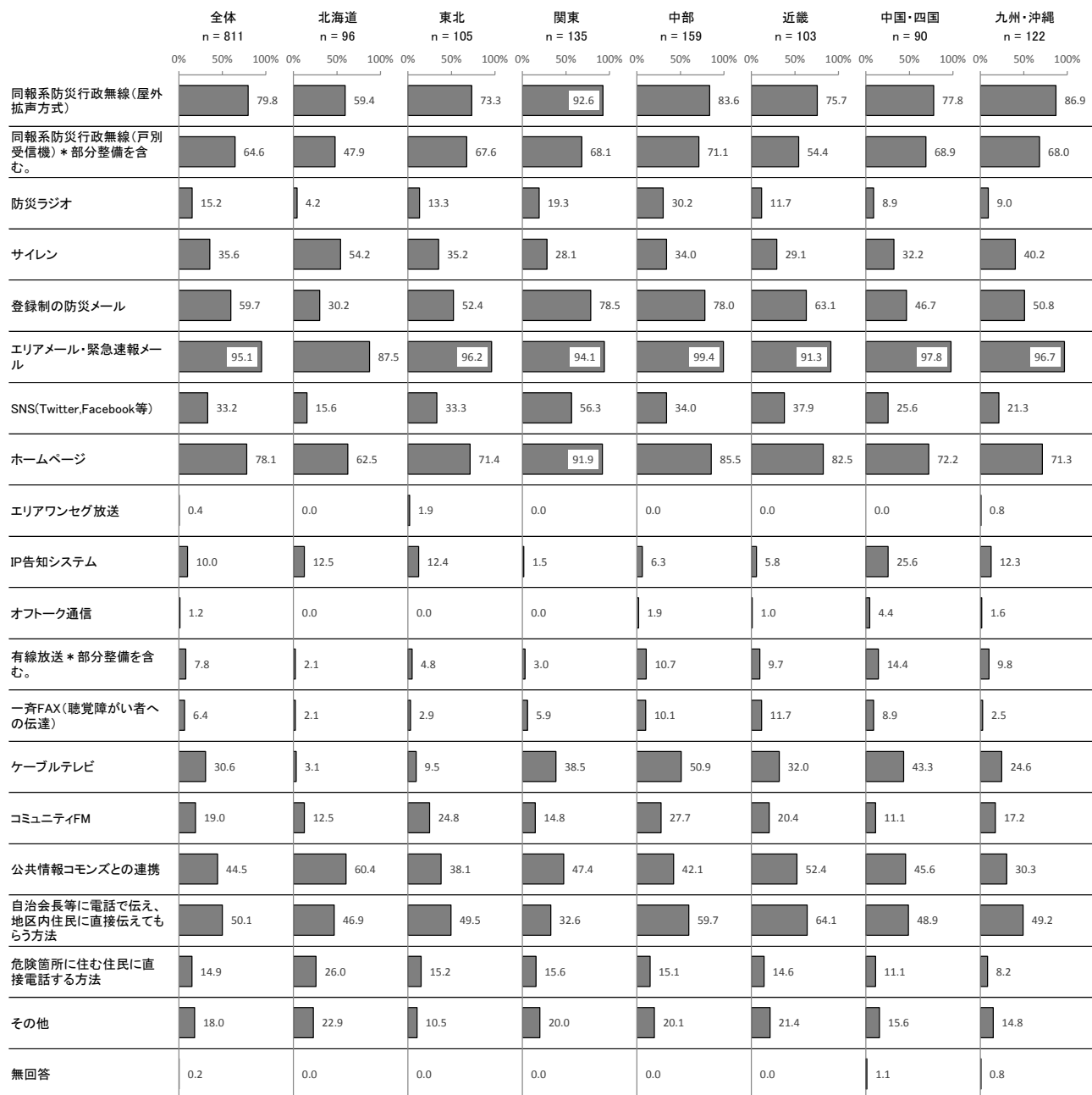
住民への避難に関する情報の伝達手段として、整備しているものとしては、「エリアメール・緊急速報メール」が 95.1%で最も高く、次いで「同報系防災行政無線（屋外拡声方式）」が 79.8%、「ホームページ」が 78.1%となっている。

なお、その他の記載として多かったものは、「広報車両、消防団」、「FM放送局との応援協定に基づくラジオ放送」等で、特徴的なものとしては、「高速情報通信網」、「有線ケーブルを利用した屋外告知放送」、「Yahoo! JAPANへの防災情報提供による掲載」、「メッセージボード付き自動販売機」等があった。



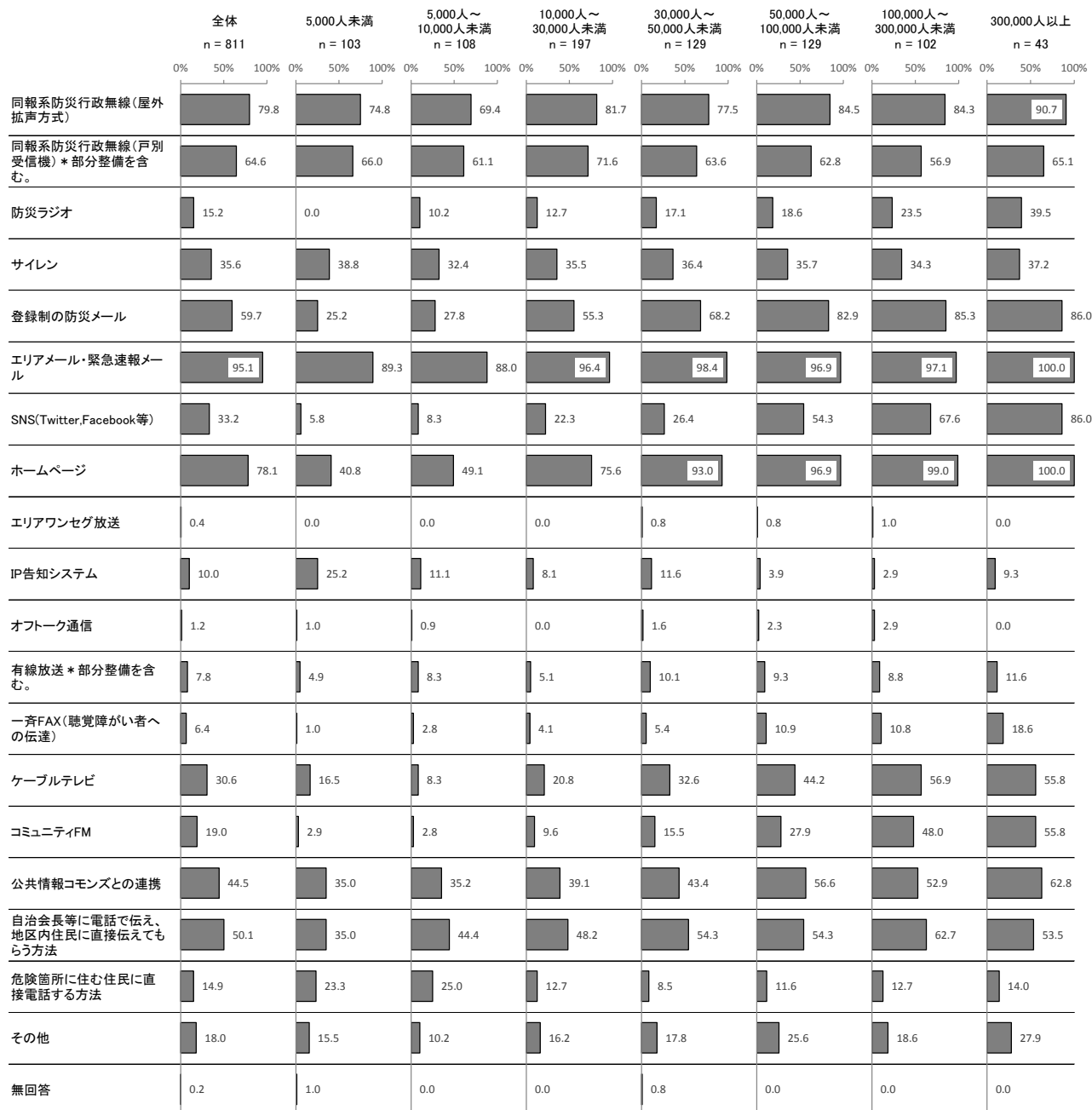
<図 3－1 住民への避難に関する情報の伝達手段>

地域別にみると、「エリアメール・緊急速報メール」は北海道を除き、東北から九州・沖縄まで9割を超える。「同報系防災行政無線（屋外拡声方式）」は関東が92.6%、九州・沖縄が86.9%で、他の地域より高くなっている。「ホームページ」は関東が91.9%、中部が85.5%、近畿が82.5%で、他の地域より高くなっている。



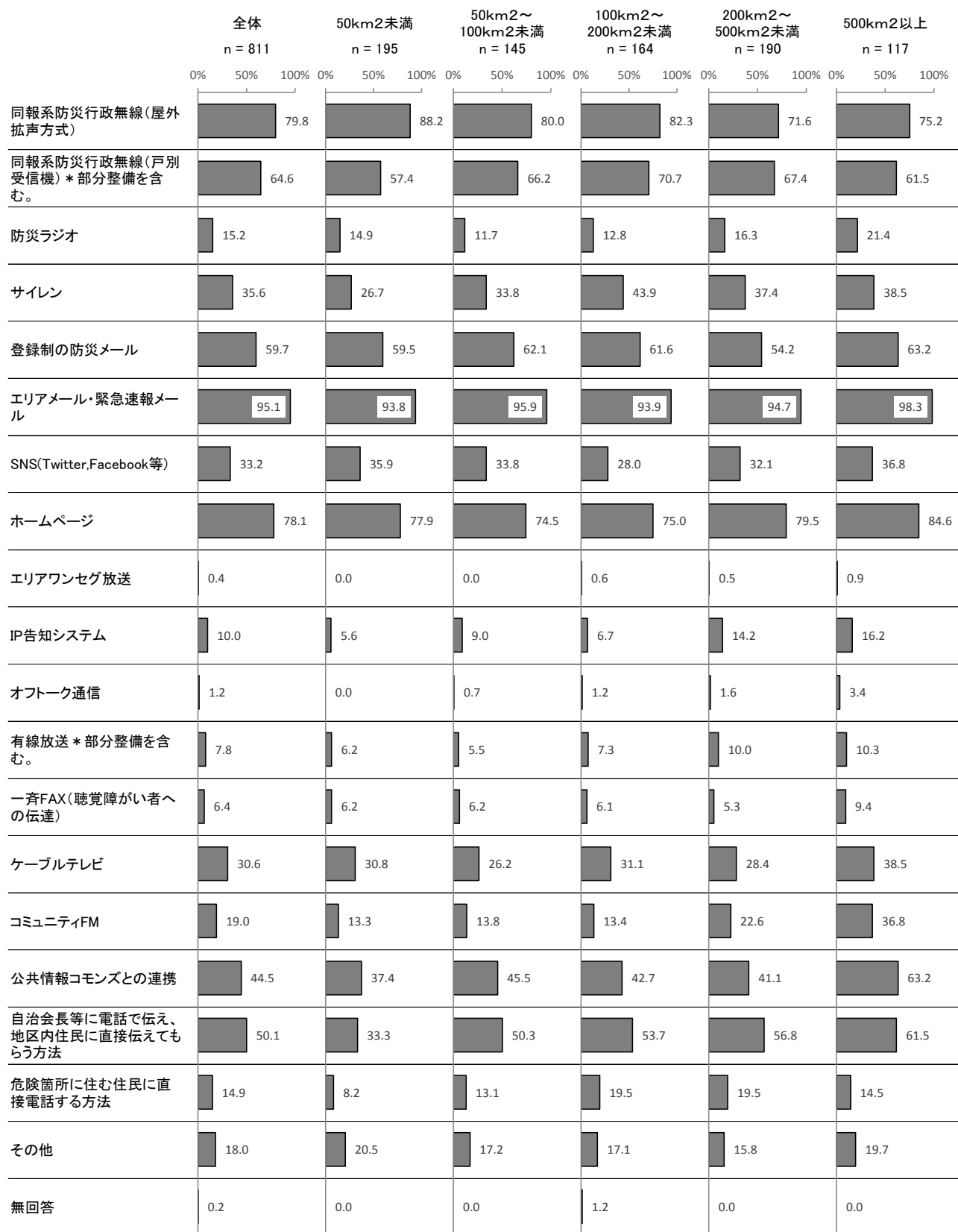
<図3-1-1 住民への避難に関する情報の伝達手段（地域別）>

人口規模別にみると、「エリアメール・緊急速報メール」は10,000人以上、「ホームページ」は30,000人以上の自治体で9割を超え、300,000人以上では「エリアメール・緊急速報メール」、「ホームページ」ともに100%となっている。一方、10,000人未満では「ホームページ」は5割を下回る。「登録制の防災メール」は50,000人以上では8割を超えるが、10,000人未満では3割を下回る。



<図3-1-2 住民への避難に関する情報の伝達手段(人口規模別)>

面積別にみると、「エリアメール・緊急速報メール」、「同報系防災行政無線（屋外拡声方式）」、「ホームページ」などは面積の大きさによる差はあまりみられない。「公共情報コモンズとの連携」は500km²以上が63.2%、「コミュニティFM」は500km²以上が36.8%で、他の面積と比べ高くなっている。

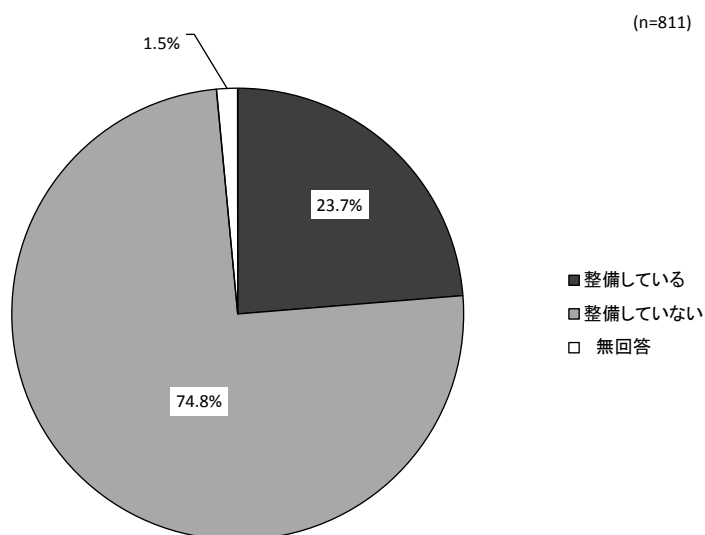


< 図 3 - 1 - 3 住民への避難に関する情報の伝達手段（面積別） >

3-2 フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況

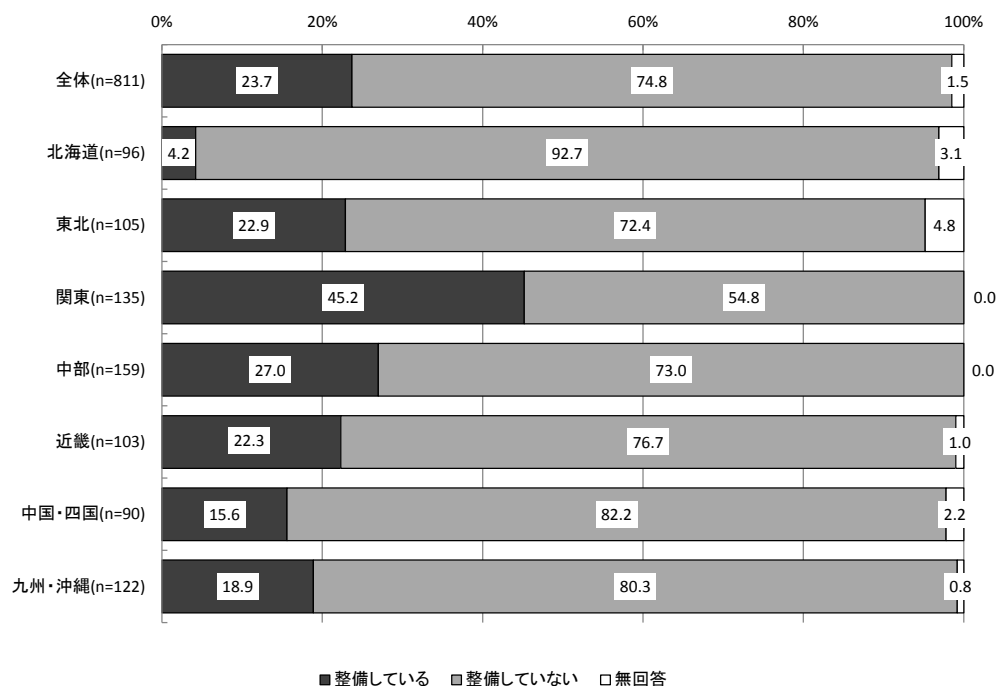
問5 貴団体では、同報系防災行政無線の放送が聞き取れなかった人たちのために、フリーダイヤルで確認できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況として、「整備している」は23.7%、「整備していない」は74.8%となっている。



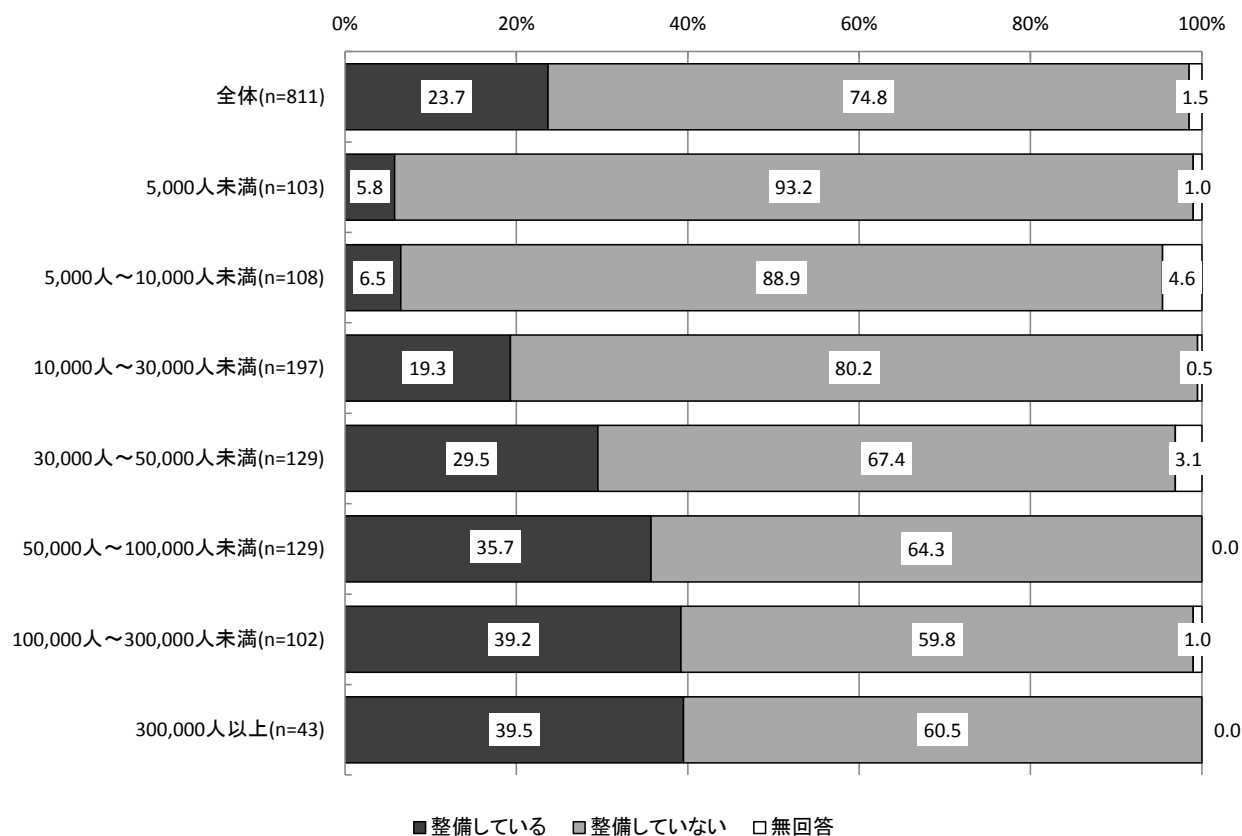
<図3-2 フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況>

地域別にみると、関東では「整備している」が45.2%と半数弱を占めるが、他の地域では2割前後となっており、北海道では1割を下回る。



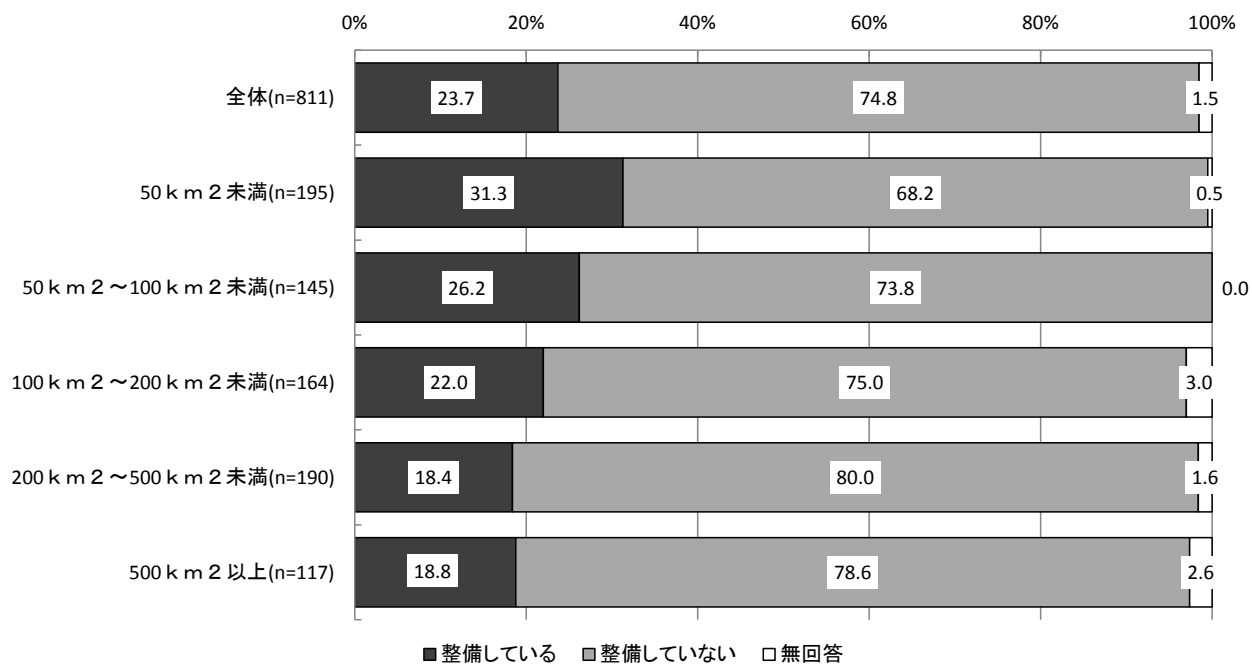
<図3-2-1 フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況（地域別）>

人口規模別にみると、人口が多くなるにつれ「整備している」の割合が高くなっている。



< 図 3 - 2 - 2 フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況（人口規模別） >

面積別にみると、面積が大きくなるにつれ「整備している」の割合が低くなる傾向にある。

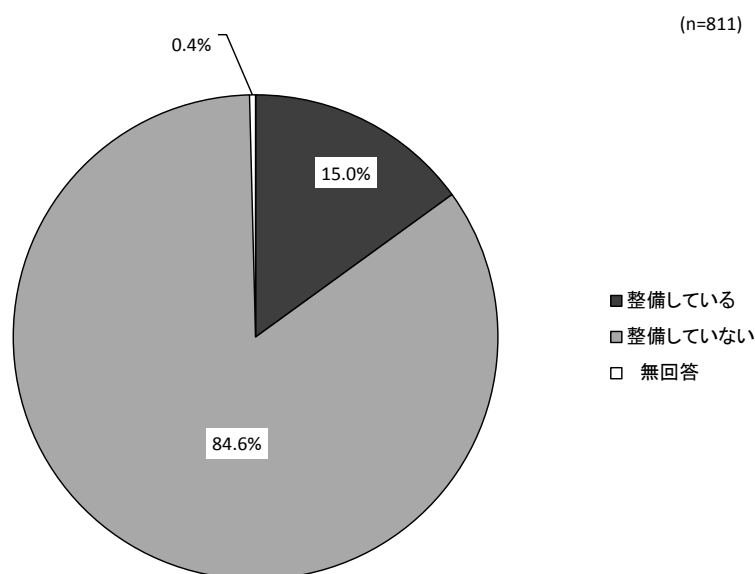


< 図 3 - 2 - 3 フリーダイヤルで確認できる仕組みの整備状況（面積別） >

3－3 映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況

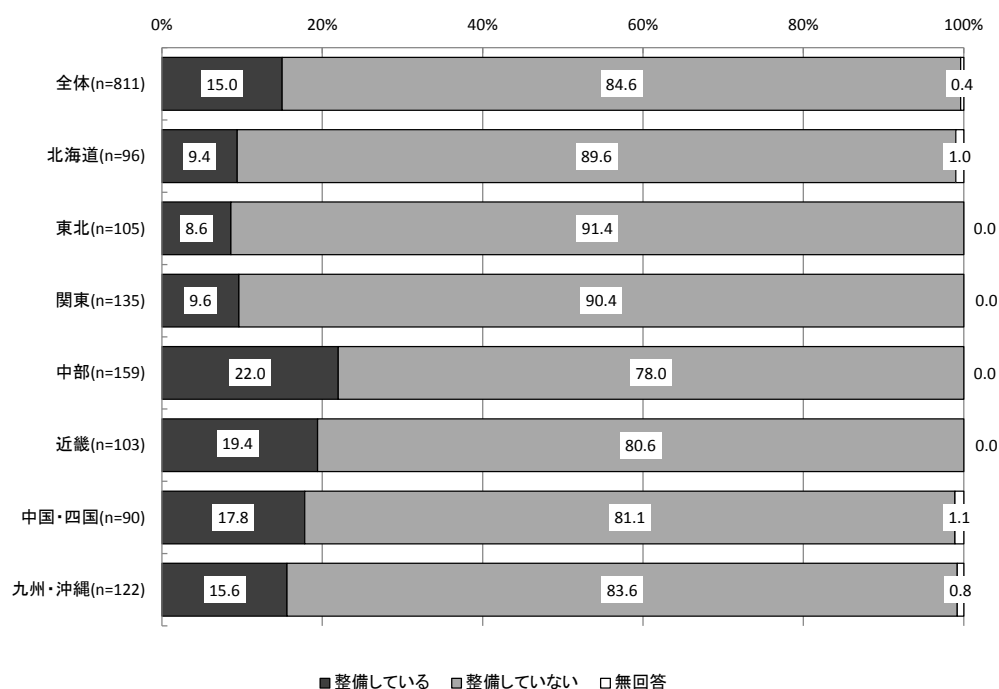
問6 貴団体では、映像で災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況として、「整備している」は15.0%、「整備していない」は84.6%となっている。



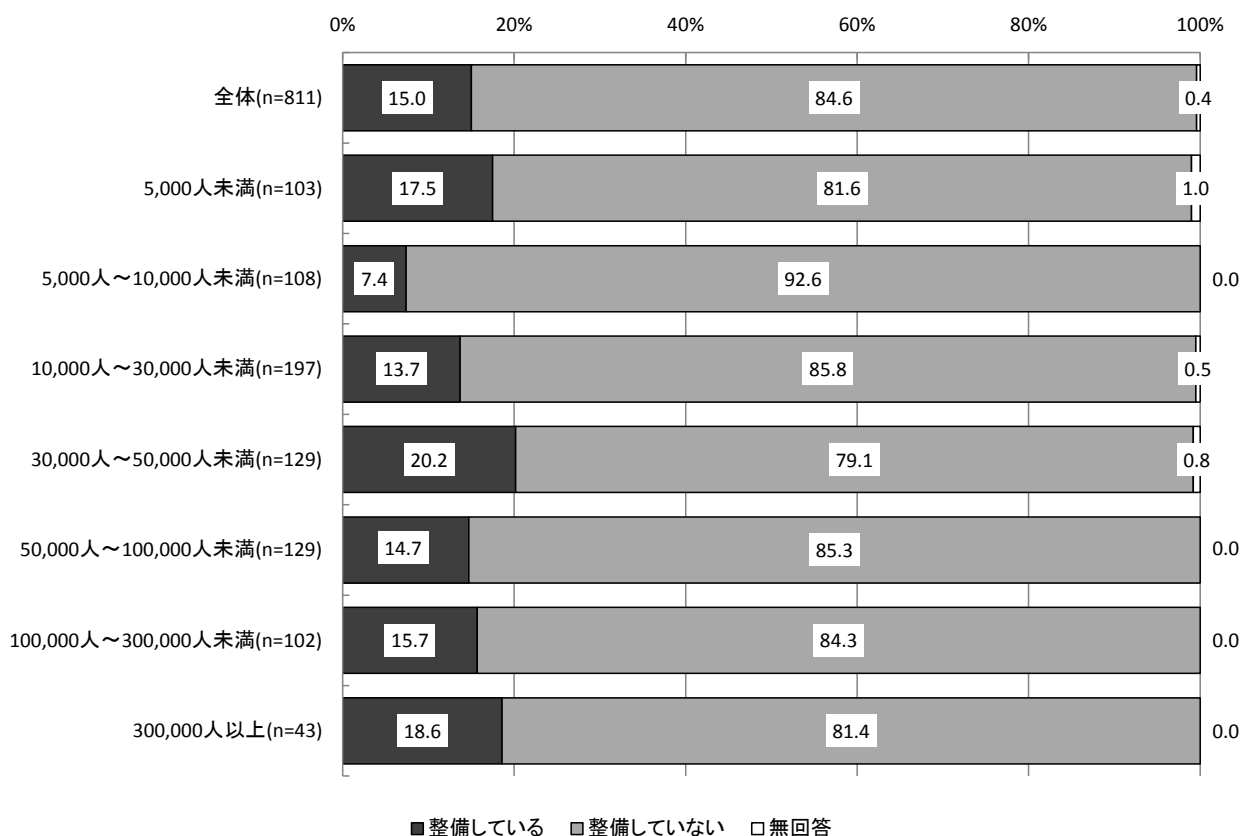
<図3－3 映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況>

地域別にみると、「整備している」は中部から九州・沖縄の地域では1～2割台となっているが、北海道から関東では1割を下回る。



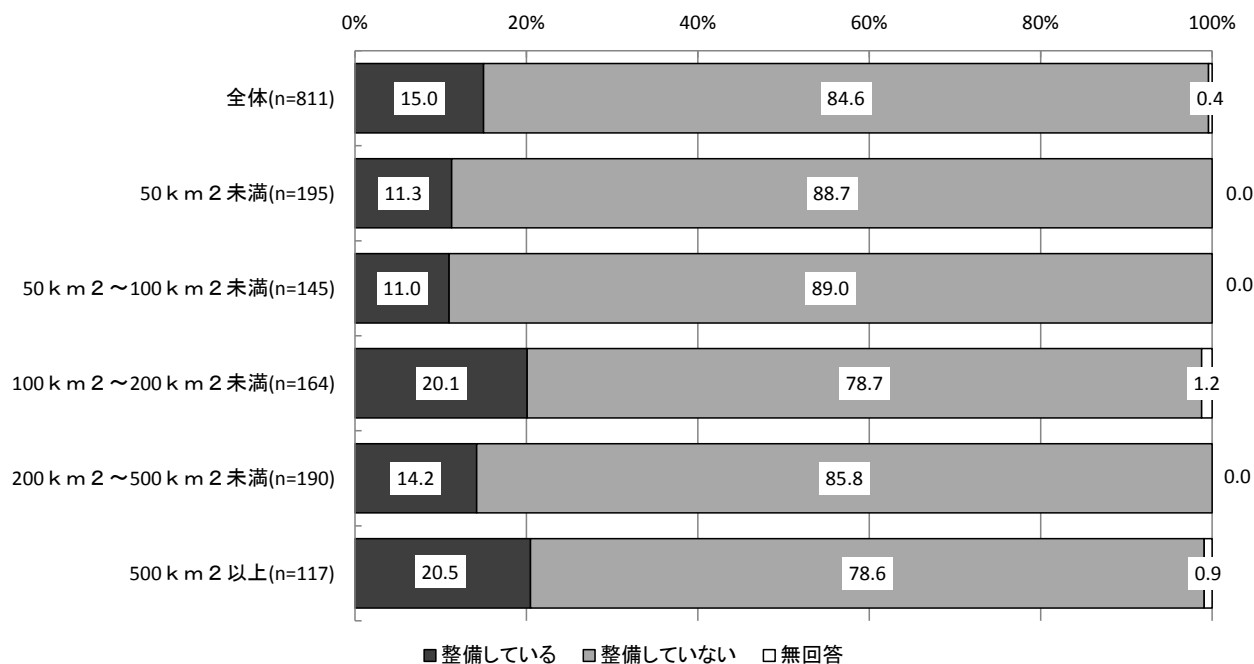
<図3－3－1 映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（地域別）>

人口規模別にみると、「整備している」は5,000人～10,000人未満では1割を下回るが、他の人口規模では1～2割台となっている。



< 図 3 - 3 - 2 映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（人口規模別） >

面積別にみると、「整備している」は100km²～200km²未満、500km²以上では2割を超え、他の面積と比べ高くなっている。



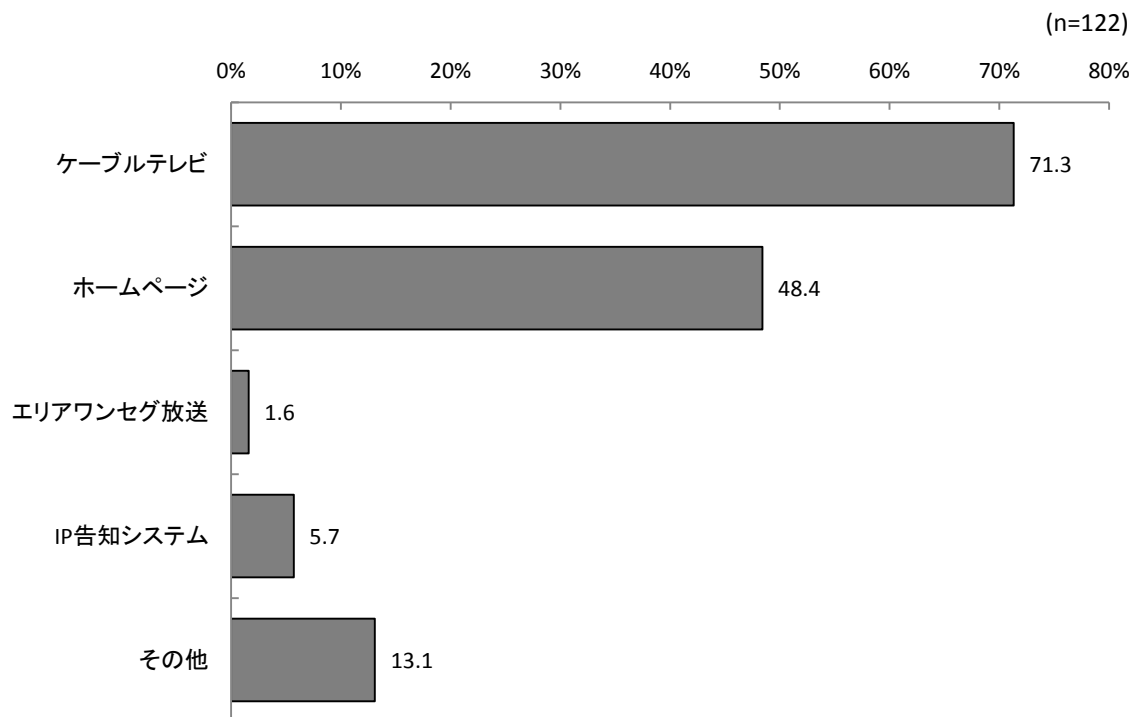
< 図 3 - 3 - 3 映像で災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（面積別） >

3－4 映像の伝達方法

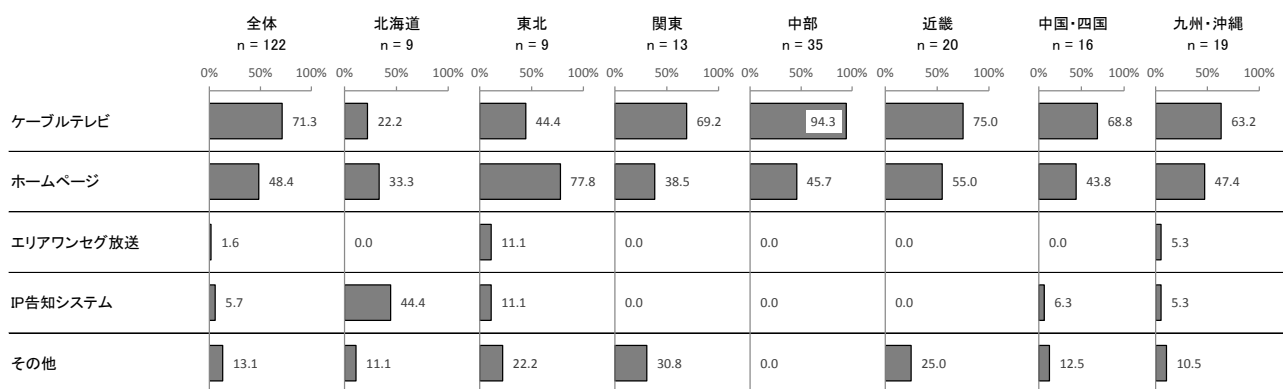
問6付問1（問6で「1」と回答された団体に伺います）どのような仕組みで映像は伝達されますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

映像の伝達方法としては、「ケーブルテレビ」が71.3%で最も高く、次いで「ホームページ」が48.4%となっている。

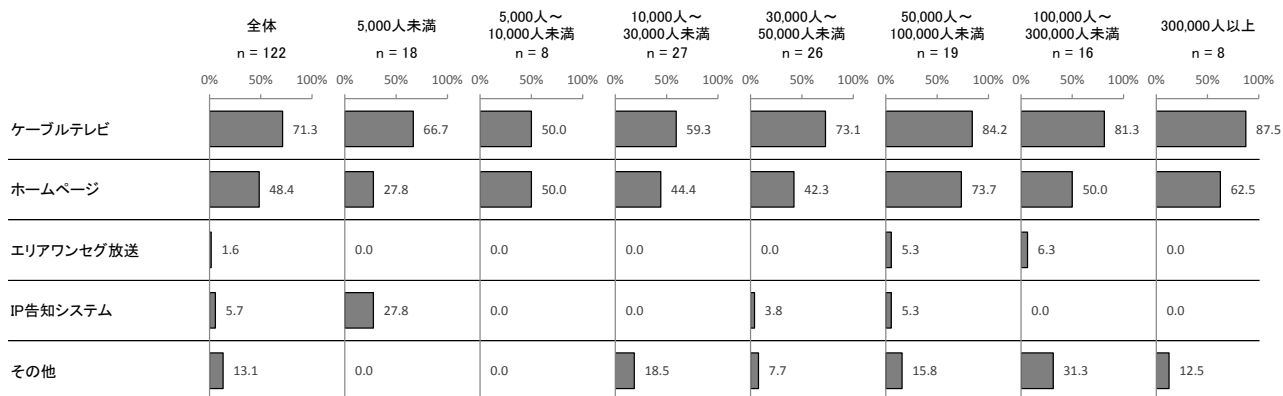
なお、その他の記載としては、「デジタルサイネージ」、「公共情報コモンズによる連携」、「ツイッター、フェイスブック、ライン、ヤフーブログ」、「防災カメラ（河川や海岸の実況中継）の映像市HPで24時間配信」等があった。



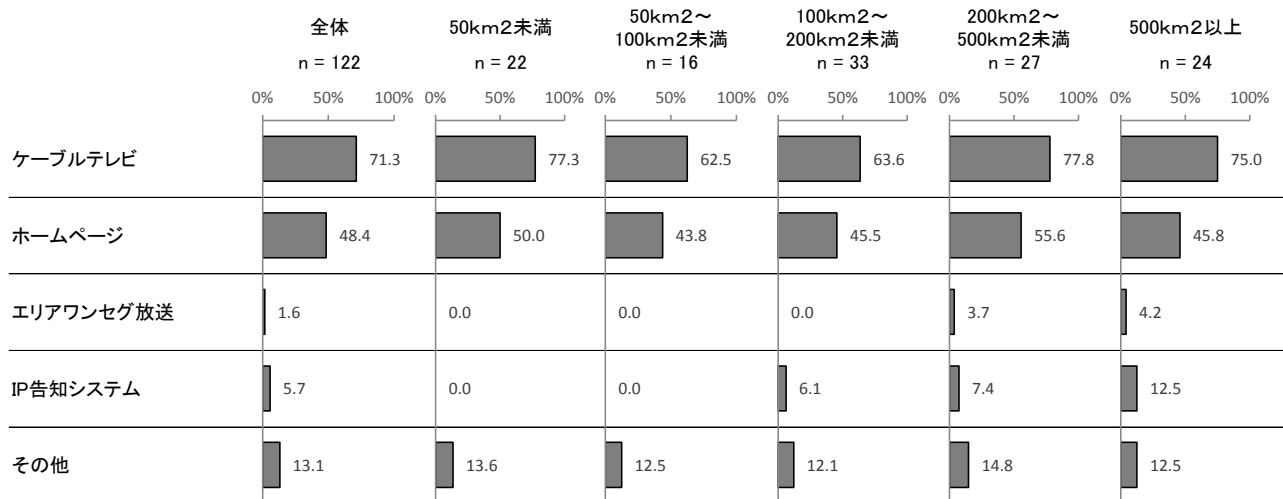
<図3－4 映像の伝達方法>



< 図 3 - 4 - 1 映像の伝達方法（地域別） >



< 図 3 - 4 - 2 映像の伝達方法（人口規模別） >

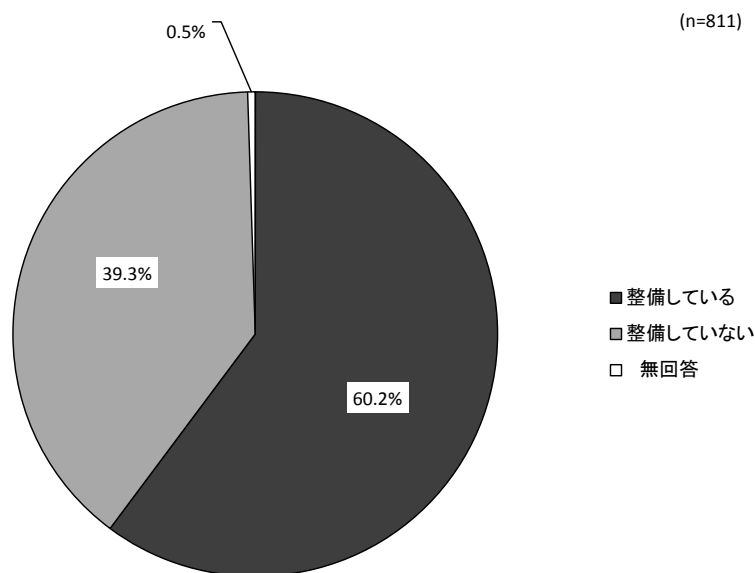


< 図 3 - 4 - 3 映像の伝達方法（面積別） >

3-5 登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況

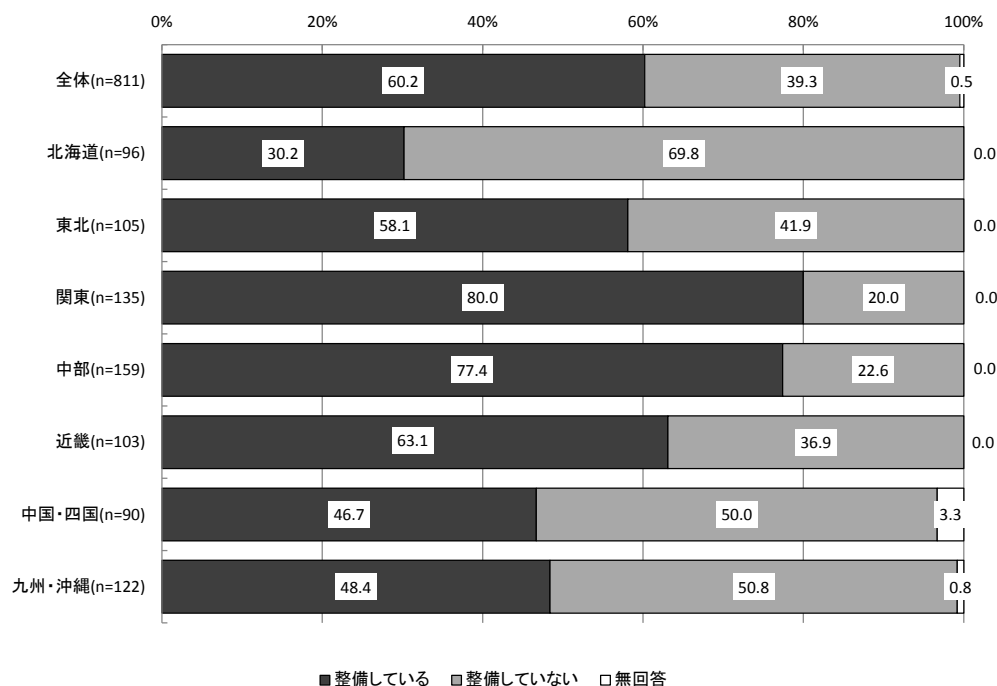
問7 貴団体では、登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況として、「整備している」は60.2%、「整備していない」は39.3%となっている。



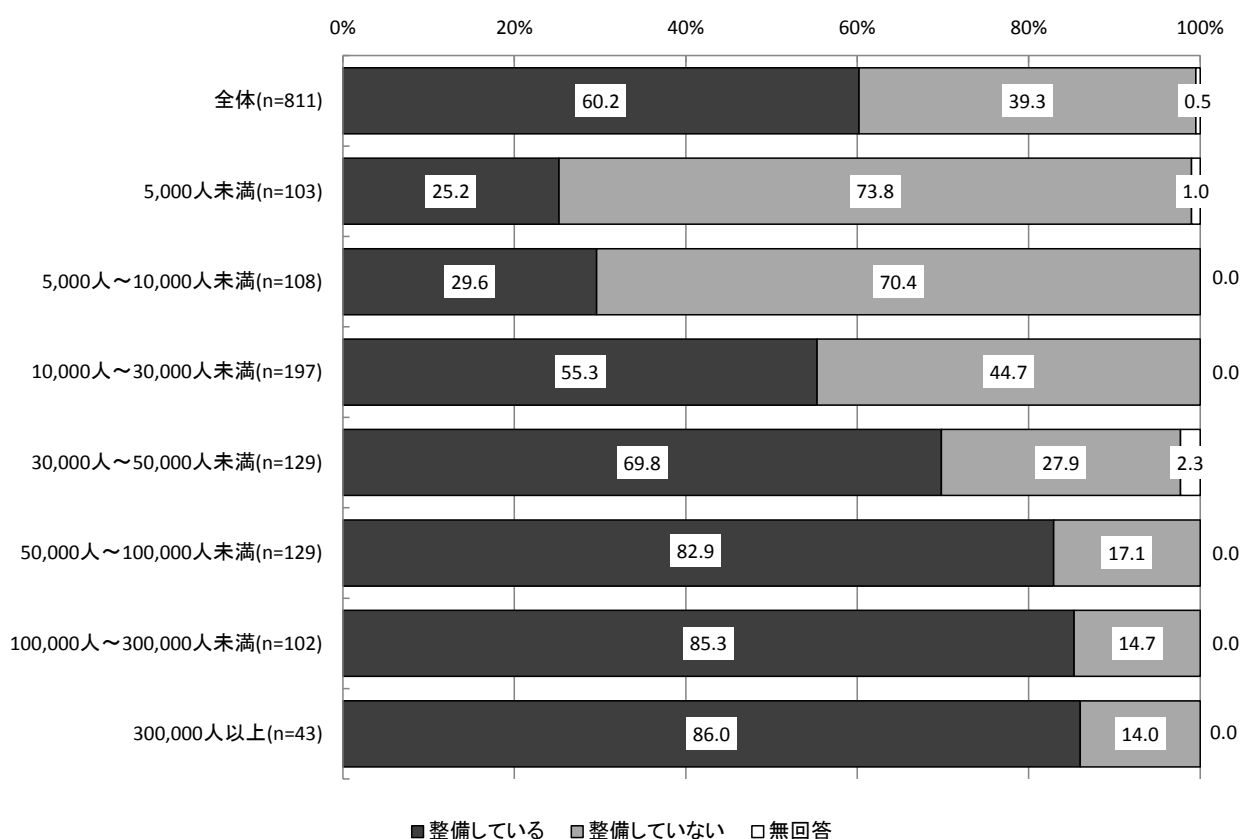
＜図3-5 登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況＞

地域別にみると、「整備している」は関東が80.0%、中部が77.4%で、他の地域と比べ高くなっている。一方、北海道は30.2%で、他の地域と比べ低くなっている。



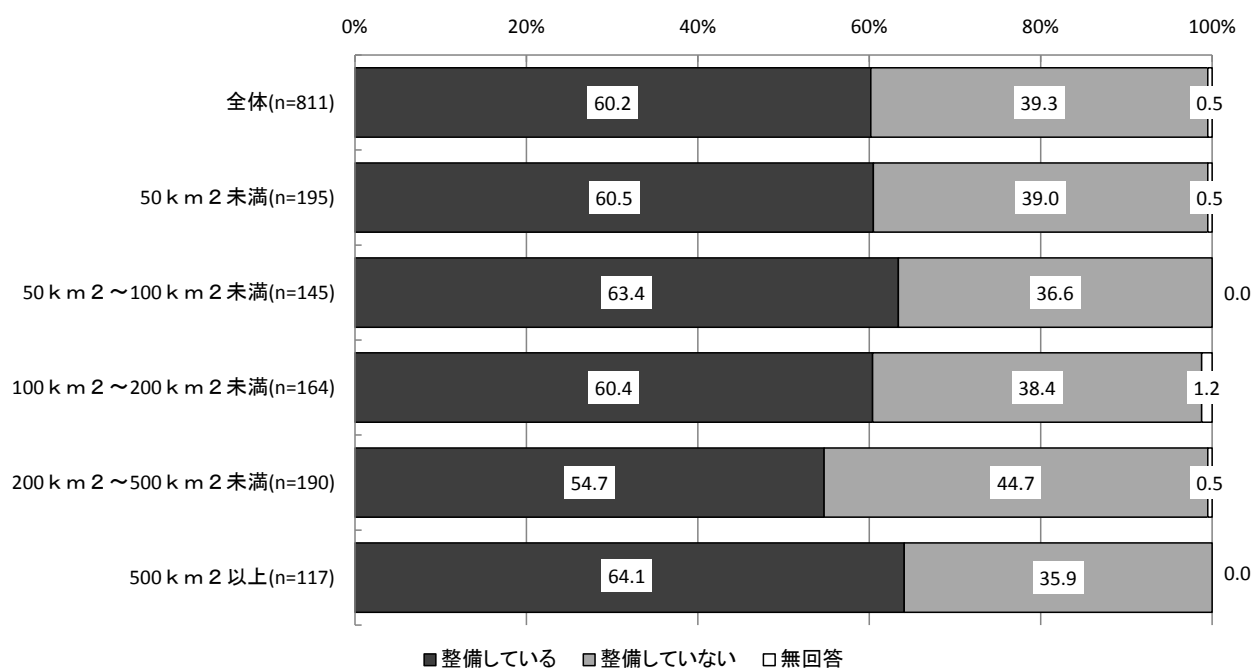
＜図3-5-1 登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（地域別）＞

人口規模別にみると、「整備している」は人口が多くなるにつれ高くなり、50,000人以上では8割を上回る。一方、10,000人未満では3割を下回る。



<図3-5-2 登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（人口規模別）>

面積別にみると、面積の大きさによる差はあまりみられない。

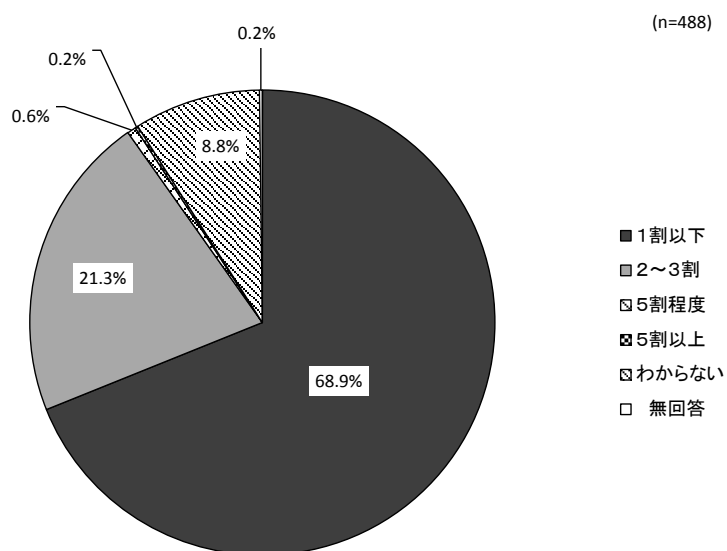


<図3-5-3 登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（面積別）>

3-6 住民の内での登録者の割合

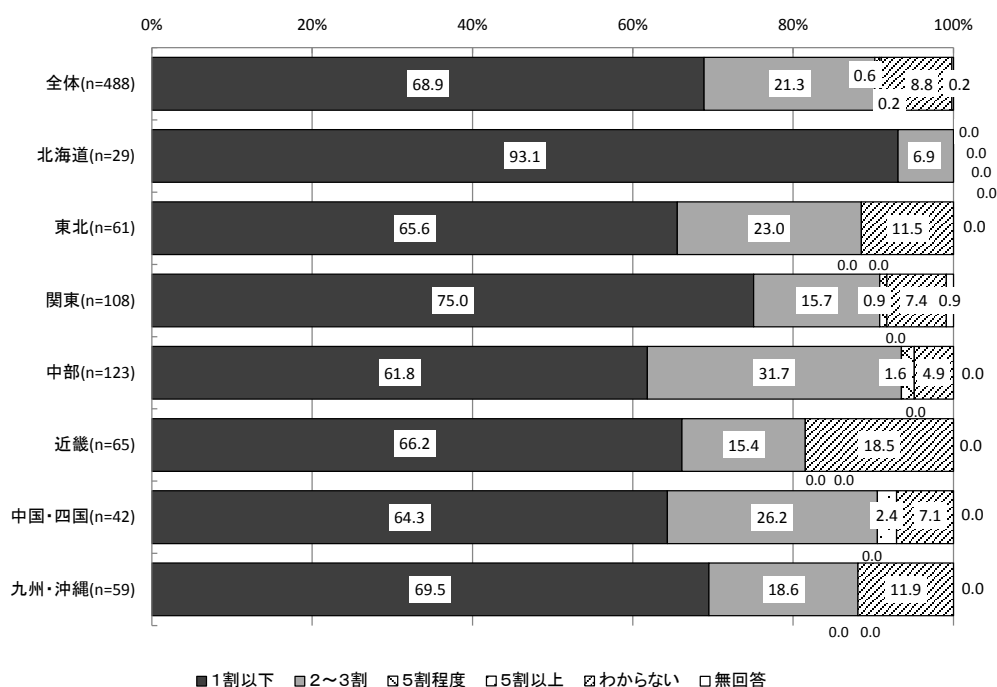
問7付問1 (問7で「1」と回答された団体に伺います) 住民の内での登録者の割合はどの程度ですか。以下の中から最も近いと思われるものを○で囲んでください(ひとつだけ)。

住民の内での登録者の割合としては、「1割以下」が68.9%、「2～3割」が21.3%で、1割以下～3割で9割と大半を占める。



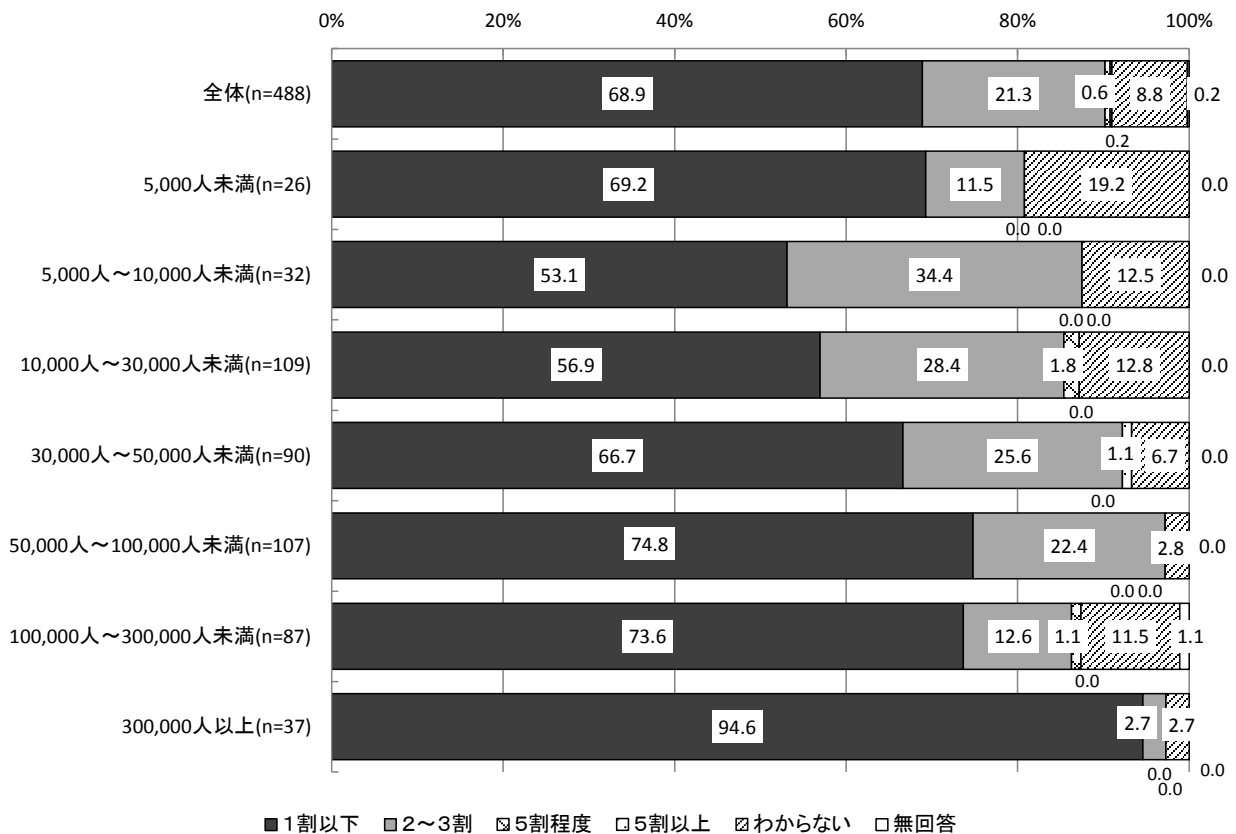
<図3-6 住民の内での登録者の割合>

地域別にみると、「2～3割」は中部が31.7%、「1割以下」は北海道が93.1%で、他の地域と比べ高くなっている。



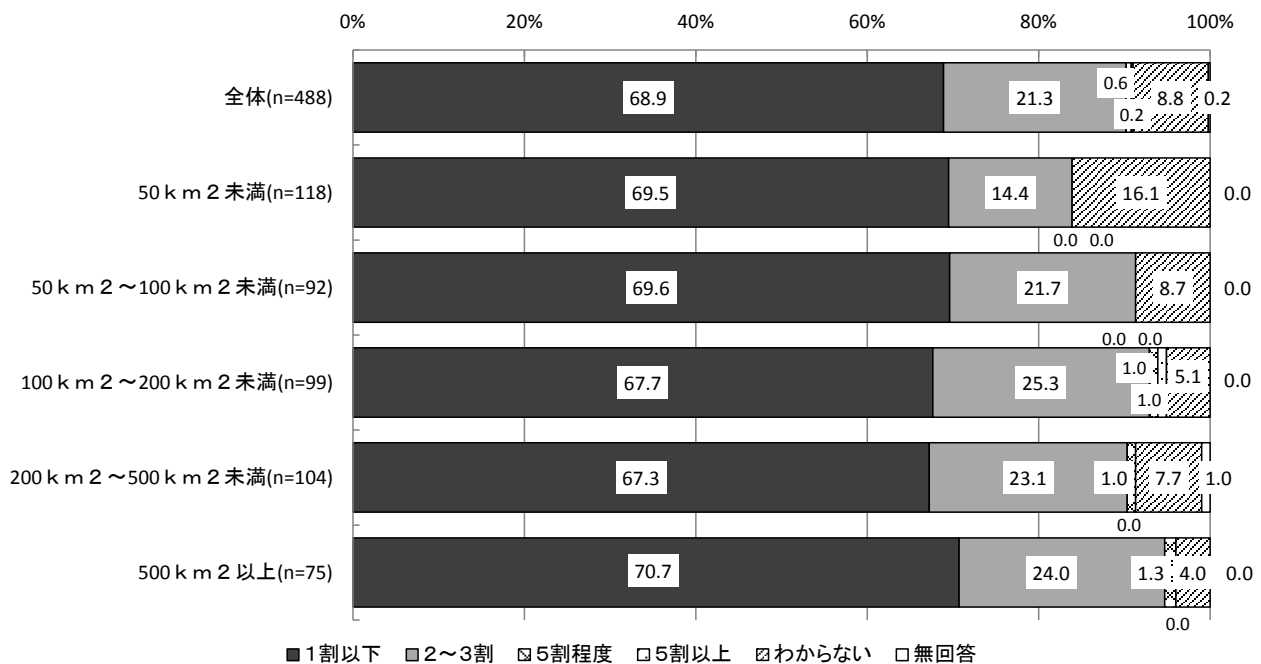
<図3-6-1 住民の内での登録者の割合(地域別)>

人口規模別にみると、「2～3割」は5,000人～10,000人未満が34.4%、「1割以下」は300,000人以上が94.6%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



< 図 3 - 6 - 2 住民の内での登録者の割合（人口規模別） >

面積別にみると、面積の大きさによる差はあまりみられない。



< 図 3 - 6 - 3 住民の内での登録者の割合（面積別） >

3-7 登録制の防災メールを配信するに当たって留意している点

問7付問2 （問7で「1」と回答された団体に伺います）登録制の防災メールを配信するに当たって留意している点があればご教示ください（件名にルールを決めている。問い合わせの殺到を避けるため、配信元の電話番号は入れない、外国語での発信など）。

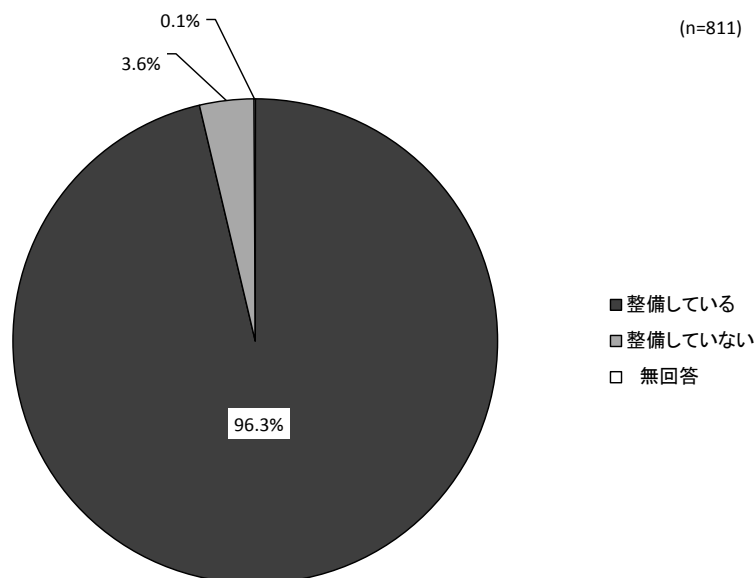
<主な回答>

- ・災害時マニュアルを整備し、伝達文例をもとに迅速に対応できるようにしている。
- ・毎月1日にテストメールを必ず送信するようにしており、迷惑メールの設定等で受信できない等の確認ができるようにしている。
- ・件名、内容にルールを決めている。
- ・件名に情報の種別を記載。
- ・文字数を最小限にとどめている（携帯電話の機種が古い方もいるため）。
- ・配信元の連絡先電話番号は必ず明記している。
- ・件名を見れば内容が理解できる様に留意している。
- ・警報発令時に即時発信（自動発信）。地震など予測できない突発的な事象に対しては即時配信するシステムとしている。
- ・通行止め情報は地図を必ず添付。
- ・迅速な情報配信のため、可能な限り自動配信。
- ・避難の解除の連絡を忘れず行う。
- ・6カ国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ブラジルポルトガル語）。
- ・J-A-L-E-R-T情報が自動的に配信されるシステムを採用している。

3－8 緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況

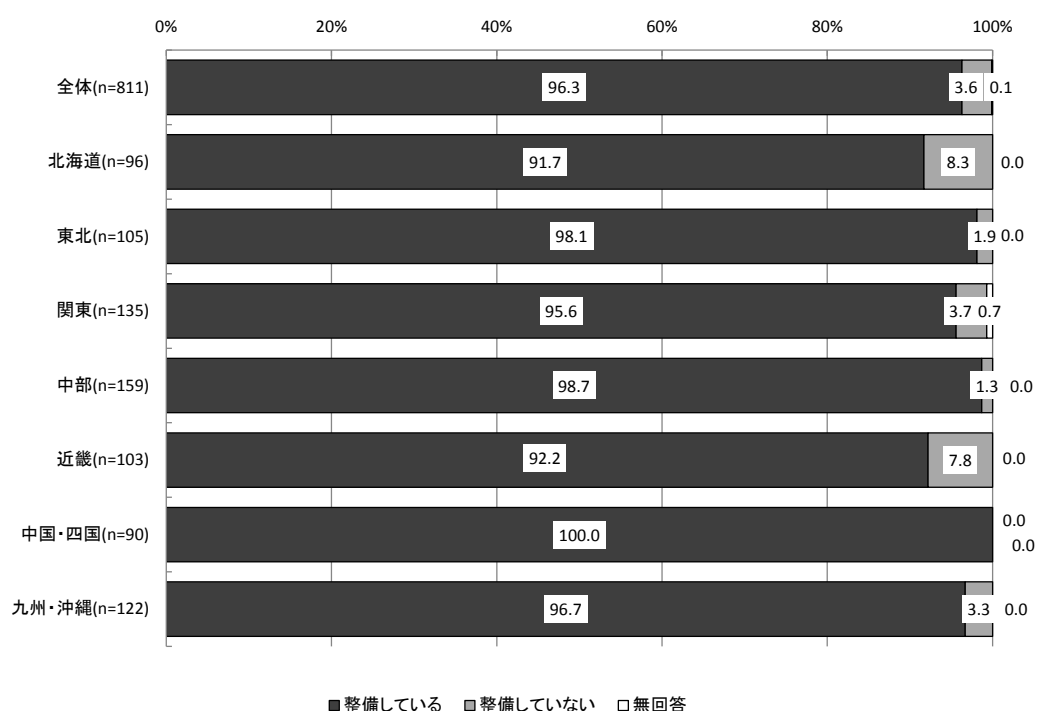
問 8 貴団体では、緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況として、「整備している」は 96.3%、「整備していない」は 3.6%となっている。



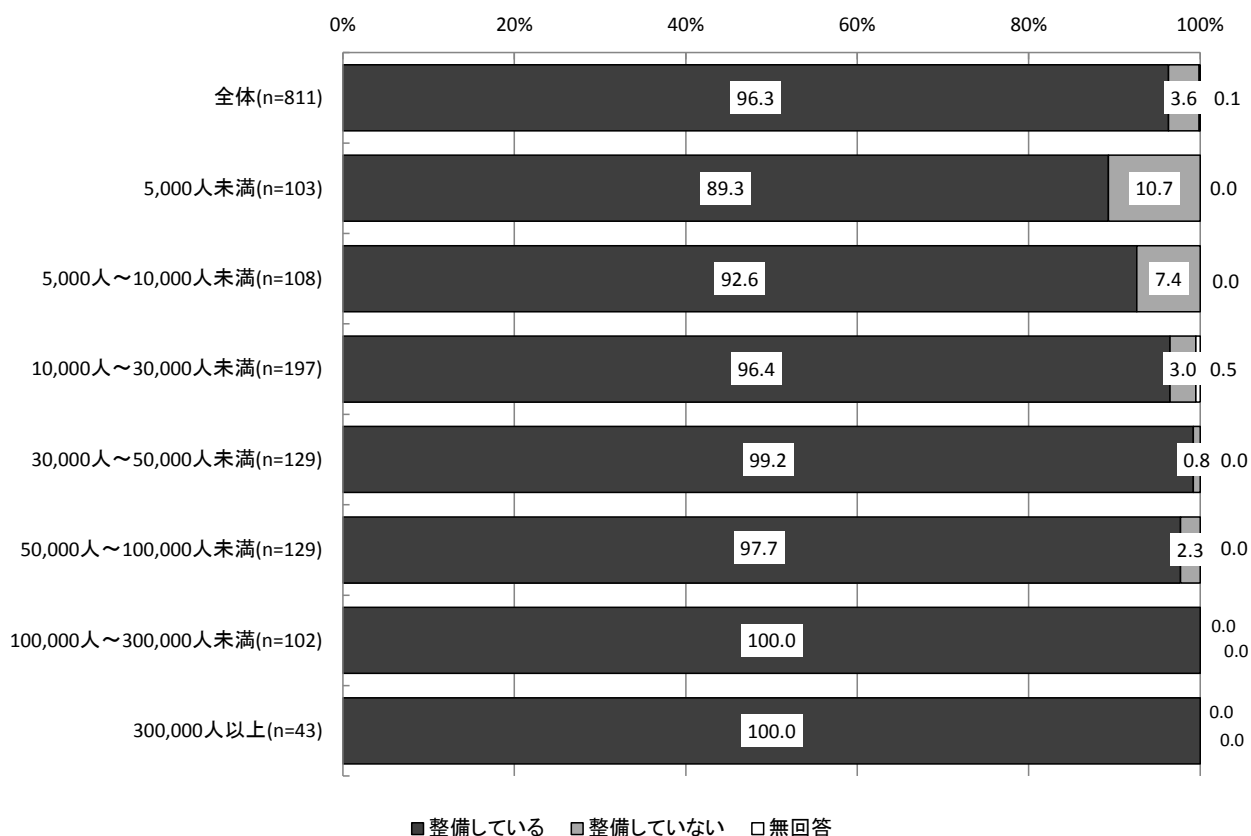
＜図 3－8 緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況＞

地域別にみると、地域による差はあまりみられない。



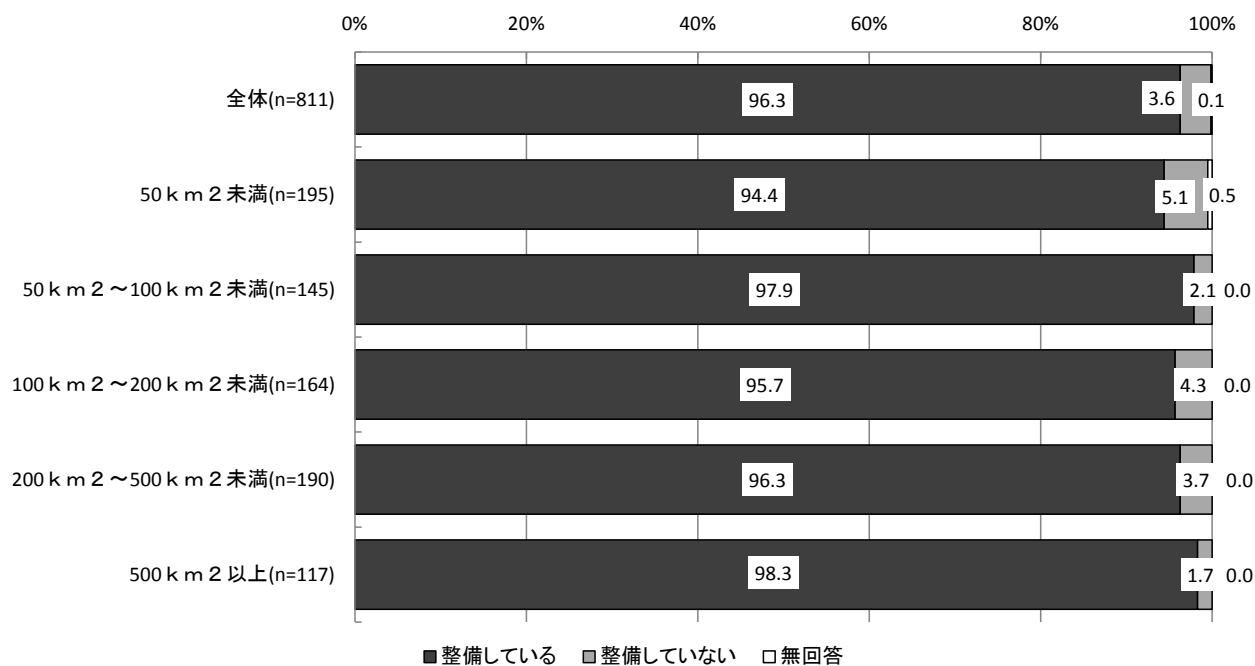
＜図 3－8－1 緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（地域別）＞

人口規模別にみると、「整備していない」は5,000人未満が10.7%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図3－8－2 緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（人口規模別）＞

面積別にみると、面積の大きさによる差はあまりみられない。

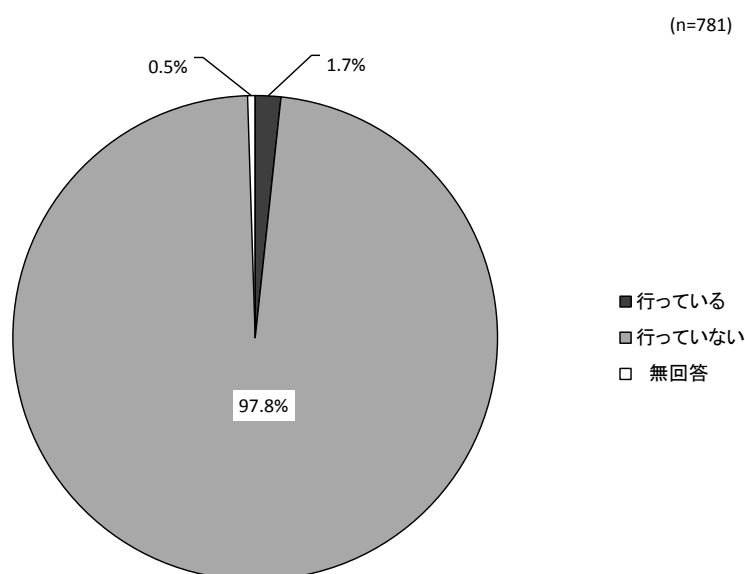


＜図3－8－3 緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みの整備状況（面積別）＞

3-9 日本語を解さない外国人のための、英語等の併記

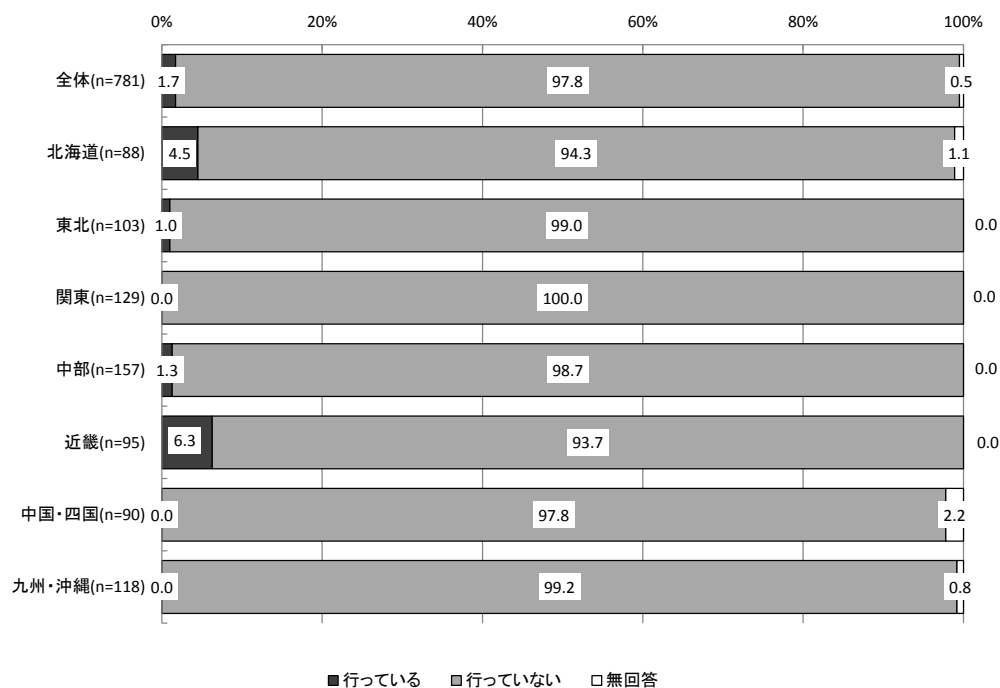
問8付問1 (問8で「1」と回答された団体に伺います) 日本語を解さない外国人のために、英語等の併記を行っていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください(ひとつだけ)。

日本語を解さない外国人のための、英語等の併記として、「行っている」は1.7%、「行っていない」は97.8%となっている。



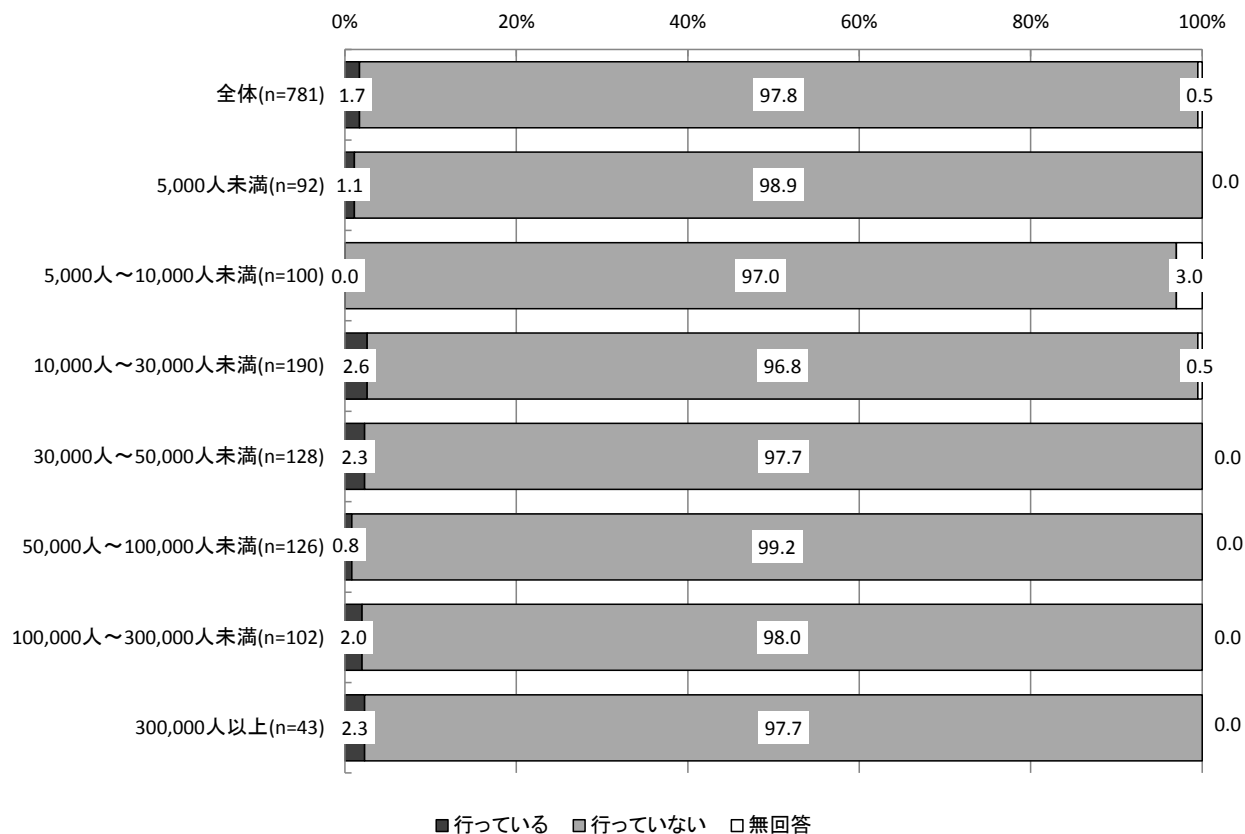
<図3-9 日本語を解さない外国人のための、英語等の併記>

地域別にみると、地域による差はあまりみられない。



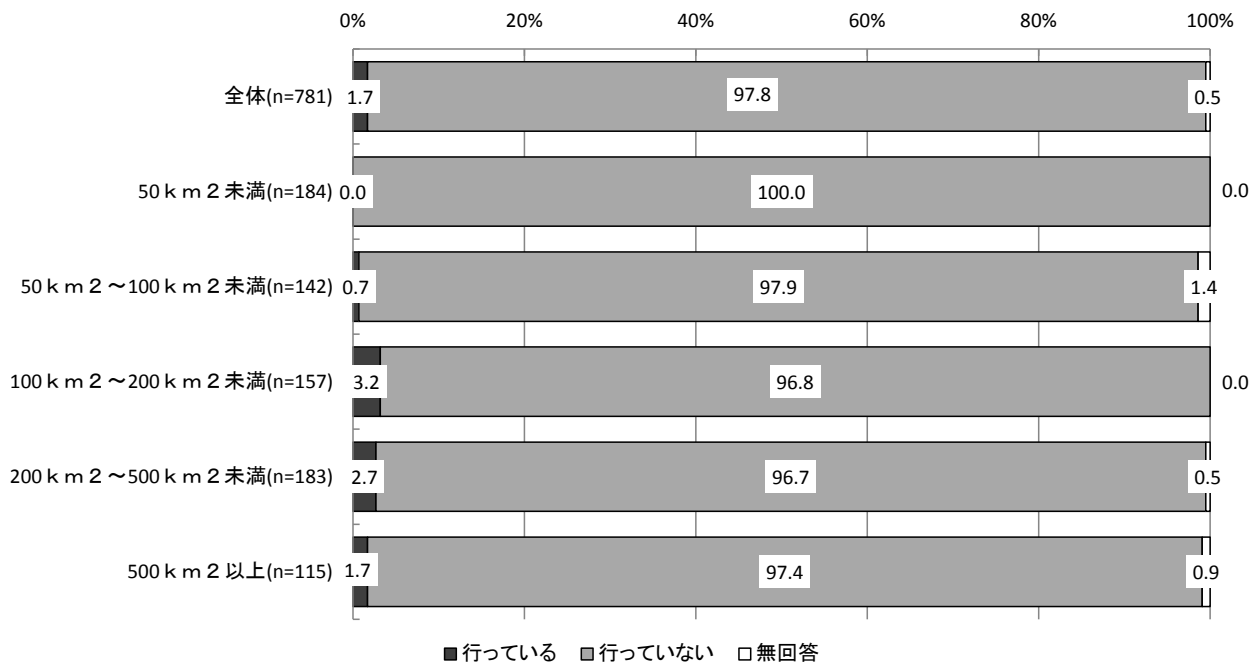
<図3-9-1 日本語を解さない外国人のための、英語等の併記(地域別)>

人口規模別にみると、人口規模の大きさによる差はあまりみられない。



<図 3 - 9 - 2 日本語を解さない外国人のための、英語等の併記合（人口規模別）>

面積別にみると、面積の大きさによる差はあまりみられない。



<図 3 - 9 - 3 日本語を解さない外国人のための、英語等の併記（面積別）>

３－１０ 緊急速報メール・エリアメールを配信するに当たって留意している点

問８付問２ （問８で「１」と回答された団体に伺います）緊急速報メール・エリアメールを配信するに当たって留意している点があればご教示ください（管外の人に伝わった場合に誤解を招かないよう件名に市町村名を入れている等）。

<主な回答>

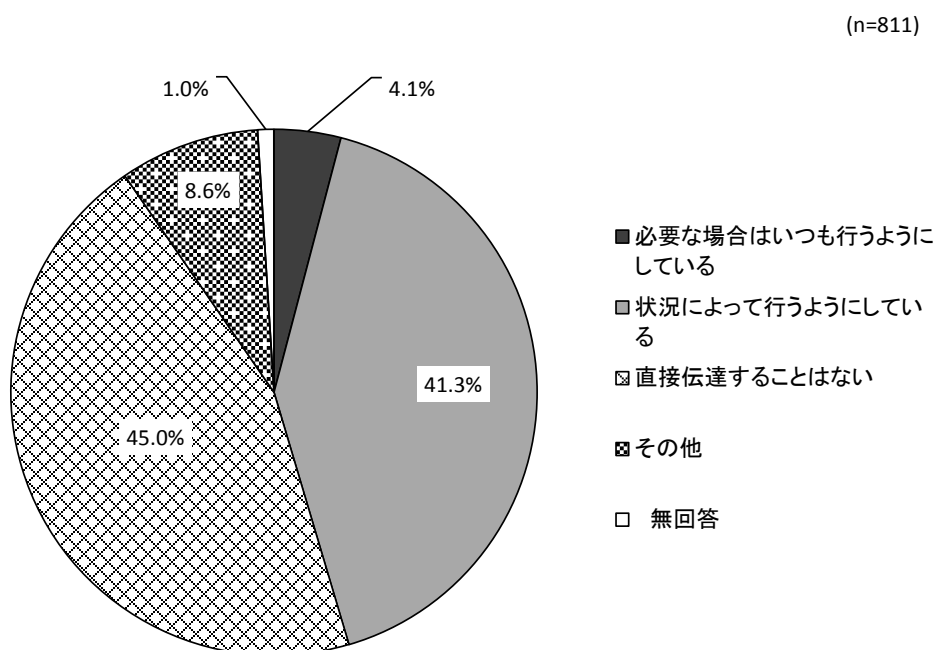
- ・市町村名、地域名を入れるようにしている。
- ・管外の人に伝わった場合に誤解を招かないよう自治体名を入れている。
- ・簡潔で分かりやすい内容に努めている。
- ・１度の操作で、主要３社へ配信するシステム導入。

3－11 避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況

問9 貴団体では、避難行動要支援者に対して、個別に直接電話で避難に関する情報を伝達することはありますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

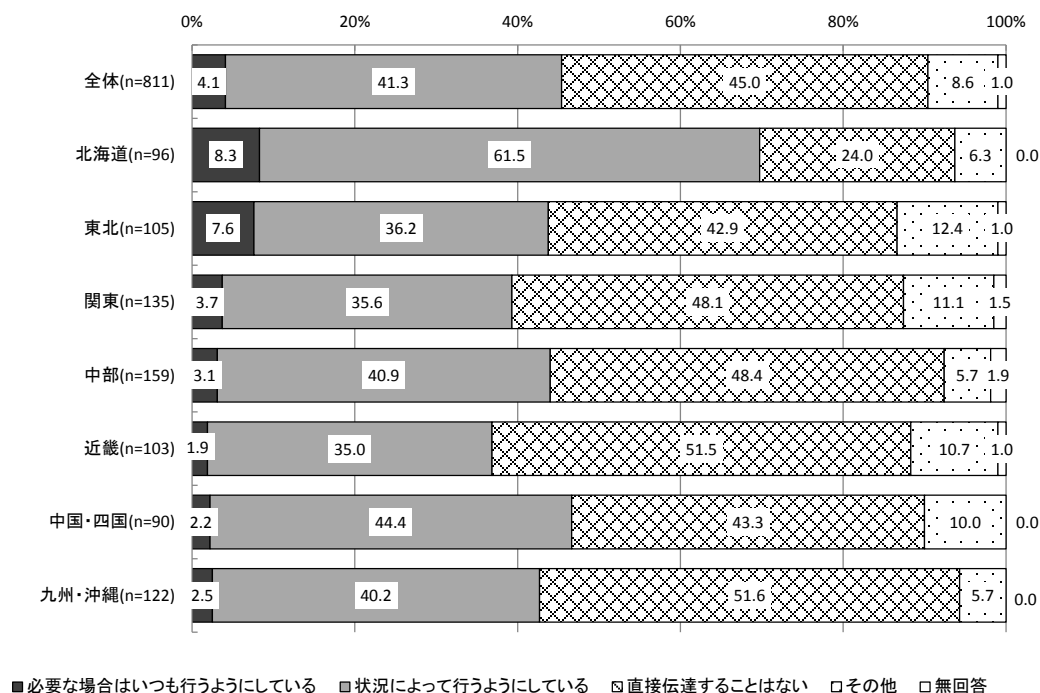
避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況としては、「必要な場合はいつも行うようにしている」が4.1%、「状況によって行うようにしている」が41.3%で、行うようにしている割合は45.4%となっている。一方、「直接伝達することはない」は45.0%となっている。

なお、その他の記載として多かったものは、「民生委員など支援者に対してメール、FAXで伝達している」、「避難支援者から電話又は直接訪問によって災害の状況を説明することとしている」、「検討中」等で、特徴的なものとしては、「視覚・聴覚障害者に対して、音声またはFAXで伝達をするようにしている。（災害情報等配信サービスを利用、登録制）」、「町では行なわず、社協に委託している」、「洪水や高潮等の被害の危険がある地区に住む避難行動要支援者と近隣の協力者に、【音声サポートシステム】を活用し、緊急避難情報を自動電話で知らせる」、「要支援者が属する自治会で、個別に支援を行うよう依頼。支援者となりうる自治会長や民生・児童委員へ防災ラジオを配布し、災害情報伝達体制を整えている」等があった。



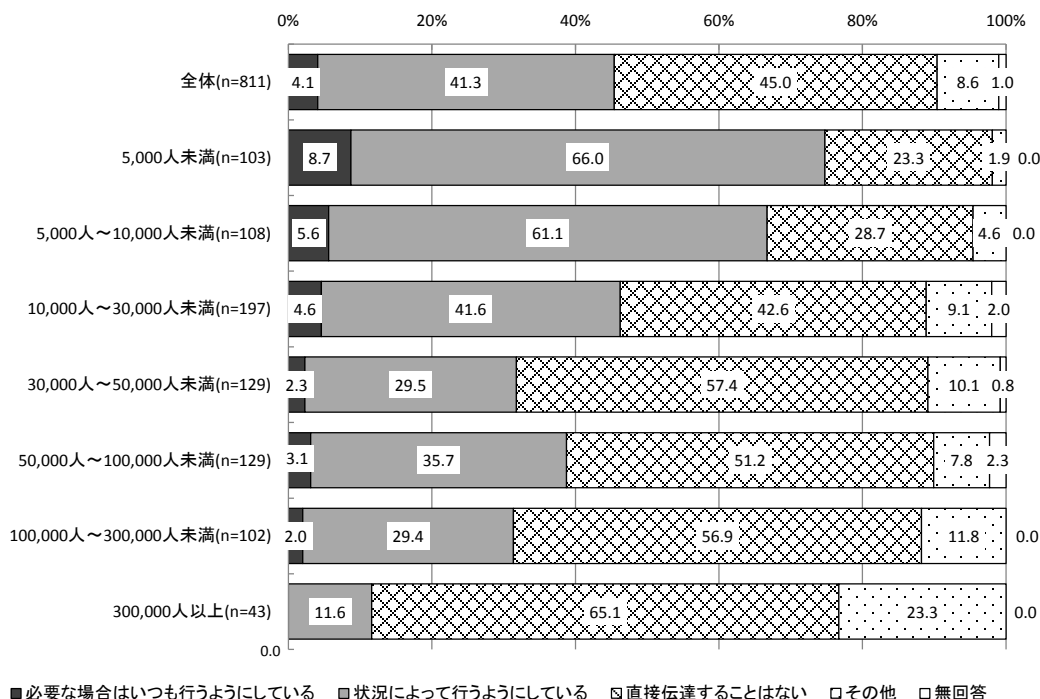
<図3－11 避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況>

地域別にみると、「状況によって行うようにしている」は北海道が61.5%で、他の地域と比べ高くなっており、「必要な場合はいつも行うようにしている」(8.3%)も含めると、「行っている」は69.8%で7割近くを占める。



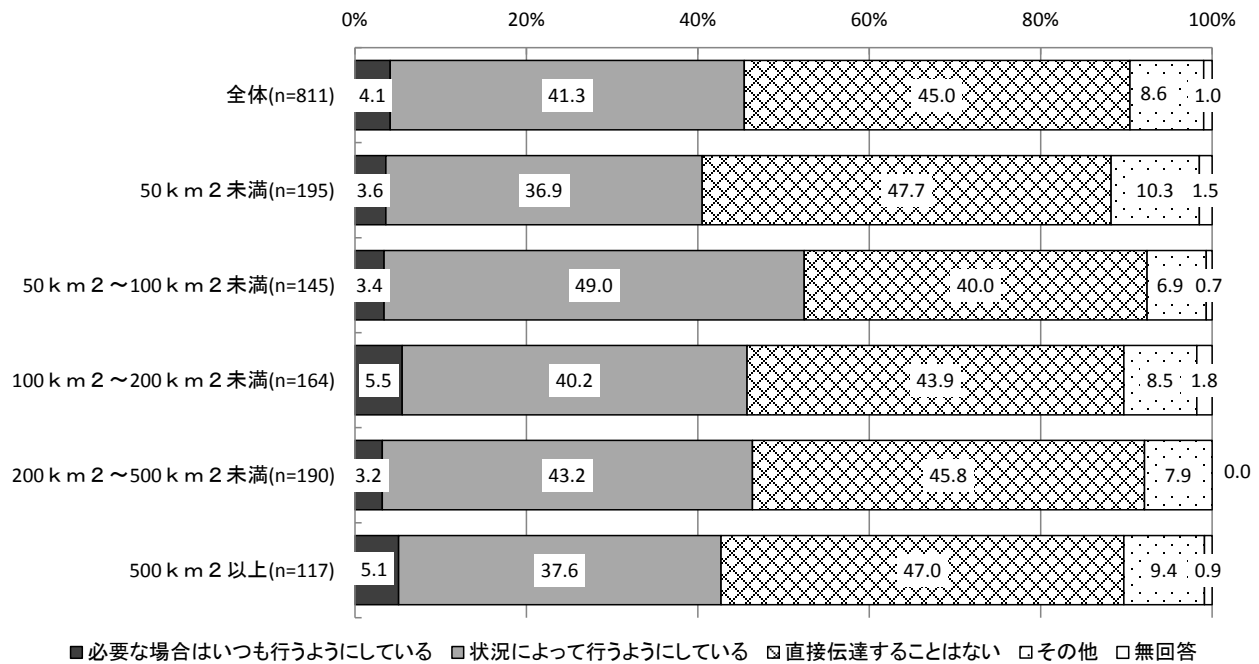
＜図3－11－1 避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況（地域別）＞

人口規模別にみると、「状況によって行うようにしている」は5,000人未満が66.0%、5,000人～10,000人未満が61.1%で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「必要な場合はいつも行うようにしている」も含めると、「行っている」は5,000人未満が74.7%、5,000人～10,000人未満が66.7%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図3－11－2 避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況（人口規模別）＞

面積別にみると、「状況によって行うようにしている」は $50\text{ km}^2 \sim 100\text{ km}^2$ 未満が 49.0%で、他の面積と比べ高くなっている。「必要な場合はいつも行うようにしている」は面積による差はあまりみられない。

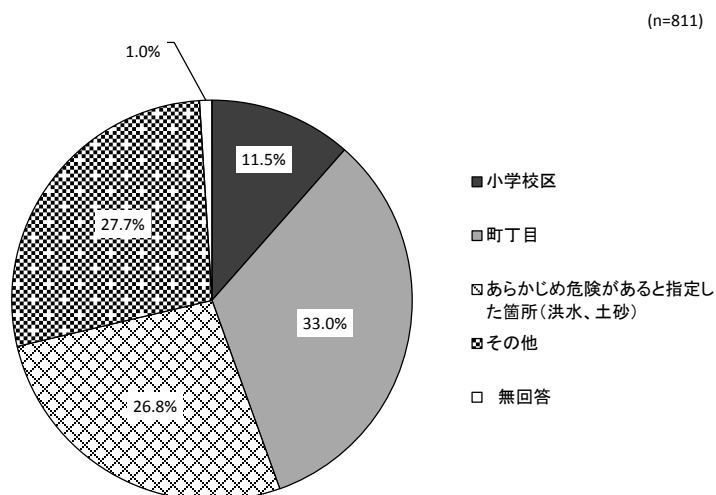


<図 3 - 1 1 - 3 避難行動要支援者に対し、個別に直接電話での避難情報の伝達状況（面積別）>

3-1-2 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化

問10 貴団体では、避難に関する情報を伝達する際、対象となる地域をどの程度細分化して伝達していますか。以下の中から、最も近い記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

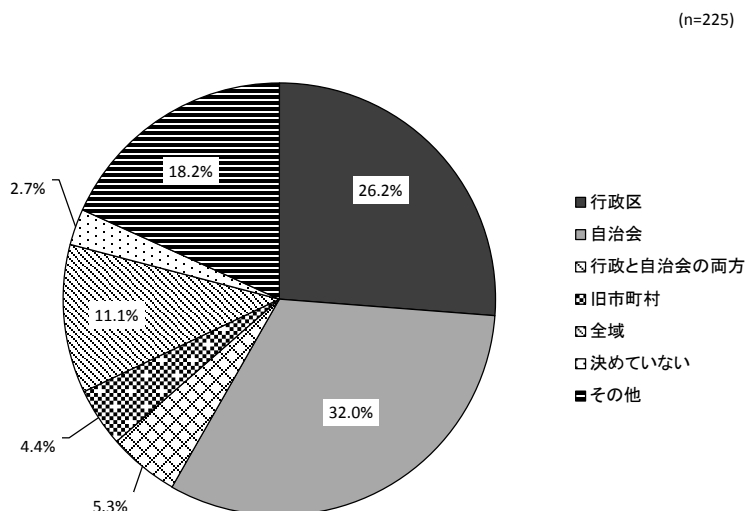
避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化としては、「町丁目」が33.0%で最も高く、次いで「あらかじめ危険があると指定した箇所（洪水、土砂）」が26.8%、「小学校区」が11.5%となっている。



<図3-1-2 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化>

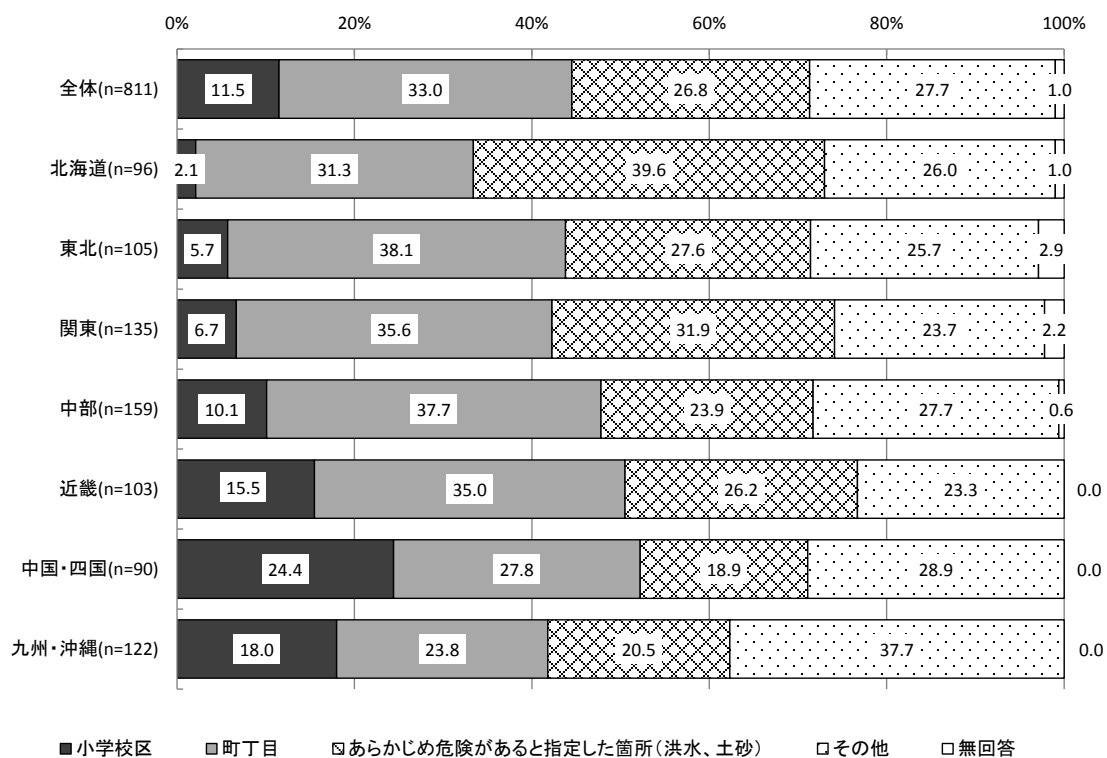
避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化（その他詳細）としては、「自治会」が32.0%で最も高く、次いで「行政区」が26.2%となっている。

なお、その他として特徴的なものは「土砂災害については、市域を5kmメッシュに細分化し、エリア毎に避難情報を発令している。」、「大地震の場合は区全域、風水害等の場合は被害が生じ又は予想される地域」等があった。



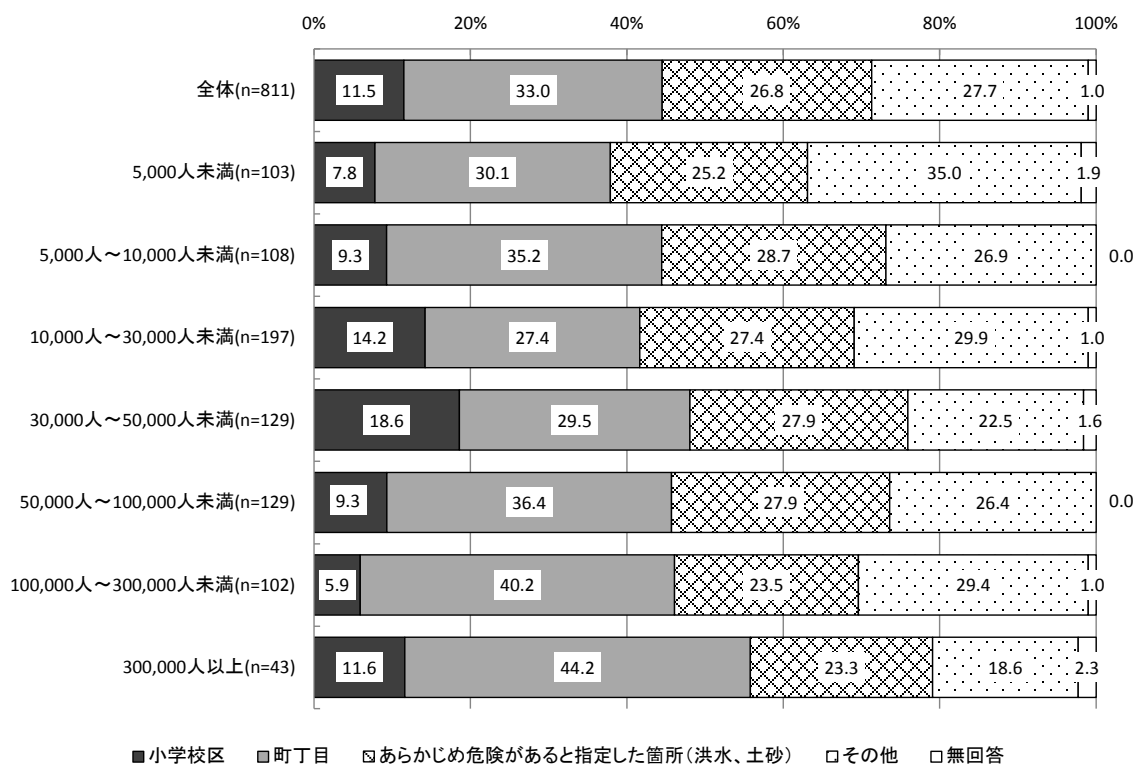
<図3-1-2-1 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化（その他詳細）>

地域別にみると、「あらかじめ危険があると指定した箇所（洪水、土砂）」は北海道が39.6%、「小学校区」は中国・四国が24.4%で、他の地域と比べ高くなっている。



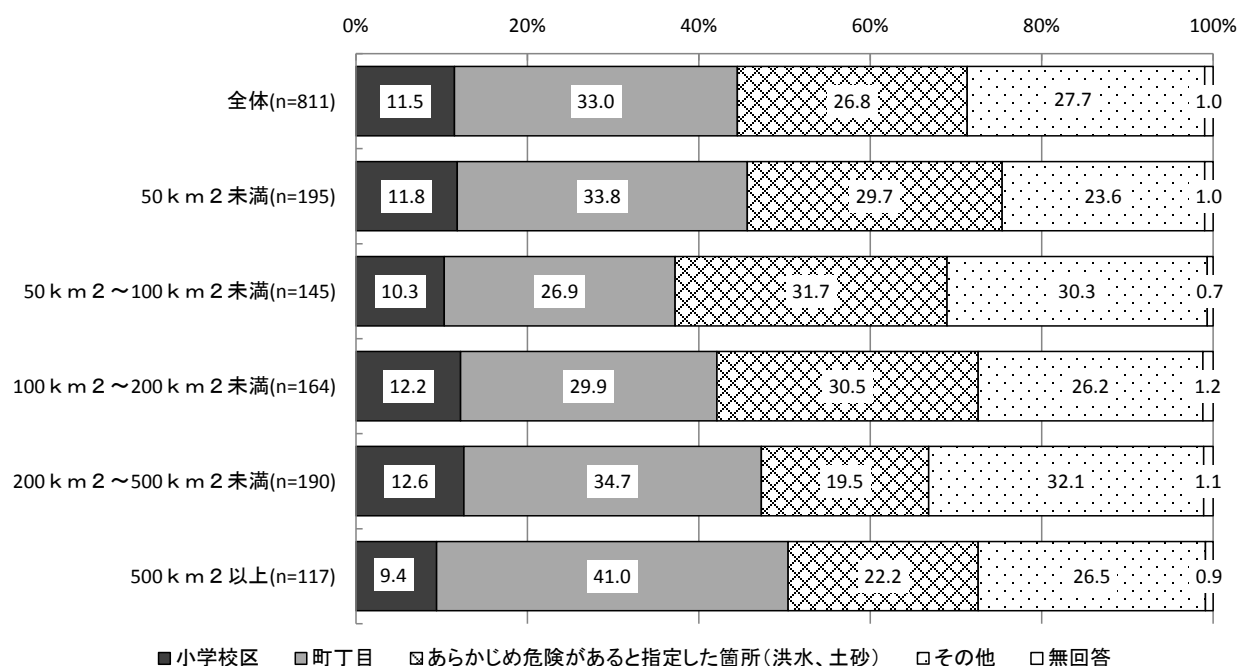
<図 3 - 1 2 - 2 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化（地域別）>

人口規模別にみると、「町丁目」は300,000人以上が44.2%、「小学校区」は30,000人～50,000人未満が18.6%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図 3 - 1 2 - 3 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化（人口規模別）>

面積別にみると、「町丁目」は 500 km^2 以上が 41.0%、「あらかじめ危険があると指定した箇所（洪水、土砂）」は 50 km^2 未満（29.7%）、 $50 \text{ km}^2 \sim 100 \text{ km}^2$ 未満（31.7%）、 $100 \text{ km}^2 \sim 200 \text{ km}^2$ 未満（30.5%）で、他の面積と比べ高くなっている。

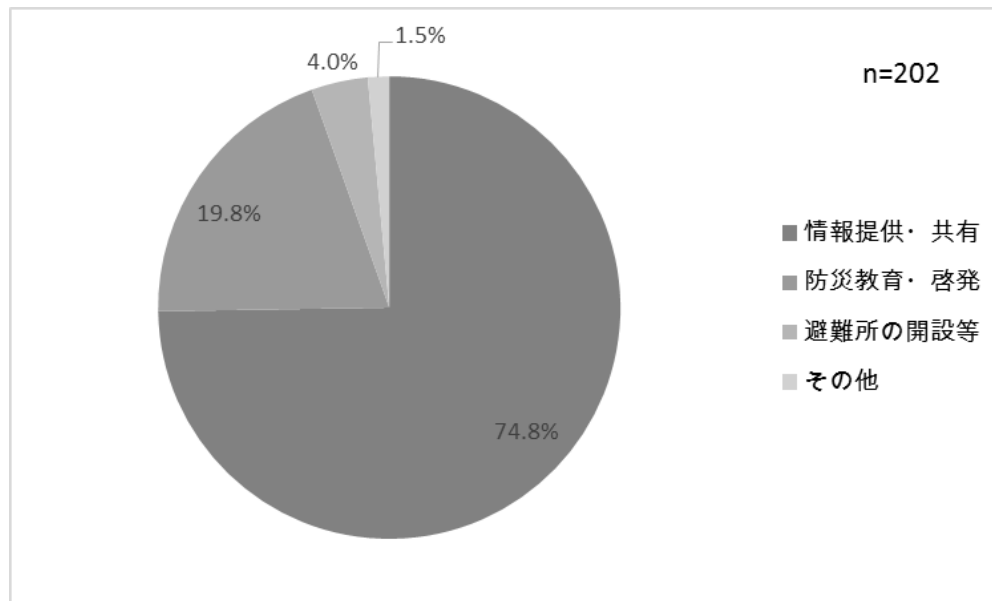


< 図 3 - 1 2 - 4 避難に関する情報伝達をする際の、対象地域の細分化（面積別） >

3-1-3 避難行動を促すための、情報伝達上の工夫

問 1 1 住民の皆さんの避難行動を促進するために、貴団体で行っている情報伝達上の工夫があればご教示ください（自由回答）。

自由回答では、「情報提供・共有」に関するものが 74.8%で最も多く、次いで「防災教育・啓発」に関するものが 19.8%、「避難所の開設等」が 4.0%、「その他」が 1.5%となっている。



<図 3-1-3 情報伝達上の工夫の内訳>

<主な回答>

【情報提供・共有】

- ・こまめな無線放送
- ・ありとあらゆるメディアを利用し、情報伝達を行うこととしている。
- ・全戸放送による周知
- ・1回だけでは伝わらない場合があったため、2～3回複数伝達に努めている。
- ・避難勧告以上の発令時には町内全域にサイレン（10秒）を吹鳴してから放送している。
- ・防災無線等の他、広報車による広報を実施。
- ・防災無線や緊急速報メール、行政チャンネルなど様々なツールを用いて多重的に広報している。
- ・Jアラート情報の防災メールへの自動転送やコミュニティFMへの割込放送を可能としている。
- ・時間雨量及び累積雨量が一定量に達した場合、雨量情報をメールサービスで配信する。
- ・緊急速報メールや登録制のメール配信に加え、Twitterによる情報配信を導入するなど、情報伝達方法の多重化に努めている。
- ・災害発生の可能性がある場合は事前に区長への連絡を行っている。
- ・明るい時間帯、危険が迫る前の時間帯など早目に伝達するようにしている。
- ・広報の内容は、聞き取りまちがいのない適切な広報文例となるよう簡潔明瞭な文書を用い、繰返し実施することとしている。

【防災教育・啓発】

- ・屋内での垂直避難も「避難」として定義されたことから、状況によっては、避難所への避難だけでなく、垂直避難を促している。
- ・町防災マップづくり支援事業としてH18から360の町内会でマップづくりを実施。避難施設や避難路を図示し、全世帯へ配布。
- ・防災意識向上のためのセミナー等の開催。
- ・広報誌やホームページによる啓発。
- ・全自治会を対象として自治会毎に避難経路や集合場所を示した防災マップを作成していただくとともに、マップを基に災害時における自治会の避難計画について検討する様、地元の事情や特性を反映した図上訓練を、年次計画を立てて実施中(H26年度末38%実施済)。
- ・防災教育の実施・避難のあり方検討会（自治会レベル）の開催。
- ・町会・自治会ごとに水害時の避難行動についてワークショップを実施し、話し合って決めた町会・自治会ごとのルールをリーフレットにして配布している。

【避難所の開設等】

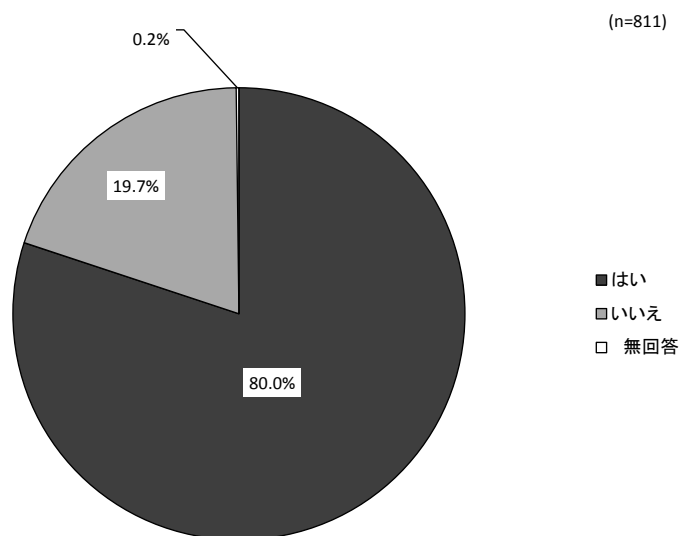
- ・台風など、予め予想される場合には、避難所の開設を早め、明るいうち、又は、天候悪化前の避難を促している。
- ・大きな被害のおそれがある場合、早めに避難所を開設する。
- ・台風など被害が予想される場合は、避難準備情報を発表する前に、自主避難のための避難所の開設を小学校区に開設を行っている。
- ・駅前や公共施設等に、避難場所案内看板を設置している。
- ・自主防災組織が初期避難地（所）を決めている。

IV. 避難誘導について

4－1 消防団員等による避難誘導の実施状況

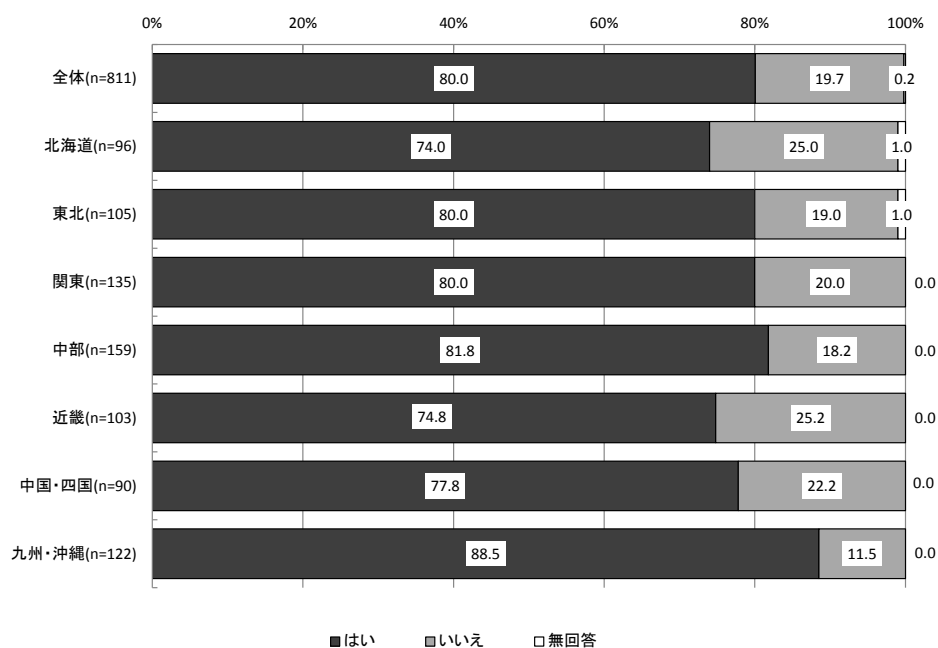
問 1 2 貴団体では、大雨などで避難勧告・指示を出した際、消防団員等による避難誘導を行うことにしていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

消防団員等による避難誘導の実施状況として、「はい」は 80.0%、「いいえ」は 19.7%となっている。



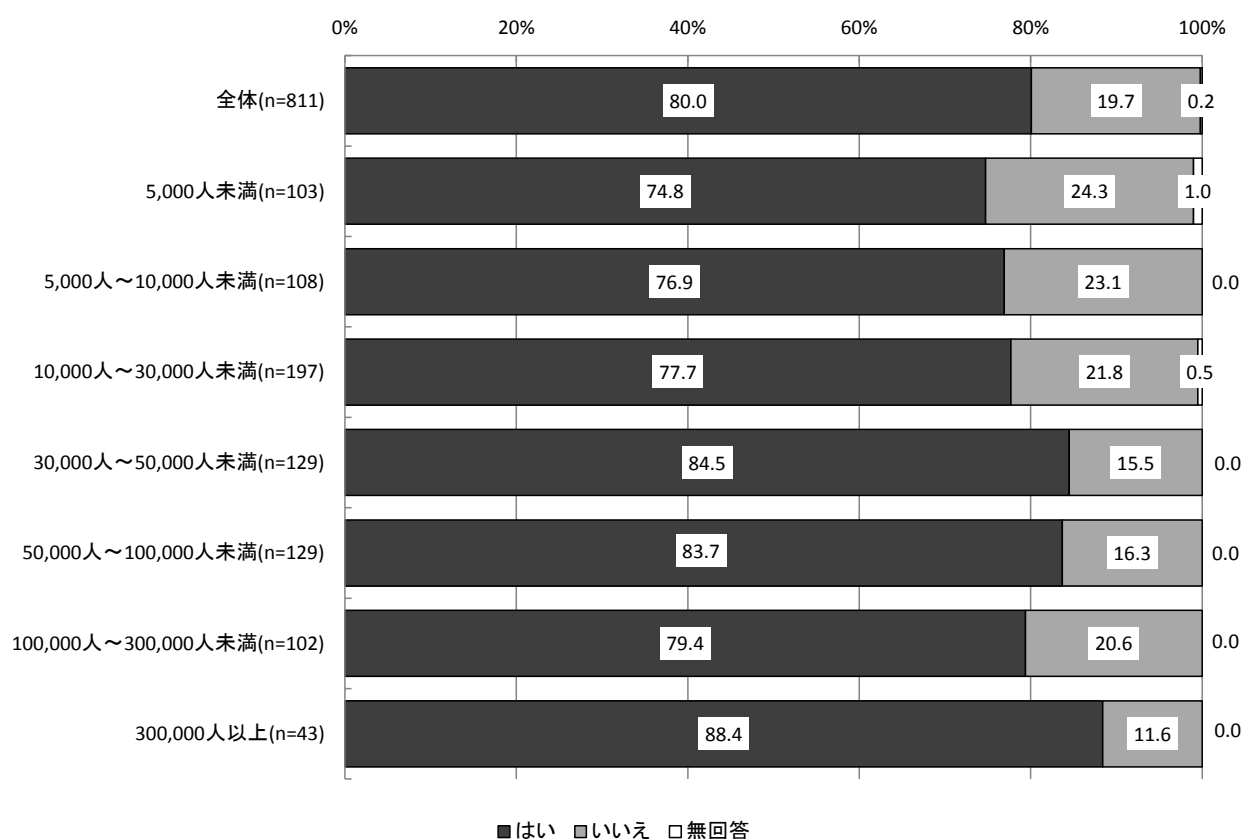
< 図 4－1 消防団員等による避難誘導の実施状況 >

地域別にみると、「はい」は九州・沖縄が 88.5%で、他の地域と比べ高くなっている。



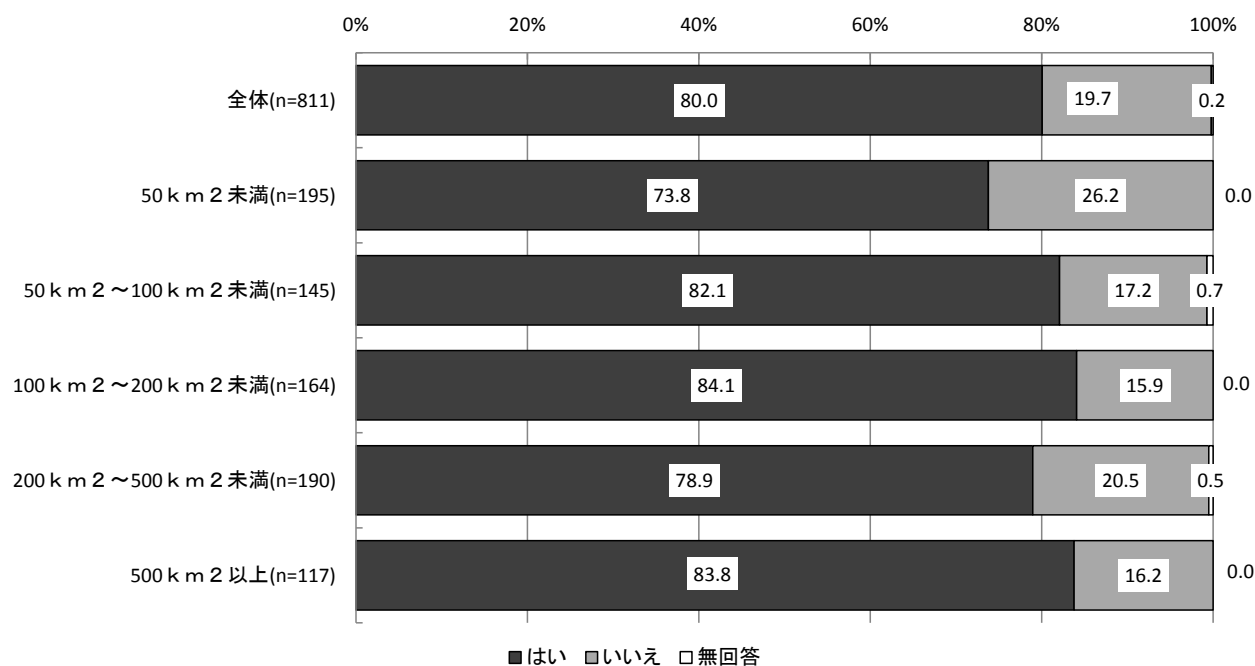
< 図 4－1－1 消防団員等による避難誘導の実施状況（地域別） >

人口規模別にみると、「はい」は 300,000 人以上では 88.4%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



< 図 4 - 1 - 2 消防団員等による避難誘導の実施状況（人口規模別） >

面積別にみると、「はい」は 50 k m² ～100 k m² 未満（82.1%）、100 k m² ～200 k m² 未満（84.1%）、500 k m² 以上（83.8%）で 8 割を超える。



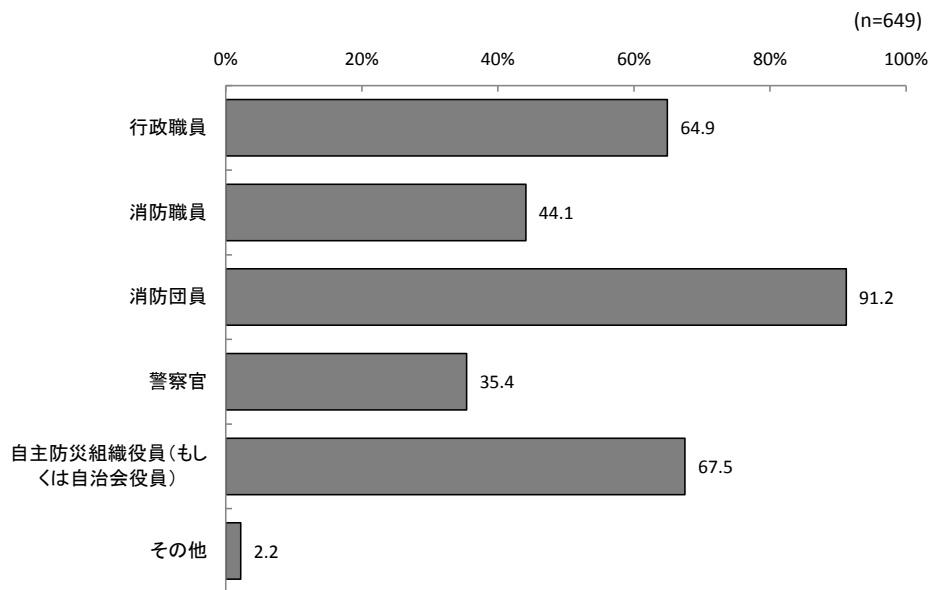
< 図 4 - 1 - 3 消防団員等による避難誘導の実施状況（面積別） >

4-2 避難誘導を行う人

問12付問1（問12で「1」と回答された団体に伺います）誰が避難誘導を行うことにしていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

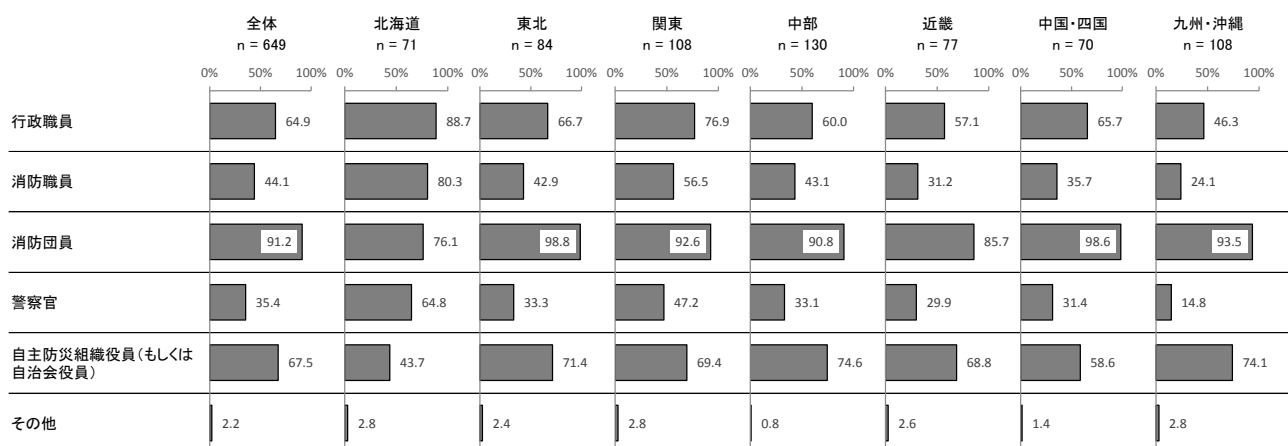
避難誘導を行う人としては、「消防団員」が91.2%で最も高く、次いで「自主防災組織役員（もしくは自治会役員）」が67.5%、「行政職員」が64.9%となっている。

なお、その他の記載としては、「民生委員」、「地域支援組織・施設管理者」、「事業所（施設利用者の避難誘導）教育施設、保育施設においては教職員、要配慮者施設においては施設職員」、「児童委員、町社協、社会福祉事業者、その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者」等があった。



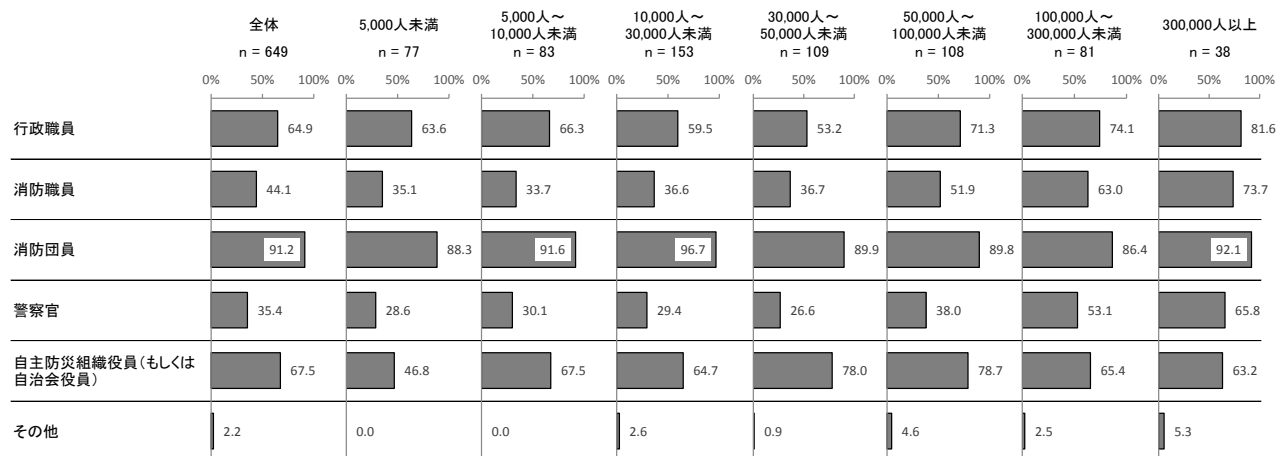
<図4-2 避難誘導を行う人>

地域別にみると、「消防団員」は東北（98.8%）、中国・四国（98.6%）、「自主防災組織役員（もしくは自治会役員）」は中部（74.6%）、九州・沖縄（74.1%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「消防職員」は北海道（80.3%）で、「警察官」は北海道（64.8%）、関東（47.2%）で、他の地域と比べ高くなっている。



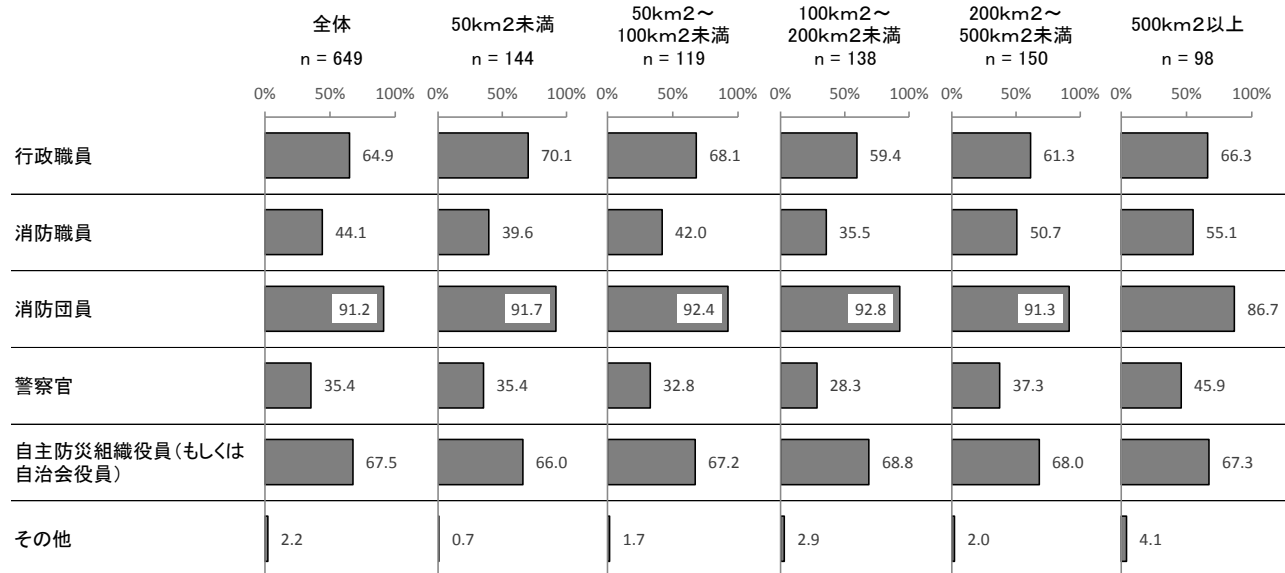
<図4-2-1 避難誘導を行う人（地域別）>

人口規模別にみると、「消防団員」は10,000人～30,000人未満（96.7%）、「自主防災組織役員（もしくは自治会役員）」は30,000人～50,000人未満（78.0%）、50,000人～100,000人未満（78.7%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「行政職員」、「消防職員」、「警察官」は50,000人以上で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図4-2-2 避難誘導を行う人（人口規模別）>

面積別にみると、「消防団員」は500km²以上を除き9割を超える。「行政職員」は50km²未満（70.1%）で、「消防職員」は200km²～500km²未満（50.7%）、500km²以上（55.1%）で、他の面積と比べ高くなっている。

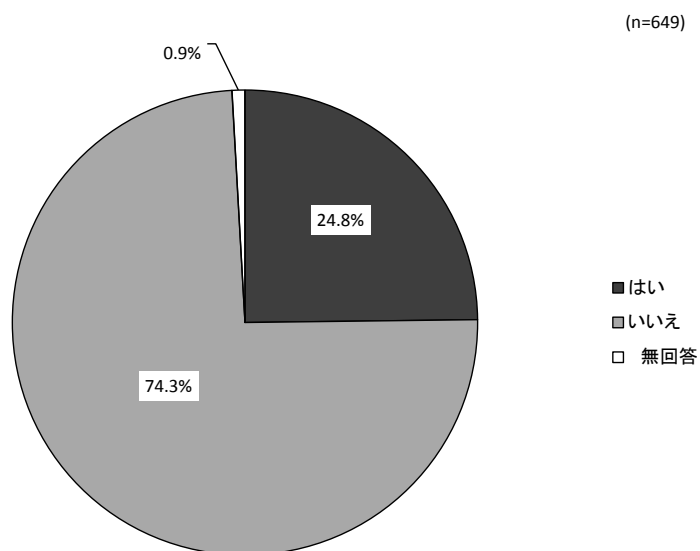


<図4-2-3 避難誘導を行う人（面積別）>

4－3 平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例

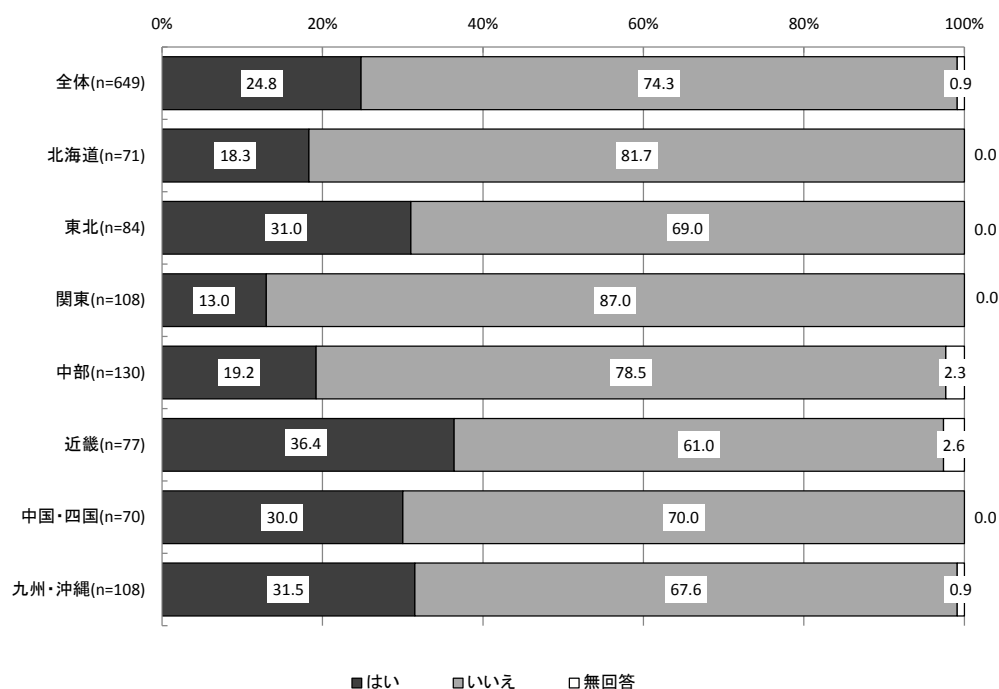
問 1 2 付問 2 （問 12 で「1」と回答された団体に伺います）平成 2 4～2 6 年の 3 年間で、実際に避難勧告・指示を出し、消防団員等による避難誘導が行われた例はありますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例として、「はい」は 24.8%、「いいえ」は 74.3%となっている。



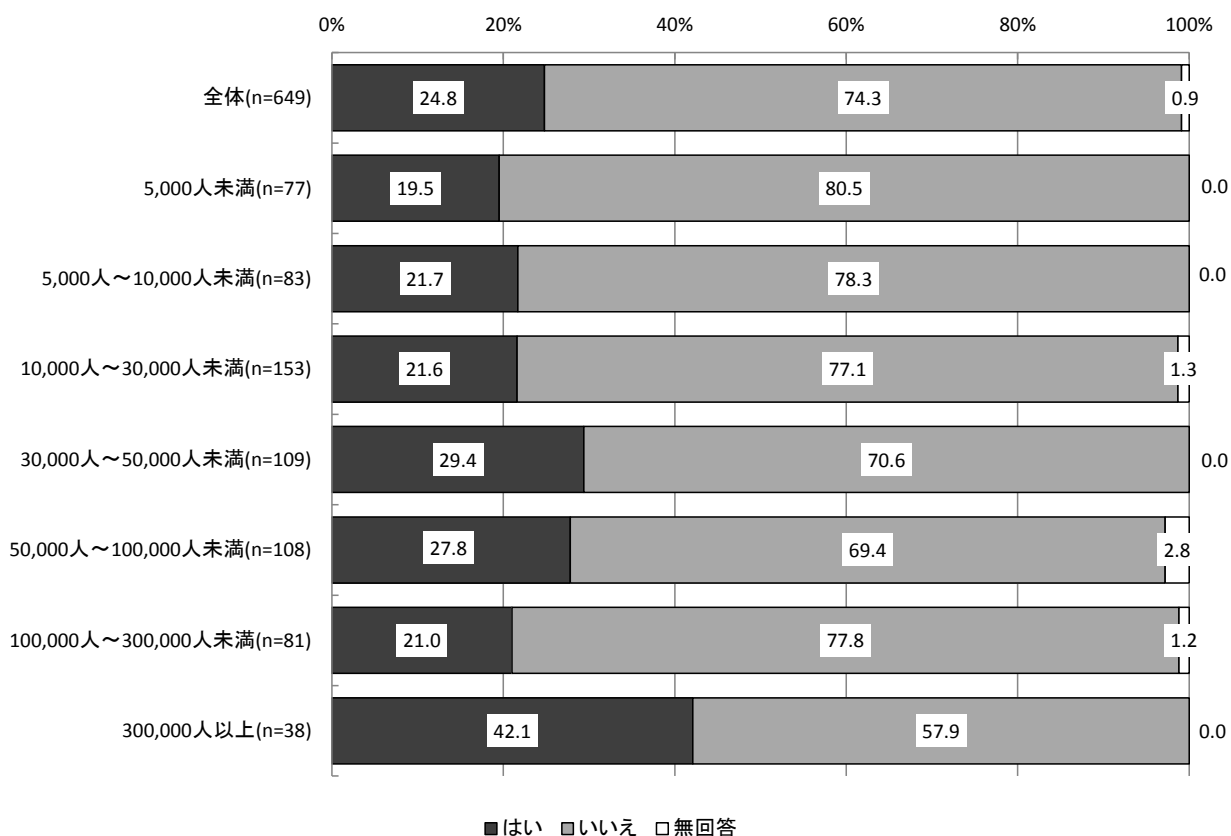
<図 4－3 平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例>

地域別にみると、「はい」は東北、近畿、中国・四国、九州・沖縄で 3 割以上となっている。



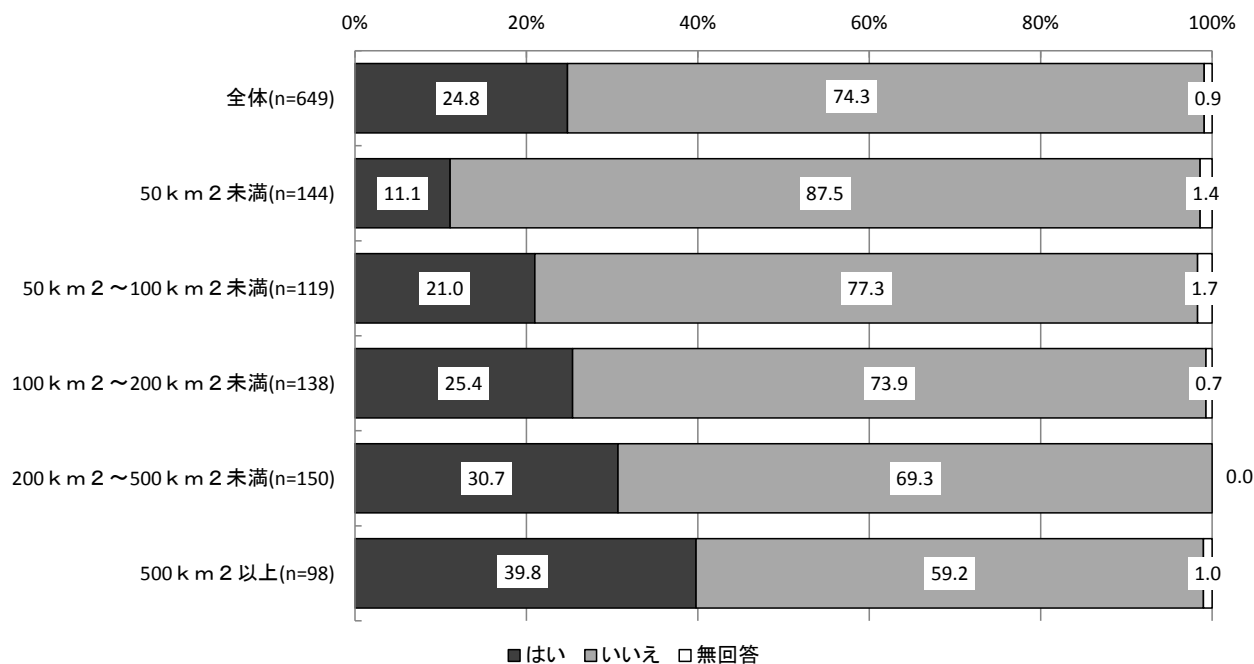
<図 4－3－1 平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例（地域別）>

人口規模別にみると、「はい」は 300,000 人以上が 42.1%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図 4-3-2 平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例（人口規模別）>

面積別にみると、面積が大きくなるにつれ「はい」の割合が高くなり、500 k m² 以上（39.8%）では 4 割近くを占める。



<図 4-3-3 平成 24～26 年の 3 年間で、消防団員等による避難誘導が行われた例（面積別）>

4－4 その時の課題や教訓

問 1 2 付問 3 （問 12 の付問 2 で「1」と回答された団体に伺います）その時の課題や教訓があればご教示ください。

<主な回答>

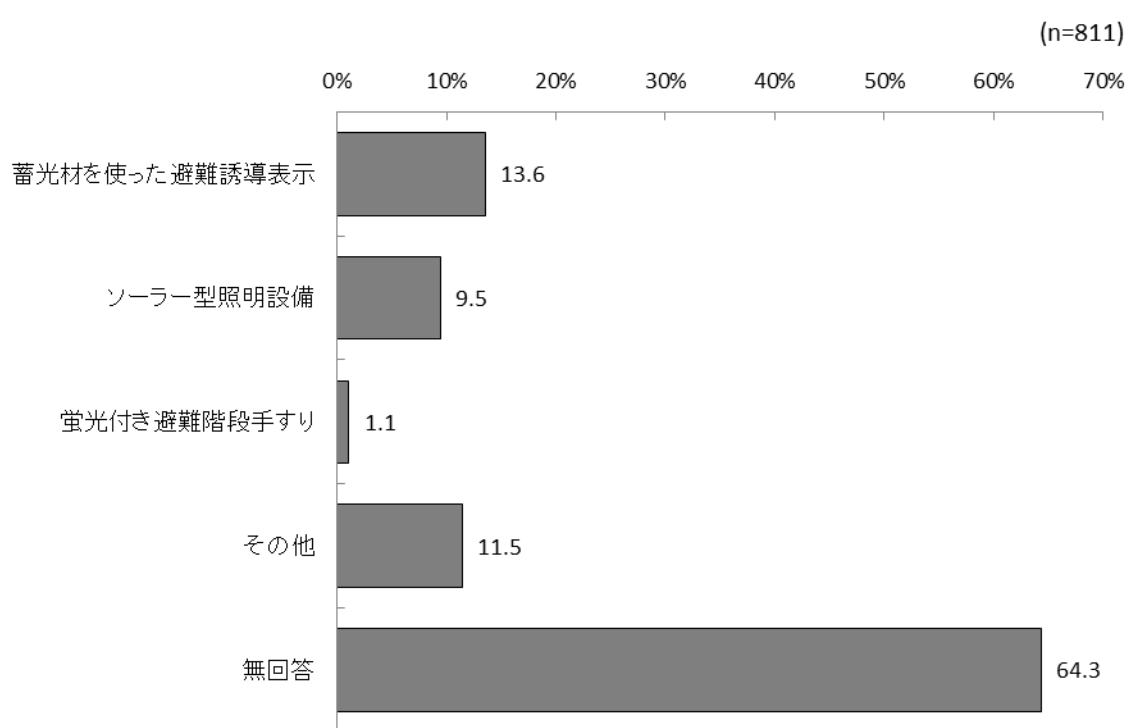
- ・大雨の時、広報車での広報は聞こえなかった。
- ・避難誘導の際、避難を拒否する住民がおり、説得に苦慮した。
- ・避難を拒んだ場合、避難を勧めるための“説得”をどの程度まで団員がすべきか判断が難しい。
- ・初めての勧告ということもあり、現場が予想以上に混乱し、情報伝達がうまくいかず、誘導する側が個人個人の判断になってしまった。
- ・誘導を行う職員の安全確保。
- ・地震等の突発災害では、移動手段の確保は非常に難しいと考える。
- ・水害が週末だったため人員の確保が比較的容易であったが、平日であれば人手不足が生じた可能性あり。
- ・高齢者等災害弱者への対応、体制の強化が課題（すみやかに誘導できる体制づくり）。
- ・浸水により孤立した世帯の避難誘導に苦慮した。
- ・安全対策として、もう少し早めの避難を住民自身が行っていれば、団員の安全も確保できたと感じた。
- ・避難指示を発令しても危険を冒してまで避難所に来てもらうことは難しいため、ほとんどの住民は避難せずに自宅に留まったこともあり、必ずしも効果があるとは言えない。
- ・避難所、避難場所の開設と避難誘導のタイミングがずれてしまった。
- ・想定を超えた被害となり、誘導した避難所が浸水したため、再度バスで別の避難所へ移動する事態となった。
- ・消防と行政という2つの指揮命令系統をまたがる活動における状況報告や、指示伝達に関して共有が課題。
- ・対象区域、対象者で絞らない勧告、指示は、あまり危機感が伝わらず避難行動に直結しない。

4－5 夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること

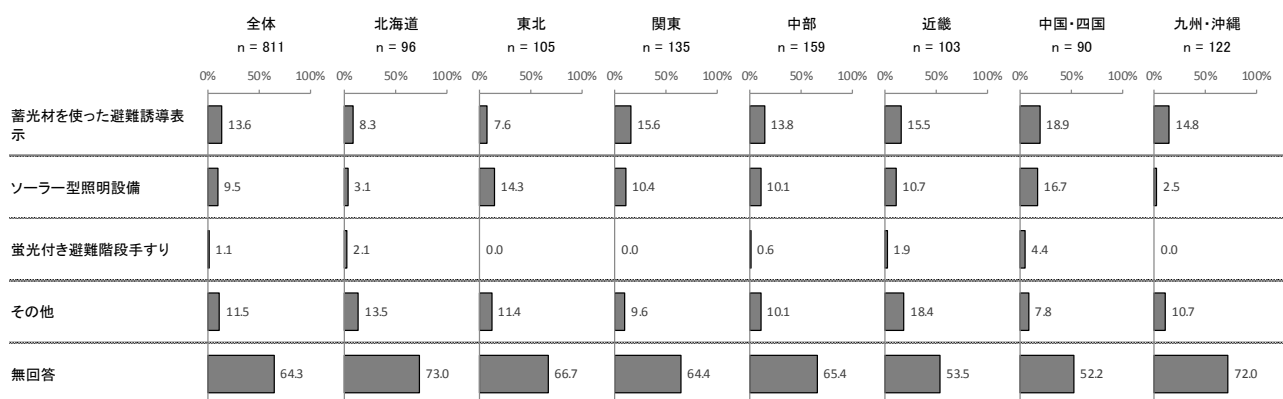
問 13 貴団体では、夜間の避難を助ける仕組みとして、どのようなことに取り組まれていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいることとしては、「蛍光材を使った避難誘導表示」が13.6%で最も高く、次いで「ソーラー型照明設備」が9.5%となっている。

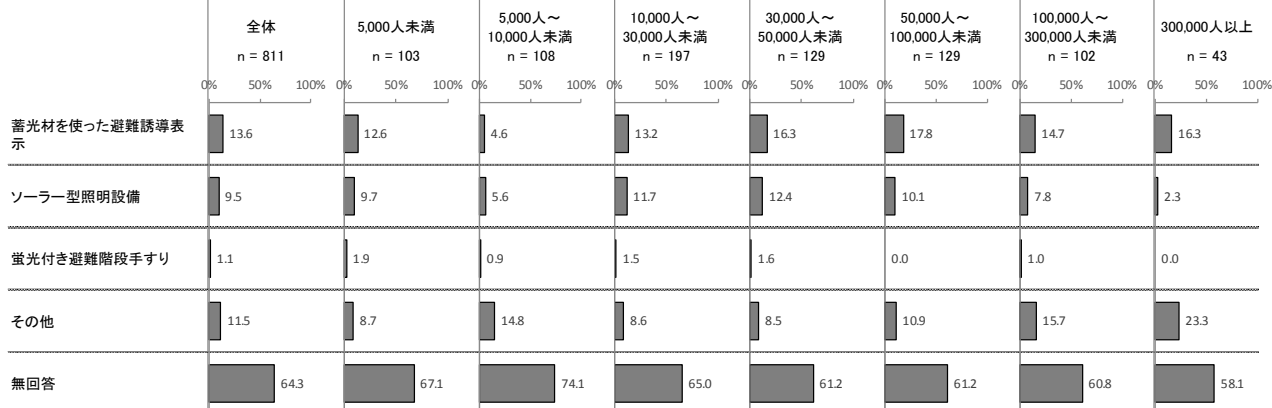
なお、その他の記載として多かったものは、「ソーラーランタン、バルーンライトなどの夜間照明器具と、発電機、燃料を配備している。」、「基本的には、夜間になる前に避難を行うようにしている。」、「避難誘導灯として町内の主要路線に避難所までLEDの外灯を設置」、「夜間の避難はなるべく避けるため、明るい時間帯の避難体制を実施している。」、「防犯灯の拡充」、「発動発電機と投光器の整備（全市立学校）」等で、特徴的なものとしては、「全世帯ヘランタンの配布」、「手動発電ライト付携帯ラジオの配布」、「反射式避難所案内看板を避難所周辺の電柱に設置」、「避難誘導者となる消防団の全団員に対して、ヘッドランプを配備している」等があった。



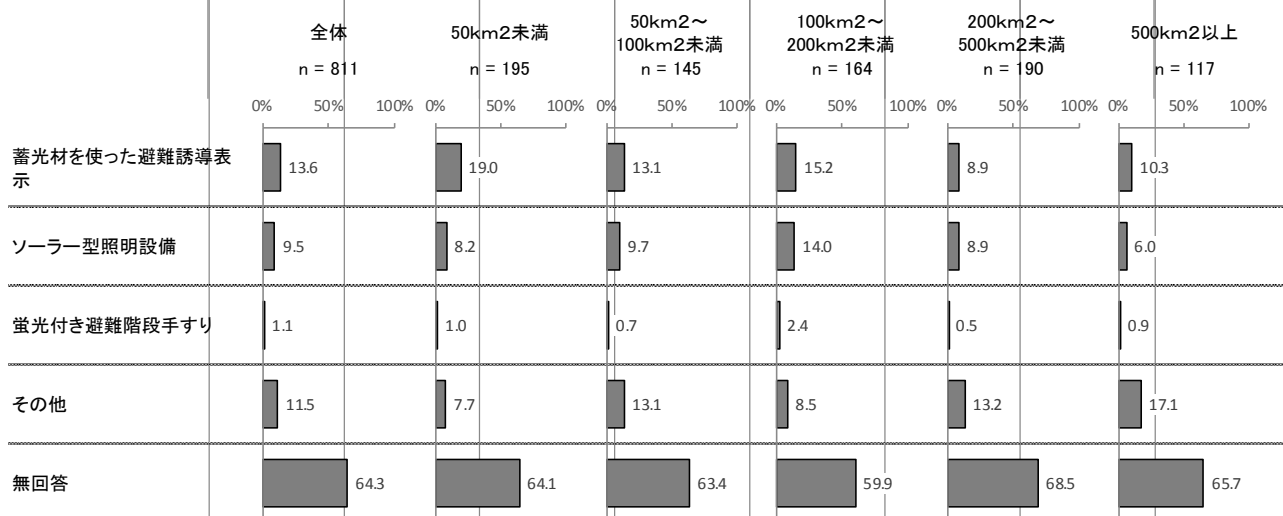
<図 4－5 夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること>



<図 4 - 5 - 1 夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること（地域別）>



<図 4 - 5 - 2 夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること（人口規模別）>

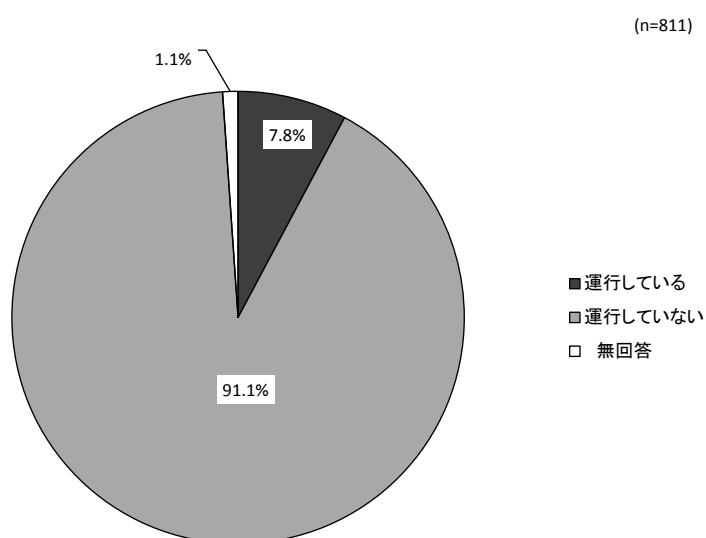


<図 4 - 5 - 3 夜間の避難を助ける仕組みとして、取り組んでいること（面積別）>

4－6 避難を助けるための避難バスの運行

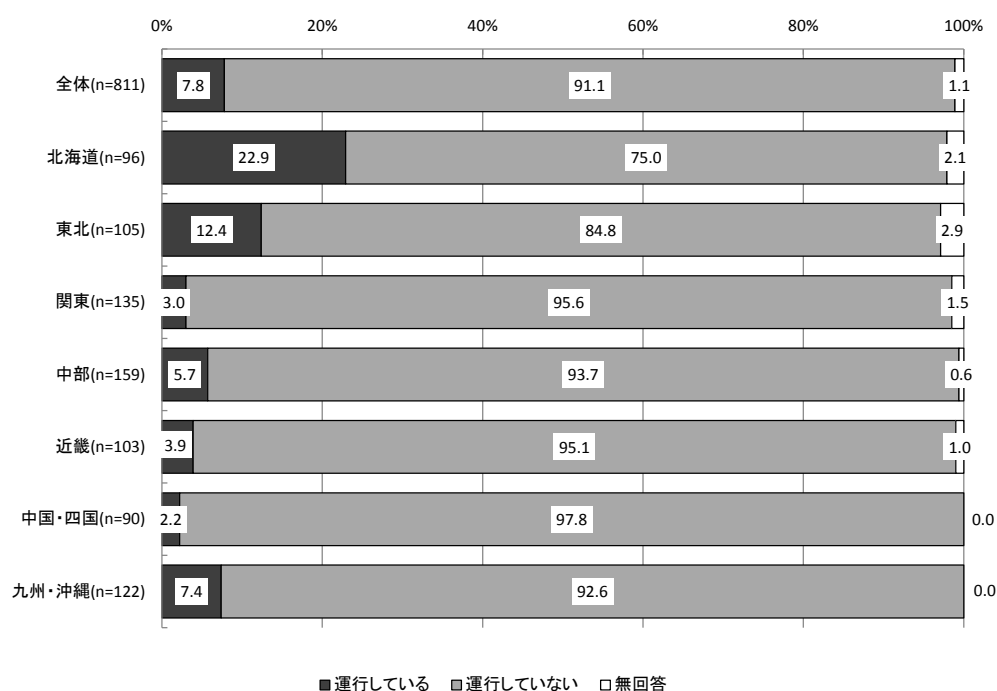
問 1 4 貴団体では、避難勧告や避難指示を公表した場合、避難を助けるために避難バスを運行されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

避難を助けるための避難バスの運行として、「運行している」は 7.8%、「運行していない」は 91.1%となっている。



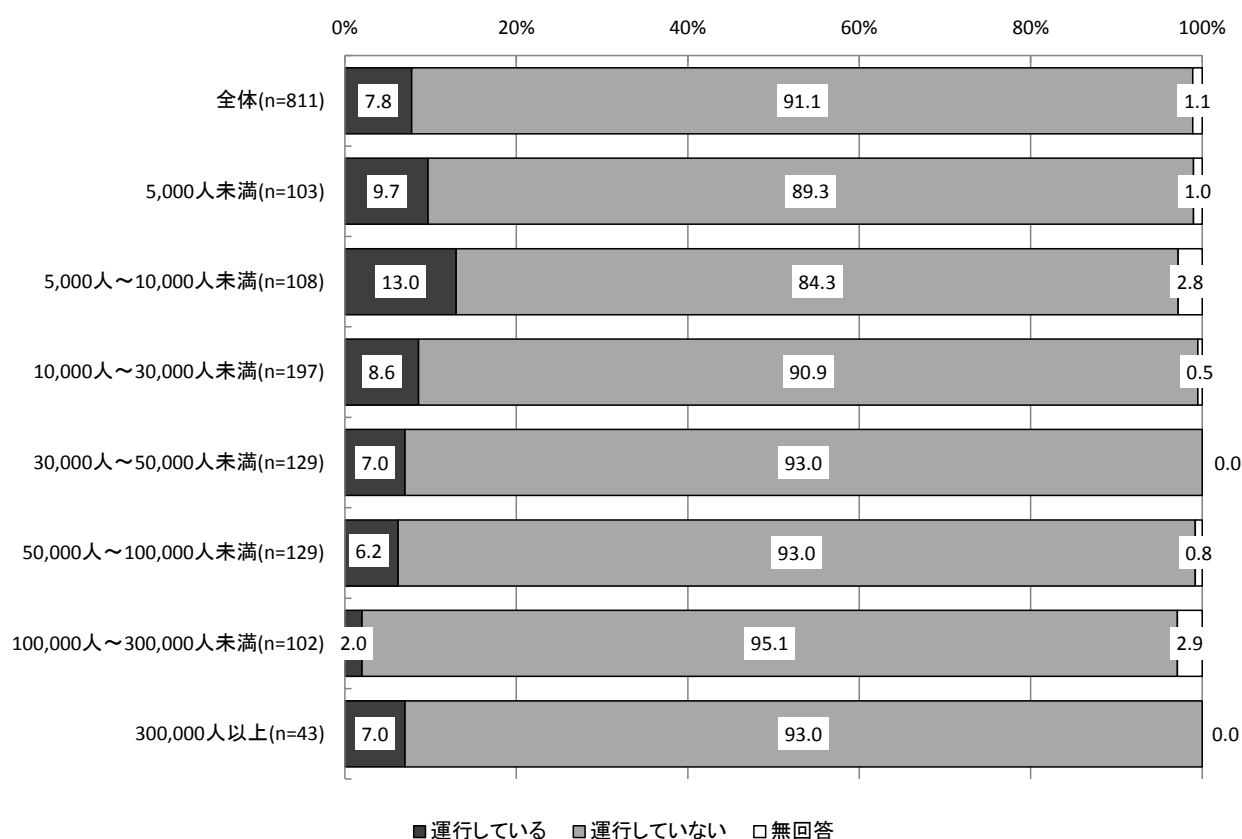
< 図 4－6 避難を助けるための避難バスの運行 >

地域別にみると、「運行している」は北海道が 22.9%で、他の地域と比べ高くなっている。



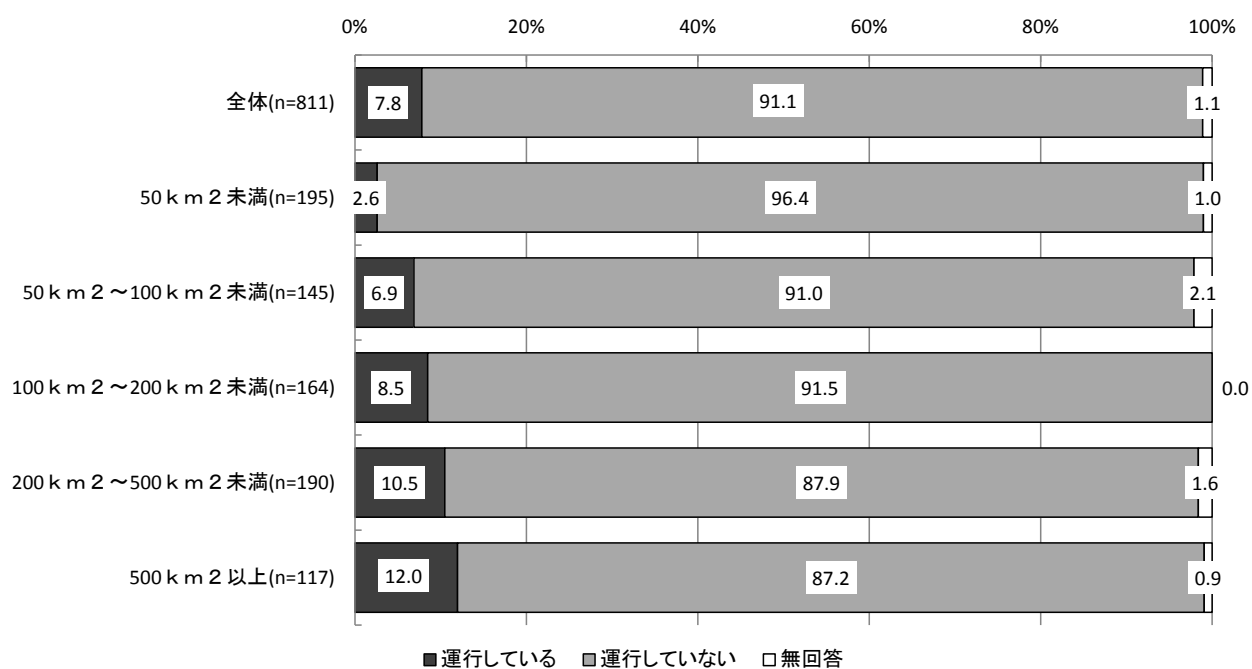
< 図 4－6－1 避難を助けるための避難バスの運行（地域別） >

人口規模別にみると、「運行している」は5,000人～10,000人未満が13.0%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



< 図 4 - 6 - 2 避難を助けるための避難バスの運行（人口規模別） >

面積別にみると、「運行している」は面積が多くなるにつれ高くなっている。

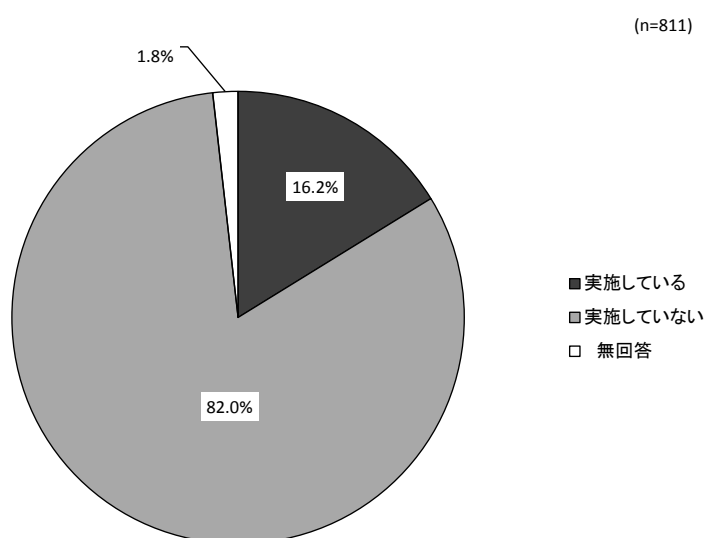


< 図 4 - 6 - 3 避難を助けるための避難バスの運行（面積別） >

4－7 避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況

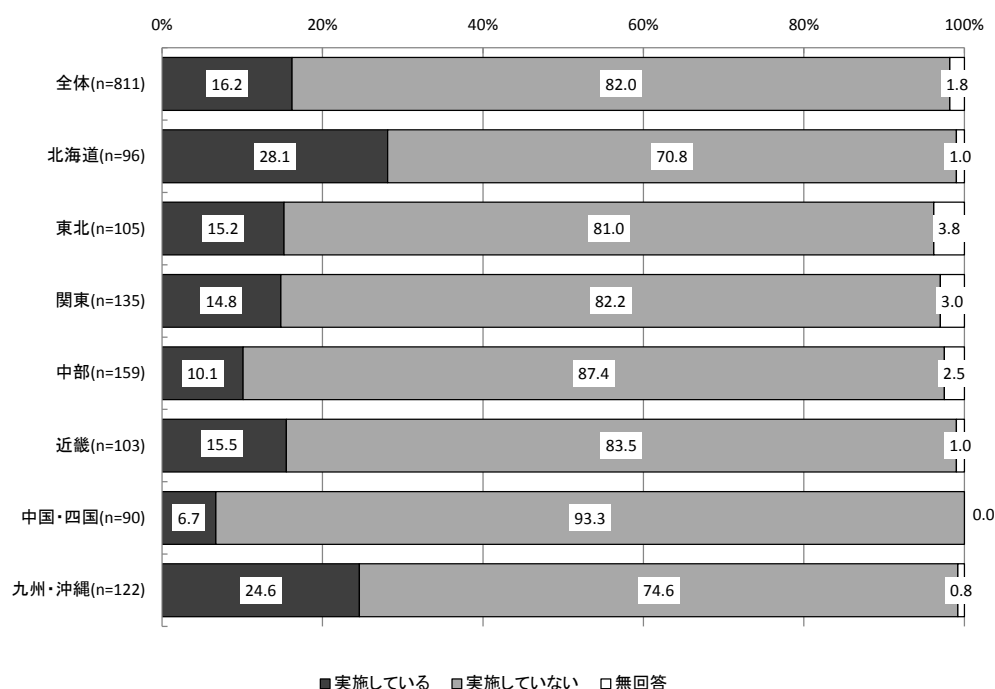
問 15 貴団体では、避難勧告や避難指示を公表した場合、避難行動要支援者の避難を助けるために送迎を実施していますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況として、「実施している」は16.2%、「実施していない」は82.0%となっている。



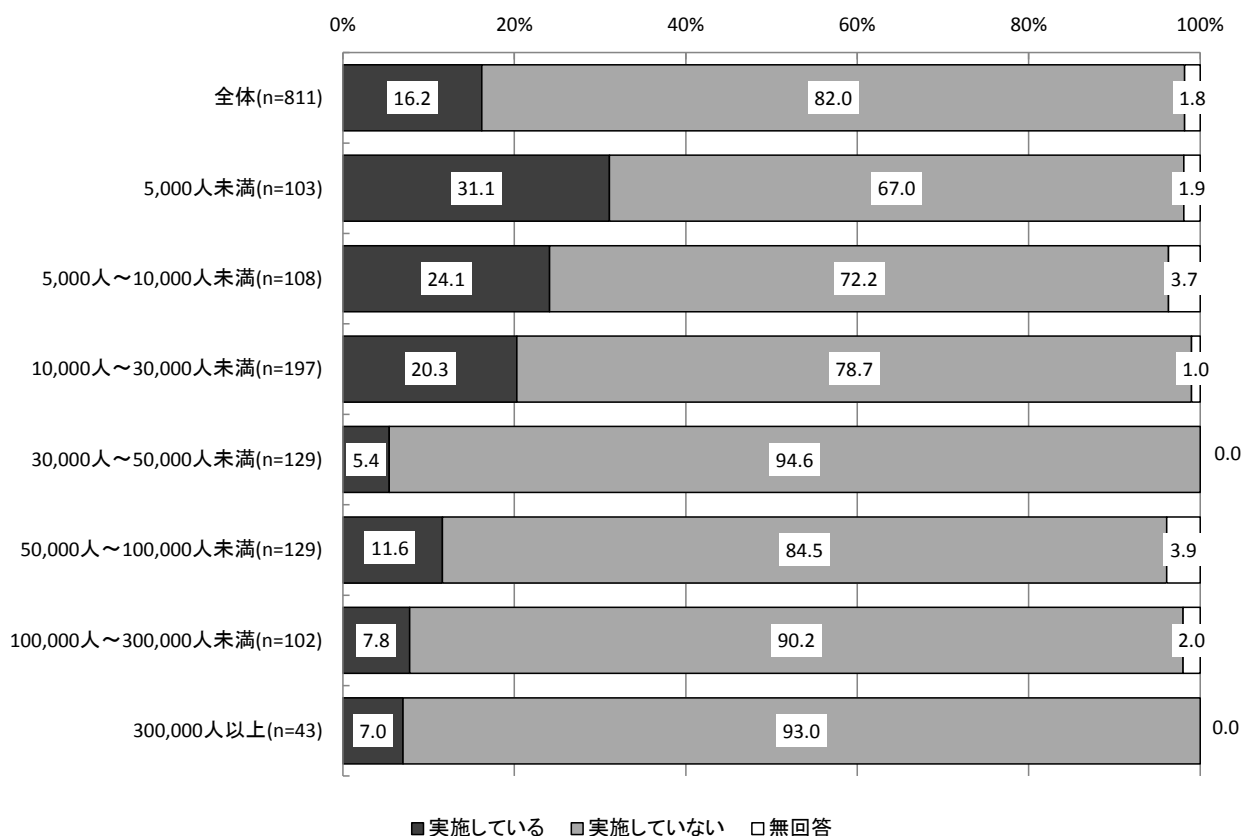
＜図 4－7 避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況＞

地域別にみると、「実施している」は北海道（28.1%）、九州・沖縄（24.6%）で、他の地域と比べ高くなっている。



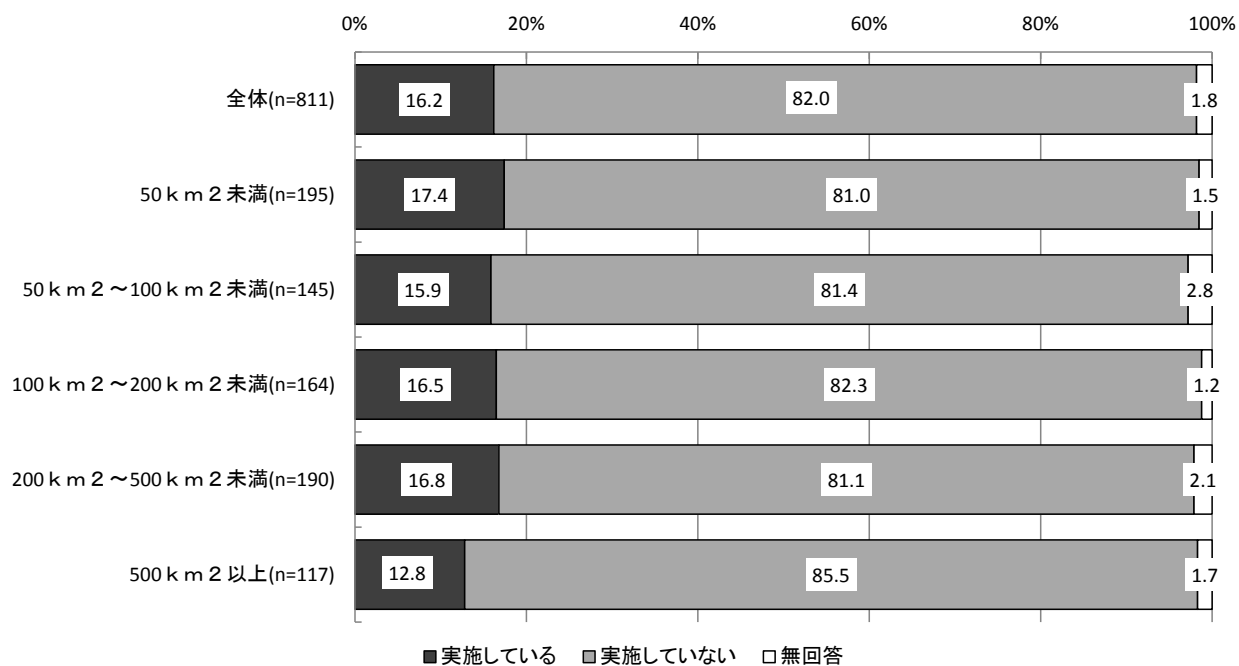
＜図 4－7－1 避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況（地域別）＞

人口規模別にみると、「実施している」は5,000人未満（31.1%）、5,000人～10,000人未満（24.1%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図 4－7－2 避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況（人口規模別）>

面積別にみると、面積による差はあまりみられない。



<図 4－7－3 避難行動要支援者の避難を助けるための送迎の実施状況（面積別）>

4－8 避難誘導の工夫

問 16 貴団体で行っている避難誘導の工夫で、特徴的だと思われるもの（全国的に紹介したい工夫）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・市内全ての消火栓標識に、その地域の住民が避難する、「拠点避難所名」、「拠点避難所までの距離の目安」、「拠点避難所への避難経路」を示した避難誘導シールを貼付けしてある。
- ・高齢者の方を自治会長が自家用車で送迎している。
- ・民生委員による日常からの見回り活動。
- ・本市では、風水害時の避難に対する考え方を平成 25 年 7 月に見直し、地域防災計画において自宅 2 階や隣接建物 2 階以上に避難（垂直避難）することを避難勧告時の避難行動と位置づけた。
（避難方法の変更点）
 1. 洪水ハザードマップ上で「浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域がある地域は、避難所等へ移る「水平避難すべき地域」とした。
 2. 「水平避難すべき地域」以外の地域は、原則として自宅 2 階や隣接建物 2 階以上に避難（垂直避難）することを避難方法として位置づけた。
- ・震災消防計画の中で退避時間（60 分）を設定して、避難誘導を行うこととしている。
- ・自衛消防団や自治会役員により安否確認を行い、必要に応じ、避難所まで搬送する共助の体制がとれている。
- ・いのちの鐘プロジェクト：津波が来ると予想される時に、津波浸水予測区域の協力寺院の鐘を乱打して、住民に切迫した危険を知らせる取組みをしている。

*有効回答数＝7

V. 指定緊急避難場所について

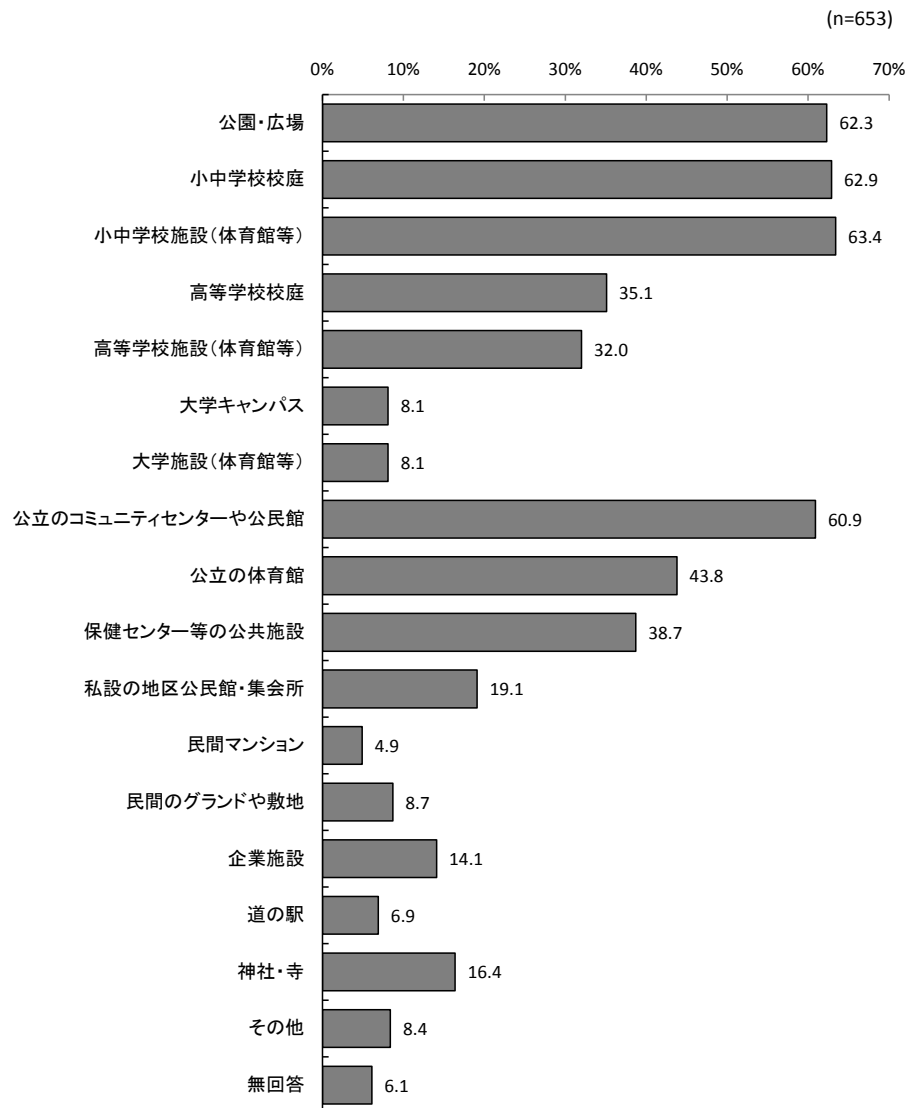
5-1 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）

問17 貴団体では、指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）として具体的にどのような場所（施設）を指定されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

※調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、分けて集計した。

指定緊急避難場所として指定している場所（施設）としては、「小中学校施設（体育館等）」が63.4%で最も高く、次いで「小中学校校庭」が62.9%、「公園・広場」が62.3%となっている。

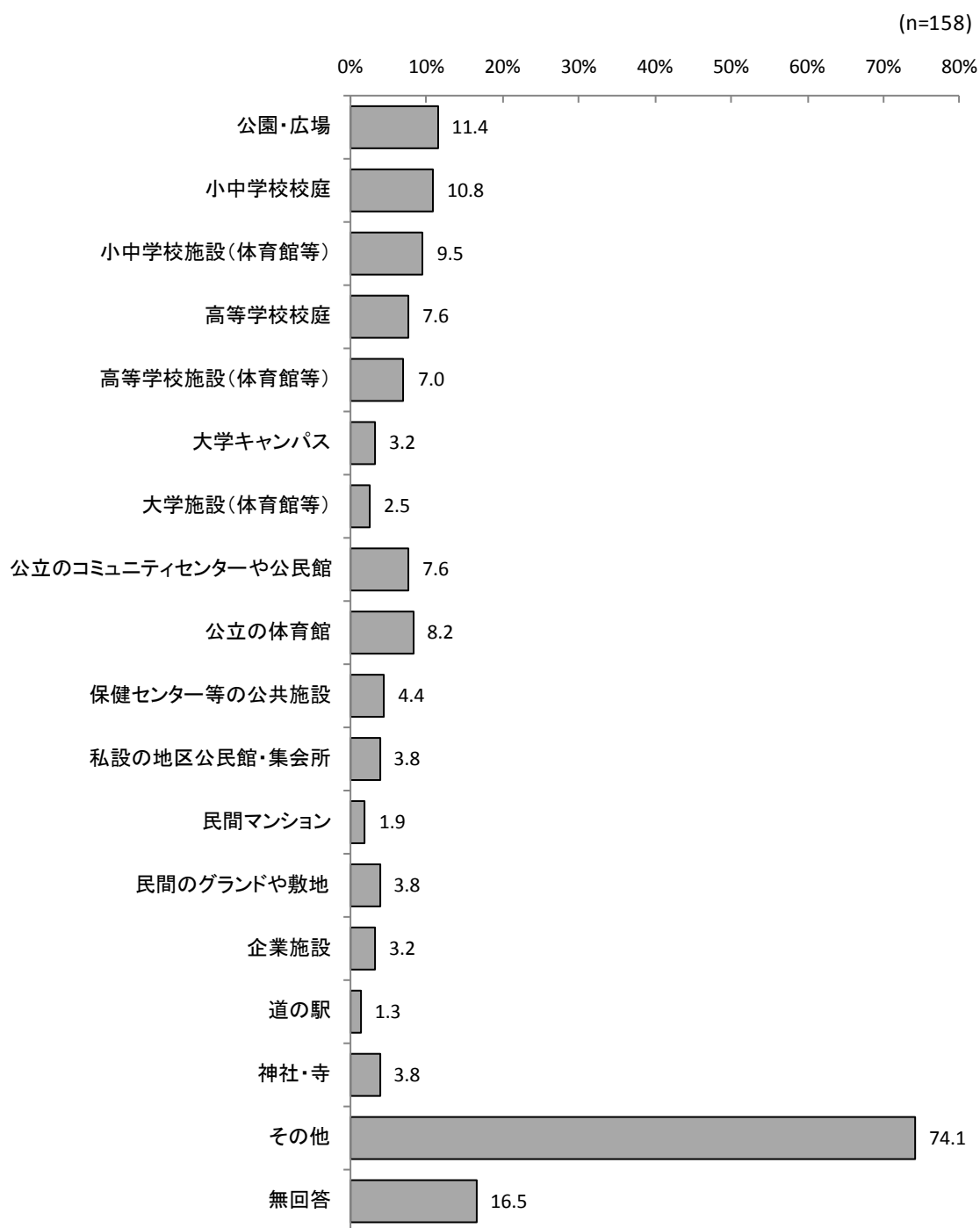
なお、その他の記載として多かったものは、「地域の裏山など」、「高台」、「幼稚園・保育園施設」等で、特徴的なものとしては、「大型スーパー」、「市内ショッピングセンター立体駐車場」、「川の駅、民間医療施設、民間宿泊施設」、「城山や空港、民間のゴルフ場」等があった。



<図5-1 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）>

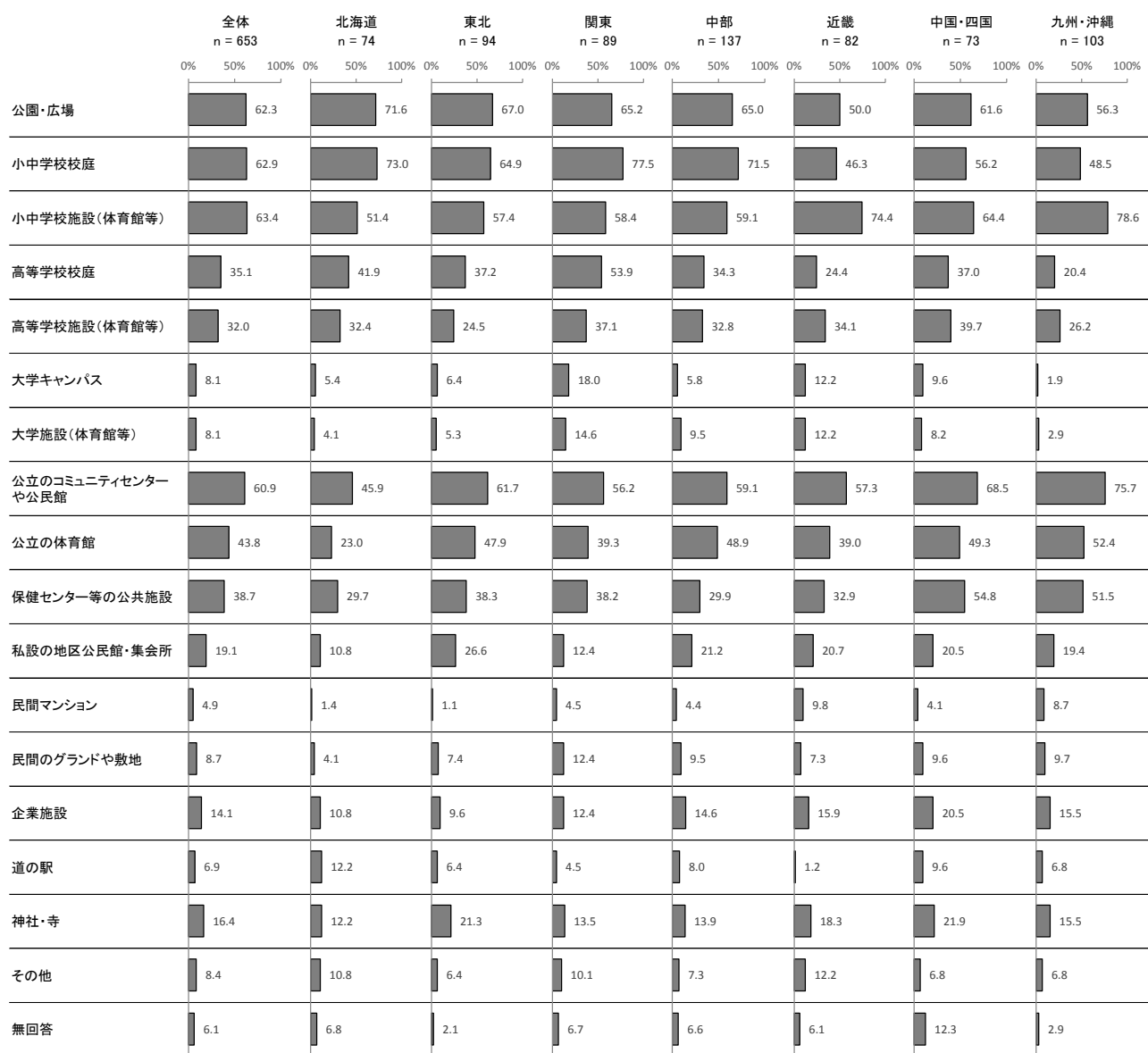
【未指定・検討中等の自治体】

「公園・広場」が11.4%で最も高く、次いで「小中学校校庭」が10.8%、「小中学校施設（体育館等）」が9.5%となっている。



< 図 5 - 1 - 1 指定緊急避難場所として未指定・検討中等の場所（施設） >

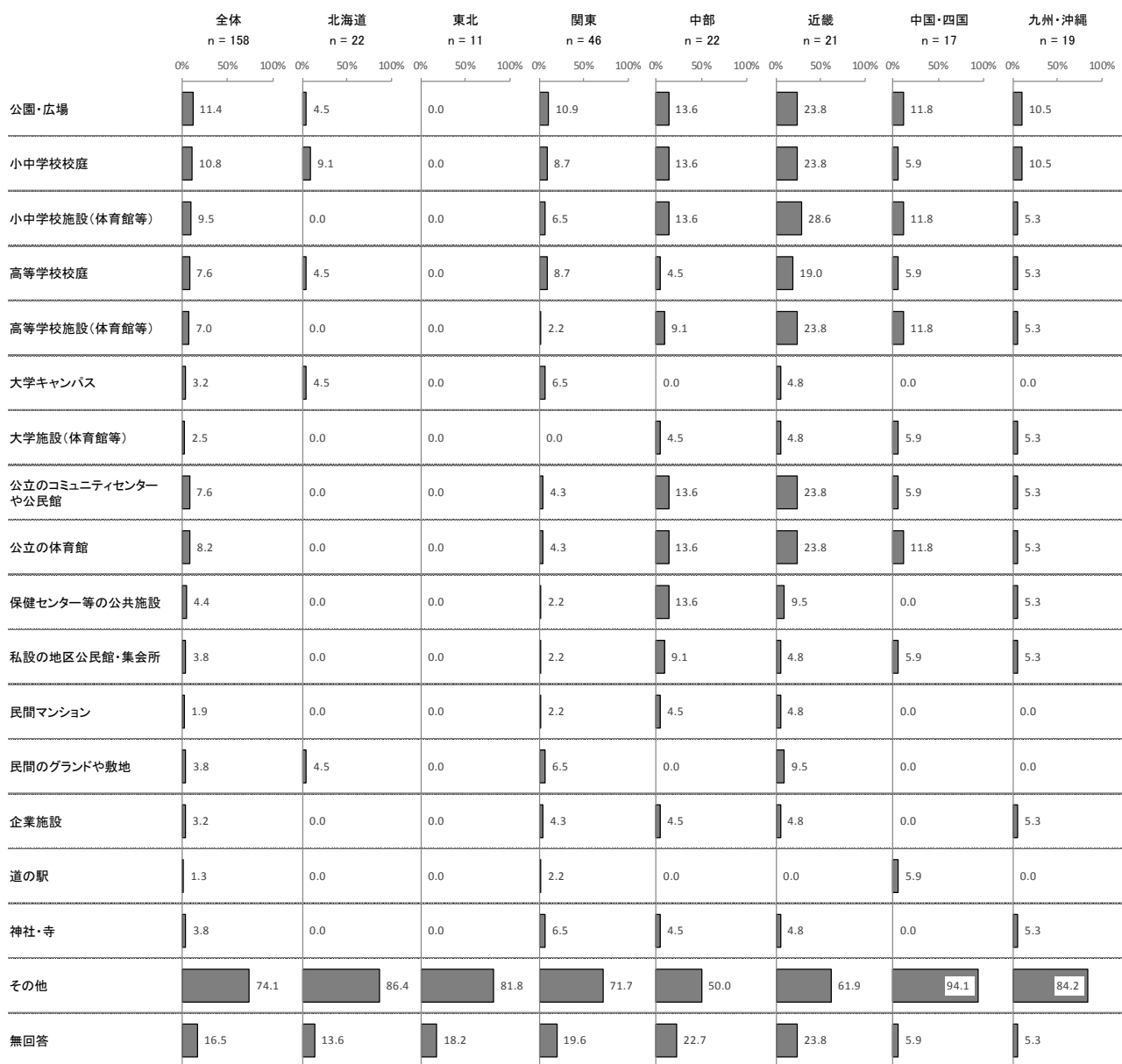
地域別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は九州・沖縄（78.6%）、近畿（74.4%）で、「小中学校校庭」は関東（77.5%）、北海道（73.0%）、中部（71.5%）で、「保健センター等の公共施設」は中国・四国（54.8%）、九州・沖縄（51.5%）で、他の地域と比べ高くなっている。



<図 5 - 1 - 2 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）（地域別）>

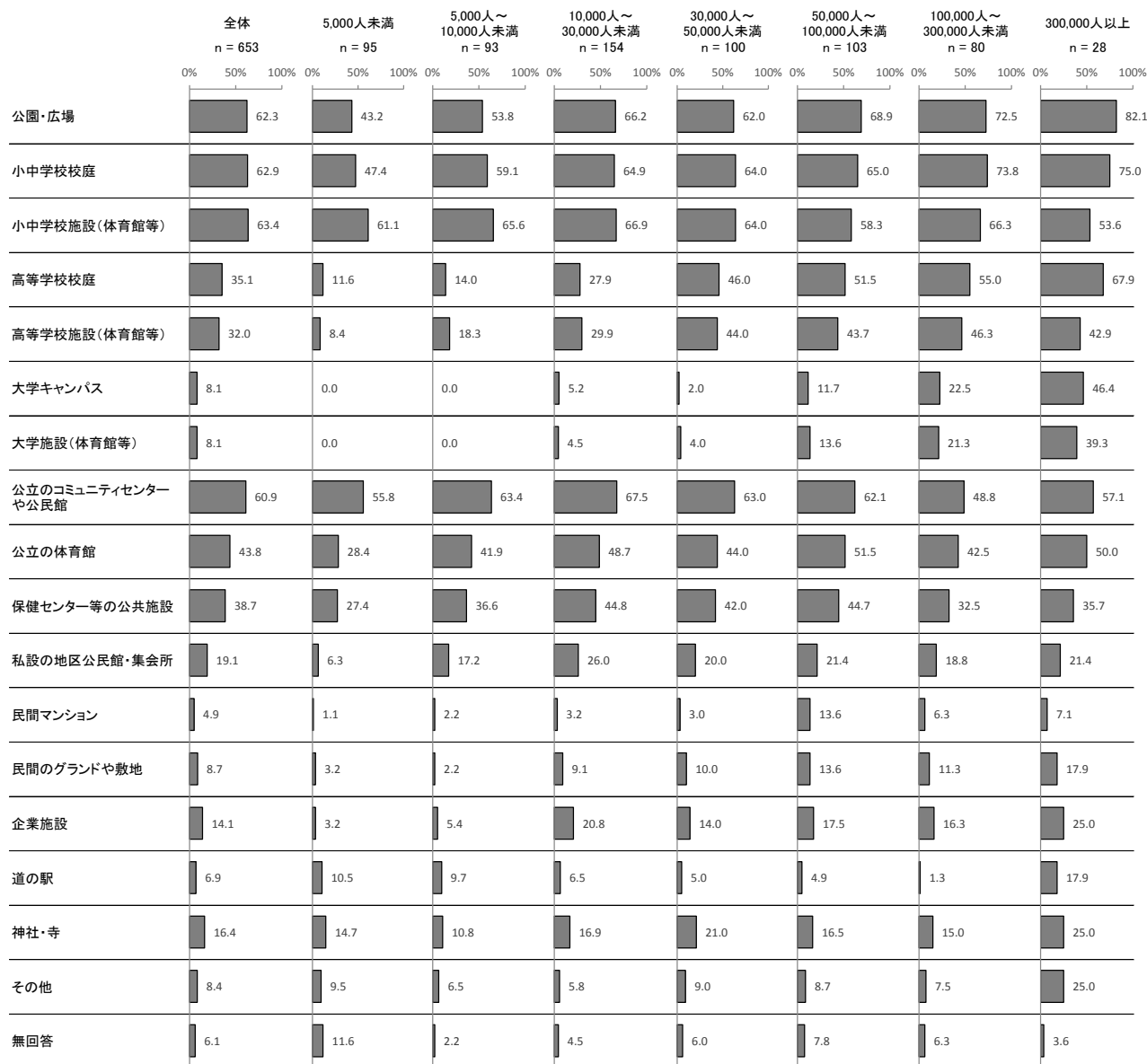
【未指定・検討中等の自治体】

地域別にみると、近畿で「小中学校施設（体育館等）」（28.6%）、「公園・広場」（23.8%）、「小中学校校庭」（23.8%）、「高等学校施設（体育館等）」（23.8%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「公立の体育館」は近畿（23.8%）、中部（13.6%）で、「公立のコミュニティセンターや公民館」は近畿（23.8%）、中部（13.6%）で、他の地域と比べ高くなっている。



<図 5 - 1 - 3 指定緊急避難場所として未指定・検討中等の場所（施設）（地域別）>

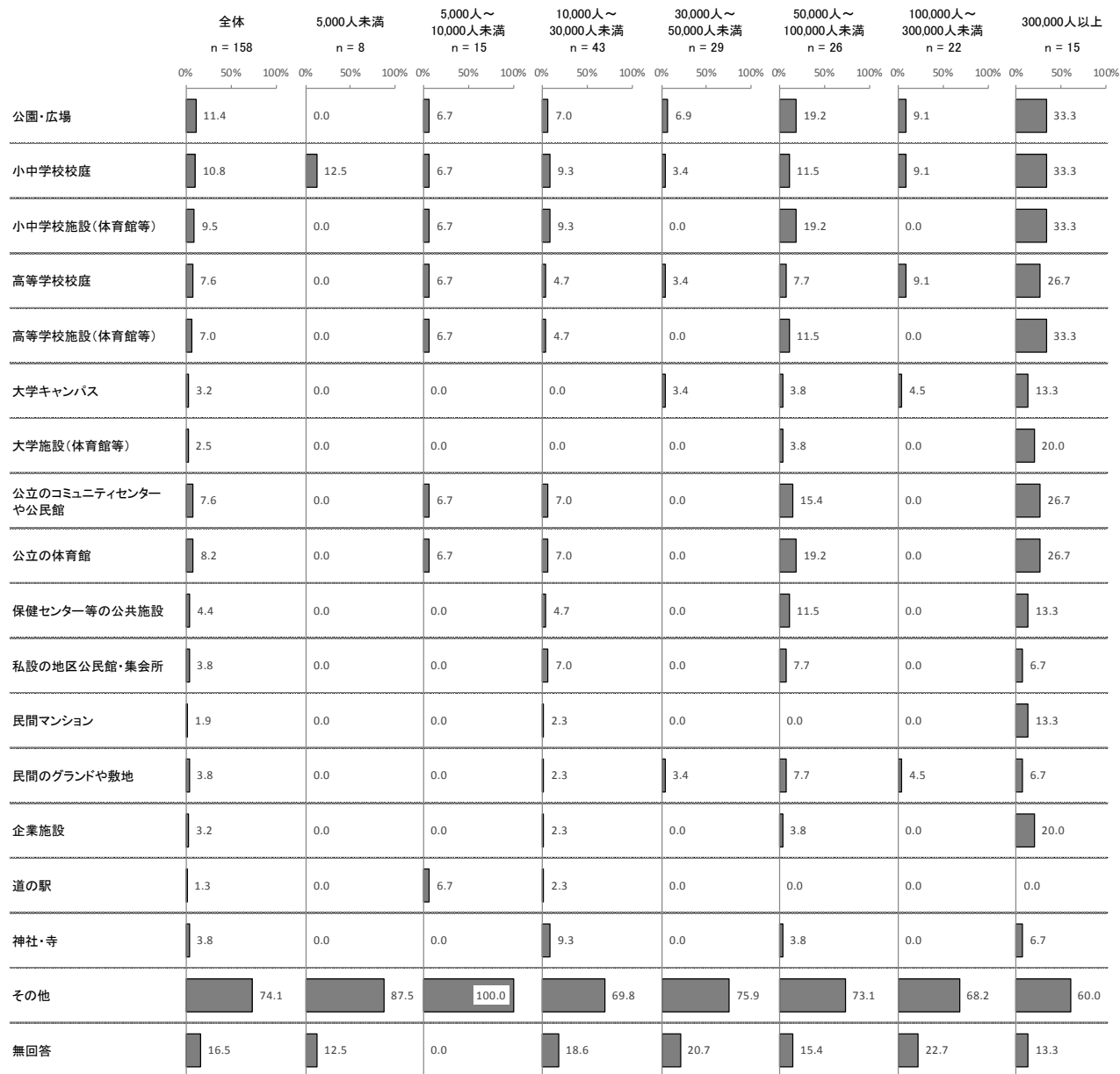
人口規模別にみると、「小中学校校庭」は 300,000 人以上（75.0%）、100,000 人～300,000 人未満（73.8%）で、「公園・広場」は 300,000 人以上（82.1%）、100,000 人～300,000 人未満（72.5%）、50,000 人～100,000 人未満（68.9%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「高等学校施設（体育館）等」は 30,000 人以上が 40%以上となっており、「高等学校校庭」は人口規模が大きくなるにつれ高くなり、300,000 人以上では 67.9%となっている。



＜図 5 - 1 - 4 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）（人口規模別）＞

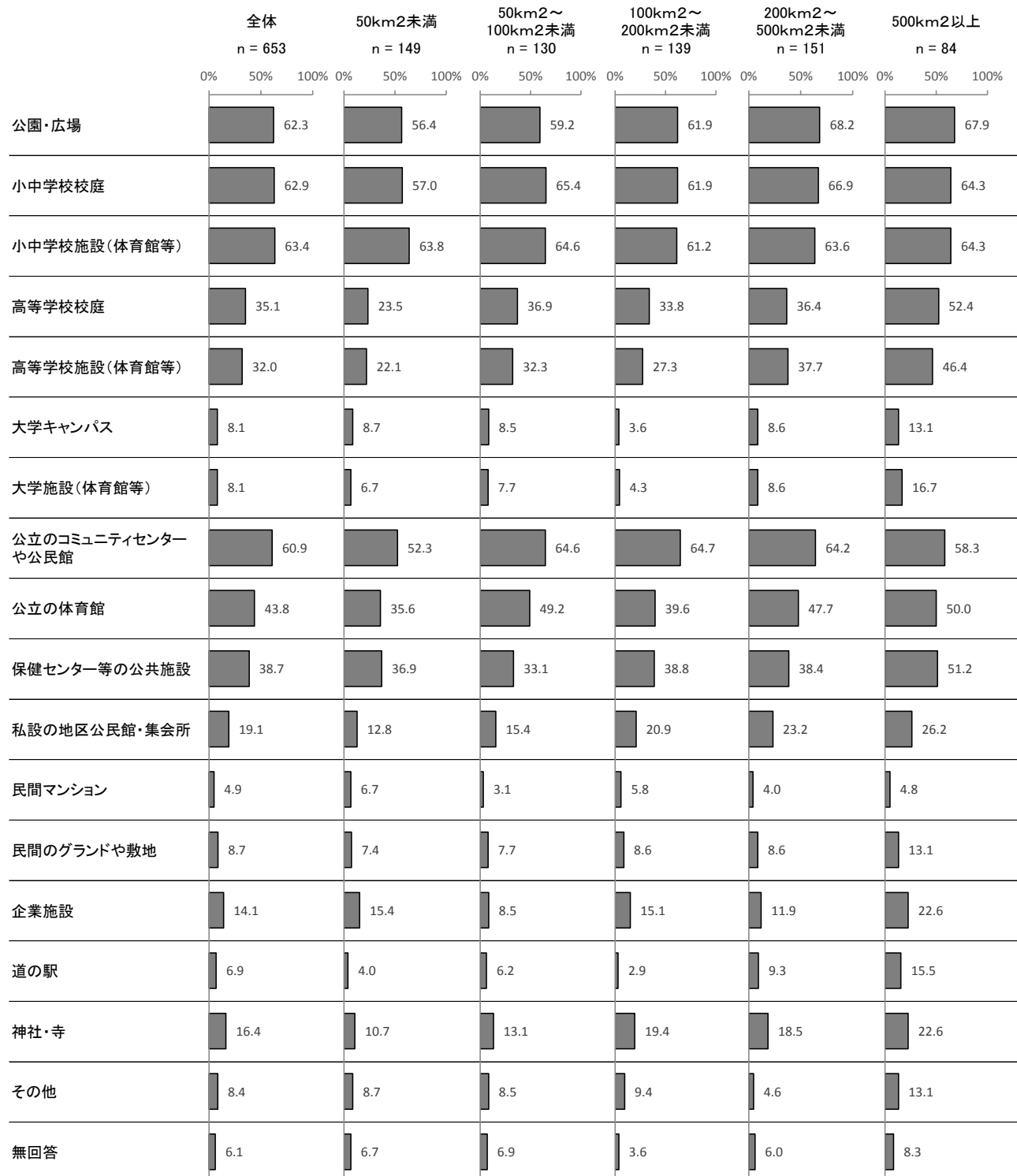
【未指定・検討中等の自治体】

人口規模別にみると、50,000人～100,000人未満で「公園・広場」（19.2％）、「小中学校施設（体育館等）」（19.2％）、「公立の体育館」（19.2％）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、10,000人～30,000人未満で「神社・寺」（9.3％）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図 5 - 1 - 5 指定緊急避難場所として未指定・検討中等の場所（施設）（人口規模別）>

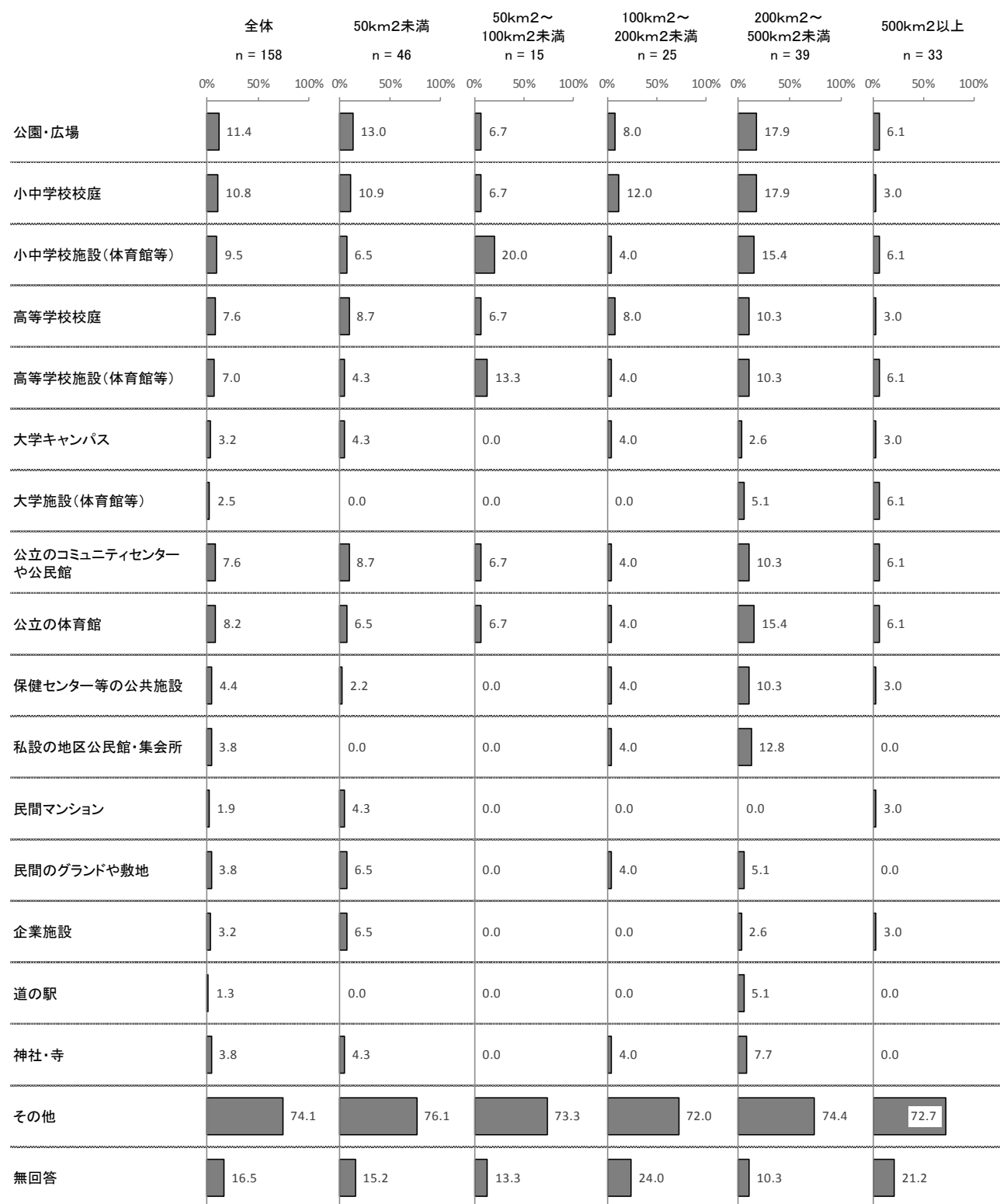
面積別にみると、「公園・広場」は $200\text{ km}^2 \sim 500\text{ km}^2$ 未満（68.2%）、 500 km^2 以上（67.9%）、「公立の体育館」は 500 km^2 以上（50.0%）、 $50\text{ km}^2 \sim 100\text{ km}^2$ 未満（49.2%）で、他の面積と比べ高くなっている。また、 500 km^2 以上では「高等学校校庭」、「高等学校施設（体育館等）」、「保健センター等の公共施設」が5割前後を占める。



<図 5 - 1 - 6 指定緊急避難場所として指定している場所（施設）（面積別）>

【未指定・検討中等の自治体】

面積別にみると、200km²～500km²未満で「公園・広場」(17.9%)、「小中学校校庭」(17.9%)、「小中学校施設(体育館等)」(15.4%)、「公立の体育館」(15.4%)で、他の面積と比べ高くなっている。



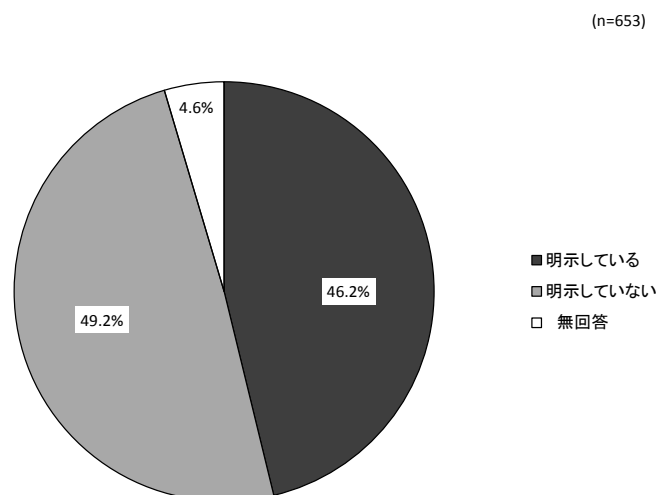
＜図５－１－７ 指定緊急避難場所として未指定・検討中等の場所（施設）（面積別）＞

５－２ 災害の種類毎に避難場所としての適否の明示

問１８ 貴団体では、指定緊急避難場所（災害対策基本法第４９条の４）は、災害の種類毎に避難場所としての適否を明示されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

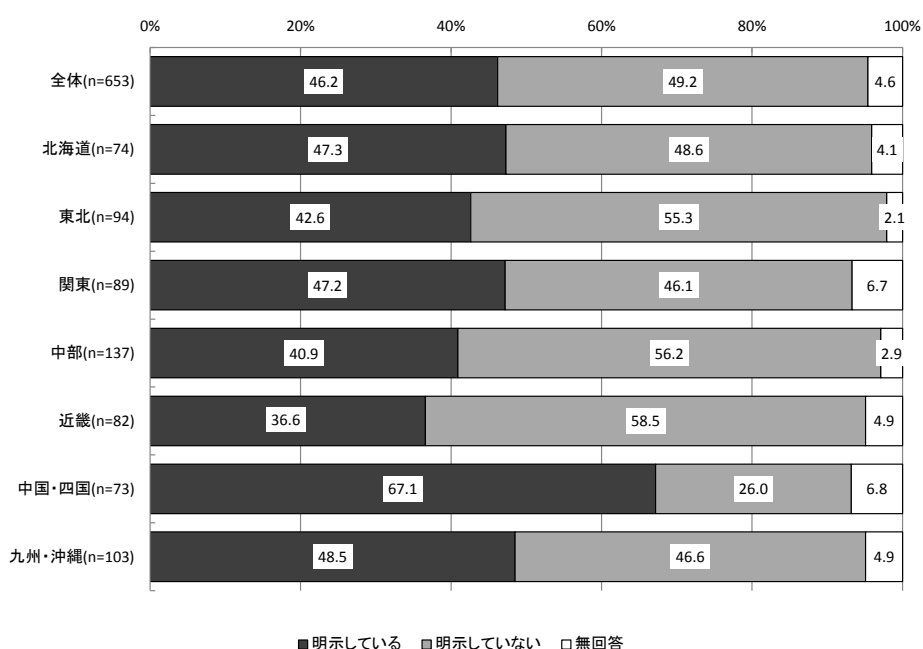
※問１７で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

災害の種類毎に避難場所としての適否の明示として、「明示している」は４６．２％、「明示していない」は４９．２％となっている。



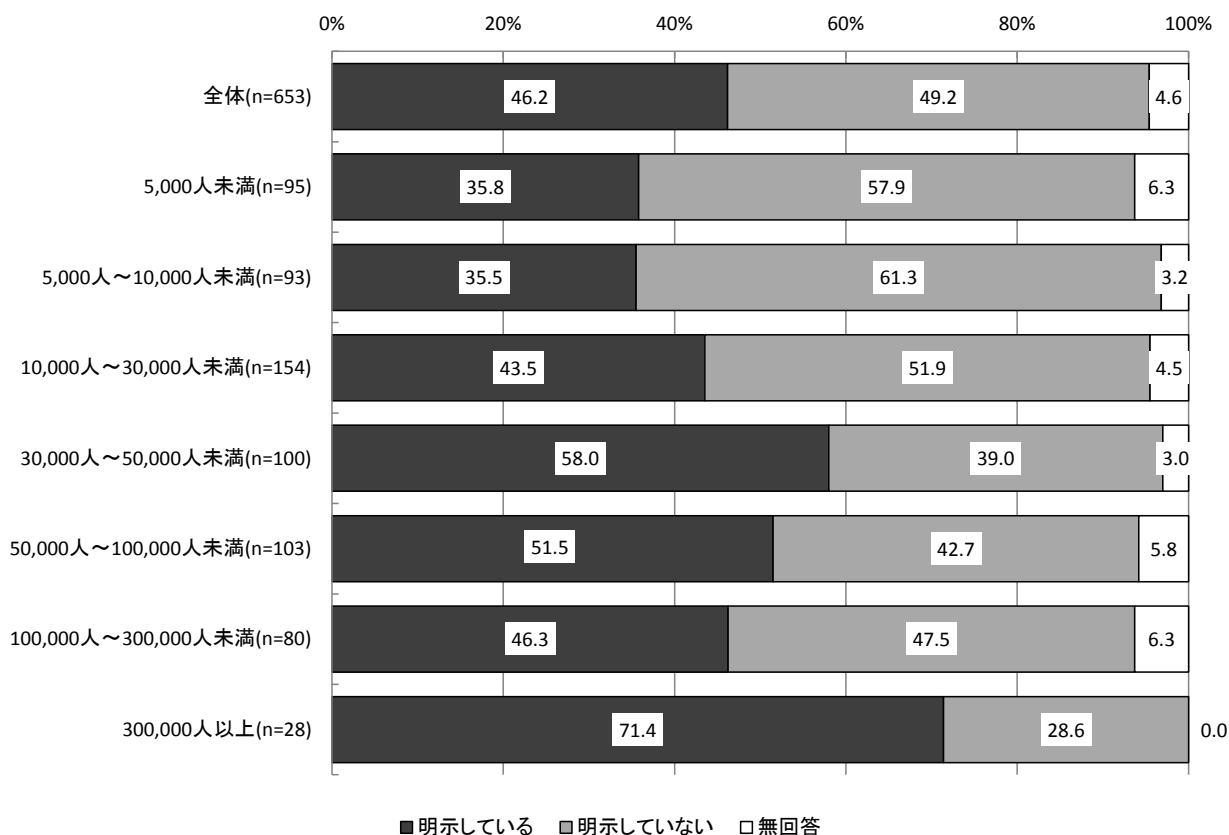
<図５－２ 災害の種類毎に避難場所としての適否の明示>

地域別にみると、「明示している」は中国・四国が６７．１％で、他の地域と比べ高くなっている。



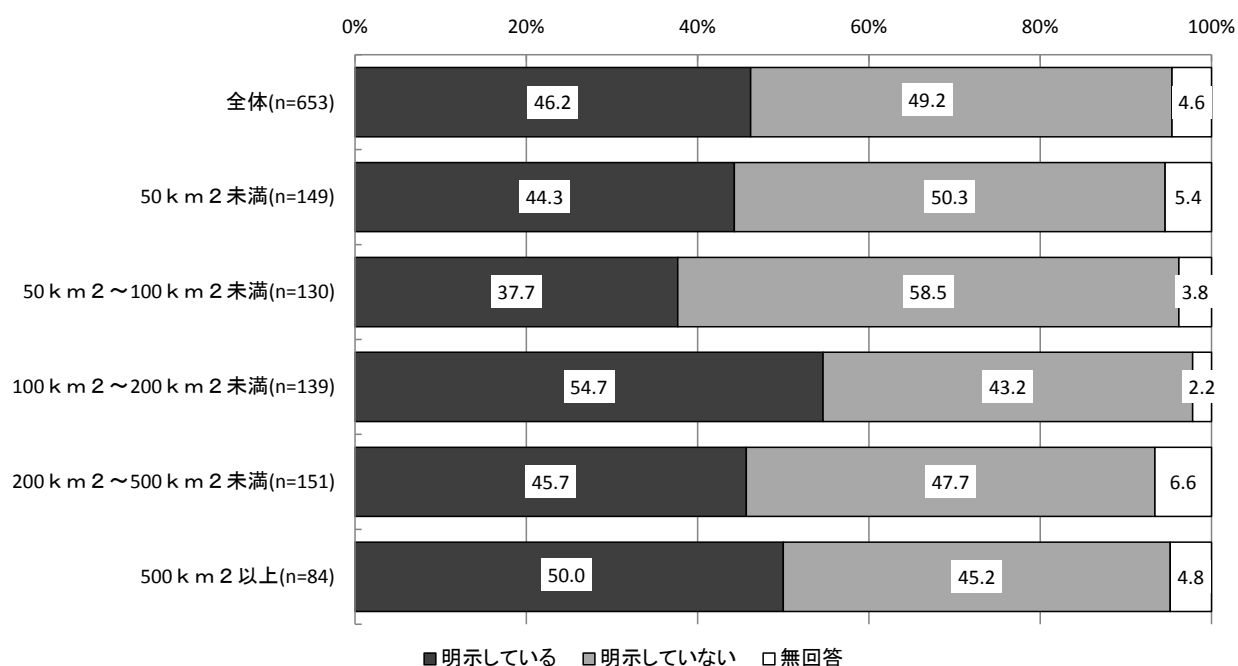
<図５－２－１ 災害の種類毎に避難場所としての適否の明示（地域別）>

人口規模別にみると、「明示している」は 300,000 人以上（71.4%）、30,000 人～50,000 人未満（58.0%）、50,000 人～100,000 人未満（51.5%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



< 図 5 - 2 - 2 災害の種類毎に避難場所としての適否の明示（人口規模別） >

面積別にみると、「明示している」は 100 k m²～200 k m² 未満が 54.7%で、他の面積と比べ高くなっている。



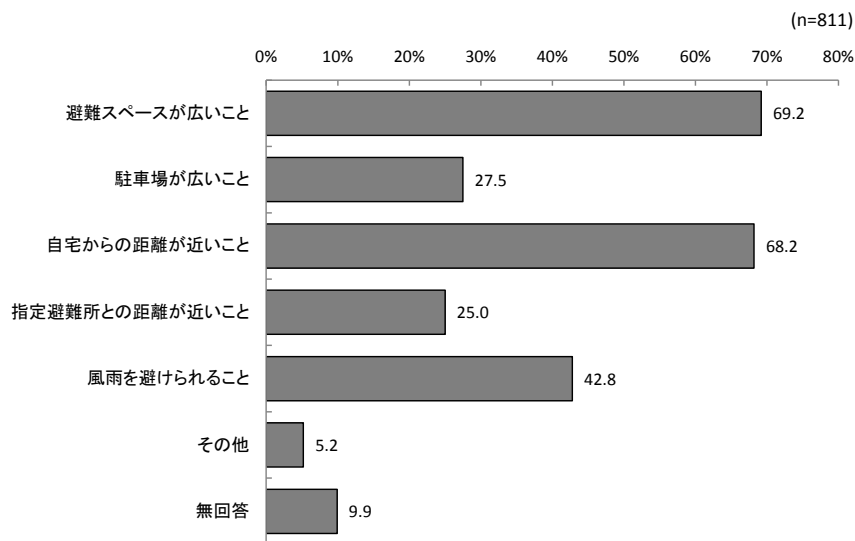
< 図 5 - 2 - 3 災害の種類毎に避難場所としての適否の明示（面積別） >

５－３ 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位３つ）

問１９ 指定緊急避難場所について、住民の避難促進に効果があると思うものは、どれですか？以下の内、該当するものに○を付けてください（上位３つを選択）。

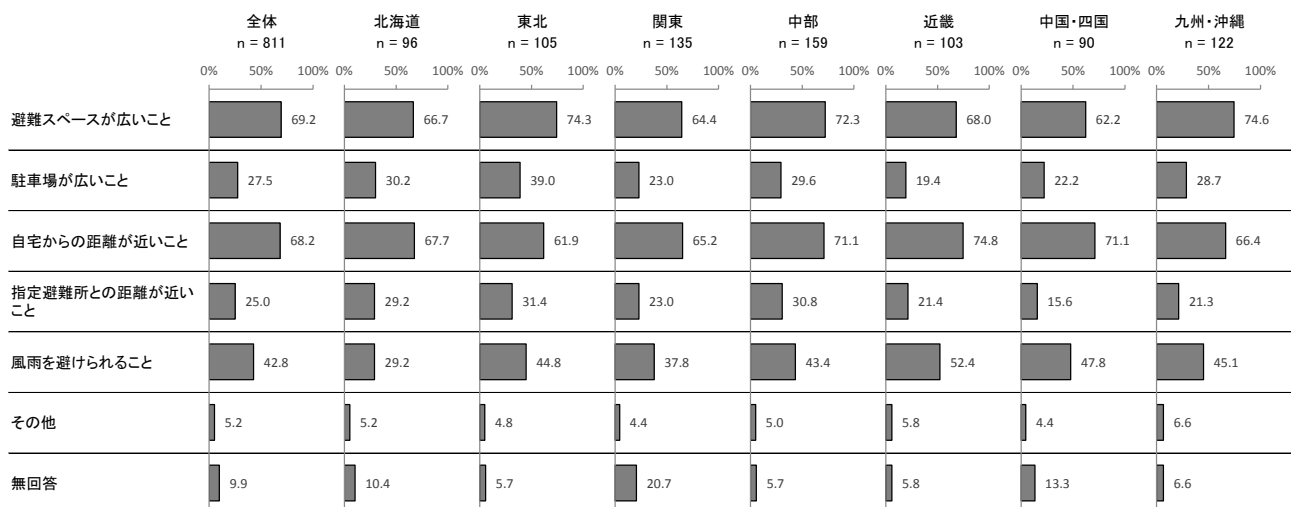
住民の避難促進に効果があると思うものとしては、「避難スペースが広いこと」が69.2%で最も高く、次いで「自宅からの距離が近いこと」が68.2%、「風雨を避けられること」が42.8%となっている。

なお、その他の記載として多かったものは、「地域内において認知度が高いこと」、「高さがあること」等で、特徴的なものとしては、「避難した先でも休めるスペースがあり、ある程度プライバシーが確保されていること。」、「経路が安全なこと。」等があった。



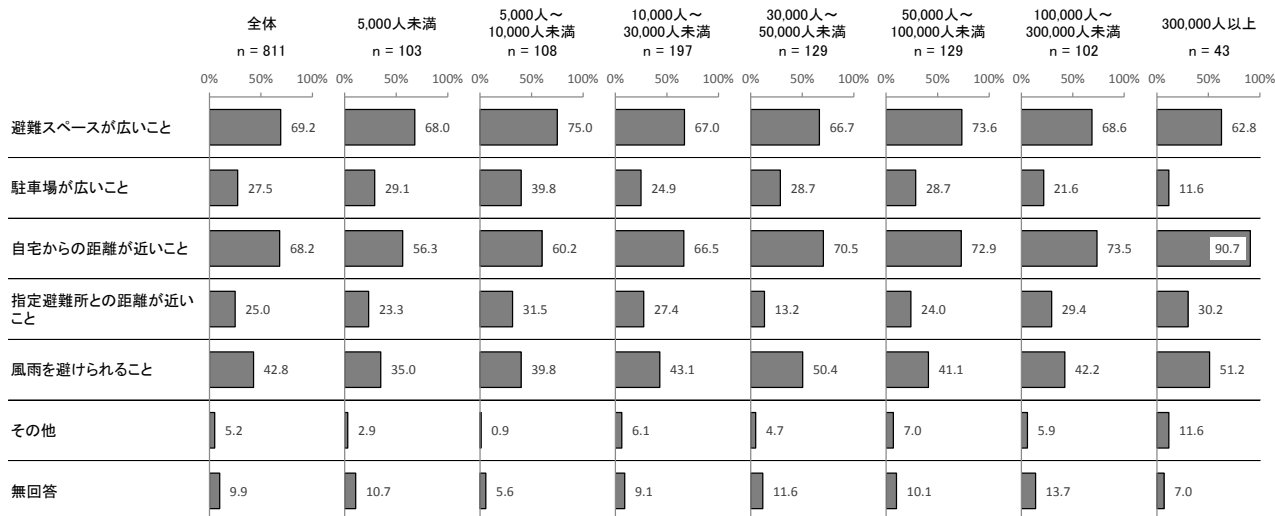
<図５－３ 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位３つ）>

地域別にみると、「避難スペースが広いこと」は九州・沖縄（74.6%）、東北（74.3%）、「自宅からの距離が近いこと」は近畿（74.8%）、「風雨を避けられること」は近畿（52.4%）、中国・四国（47.8%）で、他の地域と比べ高くなっている。



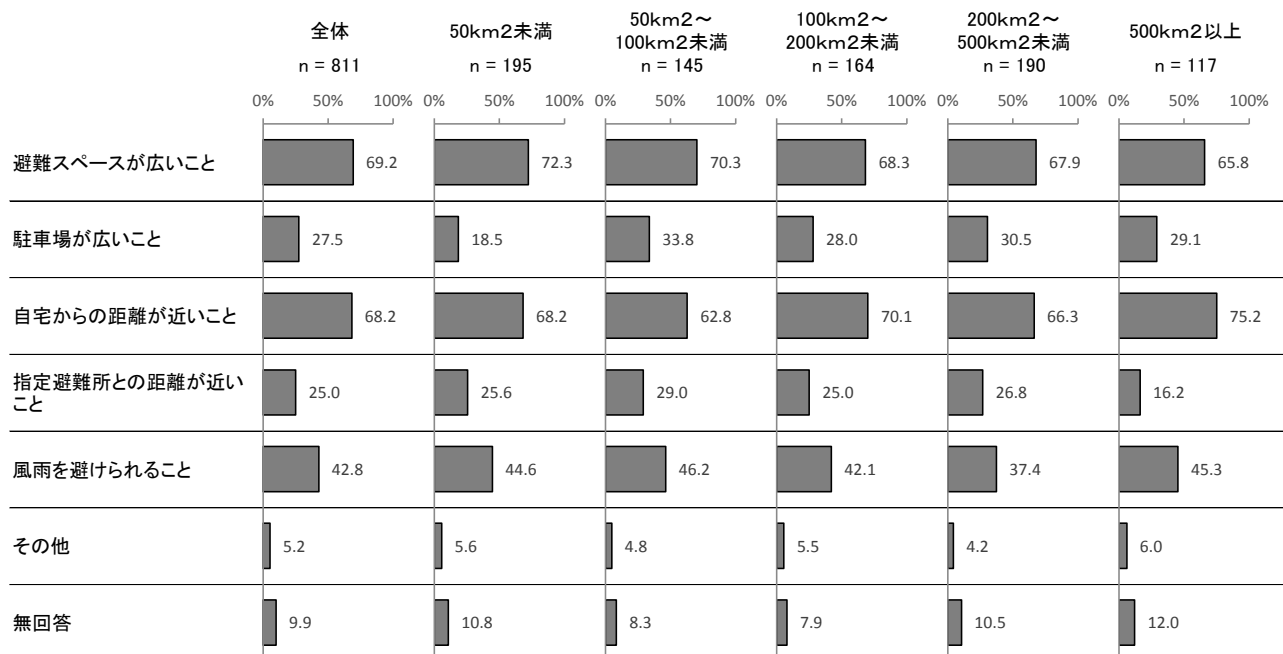
<図５－３－１ 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位３つ）（地域別）>

人口規模別にみると、「避難スペースが広いこと」は5,000人～10,000人未満（75.0%）で、「自宅からの距離が近いこと」は300,000人以上（90.7%）で、「風雨を避けられること」は30,000人～50,000人未満（50.4%）、300,000人以上（51.2%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図 5－3－2 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位 3 つ）（人口規模別）＞

面積別にみると、「自宅からの距離が近いこと」は500km²以上（75.2%）で、他の面積と比べ高くなっている。



＜図 5－3－3 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位 3 つ）（面積別）＞

5－4 特徴的な指定緊急避難場所

問 20 貴団体で指定している指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）で、特徴的だと思われるもの（全国に紹介したい指定緊急避難場所）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・ 自宅から距離が近いこと。
- ・ 避難場所の見直しをする際、各区、町内会レベルの1番最初に逃げる場所単位で見直しを行った。津波、洪水、土砂災害等の危険区域を地図に落とし、そこから外れるよう避難場所の選定を、地区の方に行ってもらった。各地区においては、危険箇所の再確認となり、地区住民の合意の基に、決めることができた。
- ・ 津波避難ビル 308 棟と協定を締結し、114,867 の収容を可能としている（H27.1.31 現在）。
- ・ 道路空間を利用した津波避難タワー。
- ・ どの地区からも徒歩で避難可能なように各小学校と地区公民館を指定している。
- ・ 県境をまたいだ自治体と災害協定を締結し、大規模災害時には学校を避難所として活用することとしている。

*有効回答数＝6

VI. 指定避難所について

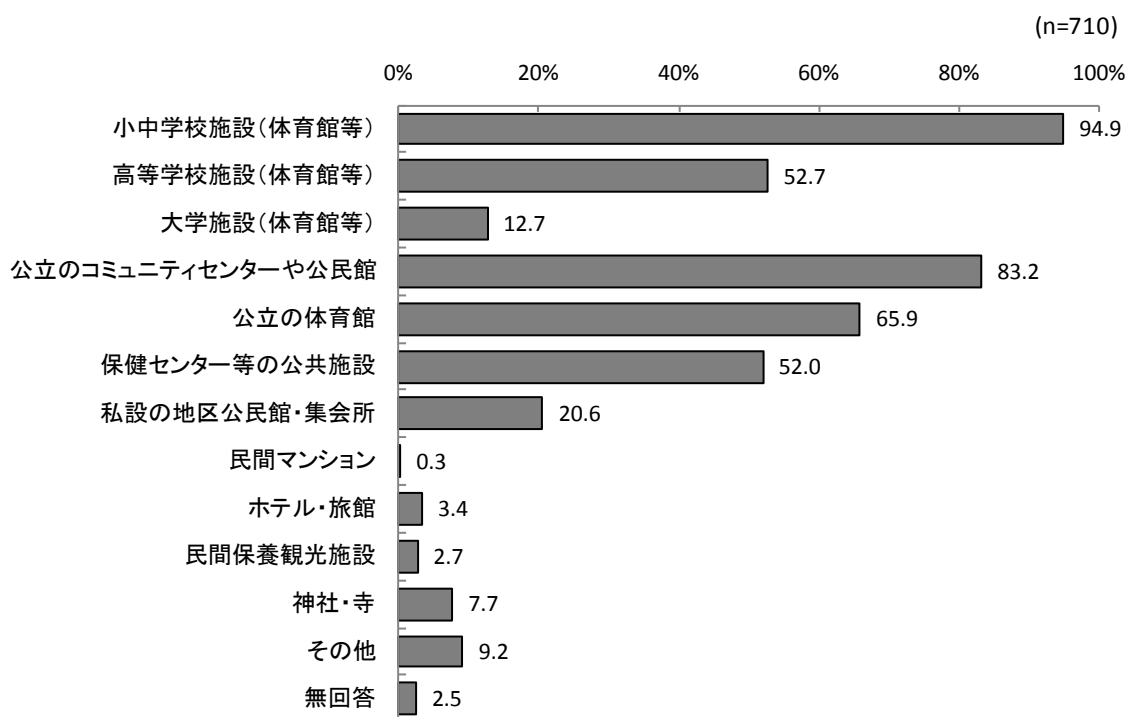
6－1 指定避難所として指定している施設

問 2 1 貴団体では、指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）として具体的にどのような施設を指定されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

※調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、分けて集計した。

指定避難所として指定している施設としては、「小中学校施設（体育館等）」が 94.9%で最も高く、次いで「公立のコミュニティセンターや公民館」が 83.2%、「公立の体育館」が 65.9%となっている。

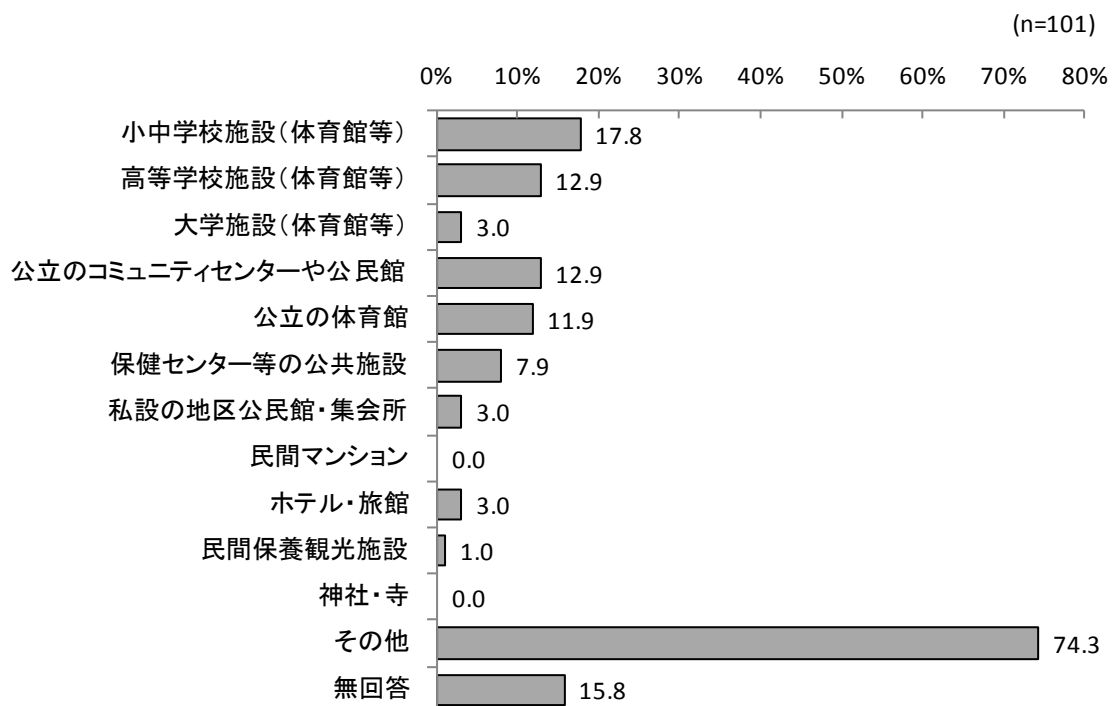
なお、その他の記載として多かったものは、「児童福祉施設、高齢者福祉施設」、「高専施設、市立保育所、民間施設、駅」、「幼稚園、保育園」、「民間の福祉施設」、「自然の家・複合教育施設」、「民間ショッピングセンター」等で、特徴的なものとしては、「民間企業の倉庫」、「野球場」等があった。



<図 6－1 指定避難所として指定している施設>

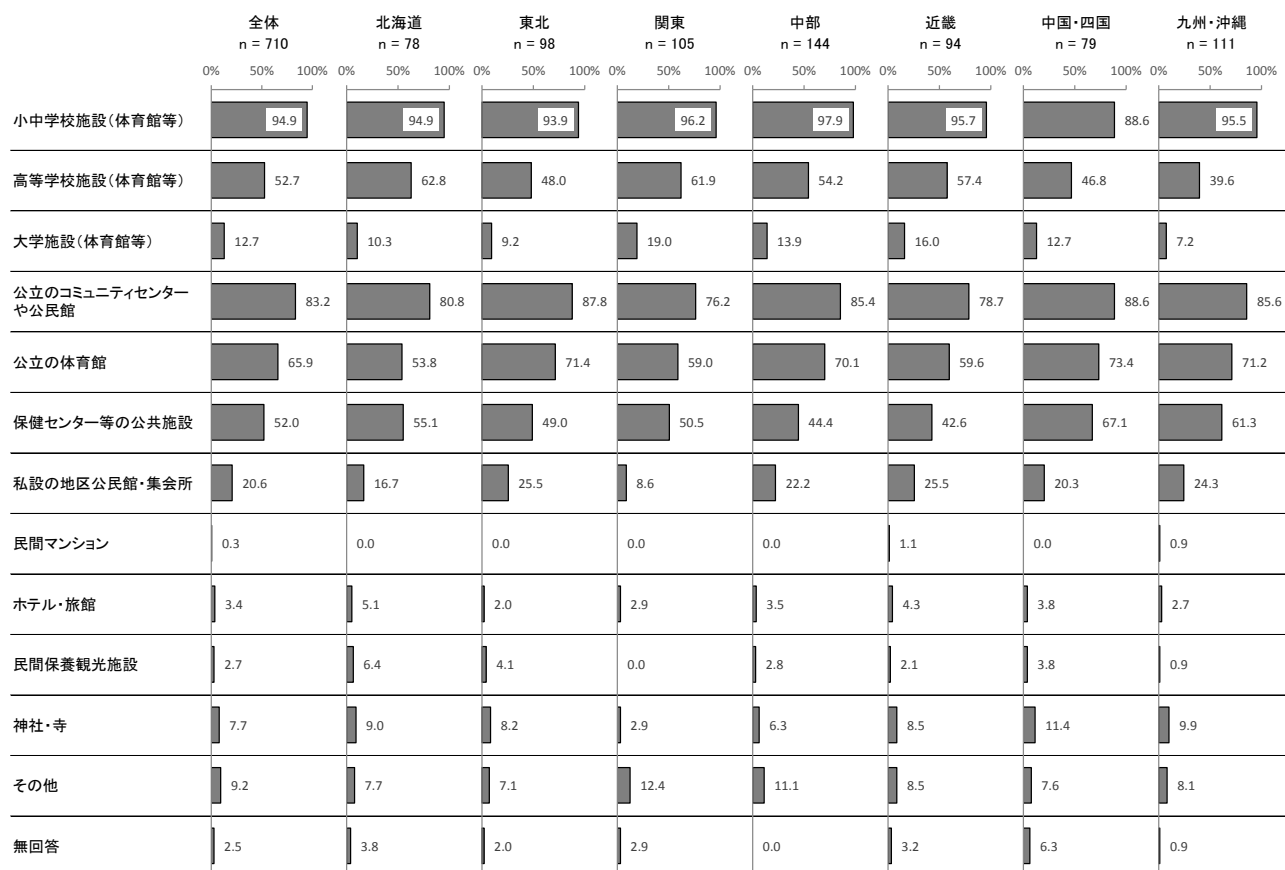
【未指定・検討中等の自治体】

「小中学校施設（体育館等）」が 17.8%で最も高く、次いで「高等学校施設（体育館等）」が 12.9%、「公立のコミュニティセンターや公民館」が 12.9%となっている。



<図 6 - 1 - 1 指定避難所として未指定・検討中の施設>

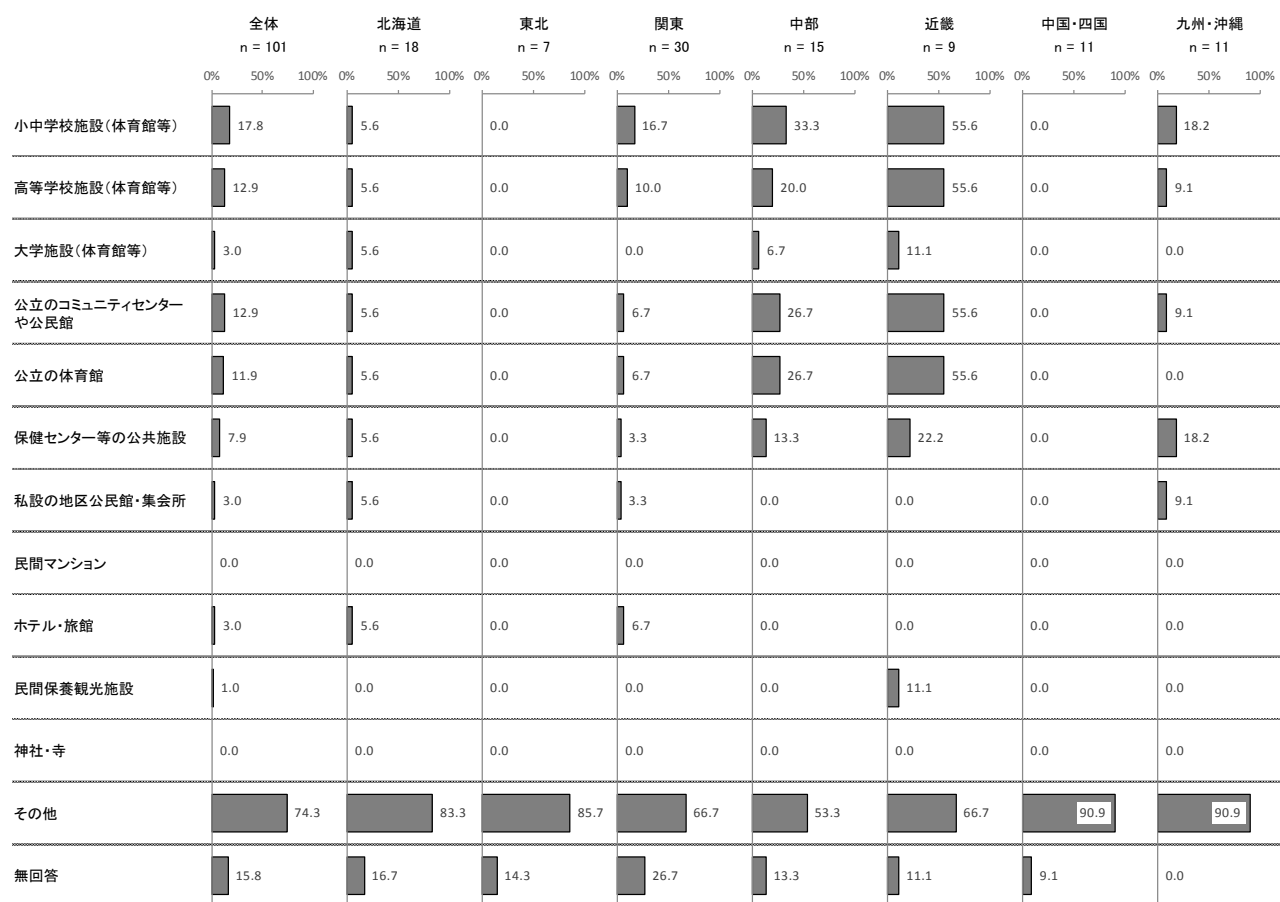
地域別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は中国・四国を除いたいずれの地域でも9割以上となっている。「公立のコミュニティセンターや公民館」は中国・四国（88.6%）で、「公立の体育館」は中国・四国（73.4%）、東北（71.4%）、九州・沖縄（71.2%）で、「高等学校施設（体育館等）」は北海道（62.8%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「保健センター等の公共施設」は中国・四国（67.1%）で、他の地域と比べ高くなっている。



<図 6 - 1 - 2 指定避難所として指定している施設（地域別）>

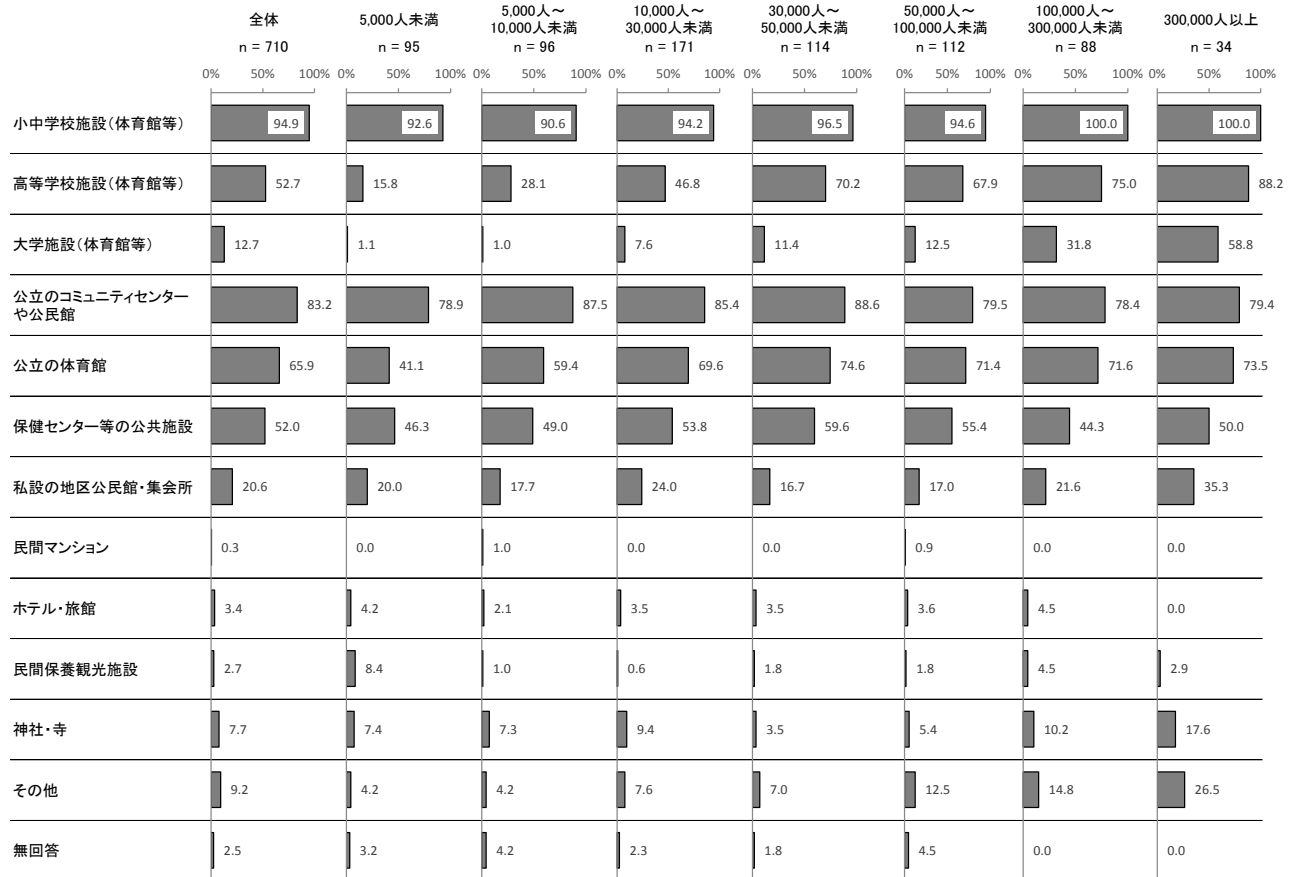
【未指定・検討中等の自治体】

地域別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は近畿（55.6%）、中部（33.3%）で、「高等学校施設（体育館等）」は近畿（55.6%）、中部（20.0%）で、「公立のコミュニティセンターや公民館」は近畿（55.6%）、中部（26.7%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「保健センター等の公共施設」は近畿（22.2%）、九州・沖縄（18.2%）、中部（13.3%）で、他の地域と比べ高くなっている。



< 図 6 - 1 - 3 指定避難所として未指定・検討中の施設（地域別） >

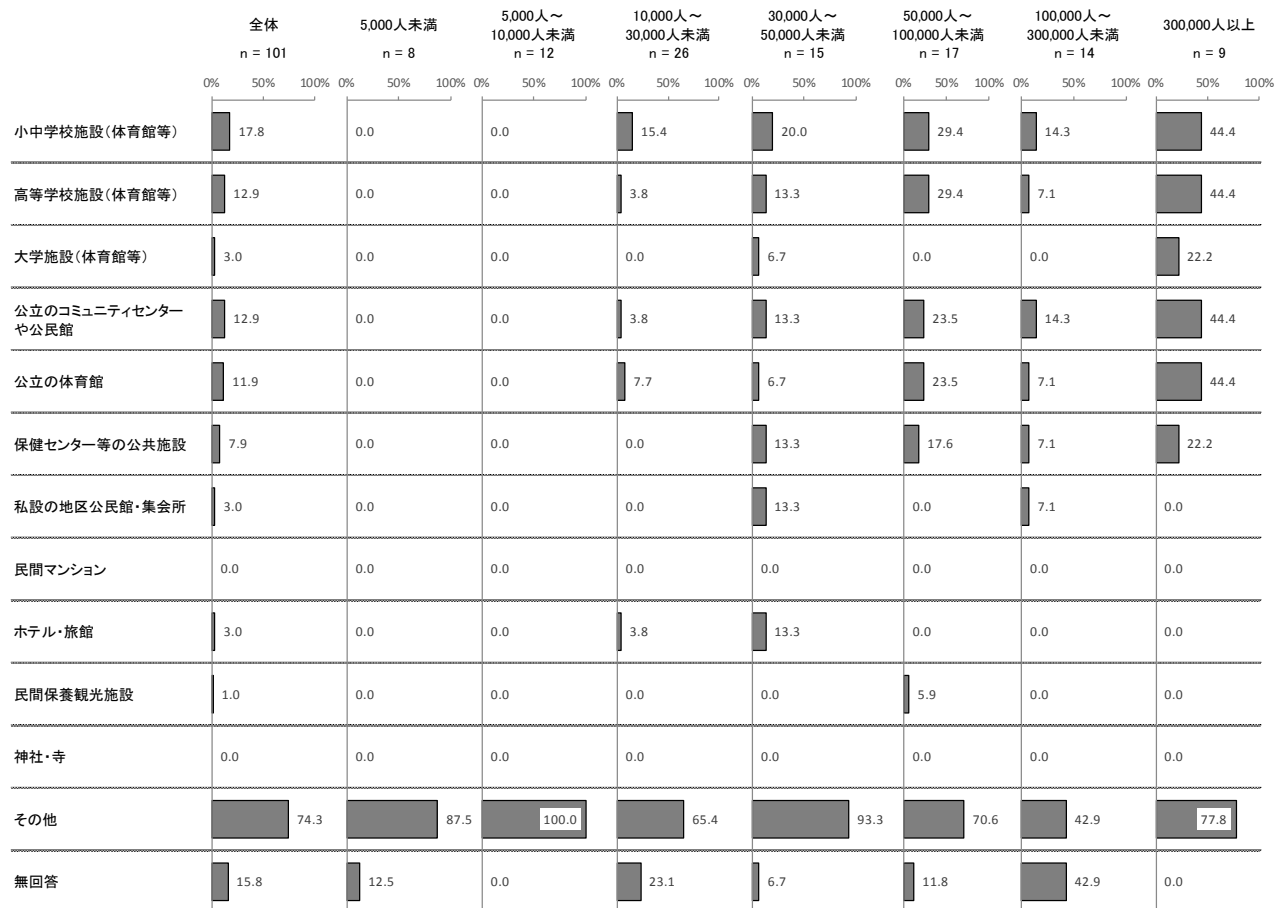
人口規模別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は全ての人口規模で9割以上となっている。また、「公立のコミュニティセンターや公民館」は5,000人から50,000人未満で8割以上、「公立の体育館」は30,000人以上で7割以上となっている。



<図6-1-4 指定避難所として指定している施設（人口規模別）>

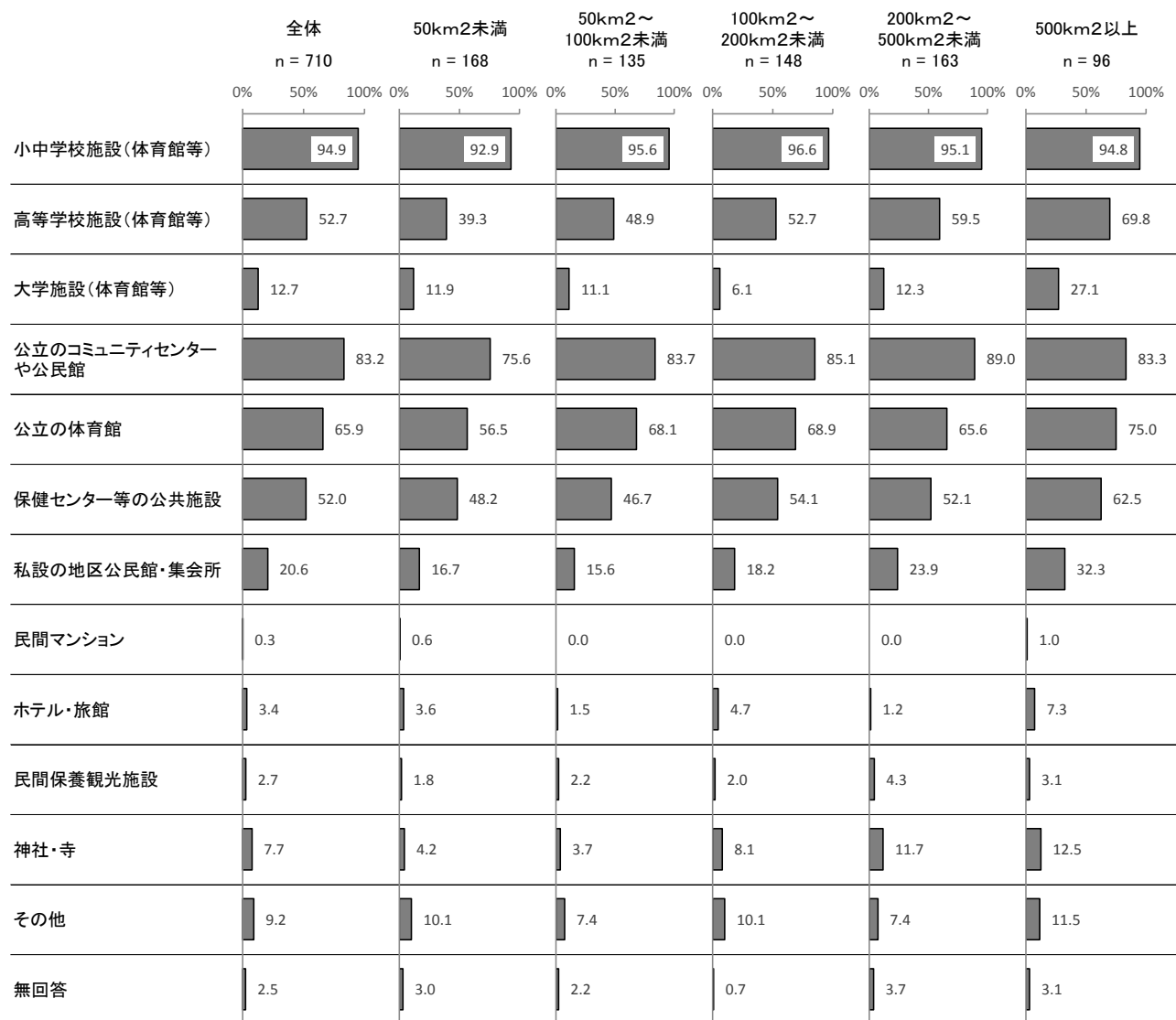
【未指定・検討中等の自治体】

人口規模別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は 50,000 人～100,000 人未満（29.4%）で、「高等学校施設（体育館等）」は 50,000 人～100,000 人未満（29.4%）で、「公立のコミュニティセンターや公民館」は 50,000 人～100,000 人未満（23.5%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「保健センター等の公共施設」は 50,000 人～100,000 人未満（17.6%）、30,000 人～50,000 人未満（13.3%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図 6－1－5 指定避難所として未指定・検討中の施設（人口規模別）＞

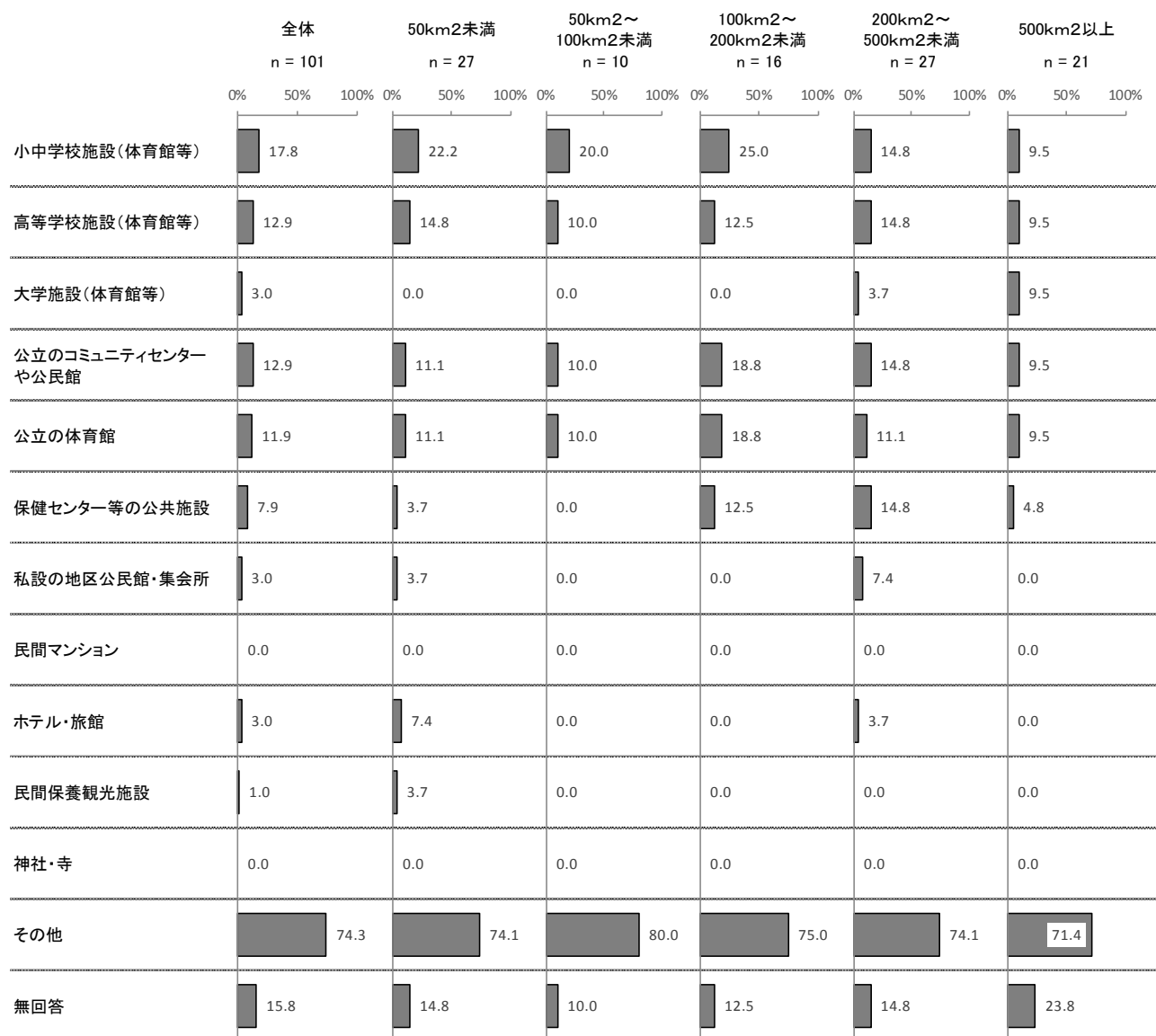
面積別にみると、「小中学校施設（体育館等）」は全ての面積で9割以上となっている。「公立のコミュニティセンターや公民館」は200km²～500km²未満（89.0%）で、「公立の体育館」は500km²以上（75.0%）で、他の面積と比べ高くなっている。



<図 6 - 1 - 6 指定避難所として指定している施設（面積別）>

【未指定・検討中等の自治体】

面積別にみると、100km²～200km²未満は「小中学校施設（体育館等）」（25.0%）、「公立のコミュニティセンターや公民館」（18.8%）、「公立の体育館」（18.8%）で、「保健センター等の公共施設」は200km²～500km²未満（14.8%）で、他の面積と比べ高くなっている。



< 図 6 - 1 - 7 指定避難所として未指定・検討中の施設（面積別） >

6－2 特徴的な指定避難所

問 2 2 貴団体で指定している指定避難所（災害対策基本法第 4 9 条の 7）で、特徴的だと思われるもの（全国に紹介したい指定避難所）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・スペースが広いこと、情報伝達手段にすぐれていること、長期にわたって使用できること。
- ・指定避難所ごとに、防災備蓄倉庫を設置し、備蓄品を充実させている。
- ・和室や浴室、調理室などの設備が整った施設を福祉避難所として指定している。
- ・どの地区からも徒歩で避難可能なように各小学校体育館を指定している。
- ・避難所の開設を想定して建設された免震構造で高台にある小学校。
- ・指定避難所の出入口付近にソーラー式外灯を設置した。

*有効回答数＝6

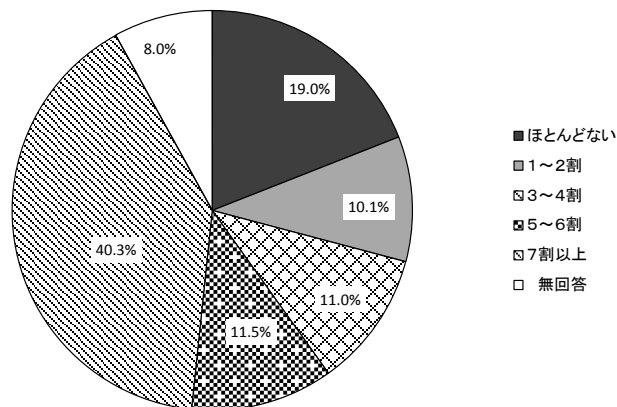
6－3 指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合

問23 貴団体では、指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）も兼ねている割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

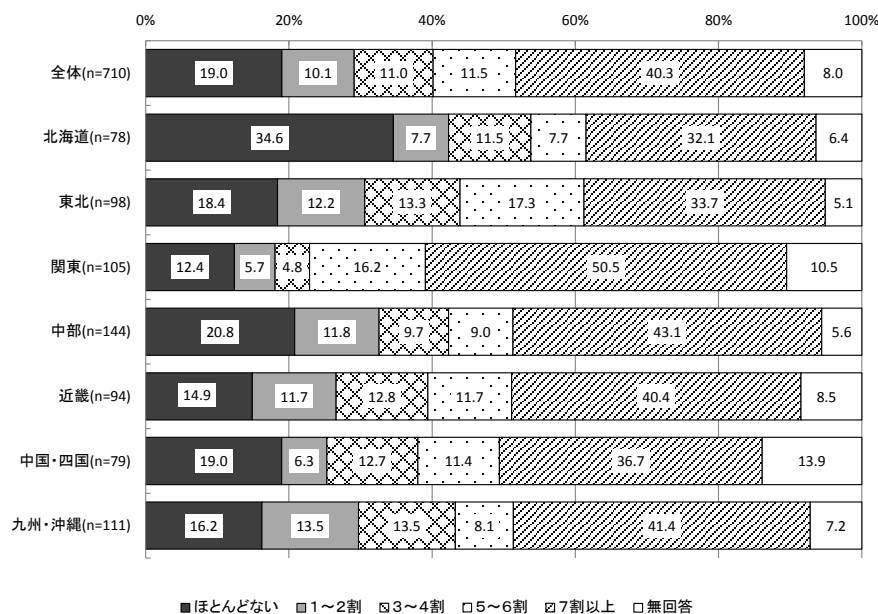
指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合としては、「7割以上」が40.3%で最も高く、次いで「ほとんどない」が19.0%、「5～6割」が11.5%となっている。

(n=710)



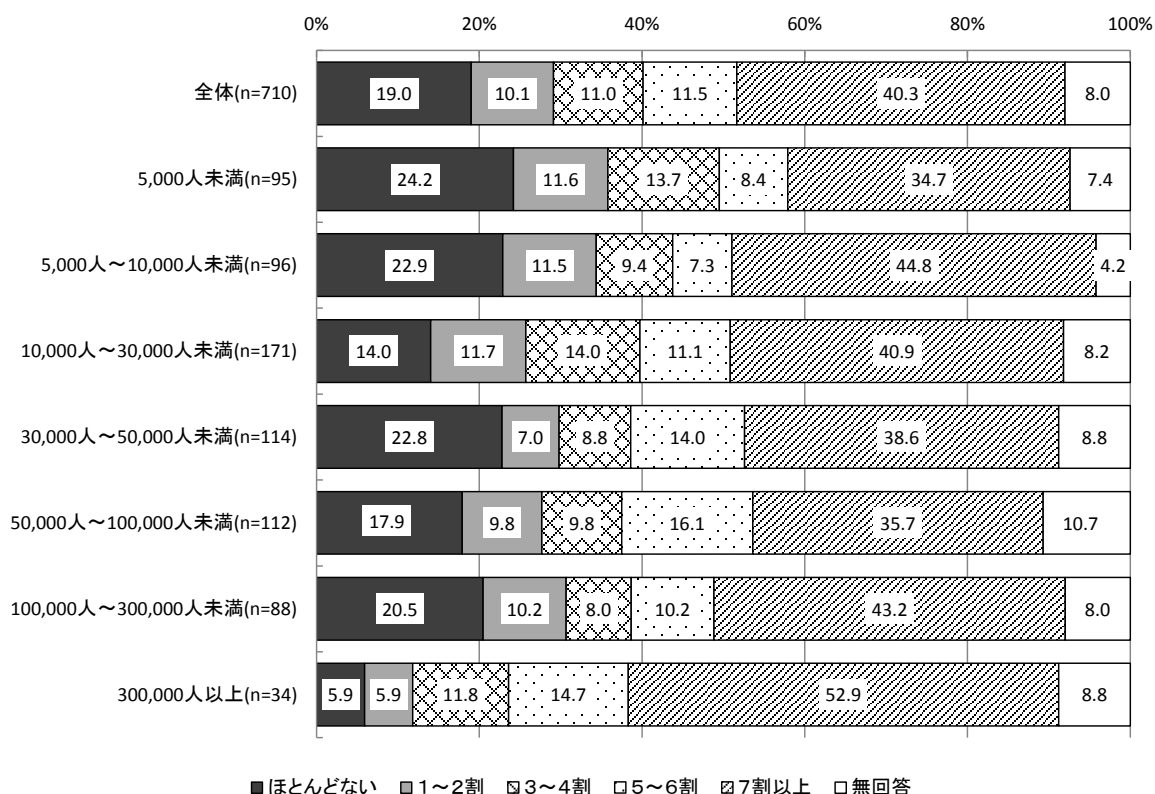
＜図6－2 指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合＞

地域別にみると、「7割以上」は北海道を除いたいずれの地域でも最も高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は関東（66.7%）、中部（52.1%）、近畿（52.1%）、東北（51.0%）で、50%以上を占める。一方、北海道は「ほとんどない」が34.6%で、他の地域と比べ高くなっている。



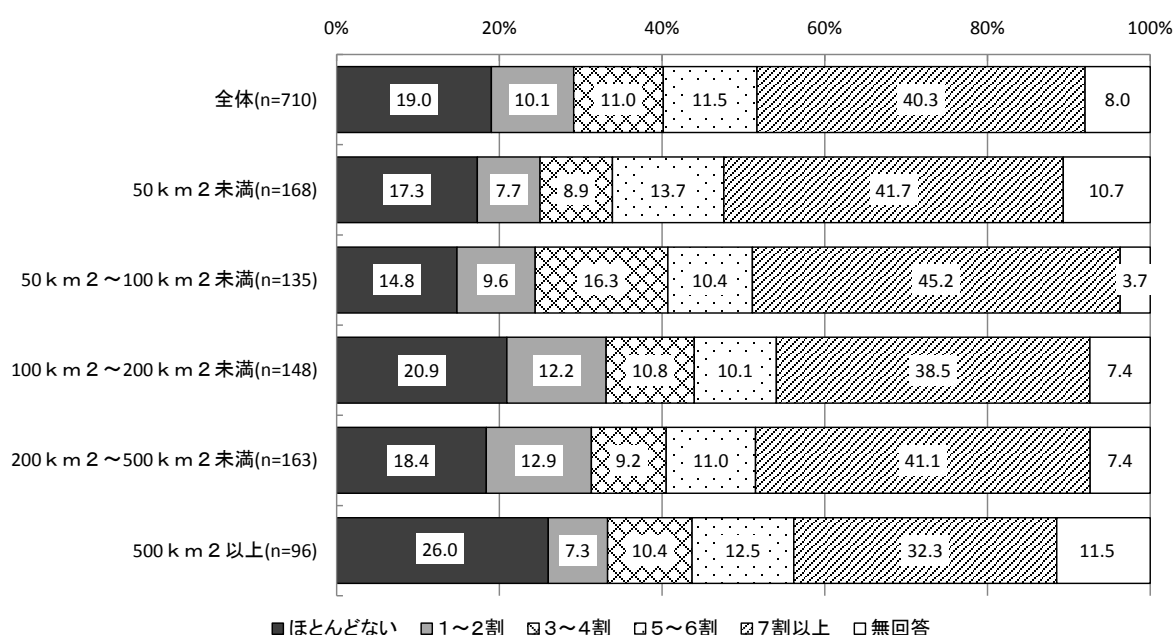
＜図6－2－1 指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「7割以上」はいずれの人口規模でも最も高くなっている。また、「5～6割」も含めると、5,000人未満を除いたいずれの人口規模も「5割以上」が50%以上を占め、300,000人以上では67.6%となっている。



＜図6-2-2 指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合（人口規模別）＞

面積別にみると、「7割以上」はいずれの面積でも最も高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は50km²未満(55.4%)、50km²～100km²未満(55.6%)、200km²～500km²未満(52.1%)で、50%以上を占める。



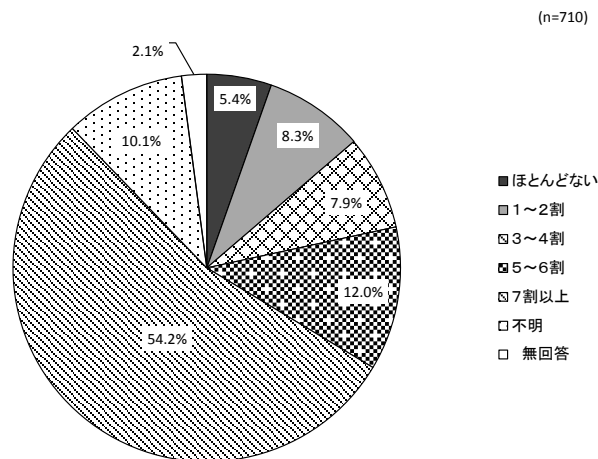
＜図6-2-3 指定避難所の内、指定緊急避難場所も兼ねている割合（面積別）＞

6-4 指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合

問24 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、テレビやラジオがある避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

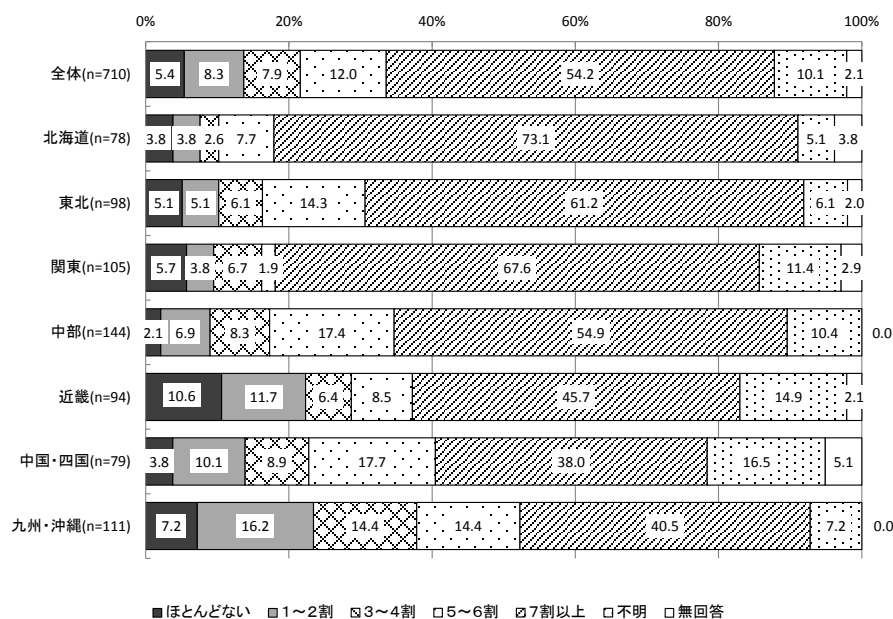
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

テレビやラジオがある避難所の割合としては、「7割以上」が54.2%で最も高く、次いで「5～6割」が12.0%、「1～2割」が8.3%となっている。



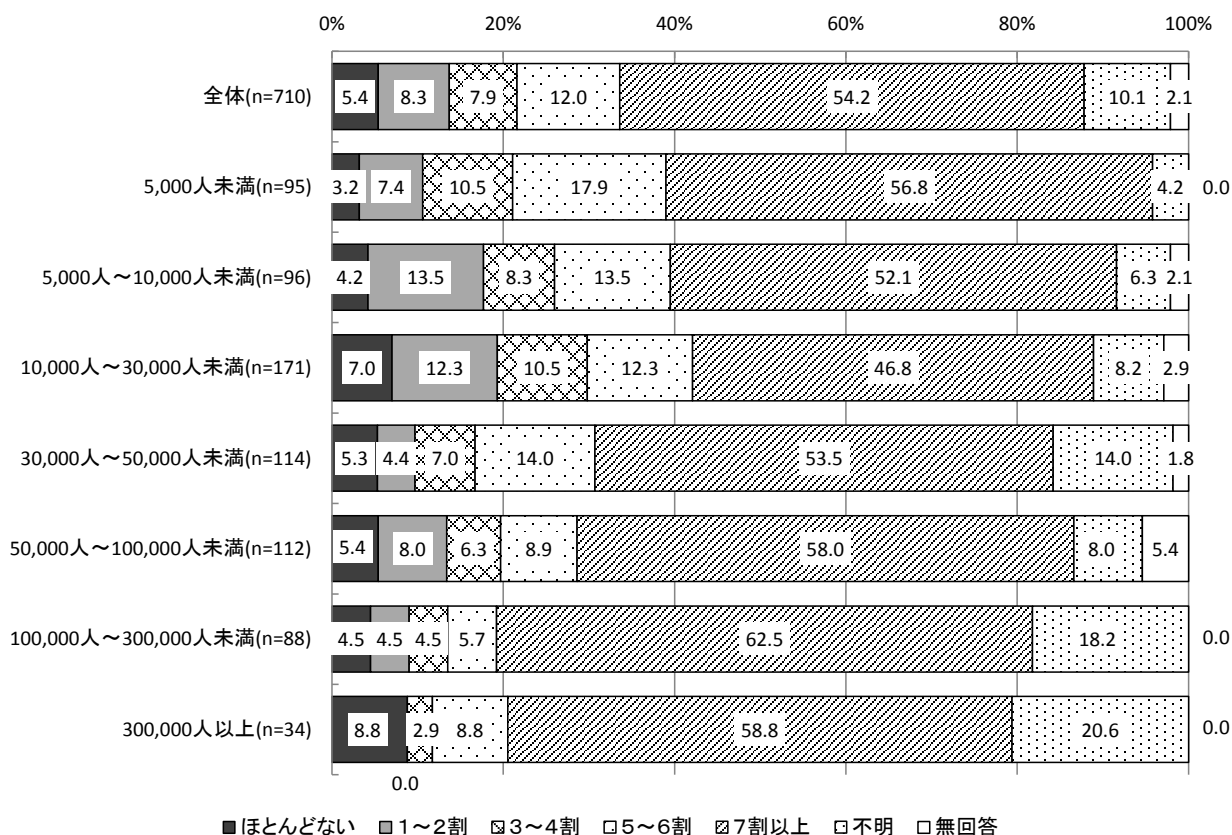
＜図6-3 指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合＞

地域別にみると、「7割以上」は、いずれの地域でも最も高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は北海道（80.8%）、東北（75.5%）、中部（72.3%）で70%～80%台となっているが、近畿（54.2%）、中国・四国（55.7%）、九州・沖縄（54.9%）では50%台となっている。



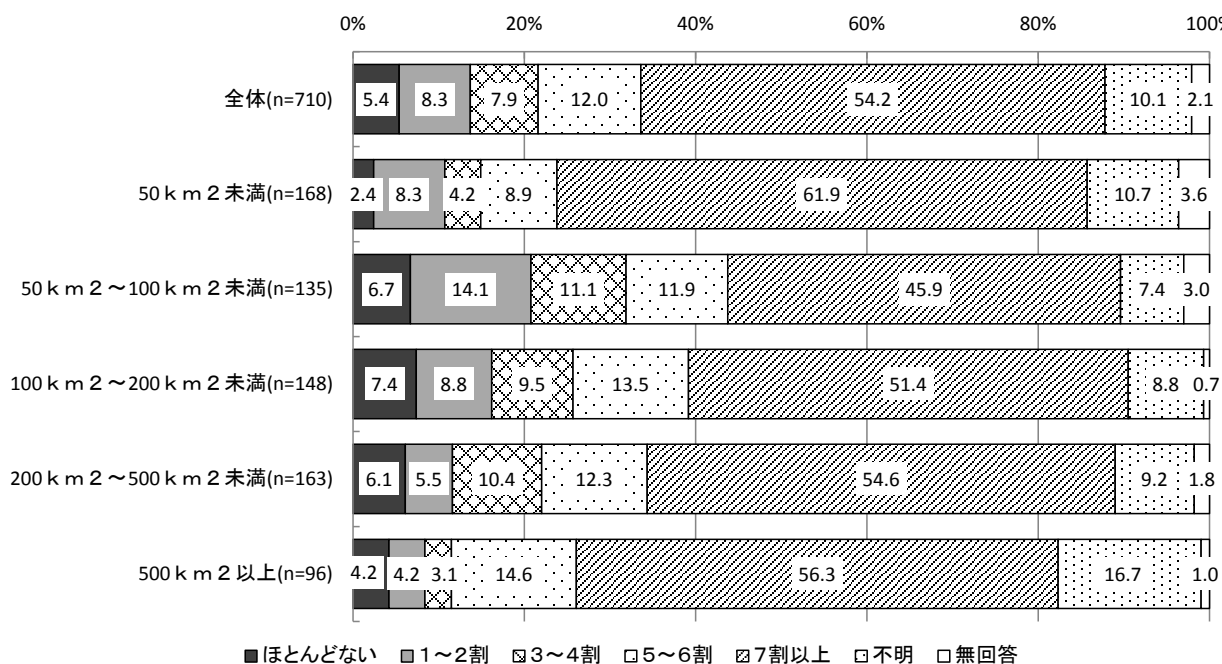
＜図6-3-1 指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「7割以上」は、いずれの人口規模でも最も高くなっており、100,000人～300,000人未満(62.5%)、300,000人以上(58.8%)、50,000人～100,000人未満(58.0%)で、60%前後を占める。



<図 6-3-2 指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合（人口規模別）>

面積別にみると、「7割以上」はいずれの面積でも最も高くなっている。



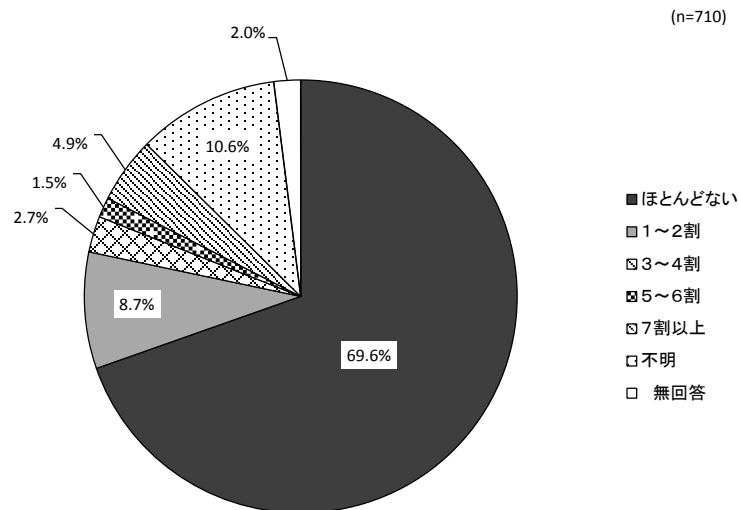
<図 6-3-3 指定避難所の内、テレビやラジオがある避難所の割合（面積別）>

6-5 指定避難所内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合

問25 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

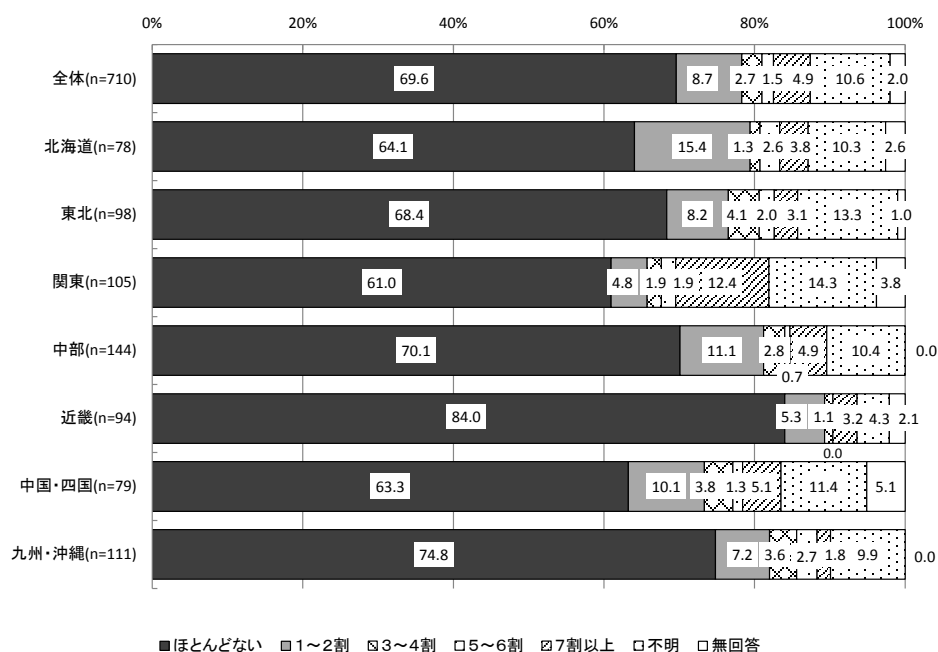
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合としては、「ほとんどない」が69.6%で最も高く、次いで「1～2割」が8.7%、「7割以上」が4.9%となっている。



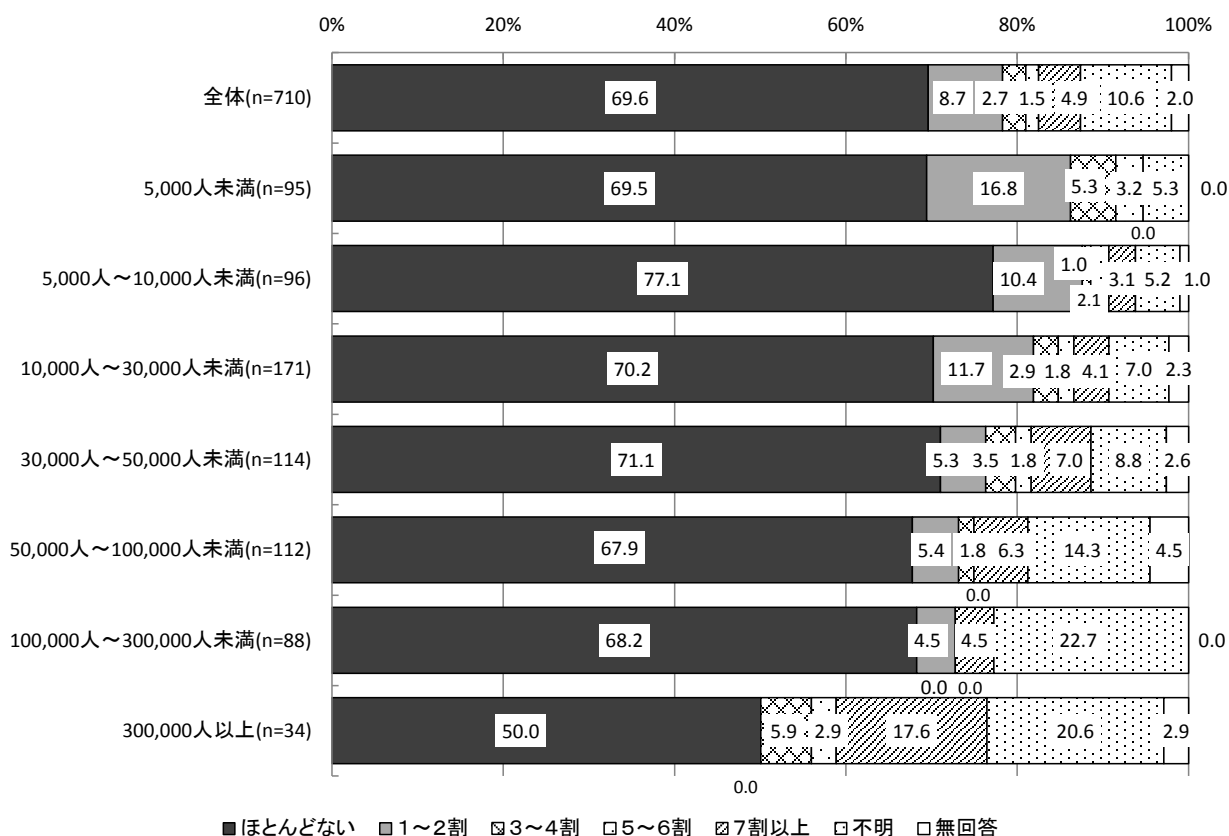
＜図6-4 指定避難所内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合＞

地域別にみると、「7割以上」は関東が12.4%で、他の地域と比べ高くなっているが、いずれの地域でも「ほとんどない」が最も高くなっている。



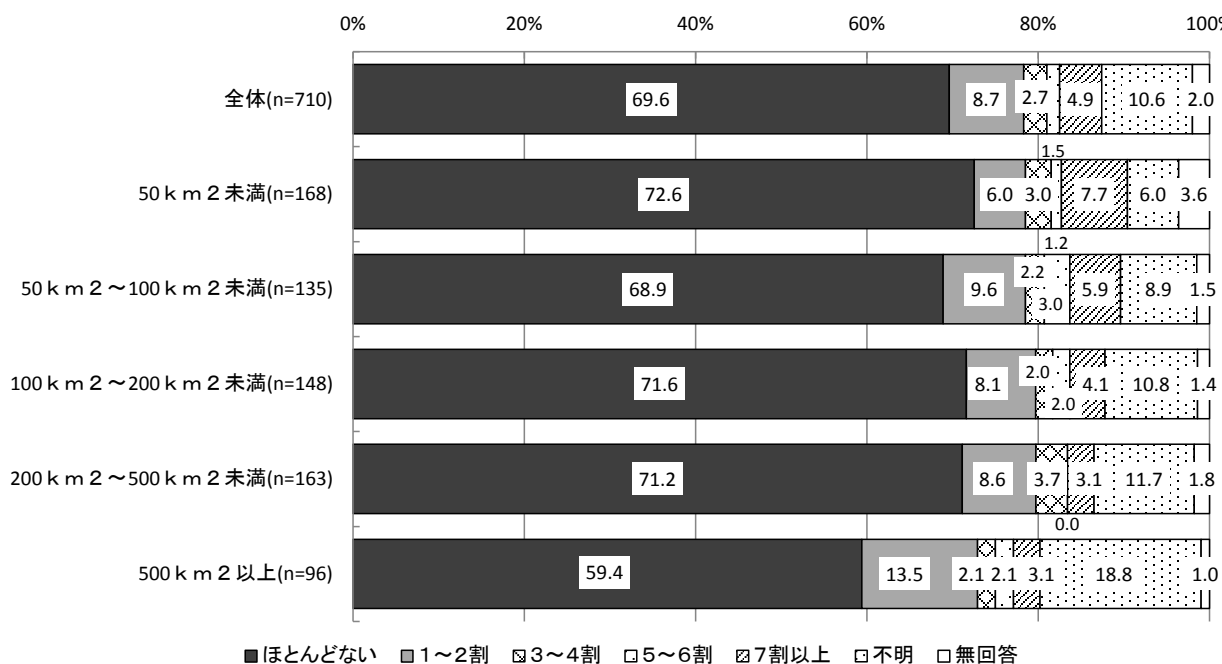
＜図6-4-1 指定避難所内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「7割以上」は300,000人以上が17.6%で、他の人口規模と比べ高くなっているが、いずれの人口規模でも「ほとんどない」が最も高くなっている。



＜図6－4－2 指定避難所の内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合（人口規模別）＞

面積別にみると、いずれの面積も「1～2割」が10%前後で、「ほとんどない」が最も高くなっている。



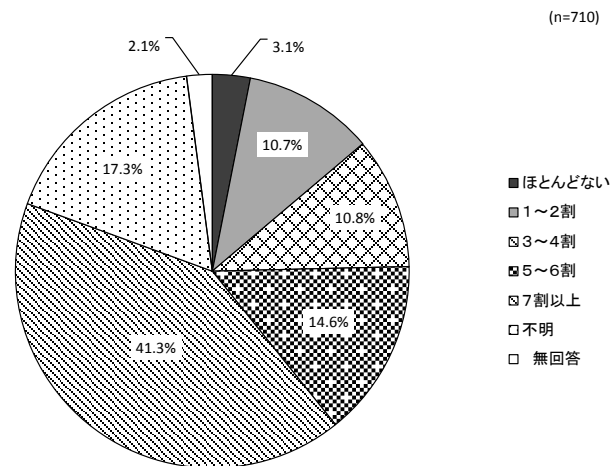
＜図6－4－3 指定避難所の内、Wi-Fiなどの無線LAN設備が整備されている避難所の割合（面積別）＞

6-6 指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合

問26 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

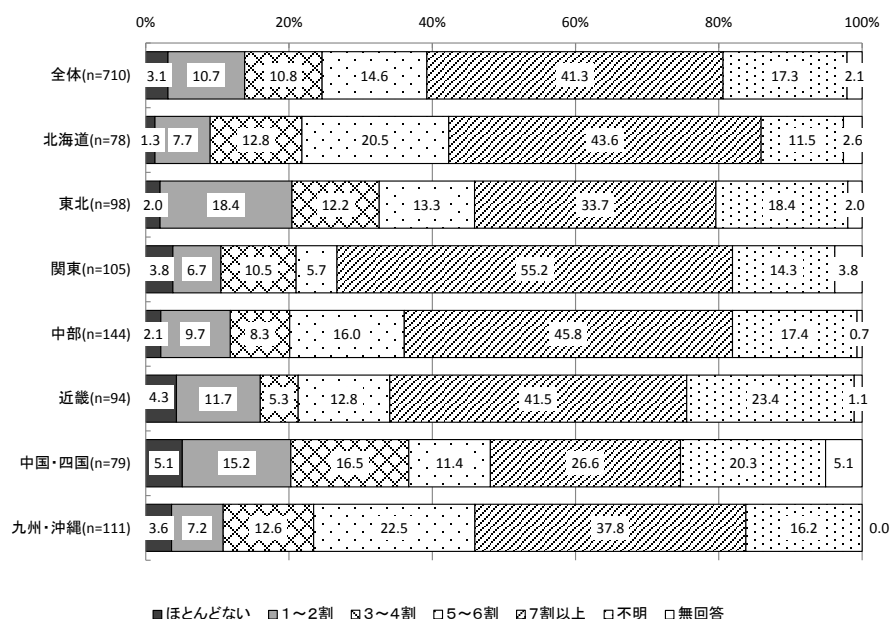
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

洋式トイレが整備されている避難所の割合としては、「7割以上」が41.3%で最も高く、次いで「5～6割」が14.6%、「3～4割」が10.8%となっている。



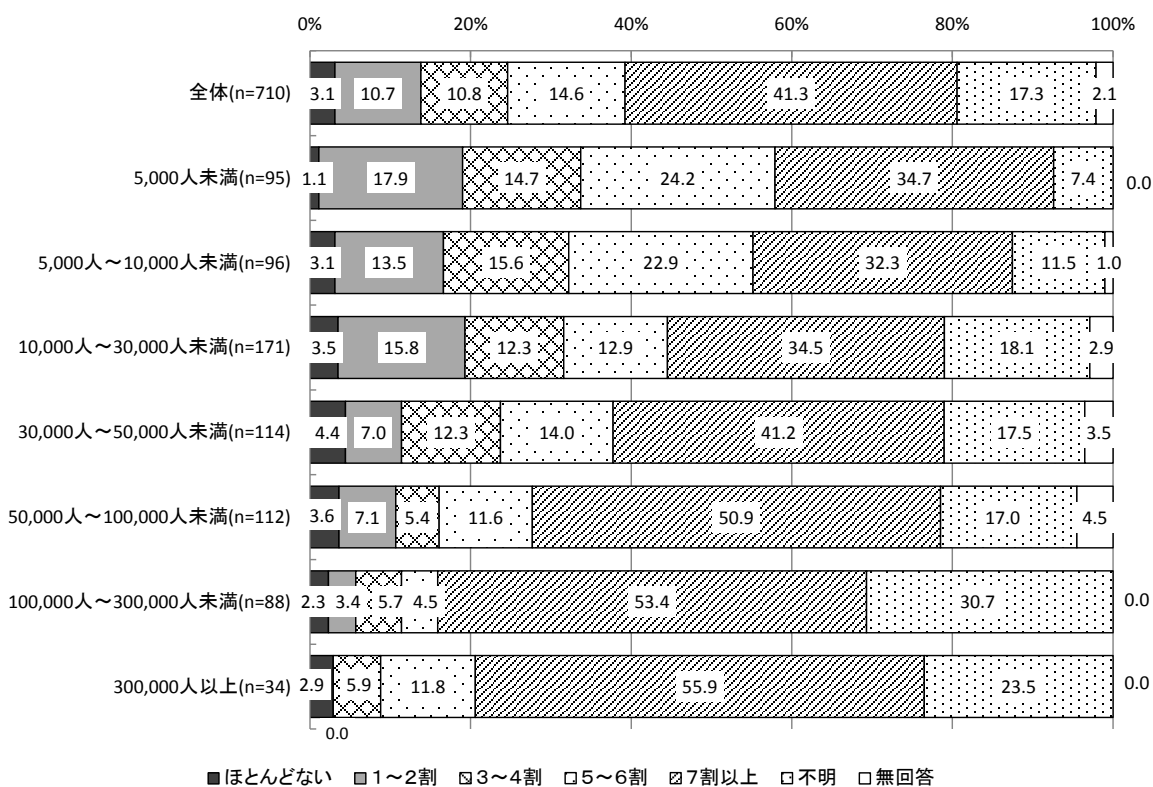
＜図6-5 指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合＞

地域別にみると、「7割以上」は関東が55.2%で、他の地域と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は北海道（64.1%）、中部（61.8%）、関東（60.9%）、九州・沖縄（60.3%）で60%以上となっているが、中国・四国では38.0%で40%を下回る。



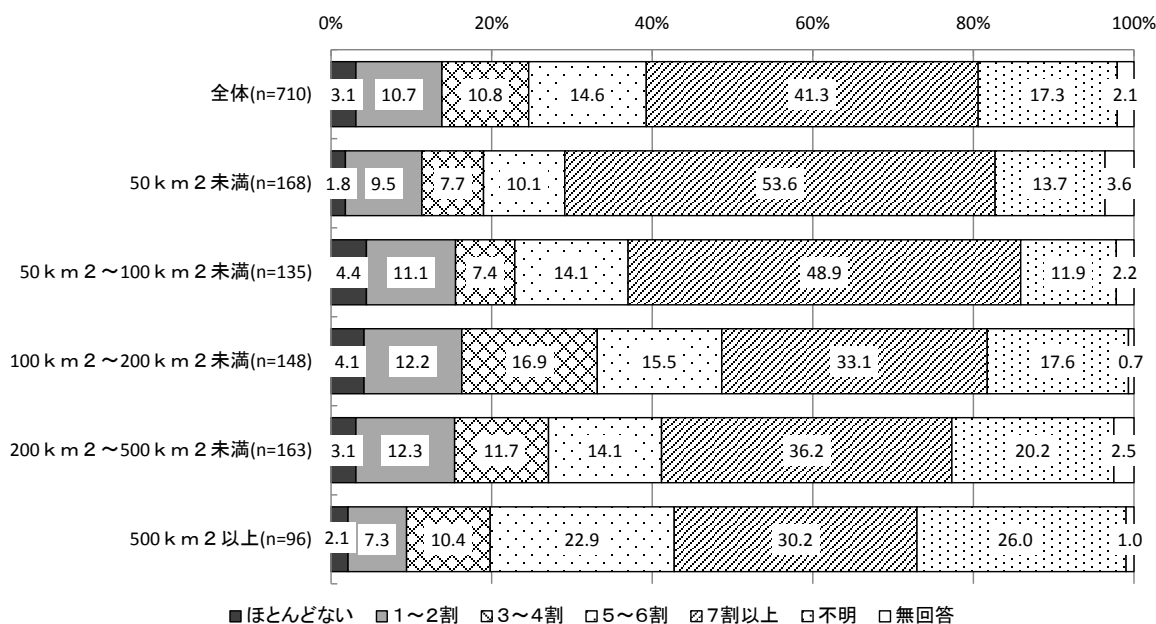
＜図6-5-1 指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、人口規模が大きくなるにつれ、「7割以上」の割合が高くなり、50,000人～100,000人未満（50.9%）、100,000人～300,000人未満（53.4%）、300,000人以上（55.9%）では50%以上となっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は10,000人～30,000人未満を除いたいずれの人口規模も50%以上となる。



<図6-5-2 指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合（人口規模別）>

面積別にみると、「7割以上」は50km²未満（53.6%）、50km²～100km²未満（48.9%）が他の面積と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は50km²未満（63.7%）、50km²～100km²未満（63.0%）で60%以上となる。



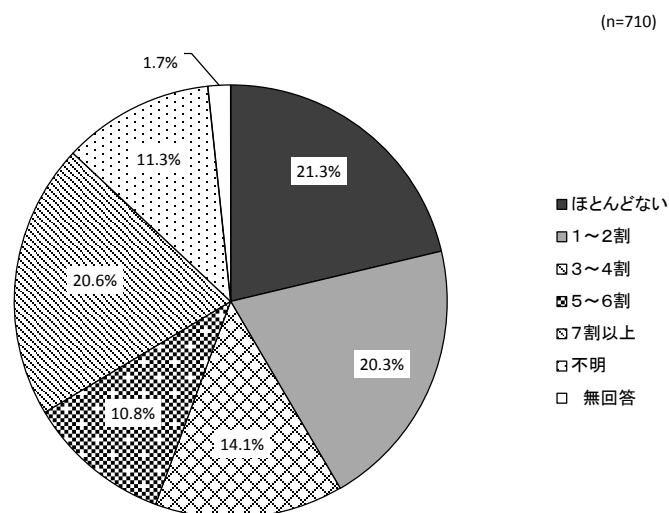
<図6-5-3 指定避難所の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合（面積別）>

6－7 指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合

問27 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、冷房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

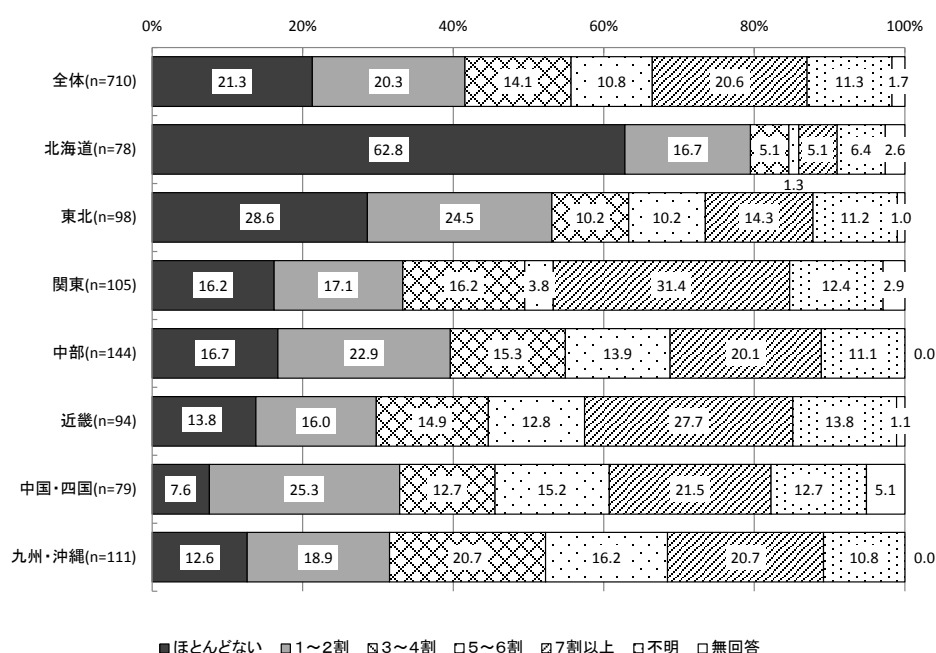
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

冷房設備が整備されている避難所の割合としては、「ほとんどない」が21.3%で最も高く、次いで「7割以上」が20.6%、「1～2割」が20.3%となっている。



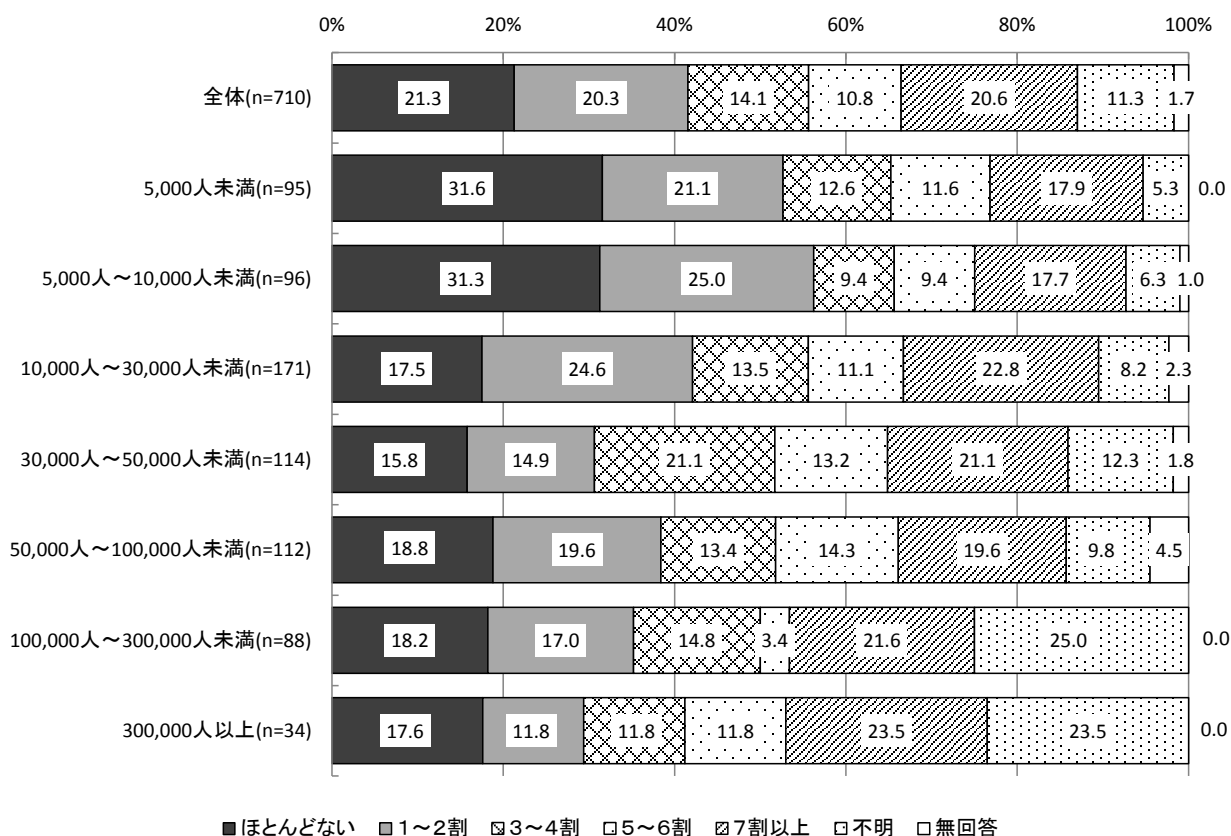
＜図6－6 指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合＞

地域別にみると、「ほとんどない」は北海道（62.8%）、東北（28.6%）で、他の地域と比べ高くなっている。「7割以上」は関東が31.4%で、他の地域と比べ高くなっている。



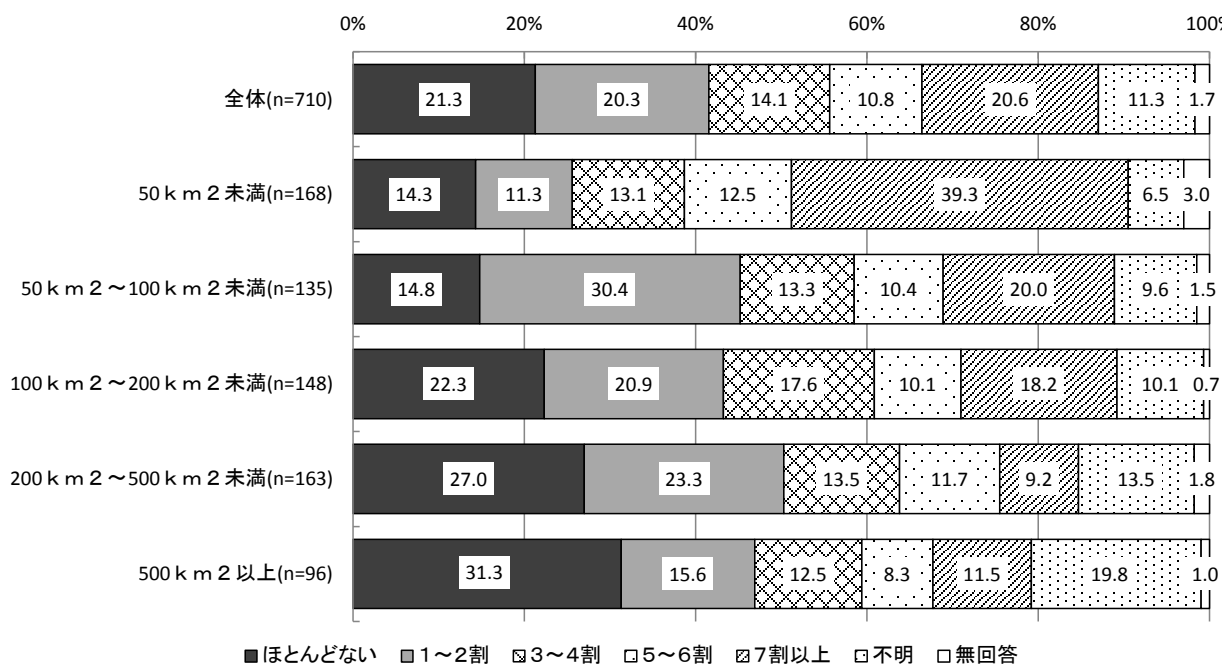
＜図6－6－1 指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「ほとんどない」は5,000人未満（31.6%）、5,000人～10,000人未満（31.3%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図 6－6－2 指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合（人口規模別）＞

面積別にみると、「ほとんどない」は500 km^2 以上（31.3%）、200 km^2 ～500 km^2 未満（27.0%）で、他の面積と比べ高くなっている。



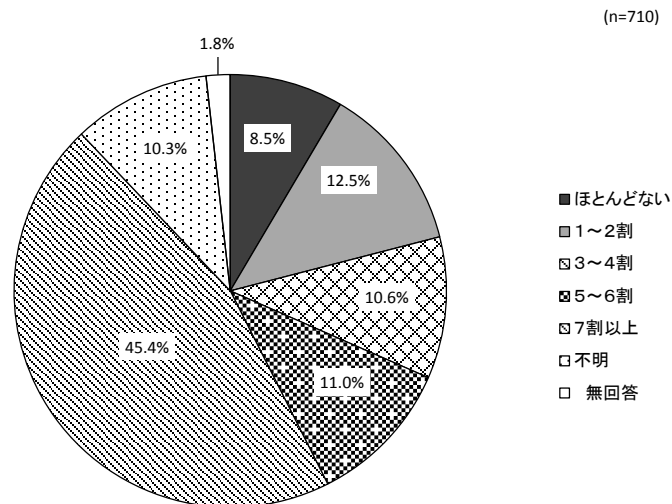
＜図 6－6－3 指定避難所の内、冷房設備が整備されている避難所の割合（面積別）＞

6－8 指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合

問28 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、暖房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

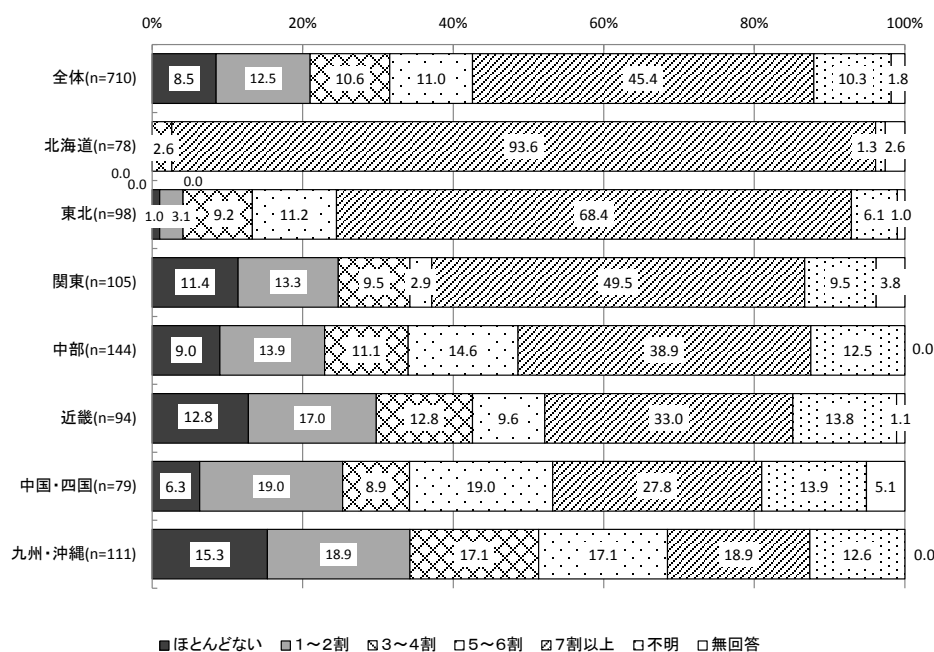
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

暖房設備が整備されている避難所の割合としては、「7割以上」が45.4%で最も高く、次いで「1～2割」が12.5%、「5～6割」が11.0%となっている。



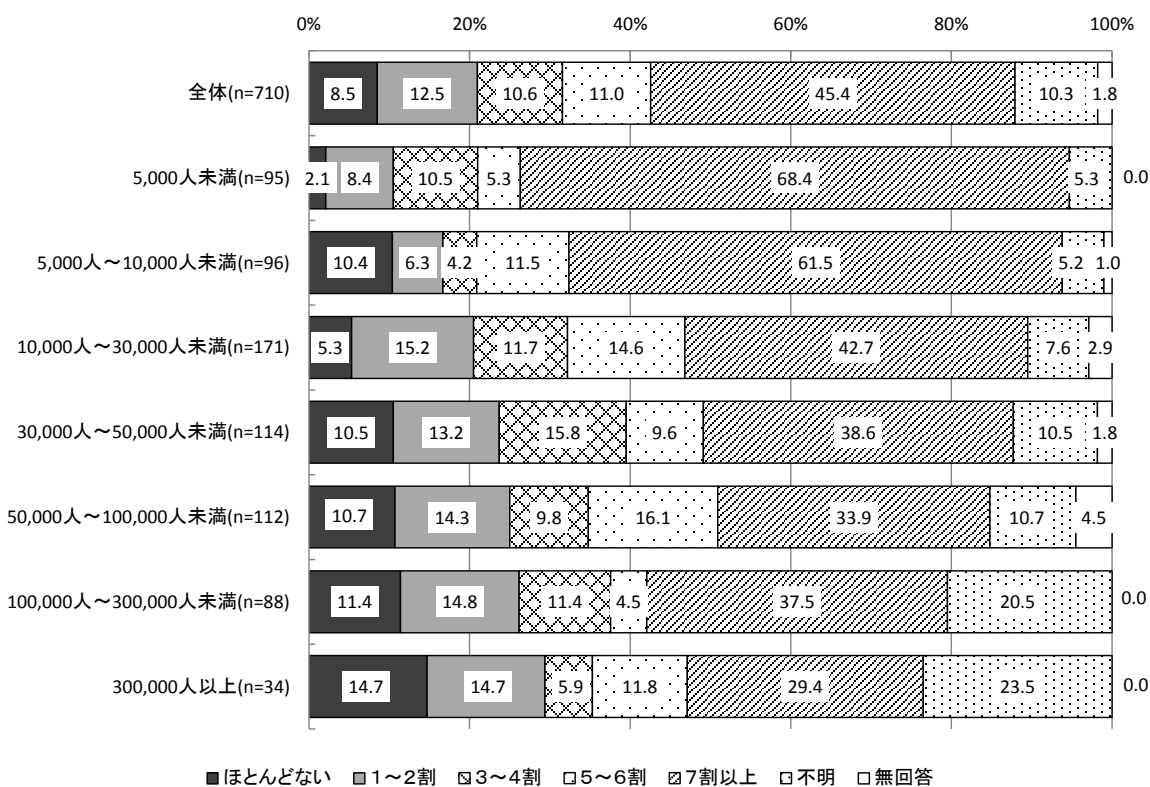
<図6－7 指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合>

地域別にみると、「7割以上」は東の地域になるにつれ高くなり、北海道が93.6%、東北が68.4%で、他の地域と比べ高くなっている。



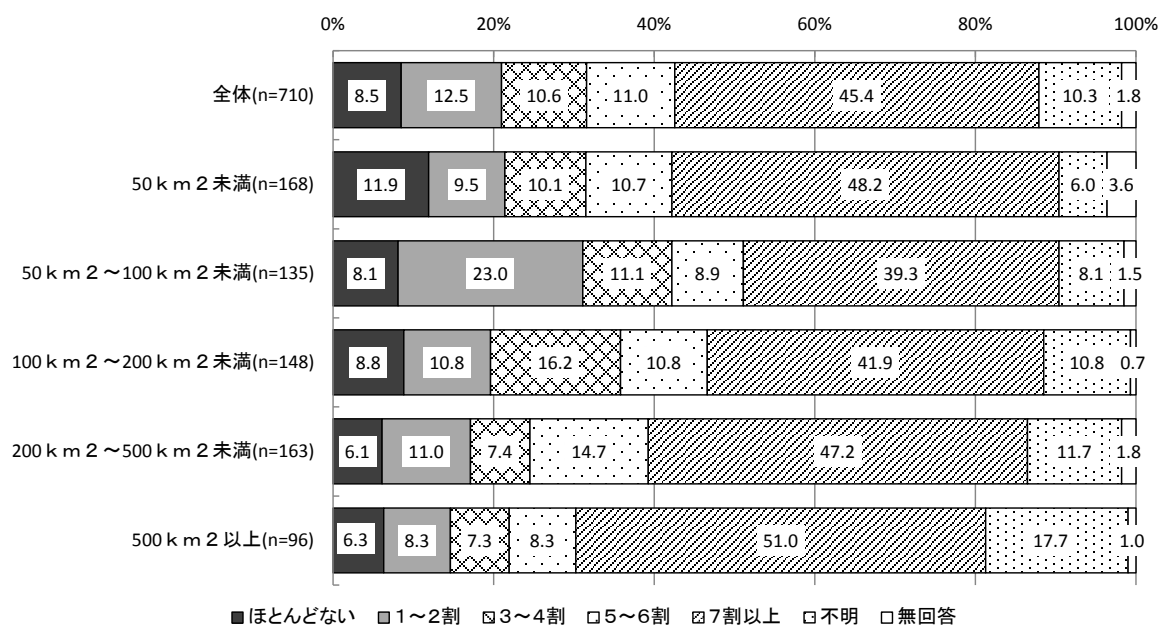
<図6－7－1 指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合（地域別）>

人口規模別にみると、「7割以上」は5,000人未満（68.4%）、5,000人～10,000人未満（61.5%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は5,000人未満が（73.7%）、5,000人～10,000人未満が（73.0%）で、70%を上回る。



<図6-7-2 指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合（人口規模別）>

面積別にみると、「7割以上」は500k㎡以上（51.0%）で、他の面積と比べ高くなっている。



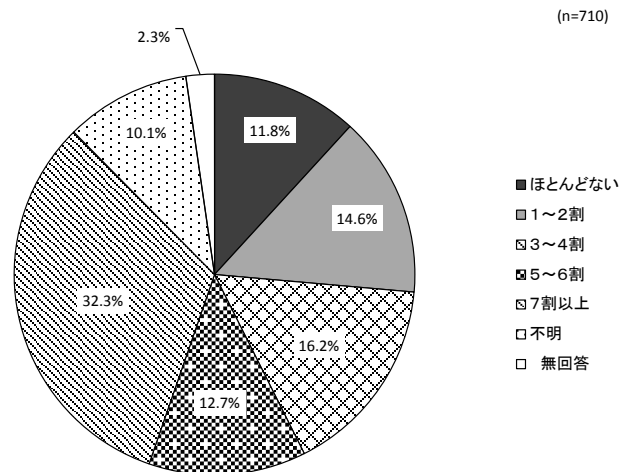
<図6-7-3 指定避難所の内、暖房設備が整備されている避難所の割合（面積別）>

6-9 指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合

問29 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

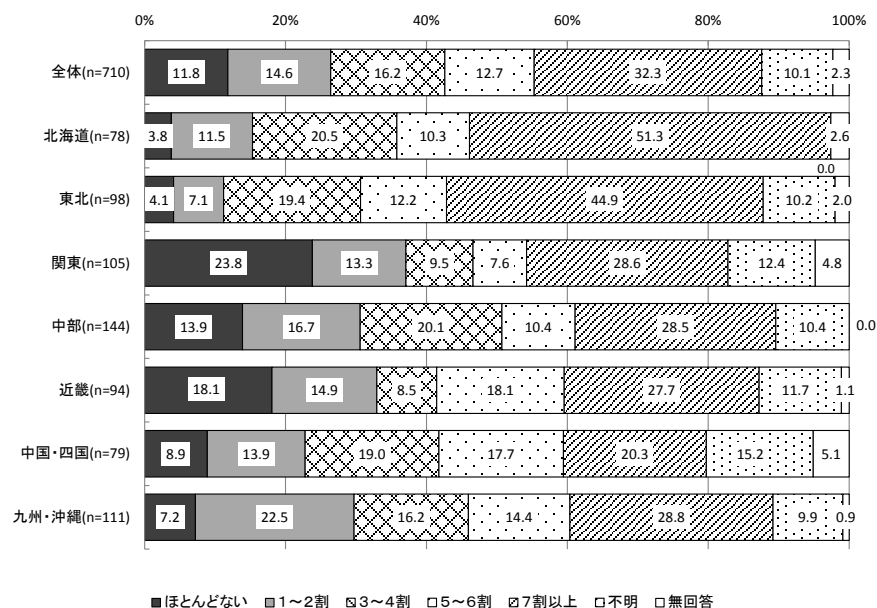
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合としては、「7割以上」が32.3%で最も高く、次いで「3～4割」が16.2%、「1～2割」が14.6%となっている。



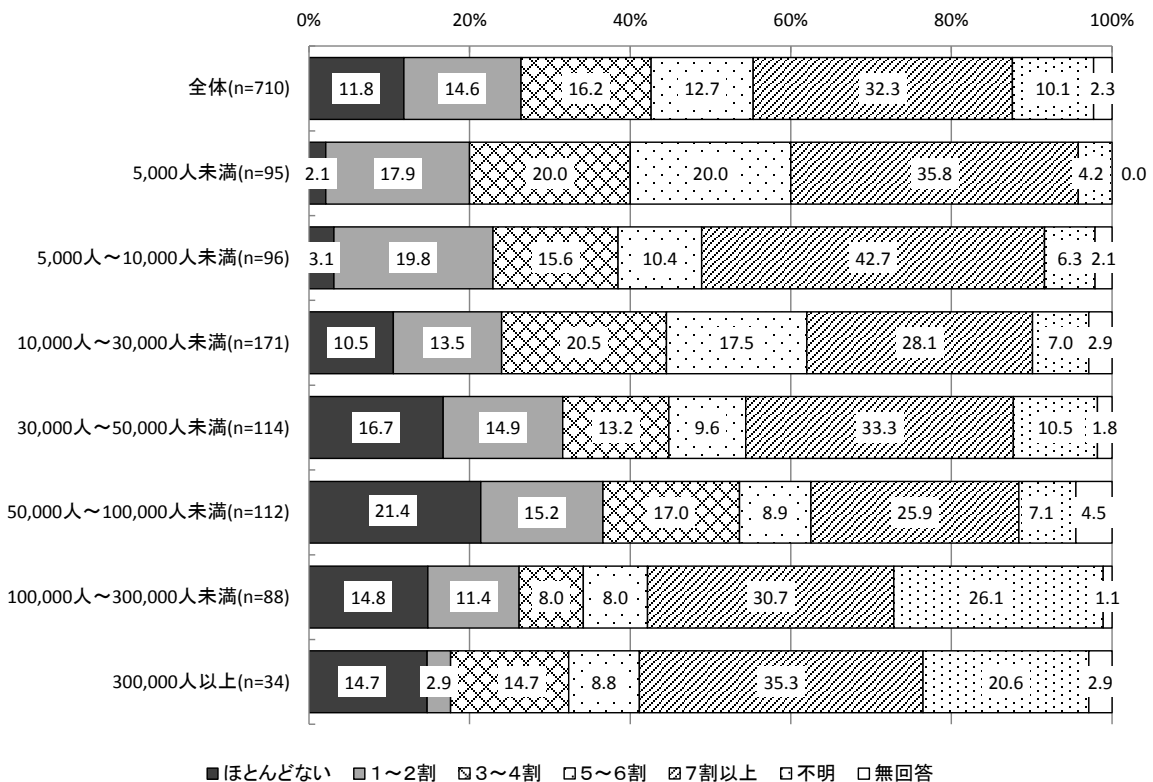
＜図6-8 指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合＞

地域別にみると、「7割以上」は北海道（51.3%）、東北（44.9%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は北海道が61.6%、東北が57.1%で60%前後を占める。一方、「ほとんどない」は関東（23.8%）、近畿（18.1%）で、他の地域と比べ高くなっている。



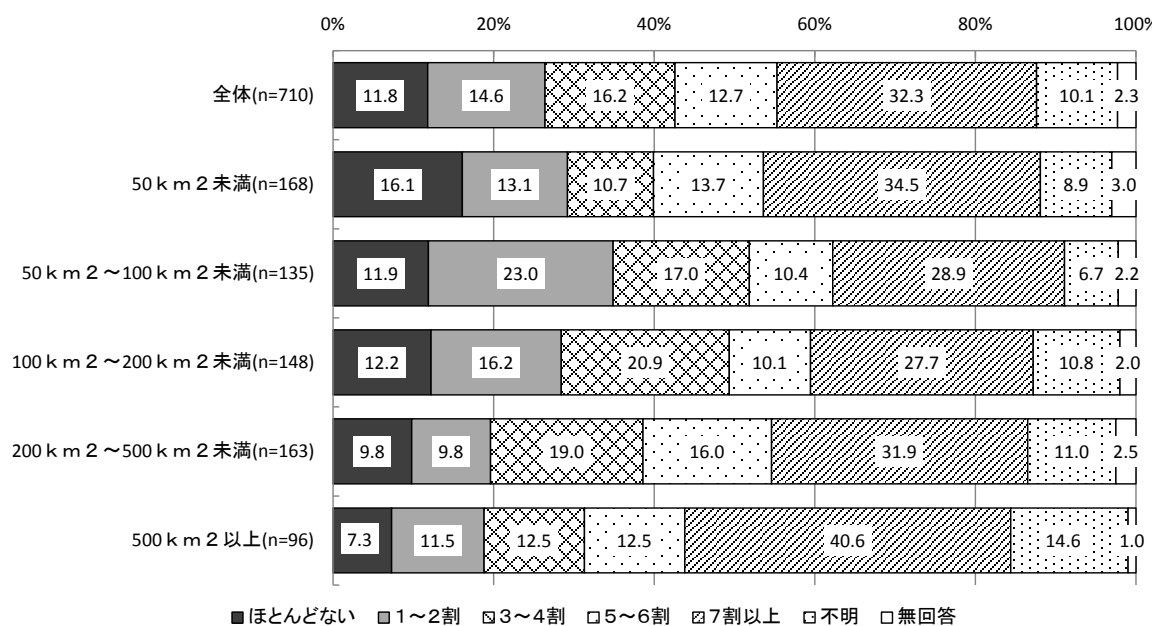
＜図6-8-1 指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「7割以上」は5,000人～10,000人未満（42.7%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また「5～6割」も含めると、「5割以上」は5,000人未満が55.8%、5,000人～10,000人未満が53.1%で、他の人口規模と比べ高くなっている。



＜図6－8－2 指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合（人口規模別）＞

面積別にみると、「7割以上」は500k㎡以上が40.6%で、他の面積と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、500k㎡以上が53.1%で50%を上回るが、他の面積はいずれも50%を下回る。



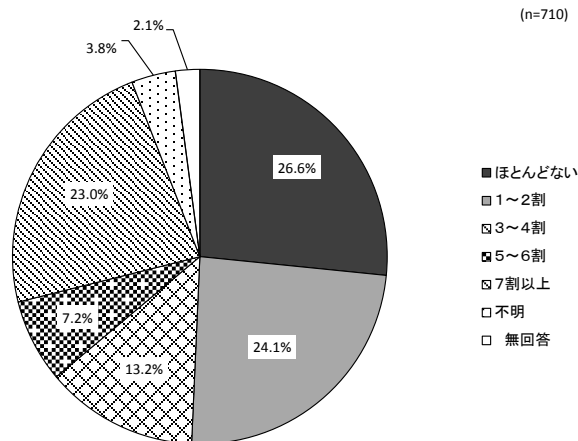
＜図6－8－3 指定避難所の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合（面積別）＞

6-10 指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合

問30 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

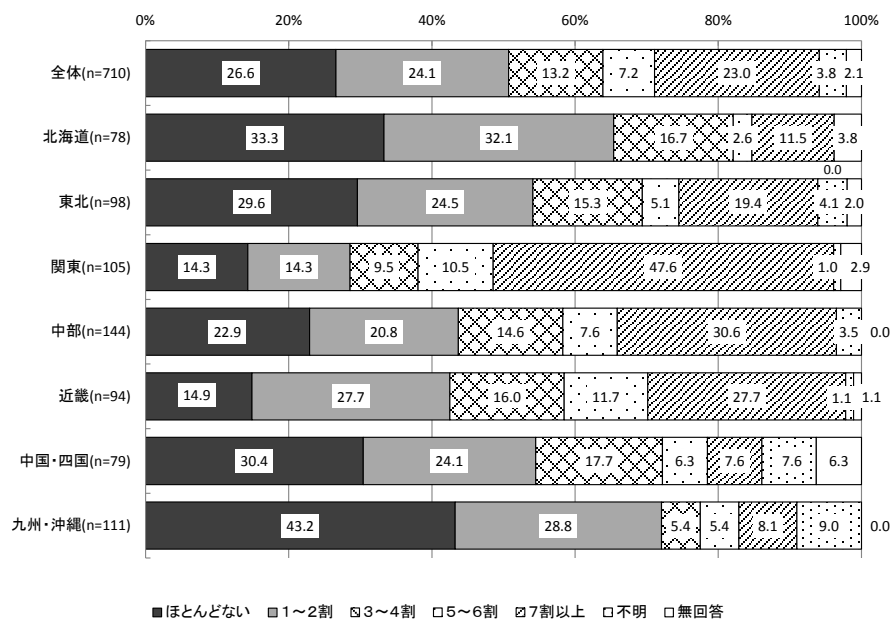
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合としては、「ほとんどない」が26.6%で最も高く、次いで「1～2割」が24.1%、「7割以上」が23.0%となっている。



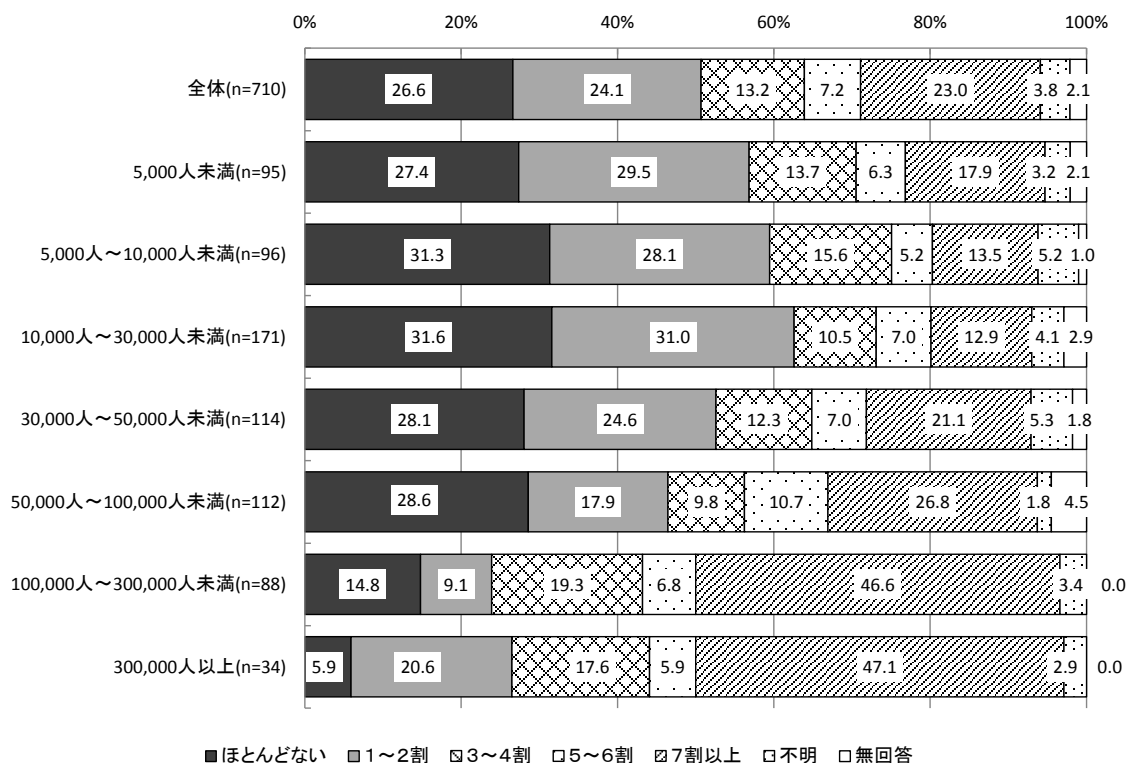
＜図6-9 指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合＞

地域別にみると、「7割以上」は関東（47.6%）、中部（30.6%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は関東が58.1%で50%を上回るが、北海道（14.1%）、中国・四国（13.9%）、九州・沖縄（13.5%）は10%強にとどまる。一方、「ほとんどない」は北海道（33.3%）、中国・四国（30.4%）、九州・沖縄（43.2%）で、他の地域と比べ高くなっている。



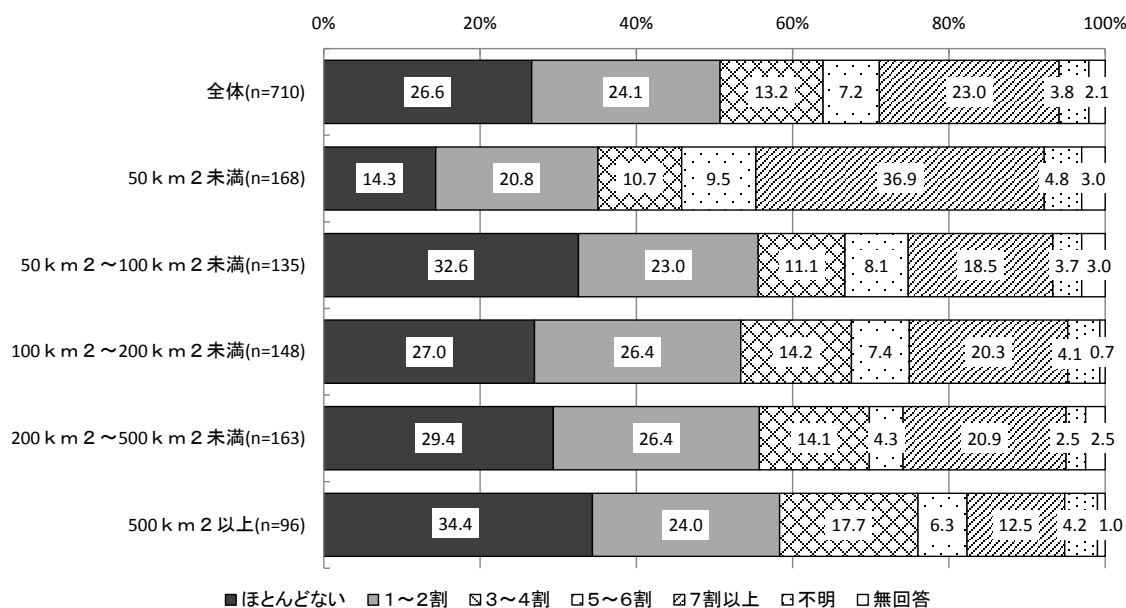
＜図6-9-1 指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「7割以上」は300,000人以上（47.1%）、100,000人～300,000人未満（46.6%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は100,000人～300,000人未満（53.4%）、300,000人以上（53.0%）で50%を上回るが、10,000人～30,000人未満（19.9%）、5,000人～10,000人未満（18.7%）で20%を下回る。



＜図6－9－2 指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合（人口規模別）＞

面積別にみると、「7割以上」は50k㎡未満（36.9%）で、他の面積と比べ高くなっている。また、「5～6割」も含めると、「5割以上」は50k㎡未満が46.4%で、他の面積と比べ高くなっている。



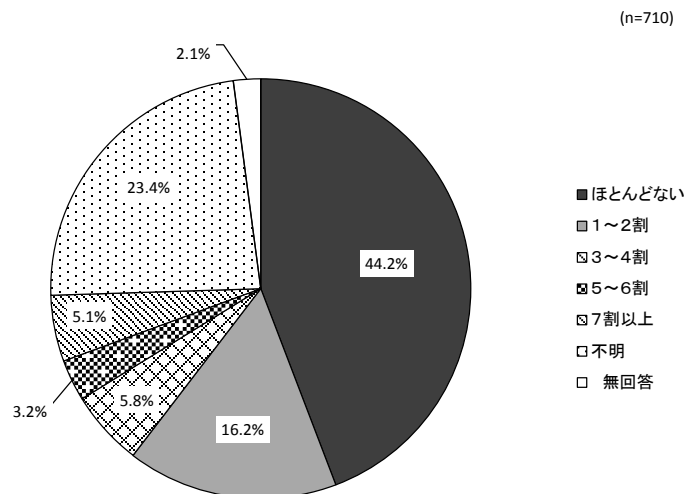
＜図6－9－3 指定避難所の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合（面積別）＞

6-1-1 指定避難所の内、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合

問31 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、遊具（囲碁、将棋、ボードゲーム等）や週刊誌等の図書がある避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

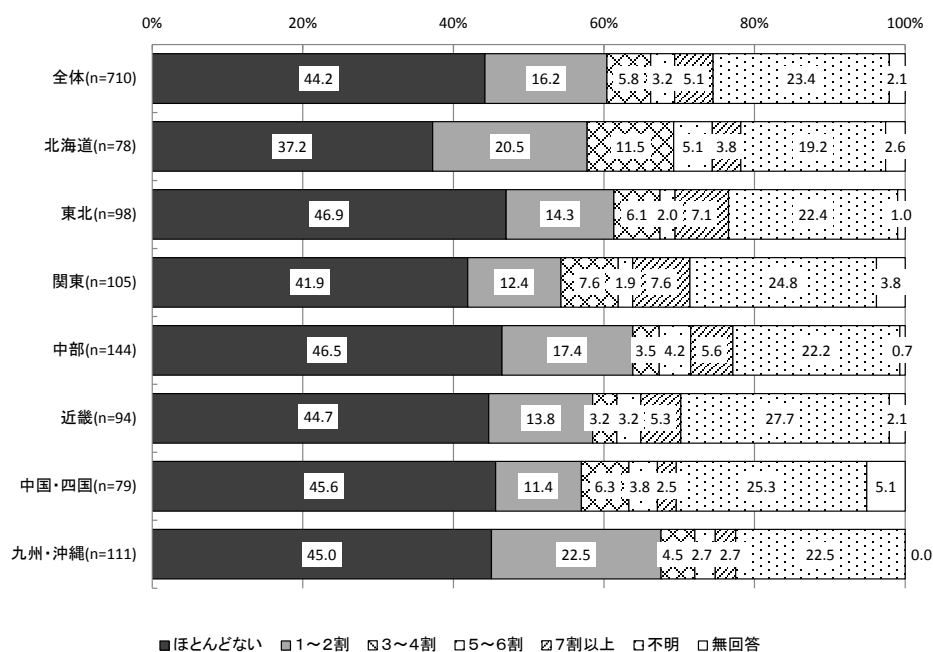
※問21で、調査票余白に「指定していない」、「検討中」等の記載があった自治体は、集計から除外した。

遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合としては、「ほとんどない」が44.2%で最も高く、次いで「1～2割」が16.2%、「3～4割」が5.8%となっている。



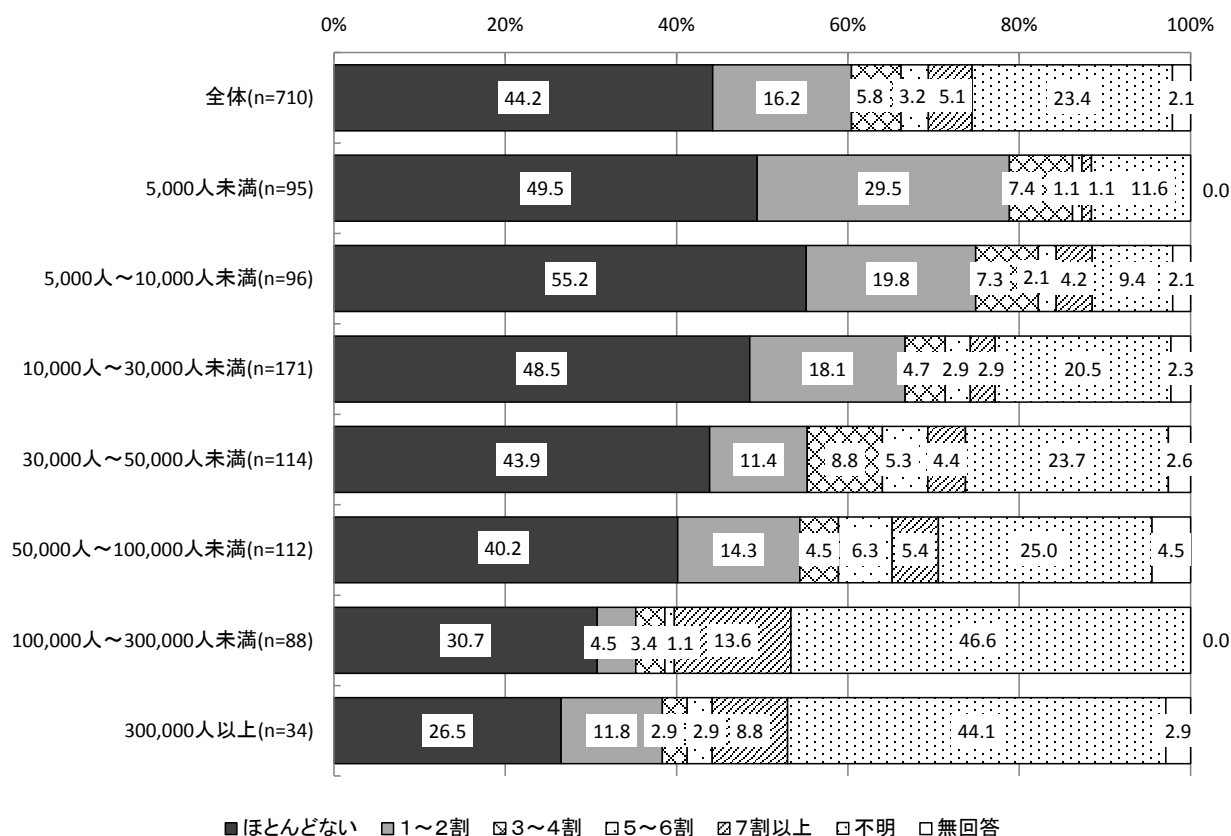
＜図6-10 指定避難所の内、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合＞

地域別にみると、「ほとんどない」はいずれの地域でも最も高くなっており、「1～2割」でも10～20%台と低い。



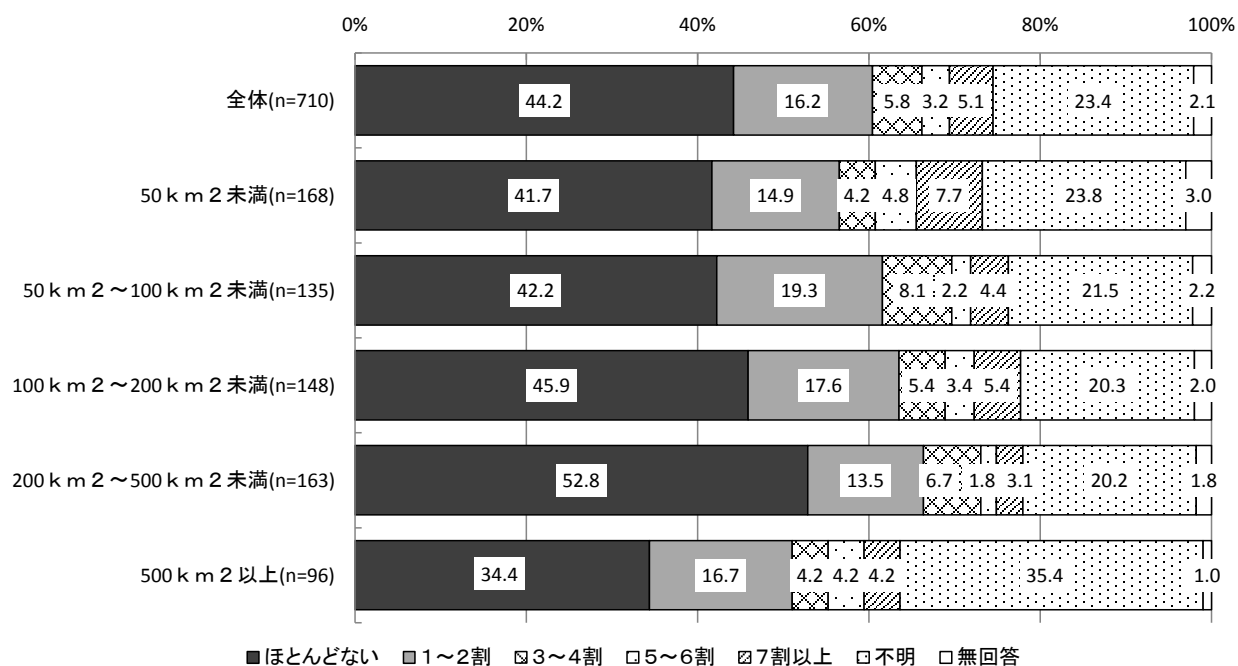
＜図6-10-1 指定避難所の内、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合（地域別）＞

人口規模別にみると、「１～２割」が 5,000 人未満で 29.5%となっているが、いずれの人口規模も「ほとんどない」、「不明」で 60%以上を占める。



＜図 6－１０－２ 指定避難所内の、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合（人口規模別）＞

面積別にみると、いずれの面積も「ほとんどない」、「不明」で 60%以上を占める。



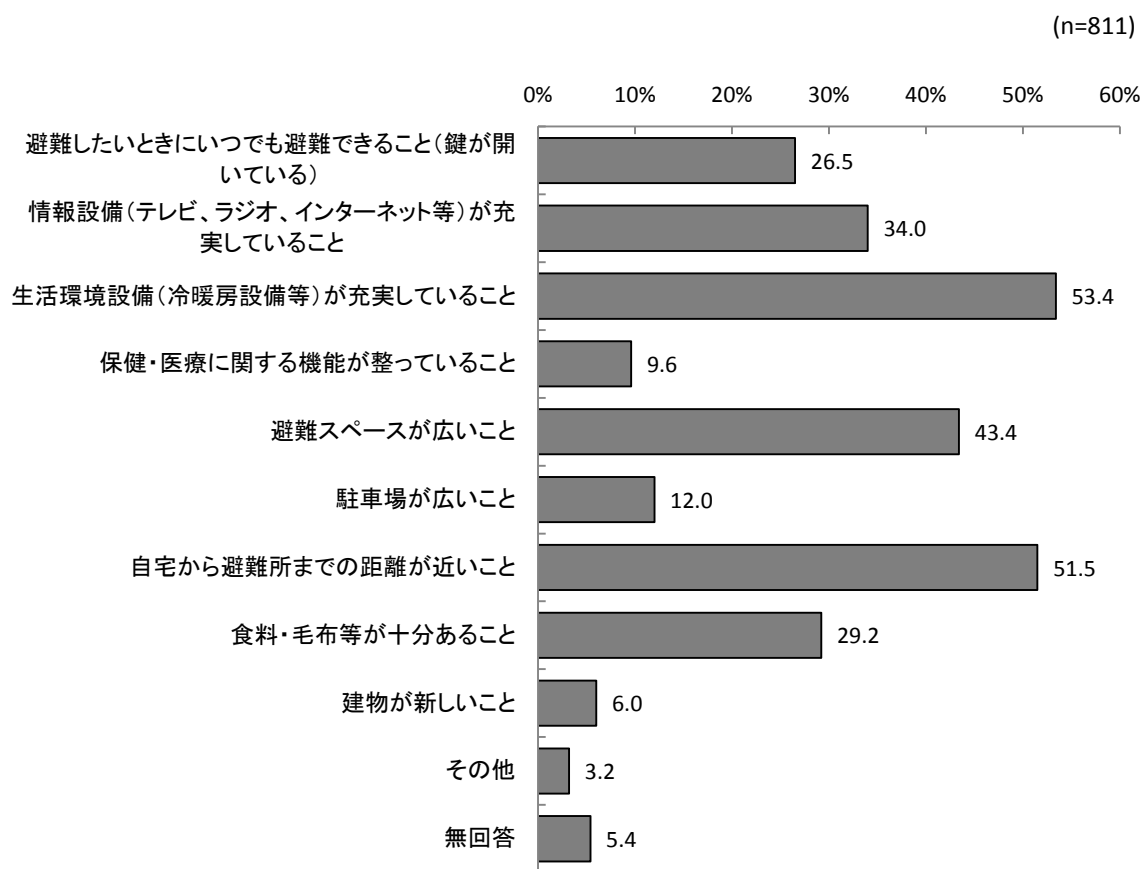
＜図 6－１０－３ 指定避難所内の、遊具や週刊誌等の図書がある避難所の割合（面積別）＞

6－12 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位3つ）

問32 指定避難所について、住民の避難促進に効果があると思うものは、どれですか？以下の内、該当するものに○を付けてください（上位3つを選択）。

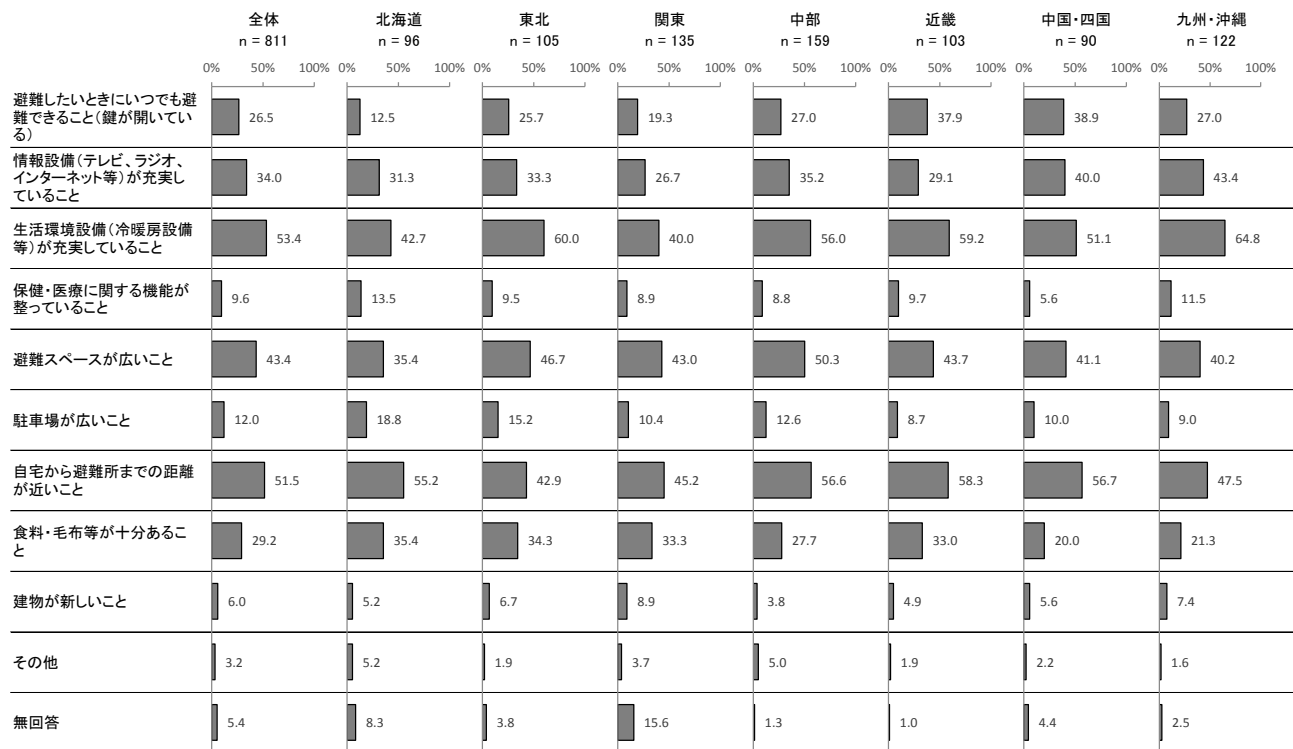
住民の避難促進に効果があると思うものとしては、「生活環境設備（冷暖房設備等）が充実していること」が53.4%で最も高く、次いで「自宅から避難所までの距離が近いこと」が51.5%、「避難スペースが広いこと」が43.4%となっている。

なお、その他の記載としては、「プライバシー空間があること」、「普段から住民に周知されている場所（建物）であること」、「安全性が高い建物であること（耐震基準を満たしている等）」、「防災知識の啓発」等があった。



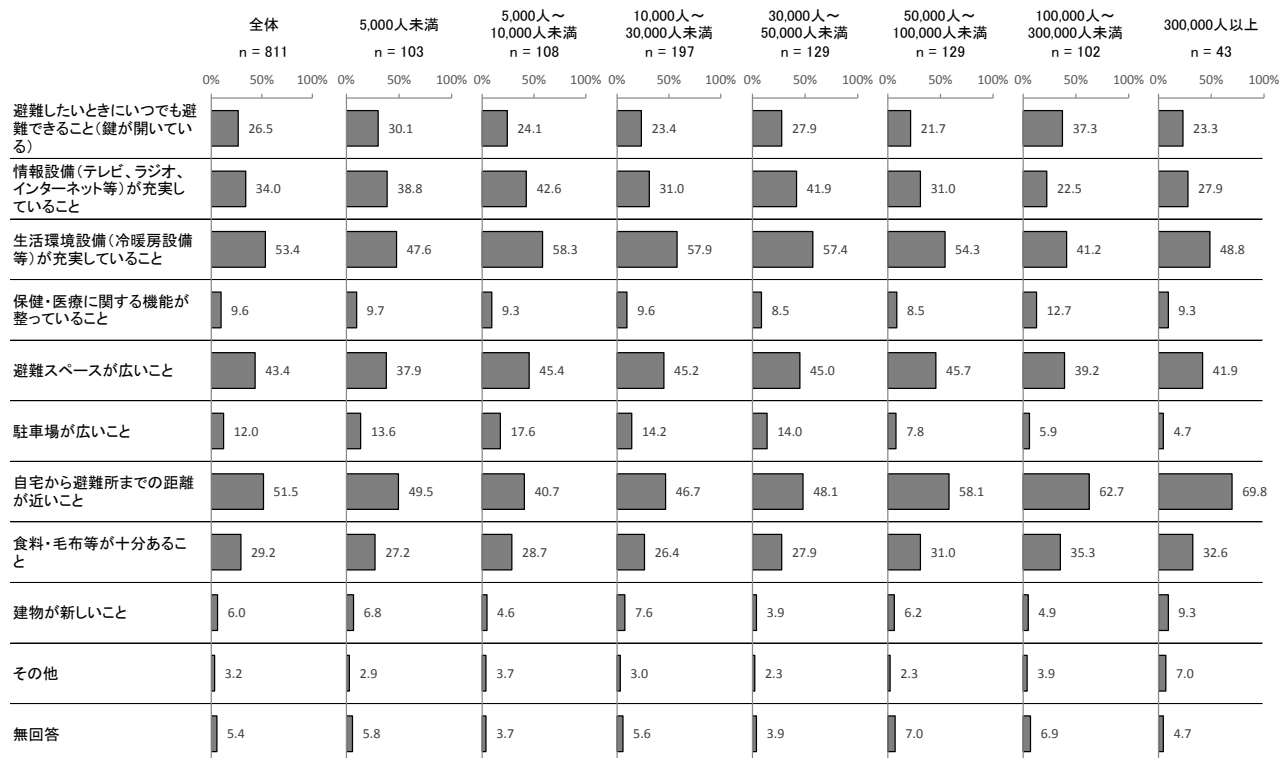
<図6－11 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位3つ）>

地域別にみると、「生活環境設備（冷暖房設備等）が充実していること」は九州・沖縄（64.8%）、東北（60.0%）、近畿（59.2%）で、「自宅から避難所までの距離が近いこと」は近畿（58.3%）、中国・四国（56.7%）、中部（56.6%）で、「避難スペースが広いこと」は中部（50.3%）で、他の地域と比べ高くなっている。また、「避難したいときにいつでも避難できること（鍵が開いている）」は中国・四国（38.9%）、近畿（37.9%）で、他の地域と比べ高くなっている。



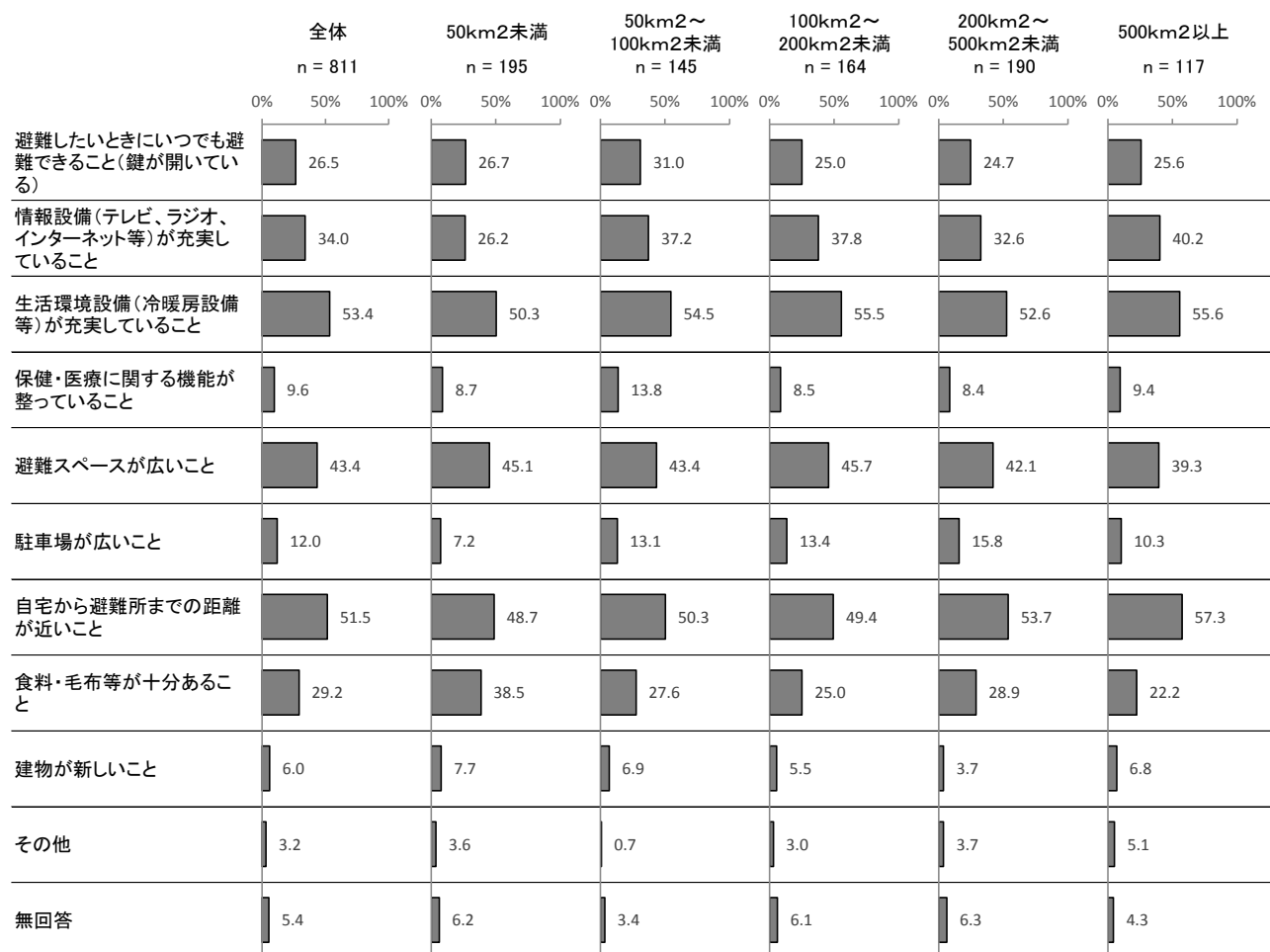
<図 6 - 1 1 - 1 住民の避難促進に効果があると考えるもの（上位 3 つ）（地域別）>

人口規模別にみると、「自宅から避難所までの距離が近いこと」は人口規模が大きくなるにつれ高くなる傾向にあり、100,000人以上では6割を超える。「情報設備（テレビ、ラジオ、インターネット等）が充実していること」は、5,000人～10,000人未満（42.6%）、30,000人～50,000人未満（41.9%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。また、「避難したいときにいつでも避難できること（鍵が開いている）」は、100,000人～300,000人未満（37.3%）で、他の人口規模と比べ高くなっている。



<図6-11-2 住民の避難促進に効果があると思うもの（上位3つ）（人口規模別）>

面積別にみると、「自宅から避難所までの距離が近いこと」は 500 k m² 以上（57.3%）で、「情報設備（テレビ、ラジオ、インターネット等）が充実していること」は（40.2%）で、「食料・毛布等が十分あること」は 50 k m² 未満（38.5%）で他の面積と比べ高くなっている。

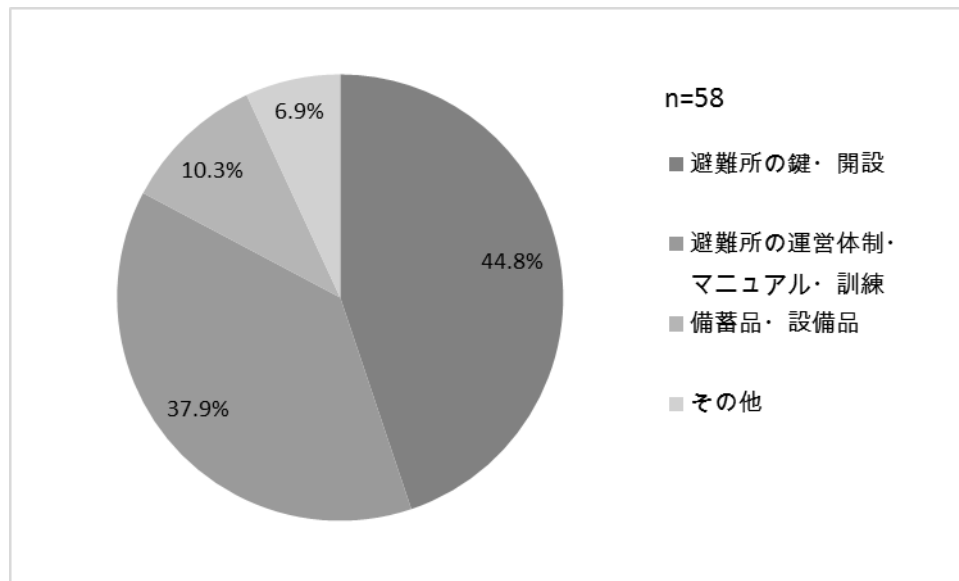


<図 6 - 1 1 - 3 住民の避難促進に効果があると考えるもの（上位 3 つ）（面積別）>

6-13 地域・企業・学校等との連携

問33 避難しやすい指定避難所の整備のために、地域（自主防災組織等）との連携、企業との連携、学校との連携等工夫を行っている事例（鍵の開閉、避難所の設備など全国に紹介したい事例）があればご教示ください（自由回答）。

自由回答では、「避難所の鍵・開設」に関するものが44.8%で最も多く、次いで「避難所の運営体制・マニュアル・訓練」に関するものが37.9%、「備蓄品・設備品」が10.3%、「その他」が6.9%となっている。



＜図6-13 地域・企業・学校等との連携等工夫の事例の内訳＞

＜主な回答＞

【避難所の鍵・開設】

- ・一部避難施設（公設）の鍵を町内会にわたしている。
- ・地域の自治会組織に避難所となる小・中学校体育館の鍵を預け、緊急時に備えている。
- ・市立の小中学校については、避難所の鍵開け要員として教職員3名、避難所初期運営要員として市職員3名を各小中学校に指定し、震度5弱以上の地震が発生した際に参集し避難所を開設する体制をとっている。
- ・当市では、指定避難所を公立小・中・高校を指定しており、学校とは、平常時から校舎、体育館の部屋について、避難所になったときのレイアウトを定めている。鍵の保管について、学校行政職員だけでなく、自主防災会長とも連携し、それぞれで保管をしている。
- ・迅速に避難所開設を行うため、バックアップキーを作成し、避難所班である各地区福祉センターに保管するほか、区長など地区にも保管していただいている。
- ・地区指定員（市職員）を各地域に配置し、避難所の鍵の開閉を町内会役員と避難所施設管理者と三者で実施できるように体制づくりをしている。
- ・近隣協力員（学校防犯のため、学校が協力依頼している近隣者）にも、鍵の開閉の協力をお願いしている。
- ・避難所となる施設の鍵は、予め全て合鍵を作成し、危機管理課で保管している。
- ・夜間、休日に、避難所を開設する職員の指定。
- ・震度5強以上の揺れを感知すると、収納ボックスの鍵が自動解錠され、中に収納した市防災コンテナ及び各避難所などの鍵を取り出して、迅速な初動体制を配備するための「防災ボックス」を今年度整備した。

【避難所の運営体制・マニュアル・訓練】

- ・指定避難所ごとに年１回、「地域の代表」「施設管理者」「市避難所担当職員及び防災担当職員」が一堂に会し、拠点避難所連絡協議会を開催している。
- ・地域、学校、行政等が集う防災連絡会議を、学校ごとに年２回開催している。
- ・避難所を開設する市職員、避難を予定している自主防災組織、避難所を開設する施設の管理者等をメンバーとして、避難所ごとに運営委員会を組織し、平常時から、運営マニュアルの作成や訓練を行っている。
- ・本市では、住民避難所の施設管理者、市の職員が協働で、１２１箇所の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを策定し、地域の防災訓練で活用する等、顔の見える関係の構築に努めている。
- ・予め指定した市職員（避難所開設担当）と施設側担当者との間で避難所施設や備蓄品等の確認、鍵の保管場所を相互に確認し、確認表を作成している。
- ・学校、地域と連携し、避難所マニュアルを作成、訓練もいっしょに行っている。
- ・地域（自主防災組織等）との協働による運営体制の構築をめざし、避難所運営図上訓練（H.U.G）を小学校区単位で実施している。
- ・本市では、円滑な避難所運営には平時から顔の見える関係を構築しておくことが重要であるとの考えのもと、各指定避難所に担当課を割り当て、地域と行政とが連携して避難所運営マニュアルの作成を推進している。また、避難所施設の安全性を簡易的に確認するための「避難所等安全確認チェックシート」を作成し、専門家が不在の場合にも施設利用の可否を判断できるようにしている。
- ・防災ナイトの開催：避難所生活を体験するため、中学校と行政が連携し、実際に体育館で寝泊まりを行った。

【備蓄品・設備品】

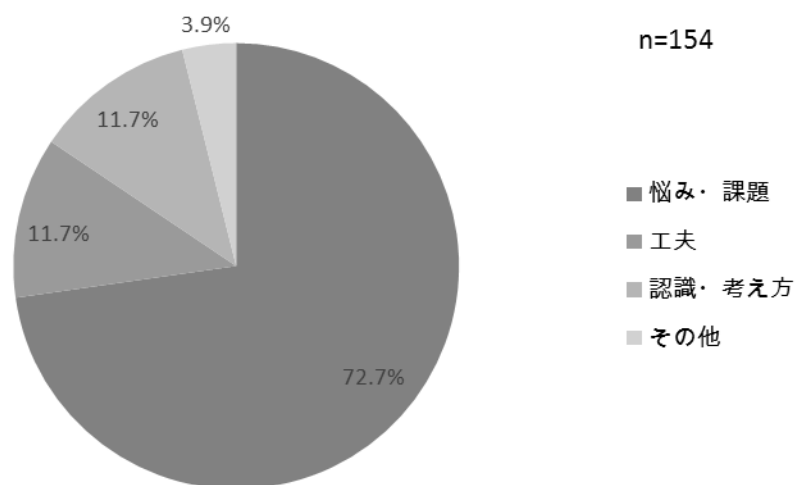
- ・太陽光発電設備及び蓄電設備の導入を進め停電時も避難生活を送れるようにしている。
- ・備蓄方法を一括集中型から分散型に変更した。指定避難所及び福祉避難所の全ての施設に、避難所運営用資機材を配備している。
- ・ＮＴＴ東日本との協定により「特設公衆電話」を設置。
- ・冬季における暖房と炊き出しの調理用を兼ねて、指定避難所の一部にコークスストーブを備えている。
- ・８９施設中、２３施設に発信専用の災害時優先電話（特設公衆電話）を設置している。
- ・福祉避難所に対しては、一部発電機と非常用食糧の備蓄を行っている。

VII. 避難しやすい環境づくりについて

7-1 避難しやすい環境づくりの工夫・意見・悩み・疑問点等

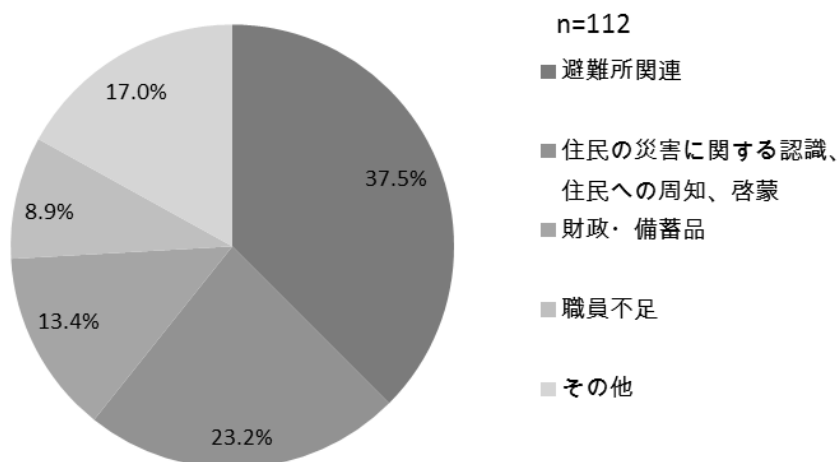
問34 本アンケートでは、避難しやすい環境（避難を促進する環境）づくりについて、情報伝達、避難誘導、指定緊急避難場所、指定避難所の観点から伺ってきました。その他、避難しやすい環境（避難を促進する環境）づくりにあたり、貴市町村での工夫、ご意見、抱えている悩み、疑問点等がございましたらご教示ください（自由回答）。

自由回答では、「悩み・課題」に関するものが72.7%で最も多く、次いで「工夫」に関するものと「認識・考え方」に関するものが11.7%、「その他」が3.9%となっている。



<図7-1 地域・企業・学校等との連携等工夫の事例の内訳>

また、「悩み・課題」に関するものについての内訳は、「避難所関連」のものが37.5%で最も多く、次いで「住民の災害に関する認識、住民への周知、啓蒙」が23.2%、「財政・備蓄品」が13.4%、「職員不足」が8.9%、「その他」が17.0%となっている。



<図7-1-1 図7-1の「悩み・課題」の内訳>

<主な回答>

【悩み・課題】

●避難所関連

- ・山間部では集落が点在し、避難所となる施設が少なく遠い。高齢者も多く交通手段も限られる中でどのように避難させるか、情報を出したところで本当に避難できるかが課題。
- ・避難所まで遠い地区が多く、避難手段の確保について憂慮している。
- ・島しょ地区でほとんどの災害対応が必要であり、なおかつ危険地域の数も多く、避難所の指定が課題。
- ・避難所が土砂災害警戒区域に入っており代替施設の無い地区への対応に苦慮している。
- ・風水害等で避難所を開設する際に、「どの避難所をどのタイミングで開設するか」などの問題があり苦慮している（避難所班職員配置や住民の苦情など）。
- ・指定緊急避難所、指定避難所への再指定をすすめる中で土砂災害防止法によるイエローゾーンにかかる部分が、候補地に多く、十分な安全区域と言いきれる候補地だけでは、避難者（人口）とキャパシティとのマッチングにずれが生じている。
- ・山間地域で耐震等考慮すると指定避難所がない（施設が少ない）集落が生じる。
- ・当町では、水害時、市街地のほぼ全てが浸水エリアとなっており、エリア外には、公共の施設が少ないことから、避難所の選定に苦慮している。
- ・災害の状況（種別）により、避難所としての要件が異なることから、施設（避難所）の確保・配置等に苦慮している。
- ・想定される避難者数を収容可能な避難所スペースが確保できない。
- ・長期間の避難生活となった場合、指定している施設では生活環境が整っておらず、生活に耐えられない。
- ・備蓄品を保管するスペースの確保が、難しい。
- ・現在、指定緊急避難場所及び指定避難所を選定中であるが、津波浸水域、土砂災害警戒区域等を考慮し、選定すると、ほとんど指定できなくなってしまう。

●住民の災害に関する認識、住民への周知、啓蒙

- ・指定緊急避難場所について、現在指定作業中であるが、災害種別ごとに指定すると避難の際に市民が戸惑うといった意見もある。
- ・住民の主体的な避難を促すのは、住民自身の危機意識であると考え。避難の判断を含め、全て行政任せになっている面もあり、自分の身は自分で守る自助を基本とし、住民自身が自主的に情報を取得し、避難の必要性を判断できるよう情報伝達手段の整備、防災知識の普及、啓発が自治体の責務であると考えている。
- ・避難所を開設・運営するためには、住民自治組織等により、協力・支援がもはや欠かせないが、今後、どのように、ご理解を得て、訓練等を展開していくか課題である。
- ・独自で指定している広域避難場所、避難生活施設、特定指定避難所などが市民にかなり周知されている中で、新たな指定が全市民に浸透するかが課題である。
- ・法改正の都度、名称変更や類似するような概念のものができてしまい、住民に定義を周知し浸透させるのに苦慮する。
- ・「避難所」「避難場所」の言葉が似ており、混同している人が多く、説明もしづらい。
- ・環境整備に加えて、近隣住民にも避難を呼びかける人材育成、コミュニティ育成が喫緊の課題である。
- ・過去に避難が必要となるような大きな災害の経験が少ないこともあり、実際の避難行動に移るまでの住民の意識が薄い。
- ・災害種類ごとに避難所を細分化すると住民にとって分かりにくくなるのではないかと。

●財政・備蓄品

- ・一番の問題点は、予算に尽きる。
- ・各避難所に分散備蓄を計画しているが、予算関係で充足率があがらないのが現状である。
- ・防災行政無線のデジタル化により、ランニングコストが高くなり困っている。

- ・当市は合併して誕生した市で、公共施設も古い建物が多い。この時代に、防災に充実させた建物を建築することは財政的に困難である。
- ・ほとんどの指定避難所は学校の体育館であるので、冷暖房はないため、環境は劣悪になってしまう。そういう設備を設置するための補助金がないと一般財源だけでは難しい。
- ・避難所設備の充実をはかる為に、国や県の補助金制度を拡充してほしい。避難所が多く、整備には予算が足りない。
- ・本町の地理は南北に長く、「最寄りの避難所が遠くて困っている」という話を聞き、防災避難集会所（仮称）の設立を考えているが、やはり財政面で悩みを抱えているので、交付金等の助成について検討していただきたい。

●その他

- ・狭あい道路の整備方針が当面の課題。
- ・避難行動要支援者データベースの整備が進まない。
- ・長い間避難勧告を出していないため避難を促進する環境づくりに官民ともに抵抗がある。
- ・これまで、大きな災害を受けた経験がないため、知識（机上ではなく、行動上）にとぼしく、不安な部分が多い。補完するため、防災訓練はしているが、実践にはまだ遠い。
- ・高齢化が益々進むことから、避難できない、若しくは、しない住民が今後増えるのではないかと、という、不安がある。
- ・中央から下りてくる内容と地域の実情がかけはなれている。画一的なことも大切だが、個別具体的な対応もできるような柔軟な制度を望む。

【工夫】

- ・行政による避難所の指定には、運営、備蓄物資の確保等の面で限界があることも否めず、地域住民による「緊急待避所」の確保を働き掛けている。マンションや事業所等を臨時避難所として活用するもので、住民ニーズに応じ、市が協定を結ぶなど対応している。
- ・避難所については、自主防災組織及び消防団が誘導もふくめて運営している。職員数が少なく、若手の男性職員＝消防団員である本村では、地域の協力により避難対策を行っていくしかないと考えております。
- ・地域毎に避難計画を作成し、それに必要なハード面を市で支援する。
- ・機会あるごとに地域の会合等で情報交換を行い、顔の見える関係づくりに努めている。
- ・避難行動要支援者の避難所までの移動手段の確保や、要配慮者の避難所生活における支援の整備をすすめる。

【認識・考え方】

- ・避難勧告を出す前に、自身が避難したのが良いと判断したときに避難できる環境づくり。
- ・町単独では負担が大きいことから、食糧や毛布等の生活必需品を町単独で、維持、管理するのではなく広域的に備蓄すると効果的でないと思われる。
- ・災害ごとに避難のイメージを持っていただくことが、正しい避難行動に結び付く。
- ・自治体の勧告、指示によらないで自主的・自己責任で避難する場合があってもよいと思われる。その場合住民は必要な非常持ち出し品等を持参し自治体は避難施設を提供する等最小限の対応にとどめる。その方が避難しやすく防災の判断力が養われる効果も期待できると思われる。
- ・自分の身に危険を感じたら、行政の勧告等を待たずに、安全な場所に、身を移す、意識づけが、大事と考える。
- ・避難しやすいということだけでなく、市民が避難するとの意識を向上させることが先決。
- ・避難しやすい環境づくりについて、施設、設備等ハード環境整備のみならず、地域力の向上に伴う顔の見える共助関係の構築や、避難行動を特別視しない意識づくりのための啓発、防災教育等ソフト対策も重要であると考えます。
- ・避難を促進する環境づくりを「公助」のみに依存するのではなく、「共助」の分野で、例えば民間事業者と自主防災会との連携などが、積極的に取り組まれることを期待する。

VIII. 調查結果

問 1 貴団体の名称及びご連絡先を以下にご記入ください。(都道府県)

調査数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
811 100.0	96 11.8	19 2.3	18 2.2	17 2.1	16 2.0	13 1.6	22 2.7	24 3.0	10 1.2	9 1.1

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
27 3.3	28 3.5	24 3.0	13 1.6	19 2.3	11 1.4	7 0.9	8 1.0	15 1.8	32 3.9	21 2.6

静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
19 2.3	27 3.3	10 1.2	7 0.9	12 1.5	27 3.3	20 2.5	12 1.5	15 1.8	9 1.1	9 1.1

岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
14 1.7	9 1.1	9 1.1	10 1.2	8 1.0	8 1.0	14 1.7	27 3.3	7 0.9	8 1.0	22 2.7

大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
11 1.4	12 1.5	23 2.8	12 1.5	1 0.1

問 1 貴団体の名称及びご連絡先を以下にご記入ください。(地方別)

調査数	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	無回答
811 100.0	96 11.8	105 12.9	135 16.6	159 19.6	103 12.7	90 11.1	122 15.0	1 0.1

問2 貴団体の人口(平成27年1月1日時点)について、以下の中から該当する記号を○で囲んでください(ひとつだけ)。

調査数	5 0 0 0 人未満	15 0 0 0 0 人未満	31 00 00 00 00 人未満	53 00 00 00 00 人未満	15 00 0 0 0 0 人未満	31 00 00 0 0 0 人未満	3 0 0 0 0 人以上
811 100.0	103 12.7	108 13.3	197 24.3	129 15.9	129 15.9	102 12.6	43 5.3

問3 貴団体の面積について、以下の中から該当する記号を○で囲んでください(ひとつだけ)。

調査数	50 k m ² 未満	50 k m ² 100 k m ²	21 0 0 2 100 k m	22 0 0 2 500 k m	50 0 0 2 以上
811 100.0	195 24.0	145 17.9	164 20.2	190 23.4	117 14.4

問4 貴団体では、住民のみなさんへの避難に関する情報の伝達手段として、どのようなものを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

調査数	同報系防災行政無線（屋外拡声方式）	同報系防災行政無線（戸別受信機）*部分整備を含む。	防災ラジオ	サイレン	登録制の防災メール	エリアメール・緊急速報	SNS（Twitter・Facebook等）	ホームページ	エリアワンセグ放送	IP告知システム
811 100.0	647 79.8	524 64.6	123 15.2	289 35.6	484 59.7	771 95.1	269 33.2	633 78.1	3 0.4	81 10.0

オフトーク通信	有線放送*部分整備を含む。	一斉FAX（聴覚障がい者への伝達）	ケーブルテレビ	コミュニティFM	公共情報コモンズとの連携	自治会長等に電話で伝え、地区内住民に直接伝えても	危険箇所に住む住民に直接電話する方法	その他	無回答
10 1.2	63 7.8	52 6.4	248 30.6	154 19.0	361 44.5	406 50.1	121 14.9	146 18.0	2 0.2

問5 貴団体では、同報系防災行政無線の放送が聞き取れなかった人たちのために、フリーダイヤルで確認できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	整備している	整備していない	無回答
811 100.0	192 23.7	607 74.8	12 1.5

問6 貴団体では、映像で災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	整備している	整備していない	無回答
811 100.0	122 15.0	686 84.6	3 0.4

付問１ （問６で「１」と回答された団体に伺います）どのような仕組みで映像は伝達されますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

調査数	ケーブルテレビ	ホームページ	エリアワンセグ放送	I P 告知システム	その他
122 100.0	87 71.3	59 48.4	2 1.6	7 5.7	16 13.1

問７ 貴団体では、登録制の防災メールで災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	整備している	整備していない	無回答
811 100.0	488 60.2	319 39.3	4 0.5

付問１ （問７で「１」と回答された団体に伺います）住民の内での登録者の割合はどの程度ですか。以下の中から最も近いと思われるものを○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	1割以下	2割 3割	5割程度	5割以上	わからない	無回答
488 100.0	336 68.9	104 21.3	3 0.6	1 0.2	43 8.8	1 0.2

付問２ （問７で「１」と回答された団体に伺います）登録制の防災メールを配信するに当たって留意している点があればご教示ください（件名にルールを決めている。問い合わせの殺到を避けるため、配信元の電話番号は入れない、外国語での発信など）。

＜主な回答＞

- ・災害時マニュアルを整備し、伝達文例をもとに迅速に対応できるようにしている。
- ・毎月１日にテストメールを必ず送信するようにしており、迷惑メールの設定等で受信できない等の確認ができるようにしている。
- ・件名、内容にルールを決めている。
- ・件名に情報の種別を記載。
- ・文字数を最小限にとどめている（携帯電話の機種が古い方もいるため）。
- ・配信元の連絡先電話番号は必ず明記している。
- ・件名を見れば内容が理解できる様に留意している。
- ・警報発令時に即時発信（自動発信）。地震など予測できない突発的な事象に対しては即時配信するシステムとしている。
- ・通行止め情報は地図を必ず添付。
- ・迅速な情報配信のため、可能な限り自動配信。
- ・避難の解除の連絡を忘れず行う。
- ・６カ国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ブラジルポルトガル語）。
- ・Ｊ－ＡＬＥＲＴ情報が自動的に配信されるシステムを採用している。

問８ 貴団体では、緊急速報メール・エリアメールで災害情報を伝達できる仕組みを整備されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	整備している	整備していない	無回答
811 100.0	781 96.3	29 3.6	1 0.1

付問１ （問８で「１」と回答された団体に伺います）日本語を解さない外国人のために、英語等の併記を行っていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	行っている	行っていない	無回答
781 100.0	13 1.7	764 97.8	4 0.5

付問２ （問８で「１」と回答された団体に伺います）緊急速報メール・エリアメールを配信するに当たって留意している点があればご教示ください（管外の人に伝わった場合に誤解を招かないよう件名に市町村名を入れている等）。

＜主な回答＞

- ・市町村名、地域名を入れるようにしている。
- ・管外の人に伝わった場合に誤解を招かないよう自治体名を入れている。
- ・簡潔で分かりやすい内容に努めている。
- ・１度の操作で、主要３社へ配信するシステム導入。

問９ 貴団体では、避難行動要支援者に対して、個別に直接電話で避難に関する情報を伝達することはありますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	う必要に なしている 場合はいつ も行うよ	て状況に よって行 うようにし	直接伝達 すること はない	その他	無回答
811 100.0	33 4.1	335 41.3	365 45.0	70 8.6	8 1.0

問１０ 貴団体では、避難に関する情報を伝達する際、対象となる地域をどの程度細分化して伝達していますか。以下の中から、最も近い記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	小学校区	町丁目	定あ らした か箇所 （危険 がある と指	その他	無回答
811 100.0	93 11.5	268 33.0	217 26.8	225 27.7	8 1.0

※問１０「その他」の回答の詳細

調査数	行政区	自治会	行政と自治会の両方	旧市町村	全域	決めていない	その他
225 100.0	59 26.2	72 32.0	12 5.3	10 4.4	25 11.1	6 2.7	41 18.2

問 11 住民の皆さんの避難行動を促進するために、貴団体で行っている情報伝達上の工夫があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答>

【情報提供・共有】

- ・こまめな無線放送。
- ・ありとあらゆるメディアを利用し、情報伝達を行うこととしている。
- ・全戸放送による周知。
- ・1回だけでは伝わらない場合があったため、2～3回複数伝達に努めている。
- ・避難勧告以上の発令時には町内全域にサイレン（10秒）を吹鳴してから放送している。
- ・防災無線等の他、広報車による広報を実施。
- ・防災無線や緊急速報メール、行政チャンネルなど様々なツールを用いて多重的に広報している。
- ・Jアラート情報の防災メールへの自動転送やコミュニティFMへの割込放送を可能としている。
- ・時間雨量及び累積雨量が一定量に達した場合、雨量情報をメールサービスで配信する。
- ・緊急速報メールや登録制のメール配信に加え、Twitterによる情報配信を導入するなど、情報伝達方法の多重化に努めている。
- ・災害発生のある場合は事前に区長への連絡を行っている。
- ・明るい時間帯、危険が迫る前の時間帯など早目に伝達するようにしている。
- ・広報の内容は、聞き取りまちがいのない適切な広報文例となるよう簡潔明瞭な文書を用い、繰返し実施することとしている。

【防災教育・啓発】

- ・屋内での垂直避難も「避難」として定義されたことから、状況によっては、避難所への避難だけでなく、垂直避難を促している。
- ・町防災マップづくり支援事業・H18から360の町内会でマップづくりを実施。避難施設や避難路を図示し、全世帯へ配布
- ・防災意識向上のためのセミナー等の開催
- ・広報誌やホームページによる啓発
- ・全自治会を対象として各自治会に避難経路や集合場所を示した防災マップを作成いただくとともに、マップを基に災害時における自治会の避難計画について検討する様地元の事情や特性を反映した図上訓練を、年次計画を立て実施中（H26年度末38%実施済）
- ・防災教育の実施・避難のあり方検討会（自治会レベル）の開催
- ・町会・自治会ごとに水害時の避難行動についてワークショップを実施し、話し合って決めた町会・自治会ごとのルールをリーフレットにして配布している。

【避難所の開設等】

- ・台風など予め、予想される場合には、避難所の開設を早め、明るいうち、又は、天候悪化前の避難を促している。
- ・大きな被害のおそれがある場合、早めに避難所を開設する。
- ・台風など被害が予想される場合は、避難準備情報を発表する前に、自主避難のための避難所の開設を小学校区に開設を行っている。
- ・駅前や公共施設等に、避難場所案内看板を設置している。
- ・自主防災組織が初期避難地（所）を決めている。

問 12 貴団体では、大雨などで避難勧告・指示を出した際、消防団員等による避難誘導を行うことにしていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	はい	いいえ	無回答
811 100.0	649 80.0	160 19.7	2 0.2

付問 1 （問 12 で「1」と回答された団体に伺います）誰が避難誘導を行うことにしていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

調査数	行政職員	消防職員	消防団員	警察官	は自主防災組織役員（自治会役員）もしくは	その他
649 100.0	421 64.9	286 44.1	592 91.2	230 35.4	438 67.5	14 2.2

付問 2 （問 12 で「1」と回答された団体に伺います）平成 24～26 年の 3 年間で、実際に避難勧告・指示を出し、消防団員等による避難誘導が行われた例はありますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	はい	いいえ	無回答
649 100.0	161 24.8	482 74.3	6 0.9

付問3 (問12の付問2で「1」と回答された団体に伺います) その時の課題や教訓があればご教示ください。

＜主な回答＞

- ・大雨の時、広報車で広報は聞こえなかった。
- ・避難誘導の際、避難を拒否する住民がおり、説得に苦慮した。
- ・避難を拒んだ場合、避難を勧めるための“説得”をどの程度まで団員がすべきか判断が難しい。
- ・初めての勧告ということもあり、現場が予想以上に混乱し、情報伝達がうまくいかず、誘導する側が個人個人の判断になってしまった。
- ・誘導を行う職員の安全確保。
- ・地震等の突発災害では、移動手段の確保は非常に難しいと考える。
- ・水害が週末だったため人員の確保が比較的容易であったが、平日であれば人手不足が生じた可能性あり。
- ・高齢者等災害弱者への対応、体制の強化が課題（すみやかに誘導できる体制づくり）。
- ・浸水により孤立した世帯の避難誘導に苦慮した。
- ・安全対策として、もう少し早めの避難を住民自身が行っていれば、団員の安全も確保できたと感じた。
- ・避難指示を発令しても危険を冒してまで避難所に来てもらうことは難しいため、ほとんどの住民は避難せずに自宅に留まったこともあり、必ずしも効果があるとは言えない。
- ・避難所、避難場所の開設と避難誘導のタイミングがずれてしまった。
- ・想定を超えた被害となり、誘導した避難所が浸水したため、再度バスで別の避難所へ移動する事態となった。
- ・消防と行政という2つの指揮命令系統をまたがる活動における状況報告や、指示伝達に関して共有が課題。
- ・対象区域、対象者で絞らない勧告、指示は、あまり危機感が伝わらず避難行動に直結しない。

問13 貴団体では、夜間の避難を助ける仕組みとして、どのようなことに取り組まれていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

調査数	蓄光材を使った避難誘導表	ソーラー型照明設備	蛍光付き避難階段手すり	その他	無回答
811 100.0	110 13.6	77 9.5	9 1.1	210 25.9	441 54.4

問 14 貴団体では、避難勧告や避難指示を発表した場合、避難を助けるために避難バスを運行されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	運行している	運行していない	無回答
811 100.0	63 7.8	739 91.1	9 1.1

問 15 貴団体では、避難勧告や避難指示を発表した場合、避難行動要支援者の避難を助けるために送迎を実施していますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

調査数	実施している	実施していない	無回答
811 100.0	131 16.2	665 82.0	15 1.8

問 16 貴団体で行っている避難誘導の工夫で、特徴的だと思われるもの（全国的に紹介したい工夫）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・市内全ての消火栓標識に、その地域の住民が避難する、「拠点避難所名」、「拠点避難所までの距離の目安」、「拠点避難所への避難経路」を示した避難誘導シールを貼付けしてある。
- ・高齢者の方を自治会長が自家用車で送迎している。
- ・民生委員による日常からの見回り活動。
- ・本市では、風水害時の避難に対する考え方を平成 25 年 7 月に見直し、地域防災計画において自宅 2 階や隣接建物 2 階以上に避難（垂直避難）することを避難勧告時の避難行動と位置づけた。

（避難方法の変更点）

1. 洪水ハザードマップ上で「浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域がある地域は、避難所等へ移る「水平避難すべき地域」とした。
 2. 「水平避難すべき地域」以外の地域は、原則として自宅 2 階や隣接建物 2 階以上に避難（垂直避難）することを避難方法として位置づけた。
- ・震災消防計画の中で退避時間（60 分）を設定して、避難誘導を行うこととしている。
 - ・自衛消防団や自治会役員により安否確認を行い、必要に応じ、避難所まで搬送する共助の体制がとれている。
 - ・いのちの鐘プロジェクト：津波が来ると予想される時に、津波浸水予測区域の協力寺院の鐘を乱打して、住民に切迫した危険を知らせる取組みをしている。

*有効回答数＝7

問 17 貴団体では、指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）として具体的にどのような場所（施設）を指定されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

		調査数	公園・広場	小中学校校庭	小中学校施設（体育館等）	高等学校校庭	高等学校施設（体育館等）	大学キャンパス	大学施設（体育館等）	公立のコミュニティセンターや公民館	公立の体育館
全 体		811 100.0	425 52.4	428 52.8	429 52.9	241 29.7	220 27.1	58 7.2	57 7.0	410 50.6	299 36.9
（施設） 指定緊急避難場所	指定している	653 100.0	407 62.3	411 62.9	414 63.4	229 35.1	209 32.0	53 8.1	53 8.1	398 60.9	286 43.8
	未指定・検討中等	158 100.0	18 11.4	17 10.8	15 9.5	12 7.6	11 7.0	5 3.2	4 2.5	12 7.6	13 8.2

		保健センター等の公共施設	私設の地区公民館・集会所	民間マンション	民間のグラウンドや敷地	企業施設	道の駅	神社・寺	その他	無回答
全 体		260 32.1	131 16.2	35 4.3	63 7.8	97 12.0	47 5.8	113 13.9	172 21.2	66 8.1
（施設） 指定緊急避難場所	指定している	253 38.7	125 19.1	32 4.9	57 8.7	92 14.1	45 6.9	107 16.4	55 8.4	40 6.1
	未指定・検討中等	7 4.4	6 3.8	3 1.9	6 3.8	5 3.2	2 1.3	6 3.8	117 74.1	26 16.5

問 18 貴団体では、指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の 4）は、災害の種類毎に避難場所としての適否を明示されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	明示している	明示していない	無回答
全 体		811 100.0	318 39.2	381 47.0	112 13.8
(施設) 指定緊急避難場所	指定している	653 100.0	302 46.2	321 49.2	30 4.6
	未指定・検討中等	158 100.0	16 10.1	60 38.0	82 51.9

問 19 指定緊急避難場所について、住民の避難促進に効果があると思うものは、どれですか？以下の内、該当するものに○を付けてください（上位3つを選択）。

		調査数	避難スペースが広いこと	駐車場が広いこと	自宅からの距離が近いこと	指定避難所との距離が近いこと	風雨を避けられること	その他	無回答
全 体		811 100.0	561 69.2	223 27.5	553 68.2	203 25.0	347 42.8	42 5.2	80 9.9
(施設)指定緊急避難場所	指定している	653 100.0	478 73.2	193 29.6	469 71.8	174 26.6	290 44.4	34 5.2	31 4.7
	未指定・検討中等	158 100.0	83 52.5	30 19.0	84 53.2	29 18.4	57 36.1	8 5.1	49 31.0

問 20 貴団体で指定している指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）で、特徴的だと思われるもの（全国に紹介したい指定緊急避難場所）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・自宅から距離が近いこと。
- ・避難場所の見直しをする際、各区、町内会レベルの1番最初に逃げる場所単位で見直しを行った。津波、洪水、土砂災害等の危険区域を地図に落とし、そこから外れるよう避難場所の選定を、地区の方に行ってもらった。各地区においては、危険箇所の再確認となり、地区住民の合意の基に、決めることができた。
- ・津波避難ビル308棟と協定を締結し、114,867の収容を可能としている（H27.1.31現在）。
- ・道路空間を利用した津波避難タワー。
- ・どの地区からも徒歩で避難可能のように各小学校と地区公民館を指定している。
- ・県境をまたいだ自治体と災害協定を締結し、大規模災害時には学校を避難所として活用することとしている。

*有効回答数＝6

問 21 貴団体では、指定避難所（災害対策基本法第49条の7）として具体的にどのような施設を指定されていますか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（いくつでも）。

		調査数	小中学校施設（体育館等）	高等学校施設（体育館等）	大学施設（体育館等）	公立のコミュニティセンターや公民館	公立の体育館	保健センター等の公共施設	私設の地区公民館・集会所	民間マンション	ホテル・旅館
全 体		811 100.0	692 85.3	387 47.7	93 11.5	604 74.5	480 59.2	377 46.5	149 18.4	2 0.2	27 3.3
い指定緊急避難施設	指定している	710 100.0	674 94.9	374 52.7	90 12.7	591 83.2	468 65.9	369 52.0	146 20.6	2 0.3	24 3.4
	未指定・検討中等	101 100.0	18 17.8	13 12.9	3 3.0	13 12.9	12 11.9	8 7.9	3 3.0	-	3 3.0

		民間保養観光施設	神社・寺	その他	無回答
全 体		20 2.5	55 6.8	140 17.3	34 4.2
い指定緊急避難施設	指定している	19 2.7	55 7.7	65 9.2	18 2.5
	未指定・検討中等	1 1.0	-	75 74.3	16 15.8

問 22 貴団体で指定している指定避難所（災害対策基本法第49条の7）で、特徴的と思われるもの（全国に紹介したい指定避難所）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

- ・スペースが広いこと、情報伝達手段にすぐれていること、長期にわたって使用できること。
- ・指定避難所ごとに、防災備蓄倉庫を設置し、備蓄品を充実させている。
- ・和室や浴室、調理室などの設備が整った施設を福祉避難所として指定している。
- ・どの地区からも徒歩で避難可能なように各小学校体育館を指定している。
- ・避難所の開設を想定して建設された免震構造で高台にある小学校。
- ・指定避難所の出入口付近にソーラー式外灯を設置した。

*有効回答数＝6

問 23 貴団体では、指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）も兼ねている割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 〓 2割	3 〓 4割	5 〓 6割	7割以上	無回答
全 体		811 100.0	144 17.8	74 9.1	80 9.9	85 10.5	295 36.4	133 16.4
い指所指問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	135 19.0	72 10.1	78 11.0	82 11.5	286 40.3	57 8.0
	未指定・検討中等	101 100.0	9 8.9	2 2.0	2 2.0	3 3.0	9 8.9	76 75.2

問 24 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第49条の7）の内、テレビやラジオがある避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 〓 2割	3 〓 4割	5 〓 6割	7割以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	42 5.2	62 7.6	59 7.3	88 10.9	395 48.7	81 10.0	84 10.4
い指所指問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	38 5.4	59 8.3	56 7.9	85 12.0	385 54.2	72 10.1	15 2.1
	未指定・検討中等	101 100.0	4 4.0	3 3.0	3 3.0	3 3.0	10 9.9	9 8.9	69 68.3

問 25 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、Wi-Fi などの無線 LAN 設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2 割	3 ～ 4 割	5 ～ 6 割	7 割 以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	513 63.3	65 8.0	19 2.3	12 1.5	39 4.8	80 9.9	83 10.2
い指所指定問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	494 69.6	62 8.7	19 2.7	11 1.5	35 4.9	75 10.6	14 2.0
	未指定・検討中等	101 100.0	19 18.8	3 3.0	－ －	1 1.0	4 4.0	5 5.0	69 68.3

問 26 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、洋式トイレが整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2 割	3 ～ 4 割	5 ～ 6 割	7 割 以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	23 2.8	80 9.9	80 9.9	107 13.2	306 37.7	131 16.2	84 10.4
い指所指定問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	22 3.1	76 10.7	77 10.8	104 14.6	293 41.3	123 17.3	15 2.1
	未指定・検討中等	101 100.0	1 1.0	4 4.0	3 3.0	3 3.0	13 12.9	8 7.9	69 68.3

問 27 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、冷房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2 割	3 ～ 4 割	5 ～ 6 割	7 割 以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	158 19.5	152 18.7	103 12.7	81 10.0	149 18.4	87 10.7	81 10.0
い指所指定問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	151 21.3	144 20.3	100 14.1	77 10.8	146 20.6	80 11.3	12 1.7
	未指定・検討中等	101 100.0	7 6.9	8 7.9	3 3.0	4 4.0	3 3.0	7 6.9	69 68.3

問 28 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、暖房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2割	3 ～ 4割	5 ～ 6割	7割以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	64 7.9	96 11.8	77 9.5	81 10.0	332 40.9	79 9.7	82 10.1
い指所指定問 る定とし2 施し避難1 設てて難	指定している	710 100.0	60 8.5	89 12.5	75 10.6	78 11.0	322 45.4	73 10.3	13 1.8
	未指定・検討中等	101 100.0	4 4.0	7 6.9	2 2.0	3 3.0	10 9.9	6 5.9	69 68.3

問 29 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、炊き出しのための厨房設備が整備されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2割	3 ～ 4割	5 ～ 6割	7割以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	90 11.1	109 13.4	118 14.5	94 11.6	234 28.9	81 10.0	85 10.5
い指所指定問 る定とし2 施し避難1 設てて難	指定している	710 100.0	84 11.8	104 14.6	115 16.2	90 12.7	229 32.3	72 10.1	16 2.3
	未指定・検討中等	101 100.0	6 5.9	5 5.0	3 3.0	4 4.0	5 5.0	9 8.9	69 68.3

問 30 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、食料や毛布等の物資が備蓄されている避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2割	3 ～ 4割	5 ～ 6割	7割以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	197 24.3	176 21.7	97 12.0	53 6.5	173 21.3	31 3.8	84 10.4
い指所指定問 る定とし2 施し避難1 設てて難	指定している	710 100.0	189 26.6	171 24.1	94 13.2	51 7.2	163 23.0	27 3.8	15 2.1
	未指定・検討中等	101 100.0	8 7.9	5 5.0	3 3.0	2 2.0	10 9.9	4 4.0	69 68.3

問 31 貴団体の指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7）の内、遊具（囲碁、将棋、ボードゲーム等）や週刊誌等の図書がある避難所の割合はどの程度ですか。以下の中から該当する記号を○で囲んでください（ひとつだけ）。

		調査数	ほとんどない	1 ～ 2割	3 ～ 4割	5 ～ 6割	7割以上	不明	無回答
全 体		811 100.0	325 40.1	123 15.2	41 5.1	23 2.8	37 4.6	178 21.9	84 10.4
い指所指定問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	710 100.0	314 44.2	115 16.2	41 5.8	23 3.2	36 5.1	166 23.4	15 2.1
	未指定・検討中等	101 100.0	11 10.9	8 7.9	- -	- -	1 1.0	12 11.9	69 68.3

問 32 指定避難所について、住民の避難促進に効果があると考えるものは、どれですか？以下の内、該当するものに○を付けてください（上位3つを選択）

		調査数	避難したいときにいつでも避難できること（鍵が開いている）	情報設備（テレビ、ラジオ、インターネット等）が充実していること	生活環境設備（冷暖房設備等）が充実していること	保健・医療に関する機能が整っていること	避難スペースが広いこと	駐車場が広いこと	自宅から避難所までの距離が近いこと	食料・毛布等が十分あること	建物が新しいこと
全 体		811 100.0	215 26.5	276 34.0	433 53.4	78 9.6	352 43.4	97 12.0	418 51.5	237 29.2	49 6.0
指定避難所 に指定している 施設	指定している	710 100.0	201 28.3	256 36.1	396 55.8	72 10.1	320 45.1	86 12.1	381 53.7	220 31.0	41 5.8
	未指定・検討中等	101 100.0	14 13.9	20 19.8	37 36.6	6 5.9	32 31.7	11 10.9	37 36.6	17 16.8	8 7.9

		調査数	その他	無回答
全 体		26 3.2	44 5.4	
い指所指定問 る定と定2 施しし避1 設てて難	指定している	22 3.1	11 1.5	
	未指定・検討中等	4 4.0	33 32.7	

問 33 避難しやすい指定避難所の整備のために、地域（自主防災組織等）との連携、企業との連携、学校との連携等工夫を行っている事例（鍵の開閉、避難所の設備など全国に紹介したい事例）があればご教示ください（自由回答）。

<主な回答*>

【避難所の鍵・開設】

- ・一部避難施設（公設）の鍵を町内会にわたしている。
- ・地域の自治会組織に避難所となる小・中学校体育館の鍵を預け、緊急時に備えている。
- ・市立の小中学校については、避難所の鍵開け要員として教職員3名、避難所初期運営要員として市職員3名を各小中学校ごとに指定し、震度5弱以上の地震が発生した際に参集し避難所を開設する体制をとっている。
- ・当市では、指定避難所を公立小・中・高校を指定しており、学校とは、平常時から校舎、体育館の部屋について、避難所になったときのレイアウトを定めている。鍵の保管について、学校行政職員だけでなく、自主防災会長とも連携し、それぞれで保管をしている。
- ・迅速に避難所開設を行うため、バックアップキーを作成し、避難所班である各地区福祉センターに保管するほか、区長など地区にも保管していただいている。
- ・地区指定員（市職員）を各地域に配置し、避難所の鍵の開閉を町内会役員と避難所施設管理者と三者で実施できるように体制づくりをしている。
- ・近隣協力員（学校防犯のため、学校が協力依頼している近隣者）にも、鍵の開閉の協力をお願いしている。
- ・避難所となる施設の鍵は、予め全て合鍵を作成し、危機管理課で保管している。
- ・夜間、休日に、避難所を開設する職員の指定。
- ・震度5強以上の揺れを感知すると、収納ボックスの鍵が自動解錠され、中に収納した市防災コンテナ及び各避難所などの鍵を取り出して、迅速な初動体制を配備するための「防災ボックス」を今年度整備した。

【避難所の運営体制・マニュアル・訓練】

- ・指定避難所ごとに年1回、「地域の代表」「施設管理者」「市避難所担当職員及び防災担当職員」が一堂に会し、拠点避難所連絡協議会を開催している。
- ・地域、学校、行政等が集う防災連絡会議を、学校ごとに年2回開催している。
- ・避難所を開設する市職員、避難を予定している自主防災組織、避難所を開設する施設の管理者等をメンバーとして、避難所ごとに運営委員会を組織し、平常時から、運営マニュアルの作成や訓練を行っている。
- ・本市では、住民避難所の施設管理者、市の職員が協働で、121箇所の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルを策定し、地域の防災訓練で活用する等、顔の見える関係の構築に努めている。
- ・予め指定した市職員（避難所開設担当）と施設側担当者との間で避難所施設や備蓄品等の確認、鍵の保管場所を相互に確認し、確認表を作成している。
- ・学校、地域と連携し、避難所マニュアルを作成、訓練もいっしょに行っている
- ・地域（自主防災組織等）との協働による運営体制の構築をめざし、避難所運営図上訓練（H.U.G）を小学校区単位で実施している。
- ・本市では、円滑な避難所運営には平時から顔の見える関係を構築しておくことが重要であるとの考えのもと、各指定避難所に担当課を割り当て、地域と行政とが連携して避難所運営マニュアルの作成を推進している。また、避難所施設の安全性を簡易的に確認するための「避難所等安全確認チェックシート」を作成し、専門家が不在の場合にも施設利用の可否を判断できるようにしている。
- ・防災ナイトの開催：避難所生活を体験するため、中学校と行政が連携し、実際に体育館で寝泊まりを行った。

【備蓄品・設備品】

- ・太陽光発電設備及び蓄電設備の導入を進め停電時も避難生活を送れるようにしている。
- ・備蓄方法を一括集中型から分散型に変更した。指定避難所及び福祉避難所の全ての施設に、避難所運営用資機材を配備している。
- ・N T T東日本との協定により「特設公衆電話」を設置。
- ・冬季における暖房と炊き出しの調理用を兼ねて、指定避難所の一部にコークスストーブを備えている。
- ・89施設中、23施設に発信専用の災害時優先電話（特設公衆電話）を設置している。
- ・福祉避難所に対しては、一部発電機と非常用食糧の備蓄を行っている。

*有効回答数＝58

問34 本アンケートでは、避難しやすい環境（避難を促進する環境）づくりについて、情報伝達、避難誘導、指定緊急避難場所、指定避難所の観点から伺ってきました。その他、避難しやすい環境（避難を促進する環境）づくりにあたり、貴市町村での工夫、ご意見、抱えている悩み、疑問点等がございましたらご教示ください（自由回答）。

＜主な回答＞

【悩み・課題】

●避難所関連

- ・山間部では集落が点在し、避難所となる施設が少なく遠い。高齢者も多く交通手段も限られる中でどのように避難させるか、情報を出したところで本当に避難できるかが課題。
- ・避難所まで遠い地区が多く、避難手段の確保について憂慮している。
- ・島しょ地区でほとんどの災害対応が必要であり、なおかつ危険地域の数も多く、避難所の指定が課題。
- ・避難所が土砂災害警戒区域に入っており代替施設の無い地区への対応に苦慮している。
- ・風水害等で避難所を開設する際に、「どの避難所をどのタイミングで開設するか」などの問題があり苦慮している（避難所班職員配置や住民の苦情など）。
- ・指定緊急避難所、指定避難所への再指定をすすめる中で土砂災害防止法によるイエローゾーンにかかる部分が、候補地に多く、十分な安全区域と言いきれない候補地だけでは、避難者（人口）とキャパシティとのマッチングにずれが生じている。
- ・山間地域で耐震等考慮すると指定避難所がない（施設が少ない）集落が生じる。
- ・当町では、水害時、市街地のほぼ全てが浸水エリアとなっており、エリア外には、公共の施設が少ないことから、避難所の選定に苦慮している。
- ・災害の状況（種別）により、避難所としての要件が異なることから、施設（避難所）の確保・配置等に苦慮している。
- ・想定される避難者数を収容可能な避難所スペースが確保できない。
- ・長期間の避難生活となった場合、指定している施設では生活環境が整っておらず、生活に耐えられない。
- ・備蓄品を保管するスペースの確保が、難しい。
- ・現在、指定緊急避難場所及び指定避難所を選定中であるが、津波浸水域、土砂災害警戒区域等を考慮し、選定すると、ほとんど指定できなくなってしまう。

●住民の災害に関する認識、住民への周知、啓蒙

- ・指定緊急避難場所について、現在指定作業中であるが、災害種別ごとに指定すると避難の際に市民が戸惑うといった意見もある。
- ・住民の主体的な避難を促すのは、住民自身の危機意識であると考え、避難の判断を含め、全て行政任せになっている面もあり、自分の身は自分で守る自助を基本とし、住民自身が自主的に情報を取得し、避難の必要性を判断できるよう情報伝達手段の整備、防災知識の普及、

啓発が自治体の責務であると考えている。

- ・避難所を開設・運営するためには、住民自治組織等により、協力・支援がもはや欠かせないが、今後、どのように、ご理解を得て、訓練等を展開していくか課題である。
- ・独自で指定している広域避難場所、避難生活施設、特定指定避難所などが市民にかなり周知されている中で、新たな指定が全市民に浸透するかが課題である。
- ・法改正の都度、名称変更や類似するような概念のものができてしまい、住民に定義を周知し浸透させるのに苦慮する。
- ・「避難所」「避難場所」の言葉が似ており、混同している人が多く、説明もしづらい。
- ・環境整備に加えて、近隣住民にも避難を呼びかける人材育成、コミュニティ育成が喫緊の課題である。
- ・過去に避難が必要となるような大きな災害の経験が少ないこともあり、実際の避難行動に移るまでの住民の意識が薄い。
- ・災害種類ごとに避難所を細分化すると住民にとって分かりにくくなるのではないか。

●財政・備蓄品

- ・一番の問題点は、予算に尽きる。
- ・各避難所に分散備蓄を計画しているが、予算関係で充足率があがらないのが現状である。
- ・防災行政無線のデジタル化により、ランニングコストが高くなり困っている。
- ・当市は合併して誕生した市で、公共施設も古い建物が多い。この時代に、防災に充実させた建物を建築することは財政的に困難である。
- ・ほとんどの指定避難所は学校の体育館であるので、冷暖房はないため、環境は劣悪になってしまう。そういう設備を設置するための補助金がないと一般財源だけでは難しい。
- ・避難所設備の充実をはかる為に、国や県の補助金制度を拡充してほしい。避難所が多く、整備には予算が足りない。
- ・本町の地理は南北に長く、「最寄りの避難所が遠くて困っている」という話を聞き、防災避難集会所（仮称）の設立を考えているが、やはり財政面で悩みを抱えているので、交付金等の助成について検討していただきたい。

●その他

- ・狭あい道路の整備方針が当面の課題。
- ・避難行動要支援者データベースの整備が進まない。
- ・長い間避難勧告をだしていないため避難を促進する環境づくりに官民ともに抵抗がある。
- ・これまで、大きな災害を受けた経験がないため、知識（机上ではなく、行動上）にとぼしく、不安な部分が多い。補完するため、防災訓練はしているが、実践にはまだ遠い。
- ・高齢化が益々進むことから、避難できない、若しくは、しない住民が今後増えるのではないかと、という、不安がある。
- ・中央から下りてくる内容と地域の実情がかけはなれている。画一的なことも大切だが、個別具体的な対応もできるような柔軟な制度を望む。

【工夫】

- ・行政による避難所の指定には、運営、備蓄物資の確保等の面で限界があることも否めず、地域住民による「緊急待避所」の確保を働き掛けている。マンションや事業所等を臨時避難所として活用するもので、住民ニーズに応じ、市が協定を結ぶなど対処している。
- ・避難所については、自主防災組織及び消防団が誘導もふくめて運営している。職員数が少なく、若手の男性職員＝消防団員である本村では、地域の協力により避難対策を行っていくしかないと考えております。
- ・地域毎に避難計画を作成し、それに必要なハード面を市で支援する。
- ・機会あるごとに地域の会合等で情報交換を行い、顔の見える関係づくりに努めている。
- ・避難行動要支援者の避難所までの移動手段の確保や、要配慮者の避難所生活における支援の整備をすすめる。

【認識・考え方】

- ・避難勧告を出す前に、自身が避難したのが良いと判断したときに避難できる環境づくり。
- ・町単独では負担が大きいことから、食糧や毛布等の生活必需品を町単独で、維持、管理するのではなく広域的に備蓄すると効果的でないと思われる。
- ・災害ごとに避難のイメージを持っていただくことが、正しい避難行動に結び付く。
- ・自治体の勧告、指示によらないで自主的・自己責任で避難する場合があってもよいと思われる。その場合住民は必要な非常持ち出し品等を持参し自治体は避難施設を提供する等最小限の対応にとどめる。その方が避難しやすく防災の判断力が養われる効果も期待できると思われる。
- ・自分の身に危険を感じたら、行政の勧告等を待たずに、安全な場所に、身移す、意識づけが、大事と考える。
- ・避難しやすいということだけでなく、市民が避難するとの意識を向上させることが先決。
- ・避難しやすい環境づくりについて、施設、設備等ハード環境整備のみならず、地域力の向上に伴う顔の見える共助関係の構築や、避難行動を特別視しない意識づくりのための啓発、防災教育等ソフト対策も重要であるとする。
- ・避難を促進する環境づくりを「公助」のみに依存するのではなく、「共助」の分野で、例えば民間事業者と自主防災会との連携などが、積極的に取り組まれることを期待する。

*有効回答数＝154

Ⅸ. 卷 末 資 料

9 - 1 官民協働事例 「地区防災委員会」

(大阪府箕面市)

箕面市では、被災時の避難所の開設、運営等の全てを市の職員が行うのではなく、地域住民と協働して運営できる組織づくりを進めている。そのために小学校区で横断的に活動する自主防災組織「地区防災委員会」を立ち上げた。

① 自主防災組織「地区防災委員会」立ち上げに至った背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をきっかけに市の防災体制を見直した。大規模災害が発生した際、行政機能がマヒしていても地域で地域を守る体制作りが必要であるとして、地域住民から構成される自主防災組織「地区防災委員会」を平成 24 年度に立ち上げた。

② 地区防災委員会の構成と役割について

地区防災委員会は小学校区ごとに結成されている（現在の組織数 14）。自治会から自主的に加入の要望を出すのではなく、各小学校区内にある全ての自治会、マンション管理組合、およびその他各種団体から構成されている。

地区防災委員会の役割は、被災時の避難所の開設・運営、地域住民の安否確認、および市への報告、救助や火事における初期消火、在宅避難者の支援となっている。

また、各校区に専属の市職員（近隣居住の 3 人）を地区防災スタッフに任命し、鍵の開錠を含めた避難所と災害対策本部との連携役をとっている。

③ 地区防災委員会の普段の活動について

役員会、全体会といった会議を定期的を開催しており、校区ごとの防災体制の確認や、平日・休日を問わず毎年 1 月 17 日に固定して行われる、全市一斉総合防災訓練の訓練内容を話し合いにより、決定している。全市一斉総合防災訓練では、各校区の地区防災委員会ごとに避難所を実際に開設する訓練も行っている。

9-2 避難所運営マニュアルの策定、利用

(東京都狛江市)

狛江市では、大規模災害が発生した際、避難所が必要になった場合に、避難所の開設・運営・閉鎖を地域住民が中心となって行えるよう、地域住民から構成される「避難所運営協議会」を設立した。

① 「避難所運営協議会」設立に至った背景

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、災害発生時の初動体制について議論された。市職員自身も被災者となりうる大規模災害時に、避難所の開設・運営・閉鎖を地域住民が中心に行うため、狛江市では「避難所運営協議会」を設立した。避難所運営協議会には避難所の開設を迅速に行えるよう、狛江市より各避難所の鍵を貸与されている。

② 避難所運営協議会の活動について

避難所運営協議会には災害が発生した時に、避難所の開設・運営・閉鎖を任せられているため、平時から避難所運営について協議を重ねている。避難所運営協議会内の役割や避難所生活のルールなどに関する協議を事前に行っており、実際に学校を舞台とした訓練などを実施することで、いざというときに備えている。

加えて、避難所運営協議会では避難所運営マニュアルの勉強会や、各地区独自の避難所運営マニュアルの見直しを行っている。ほかには避難所運営訓練の実施、また、訓練実施に向けた検討や各避難所の備蓄倉庫の確認など防災に関して幅広く活動しており、避難所運営体制の確立や、地域防災力の向上に寄与している。また、平成27年度の活動として、市内の各指定避難所において、市内一斉避難所開設訓練の実施を予定している。

③ 避難所運営協議会の組織率

狛江市では補助金交付や物資の提供などの協力を行うことで、避難所ごとの避難所運営協議会の設立を支援している。その結果、狛江市内の全13カ所中12カ所の避難所において避難所運営協議会が組織され、各避難所運営協議会の構成人数は現在約600名となっている。



<地域の避難訓練の様子>

9-3 震災後の避難所運営マニュアルの改訂

(宮城県仙台市)

仙台市では、東日本大震災において甚大な被害を受け、多くの被災者が避難所での避難生活を余儀なくされた。実際に被災し、各避難所で見えてきた課題に対して、避難所運営マニュアルの見直しを行った。

① 避難所運営マニュアルの見直し

仙台市では東日本大震災により、多くの被災者が避難所で避難生活を余儀なくされた。このような大規模な災害の状況下における避難所運営を通じて得られた課題や教訓を踏まえ、避難所の開設方法や運営体制等について、行政、地域団体及び施設管理者からの意見を基に避難所運営マニュアルの見直しを行った。

新しい避難所運営マニュアルにおいては、避難所に関する考え方、地域における各避難所（指定避難所、補助避難所、地区避難施設等）とその役割、避難所運営の方法等を整理した。特に避難所運営の方法については市の職員、地域団体、施設管理者、避難者がそれぞれ、避難所の開設、運営上どのような役割を担うかという点について重点的に整理した。加えて、運営に必要な作業を分類し、その分類に応じて作業シートの手順に従って行動することにより、運営におけるおおまかな作業を初心者でも行えるよう、わかりやすく工夫した。

また、各地域では避難所ごとの特性に合わせた「地域版避難所運営マニュアル」の作成を行っており、地域全体のマニュアルの周知にも力を入れている。

② 避難所運営マニュアルの解説DVD

避難所運営マニュアルは内容にボリュームがあり、マニュアル全てを理解するにはかなりの労力を要するため、まず概要を映像で理解してもらうために、避難所運営マニュアルの解説用DVDを作成した。解説用DVDはマニュアルの理解を促すことに加え、各町内会、各種関係団体に配布することで、より多くの方々の避難所マニュアル作成への参画を促した。



＜仙台市の避難所運営マニュアル＞

9-4 避難所マニュアルの策定

(宮城県亶理町)

平成 23 年に発生した東日本大震災を被災した経験を基に、亶理町では避難所運営マニュアルの作成に着手した。実際に避難所を運営した職員、組織等と意見交換を実施し、避難所運営マニュアルを作り上げた。

① 避難所マニュアル策定に至った背景

亶理町では、当初より平成 25 年に地域防災計画の見直しをする予定だったこともあり、平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、地域の意見を反映できるよう職員をはじめ、消防団、婦人防火クラブ等防災関係機関、団体（約 30 団体 延べ 400 名）と意見交換会を実施した。意見交換会の中で、避難所内での課題、反省点の一つとして「マニュアル」のようなものがあると避難所運営がより円滑になるのではないかという意見があがり、新たに作成を試みた。

② 避難所マニュアルが完成するまでのプロセス

避難所マニュアルを作成するにあたり、まずは近隣県内市町の避難所マニュアルや、意見交換会であがった震災時の避難所での課題・反省を参考にひな形を作成した。このひな型から避難所マニュアル検討委員会を立ち上げ、検討を重ね完成に至った。

なお、避難所マニュアル検討委員会の構成メンバーは、震災時に実際に避難所の対応をした職員等とした。具体的には町役場の職員（避難所担当職員、教育委員会等）、施設管理者（町内小中学校の職員、教員）、地域の代表者（行政区長、まちづくり協議会職員）、関係団体（町社会福祉協議会、民生委員）が避難所マニュアル検討委員会を務めた。

③ 避難所マニュアルの活用事例や亶理町独自の内容

避難所マニュアルの作成に関わったメンバーや、町役場の全職員、町の指定避難施設すべてに配付し、情報共有を図っている。この避難所マニュアルは町のホームページでも掲載しており、一般住民の方への普及・啓蒙を図っている。

また、亶理町の避難所マニュアルには参考資料として、避難者へのアンケート結果の一部を抜粋して掲載されており、当時の避難所の様子が伺える内容となっている。



< 避難所開設訓練の様子 >

9-5 個別避難所運営マニュアルの策定

(宮崎県宮崎市)

宮崎市では、地域住民避難所の施設管理者、市の職員が協働で、121箇所の指定避難所ごとの避難運営マニュアルを策定し、地域の防災訓練で活用する等、顔の見える関係の構築に努めている。

① 個別避難所運営マニュアル策定に至った背景

平成25年6月の災害対策基本法改正の際、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示された。そこで宮崎市では地震等の大災害発生時に市民の生活拠点として、中長期に渡って避難所が開設された場合を想定し、市内232の避難所のうち多くの避難者を受け入れる十分な避難スペースを有する121避難所について、個別避難所運営マニュアルを策定することとした。

② マニュアル作成のための取組【H. U. M（ハム）プロジェクト】

※H. U. M＝避難所運営マニュアルの略

取組の内容としては、危機管理課において、避難所の開設手続きや、避難所の運営の心構えといった内容を誰にでも分かるように基本的な部分を抜粋した説明編、標準的な避難所レイアウト（例）を網羅した個別避難所運営マニュアル（雛形）を作成した。

次に、作成したマニュアル（雛形）を検証するため、市職員（総合支所、地域センター、地域事務所、避難所配備員）による避難所運営訓練（HUG）を行い、また、地域自治区単位で各避難所を1グループとして、関係者（地域、施設管理者、避難所配備員）によるワーキングを28回（21地域、延べ769人参加）実施した。そして、各避難所の関係者から提出された避難所施設に適した避難所配置案（雛形の修正）を、その避難所の運営マニュアルとし、各避難所、各総合支所、地域センター、地域事務所に配備し、地域の防災訓練で活用してもらうこととした。

③ マニュアルの活用事例

地域主催の防災訓練において、避難所運営訓練の一環として、「避難所運営マニュアル検証ウォークラリー」を実施。地域住民や避難所施設関係者、市職員が一緒になって、マニュアル作成の際にレイアウトした仮設トイレ等の設置場所について、実地検証をしている。



＜個別避難所運営マニュアルに係るワーキングの様子＞

9－6 避難所運営図上訓練

(香川県東かがわ市)

東かがわ市では、地域における防災力の向上を図ることを目的に、避難所運営図上訓練を市内の9地区に分かれて実施した。自治会長等地域の代表者らを中心に、災害に対する意識の向上を図った。

① 避難所運営図上訓練

平成26年度に東かがわ市で行われた避難所運営図上訓練では、「HUG（ハグ）」と呼ばれる避難所運営ゲームを利用し、実際に広域避難所と指定されている施設の平面図を用いて、被災時の避難所の運営について訓練を行った。南海トラフ地震等の大災害が発生した場合を想定して避難所の運営を疑似体験するもので、災害に対する備え、意識の向上を図った。

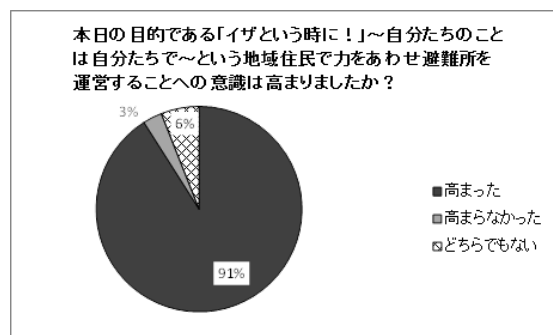
② 訓練結果について

訓練では市内を9地区に分けて実施され、参加者は300人を超えた。HUGの参加者はまず、避難者の受付場所などを設定し、避難者の性別や年齢、持病などの情報が記載されているカードをめくりながら、各避難者を避難所のどこに配置すると良いかといった議論を重ねた。

HUGを終えた後のアンケートでは、「地域住民で力をあわせ避難所を運営することへの意識は高まりましたか？」という問いに対しては9割以上の人々が「高まった」と回答した。



<避難所運営図上訓練「HUG（ハグ）」の様子>



<訓練後のアンケートの結果>

9－7 宿泊型の防災体験学習

(北海道千歳市)

千歳市では、災害時に北斗中学校が指定避難所として開設された場合を想定した避難訓練「北斗中防災ナイト」を2013年9月に1泊2日の行程で、参加を希望した北斗中学校の生徒・保護者及び地域住民とともに宿泊型の防災体験学習を同校体育館で開催した。

① 宿泊型防災体験学習「北斗中防災ナイト」

北斗中防災ナイトは、収容避難所である北斗中学校の体育館で行われた。防災体験学習の内容構成は2部構成となっており、第1部は生徒、町内会等を対象に千歳市防災マスターリーダー会による「避難所運営ゲーム（HUG）」を実施。実際に避難所を運営することを想定した図上訓練を行った。

第2部は生徒を主体とし、避難所生活を再現するため、「段ボール製避難所パネルの作成」、「非常食の炊出し・配膳」等の体験や、学校に配備されている「投光器付発電機」、「AED」等の取扱要領の指導を行い、避難所設営・宿泊体験を通じて防災・減災に対する理解を深めた。

② 参加者の感想

北斗中防災ナイトの実施後、参加者の感想としては、「日頃、気にもしない食べること寝ることをはじめ、学校という慣れない空間、体験の全てに緊張したが、大変勉強となった」等の意見があった。



<「北斗中防災ナイト」の様子>

9－8 総合防災訓練、応急救護所設置・運営訓練、応急医療救護体制訓練

(千葉県船橋市)

船橋市では、船橋市総合防災訓練実施要綱を定め、災害に対する危機管理意識や自助及び共助の力を養うことを中心に、防災・減災のためにさまざまな訓練や、その体制の見直し等を実施している。

① 総合防災訓練全体の概要

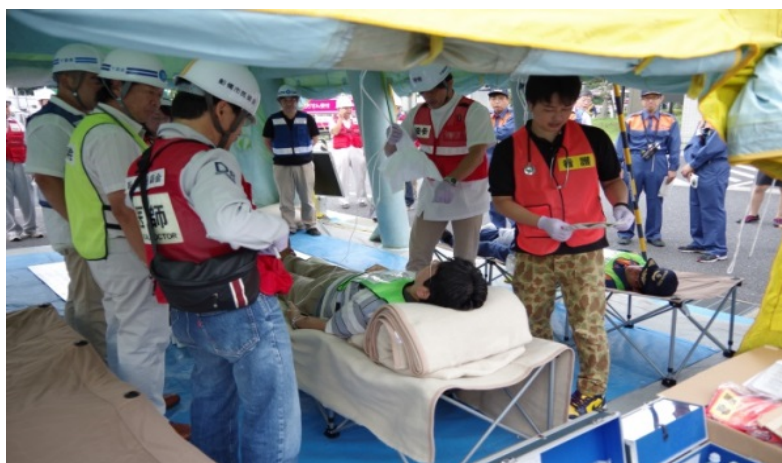
総合防災訓練は市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立並びに市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強い安全なまちづくりを確立することを目的としている。訓練の内容としてはいっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）、災害時要援護者（要配慮者）安否確認訓練、避難所運営訓練、帰宅困難者対策訓練（情報伝達訓練）、応急救護所設置・運営訓練、応急医療救護体制訓練等を実施した。

② 応急救護所設置・運営訓練の実施

大規模災害に備えて、医療5団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、接骨師会）による応急救護所の設置・運営に関する訓練を検証として行った。応急救護所への参集訓練、応急救護所の役割、机上訓練（トリアージシミュレーション訓練、応急救護所設置シミュレーション訓練）、「災害時用救急医療セット」見直しに係る確認、反省会（アンケートをもって実施）を実施し、今後の災害医療対策の確立を図った。

③ 応急医療救護体制訓練の実施

「船橋市総合防災訓練実施要綱」に基づき、災害協力病院と災害拠点病院の連携による応急医療救護体制及び迅速な情報収集体制を確立するために応急医療救護体制訓練を行った。災害医療協力病院からの搬送と災害拠点病院における受入等の連携を想定し、災害協力病院の職員が、自院から医療センターへ負傷者搬送を実施した。



< 応急救護所設置・運営の模擬訓練を医療センター内にエアテントを設置し、実施した様子 「千葉県船橋市より提供」 >

9 - 9 全市一斉総合防災訓練

(岐阜県関市)

関市では、平成 26 年 10 月に市内全域を対象とした防災訓練を実施した。大型の台風により、土砂災害警戒情報及び岐阜県記録的短時間大雨情報が発表されたことを想定し、参加者各自が避難場所まで避難を行った。

また、主地区である田原地区では各種体験型訓練、市役所では、職員による災害対策本部運営訓練が実施された。

① 総合防災訓練の実施

関市が行った総合防災訓練では全市内を対象とし、市内の住民約 12,000 人が参加する大規模な訓練となった。訓練当日に市内全域でサイレンが鳴ると、各自主防災会長は、会毎に決めている避難場所へ避難し、災害対策本部の各地区支部に避難者数や被害状況などを報告した。

② 各種体験型訓練

今回の総合防災訓練では関係協力機関と協働し、主会場である関市立田原小学校において、避難所運営体験（リアルHUG体験）をはじめ、自衛隊の指導による土のう積み訓練、炊き出し訓練、消火器取扱い訓練、小型動力ポンプ取扱い訓練など、市民参加型の訓練が多数実施された。

③ 災害対策本部運営訓練

市役所市民ホールでは職員による災害対策本部運営訓練が行われた。

訓練では予め伏せておいた被災情報等を電話で一斉付与し、それらの情報を正確に収集、図上等で把握するとともに、本部員が対応等を判断、発信（本部長に具申）、各班に指示するなど、情報収集から処理、指示に至るまでの一連の動きを実践的に訓練した。



<避難所運営体験（リアルHUG訓練）（左）と災害対策本部運営訓練（右）の様子>

9－10 地震感知式自動解錠ボックスの導入事例

（和歌山県有田市、東京都稲城市、茨城県龍ケ崎市）

避難所整備の初期対応における重要な事項として、被災直後に避難所を早期開設する必要性が挙げられている。避難所の早期開設の対策として、地震感知式自動解錠ボックスを避難所に設置する自治体が増えてきている。

■地震感知式自動解錠ボックス

震度 5 相当以上の揺れが感知された際に、装置内にあるセンサーが反応して、ボックスが自動解錠される仕組みとなっている。鈍器類などの外部からの衝撃では解錠されないことがない耐久性や、電源を必要としない仕組みであることから、停電時でも機能する仕様の地震感知自動解錠ボックスを導入している自治体が増えてきている。収納物としては、門扉・防災倉庫の鍵、防災井戸蛇口のハンドルその他、避難所設営、運営マニュアル等を保管している。

地区防災活動拠点付近に設置することにより、地域の自主防災組織が早期に避難所開設ができるほか、防災コンテナの鍵を合わせて補完し、速やかに救助資機材を取り出すことができるようにしている自治体もある。和歌山県有田市、東京都稲城市、茨城県龍ケ崎市では小学校、総合体育館、公民館、津波避難ビル等に設置されている。



<和歌山県有田市の設置状況>



<東京都稲城市（左）、茨城県龍ケ崎市（右）の設置状況>